

平成18年度

各会計決算審査特別委員会会議録

- 1 日 時 平成19年 9月19日
開会 10時00分 散会 17時30分
- 2 場 所 幕別町役場 5階議場
- 3 出 席 者
- ① 委 員 (18名)
- | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1 中橋友子 | 2 谷口和弥 | 3 斉藤喜志雄 | 4 藤原 孟 | 5 堀川貴庸 |
| 6 前川雅志 | 7 野原恵子 | 8 増田武夫 | 9 牧野茂敏 | 10 前川敏春 |
| 11 中野敏勝 | 12 乾 邦廣 | 13 芳滝 仁 | 14 永井繁樹 | 15 杉山晴夫 |
| 16 大野和政 | 17 杉坂達男 | 19 千葉幹雄 | | |
- ② 委員長 牧野茂敏
- ③ 説明員
- | | |
|------------------|-------------------|
| 町 長 岡田和夫 | 副 町 長 高橋平明 |
| 副 町 長 遠藤清一 | 教 育 長 金子隆司 |
| 代表監査委員 市川富美男 | 会 計 管 理 者 管 好弘 |
| 総 務 部 長 増子一馬 | 経 済 部 長 藤内和三 |
| 民 生 部 長 新屋敷清志 | 企 画 室 長 佐藤昌親 |
| 建 設 部 長 高橋政雄 | 忠類総合支所長 川島廣美 |
| 札 内 支 所 長 熊谷直則 | 教 育 部 長 水谷幸雄 |
| 総 務 課 長 川瀬俊彦 | 税 務 課 長 前川満博 |
| 糠内出張所長 中川輝彦 | 企 画 室 参 事 羽磨知成 |
| 福 祉 課 長 米川伸宜 | 保 健 課 長 久保雅昭 |
| 町 民 課 長 田村修一 | 農 林 課 長 菅野勇次 |
| 商工観光課長 八代芳雄 | 経 済 部 参 事 田井啓一 |
| 土地改良課長 角田和彦 | 車両センター所長 森 範康 |
| 水 道 課 長 橋本孝男 | 会 計 課 長 鎌田光洋 |
| 地域振興課長 姉崎二三男 | 保 健 福 祉 課 長 野坂正美 |
| 住 民 課 長 湯佐茂雄 | 経 済 課 長 飯田晴義 |
| 幕別農業委員会事務局長 飛田 栄 | 忠類農業員会事務局長 稲田和博 |
| 監査委員事務局長 坂野松四郎 | 議長 古川 稔 監査委員 助川順一 |
- ほか、関係係長及び係
- ④ 職務のため出席した議会事務局職員
- | | | |
|---------|---------|---------|
| 局長 堂前芳昭 | 課長 横山義嗣 | 係長 國安弘昭 |
|---------|---------|---------|
- 4 審査事件 平成18年度幕別町一般会計ほか9会計決算認定
- 5 審査結果 一般会計質疑
- 6 審査内容 別紙のとおり

決算審査特別委員長

議 事 の 経 過

(平成19年9月19日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○委員長（牧野茂敏） ただいまより、平成 18 年度、幕別町各会計決算審査特別委員会を開会いたします。

審査に入ります前に、委員長といたしまして一言お願いを申し上げたいと思います。

先の本会議にて設置された、本特別委員会の委員長として、私が大任を果たすこととなりました。

ご承知のように、決算審査は、議会が決定した予算が適正に執行されたか審査するとともに、資料に基づき、その行政効果や経済効果を測定し評価する、極めて重要な意味を持っているものと思っております。この決算審査の重要性に鑑み、私に与えられました職責を全ういたしたいと思っておりますので、本特別委員会の運営につきましては、皆さまご協力を頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

ここで、審査の方法について御確認させていただきます。

はじめに決算にかかわります資料及び総括的説明を理事者に求めます。

説明が終わりましたら、一般会計の歳出、1 款議会費から款ごとに順を追って審査をしてみたいと思います。

その後、歳入の審査を行い、歳入の審査が終わりましたら、一般会計に係る総括的な質問をお受けいたします。

また、特別会計の審査につきましては、各会計ごとに歳入歳出一括して行いたいと思います。

次に質疑をされる委員の皆さんに申し上げます。

質疑に当たっては、一括し、必ずページ番号、目、節を明確にしてから発言をお願いいたします。

また、関連する質疑については、第一発言者が発言を終えた後、関連と言って挙手をお願いいたします。

なお、答弁に立たれます説明員の方におかれましては、挙手をし、職名を明確に言っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、本委員会に付託されました認定第 1 号、平成 18 年度幕別町一般会計決算認定から、認定第 10 号、平成 18 年度幕別町水道事業会計決算認定までの 10 議件を一括議題といたします。

最初に、お手元にお配りしております平成 18 年度幕別町一般会計、特別会計決算資料の説明並びに総括的な説明を受けたいと思います。

説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（増子一馬） お手元に配布いたしております資料に基づきまして、平成 18 年度の概要について、ご説明をいたします。

資料の 1 ページをご覧ください。

まずはじめに、1、概要のなお書き以降に記載しておりますが、前年度、平成 17 年度の決算額につきましては、旧忠類村の決算額は、引継ぎ分しか合算されておりませんので、ご理解を賜りたいと思います。

それでは、第 1 表平成 18 年度決算の状況についてであります。

はじめに、歳入ですが、点線で囲ってありますとおり、一般会計の決算額は平成 18 年度につきましては、158 億 1,627 万 4,000 円となりまして、前年比では 12.4%の増となっております。

一方、特別会計の決算額は、93 億 5,264 万円で、前年比 5.8%の増となっております。

歳入の合計であります。前年度と比較いたしまして、額で 22 億 5,014 万 3,000 円の増、率では 9.8%の増となっております。

次に、歳出ですが、一般会計の平成 18 年度決算額は、155 億 8,557 万 8,000 円で、前年度と比較しまして、12.1%の増であります。

特別会計決算額は、92 億 7,819 万 1,000 円で、前年比 6.6%の増となっております。

歳出合計の決算額の増減では、前年比 22 億 6,326 万 7,000 円の増で、率で 10.0%の増となっております。

次に、特別会計の会計別の決算額であります。9 ページをご覧くださいと思います。

9 ページの下の表、第 8 表にありますように、国民健康保険特別会計から農業集落排水特別会計まで、8 つの特別会計の決算額等を、それぞれ載せておりますが、合計いたしますと、C 欄の支出済額の計にありますように、92 億 7,819 万 1,000 円となります。

なお、老人保健特別会計の歳入歳出差引額が、3,176 万 8,000 円のマイナスとなっておりますが、これは、平成 18 年度中に支払いされた医療費に対しまして、国・道支出金の概算交付が少なかったためであります。平成 19 年度において、清算されることになっております。

次に、10 ページをご覧くださいと思います。

各特別会計ごとに、それぞれの決算につきまして、概要を掲載しております。

各会計とも、前段で歳入についての説明、後段で歳出についての説明をいたしておりますが、後段の方の歳出決算額につきまして、説明をさせていただきます。

(1)の国民健康保険特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しまして、3 億 6,378 万 4,000 円の増、率にいたしまして、14.8%の増となっております。保険給付費及び老人保健拠出金の増が主な要因であります。

(2)老人保健特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しまして、1 億 109 万 3,000 円の増、率では 3.8%の増となっております。

この会計の主な歳出は、医療諸費であります。

(3)の介護保険特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しますと、9,811 万 4,000 円の増、伸び率 8.2%であります。これは認定者の増などに伴う保険給付費の増によるものであります。

(4)の簡易水道特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較いたしまして、3,755 万 6,000 円の増、率にいたしまして 8.4%の増であります。

増額の主な要因といたしましては、幕別簡水配水管布設工事など、建設工事や、工事に伴う負担金が増えてことによるものであります。

次に、11 ページになりますが、(5)公共下水道特別会計の歳出決算額であります。前年度と比較しますと、9,824 万円の減、率にして 5.9%の減となっております。

減額の要因は、汚水管新設工事など建設事業費の減が主なものであります。

(6)の公共用地取得特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較いたしまして、1,662 万 6,000 円、率にして 79.1%の増となっております。内容としましては、平成 11 年度に借入れいたしました起債の元金償還が始まったことによるものであります。

(7)個別排水処理特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しますと、608 万 2,000 円の減、率にいたして 3.3%の減で、排水処理施設整備工事費の減が主な要因となっております。

(8)農業集落排水特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しますと、6,218 万 7,000 円の増、率にいたしますと、141.7%の増であります。これは忠類地域のみのもので、前年度決算が合併後、2 月 6 日以降の分のみであるということでもあります。

以上が、特別会計の決算状況であります。

次に、2 ページにお戻りいただきたいと思っております。

2 ページ、第 2 表、平成 18 年度一般会計収支の状況になりますが、表の下から 4 行目をご覧ください。

歳入歳出決算額の差引額ということになりますが、2 億 3,069 万 6,000 円の歳計剰余金が生じております。

この歳計剰余金の処分につきましては、このページの中ほどに書いてございますが、これは説明をご覧いただきたいと思っております。

歳入総額 158 億 1,627 万 4,000 円に対しまして、歳出総額は、155 億 8,557 万 8,000 円であり、歳入歳出差引額 2 億 3,069 万 6,000 円の歳計剰余金を生じましたが、このうち、翌年度への繰越明許にかかわる繰越財源が、2,492 万 4,000 円ありますので、その額を差し引いた残り、2 億 577 万 2,000 円が、平成 18 年度の実質収支額となっております。

なお、この実質収支額につきましては、地方自治法の規定によりまして、歳計剰余金の処分といたしまして、財政調整基金に 1 億 2,000 万円を積立ていたしておりますので、残りの 8,577 万 2,000 円が翌年度への純繰越金となります。

次に、歳入であります。3 ページをお開きください。

第 3 表、一般会計歳入決算額に、1 款の町税から 22 款町債まで、予算額から構成比まで、それぞれの数値が記載されておりますが、C 欄の収入済額の計の欄にありますように、158 億 1,627 万 4,000 円が、平成 18 年度一般会計の決算額であります。

なお、不能欠損額であります。1 款の町税、13 款の分担金・負担金、14 款の使用料及び手数料、17 款の財産収入、21 款諸収入にありますが、これを合計いたしますと、2,282 万 7,000 円となっております。

また、収入未済額につきましては、合計で 2 億 7,127 万 2,000 円となっております。

次に、4 ページをご覧ください。

4 ページには、歳入の構成比を円グラフで表しております。

構成比の中で、大きなウェイトを占めておりますのは、地方交付税で 38.0%。以下、町債が 18.8%、町税では 14.4%、諸収入が 5.5%、国庫支出金 4.5%などといった構成になっております。

次にその下の第 4 表、財源の構成比と伸び率をご覧いただきたいと思っておりますが、主な者について、平成 17 年度の決算と比較した伸び率でご説明を申し上げます。

1 款の町税では、前年比 2.7%の増ということになっております。

主な内容につきましては、町民税の個人が、道内景気に以前とした回復の兆しがみえず、税制改正はあったものの、給与収入の減少に加え、農業所得についても、価格低迷により減少となりましたことから、住民税全体で 2.4%の微増。

また、固定資産税は、平成 18 年度が評価替えの年ということもあり、家屋が大きく減収となったため、新築家屋の増加分があったものの、固定資産税全体では 0.7%の微増となっております。

2 款地方譲与税については、前年比 35.6%の増であります。こえは主に、国の三位一体の改革における国庫補助金の削減に対しまして、所得税の一部を所得譲与税として交付されたことによるものであります。

4 款配当割交付金と、5 款株式等譲渡所得割交付金につきましては、平成 15 年度、税制改正により新設されたものであります。道に納入された額に相当する額の 3 分の 2 が交付されたものであります。

11 款の地方交付税は、前年比 20.8%の増、額で申し上げますと、10 億 3,361 万 5,000 円の増となっております。

これは、合併により、旧忠類村の分と合算されたことによるものであります。

15 款の国庫支出金は、前年比 20.1%の減で、これは札内駅南北線交通安全施設等整備事業や、地域イントラネット基盤整備事業国庫補助金。

これらの減が主なものであります。

16 款の道支出金につきましては、前年比 21.8%の減、額にして 1 億 4,516 万 5,000 円の減となっております。これは、強い農業づくり事業や、障害児居宅支援事業の減などによるものであります。

次、22 款の町債につきましては、前年比 30.1%の増となっております。これは、公営土地改良事業や、道の駅整備事業などが実施されたことによるものであります。

以上、主なものについて申し上げましたが、これらの内訳などの説明につきましては、前のページの3ページの①、町税から、4ページ、5ページといきまして、5ページの⑥町債までに記載してありますのでご参照いただければというふうに思います。

続きまして、歳出について、ご説明をいたします。

6ページをご覧ください。

6ページであります。6ページに、第5表平成18年度目的別歳出決算を掲載しております。

1款議会費から10款予備費まで、予算減額から不要額まで、それぞれの数値を記載しておりますが、決算総額につきましては、B欄支出済額の一番下の欄にありますように、155億8,557万8,000円です。

この中で、構成比が最も高いのは、11款公債費の18.9%、額では29億4,015万円。

次に、12款職員費の14.0%、3番目が、民生費の13.2%。

以下、4番目が土木費、5番目が農林業費という順番になっております。

次に、7ページをお開きください。

7ページには、第6表の性質別歳出決算が載せてございます。

この表につきましては、ただいま申し上げました歳出を性質別に区分したものであります。

主なものを申し上げますと、1の人件費が、前年度との比較では、16.1%の増であります。前年度については、先ほど申し上げましたように、旧忠類村からの引継ぎ分のみとなっているところであります。

このうち、職員給につきましては、15.9%の増となっております。

なお、この表には載ってございませんけれども、ラスパイレズ指数について、申し上げますと、平成16年度が98.4%、平成17年度が97.7%、そして、平成18年度につきましては、95.7%となっております。

次に、この性質別の表の4の扶助費であります。前年比9.9%の増、5の補助費等は、額にしまして、前年比8億4,373万円、率で61.7%の増となっております。主な要因といたしましては、国営事業償還金を約7億7,000万円、繰上償還を行ったことによるものであります。

7の積立金であります。額にしまして1億2,241万7,000円の減であります。これは平成17年度において、合併により各種基金の引継ぎがあったことによるものであります。

10の投資的経費であります。4.5%の増、額にいたしまして1億2,324万1,000円の増となっております。

内容といたしましては、普通建設事業の補助事業費が4,556万円の減。これは前年度において、札内駅南北線交通安全施設等整備事業や地域イントラネット基盤整備事業など、大型事業が実施されたことが大きな要因であります。

単独事業では、1億6,880万1,000円の増となります。これは道の駅建設事業や、北栄町近隣センターの建設事業などによるものであります。

また、災害復旧費につきましては、大きな災害がなく、支出がありませんでした。

以上が一般会計歳出についての説明であります。

次に、18年度の決算後における基金の状況について、申し上げたいと思います。

基金についての説明につきましては、別冊の決算書でご説明を申し上げたいと思います。

決算書の一番最後のページ、265ページをご覧ください。

265ページの一番下の表、平成18年度基金運用状況増減表になりますが、それぞれ一番右側の欄が、平成18年度末の現在高となります。

一番下の合計欄をご覧ください。現金が39億1,449万円、土地で2億3,810万4,000円となっております。

これを合算しました基金総額であります。41億5,259万4,000円で、前年度と比較いたしまして、2億57万9,000円の減ということになっております。

なお、先ほど、決算資料2ページの説明の中で申し上げましたが、平成18年度の決算剰余金からの積立てが1億2,000万円ありますが、この1億2,000万円につきましては、この決算書上の残高には含まれていないということになっております。

今、申し上げました基金のうち、既に平成19年度予算におきまして、財政調整基金の方から3億5,000万円。

それから、地方債の償還財源としての減債基金から、3億3,098万7,000円など、総額にして7億1,974万1,000円ほどを予算化をして、一般会計に繰入れしているところであります。

このため、19年度末の基金の保有残高は、減少するものと見込まれておりますけれども、今後の財政運営上、これら基金の活用には十分留意をしていかなければならないものと思っております。

次、また、資料の方にお戻りいただきたいと思います。

資料の12ページをお開きください。

12ページの中ほどに、第9表、一般会計財政状況として、各種指数等を表した表がありますが、表の下から3行目、財政力指数、次に起債制限比率、及び実質公債費比率を掲載しておりますので、ご覧を頂きたいと思います。

まず、財政力指数であります。これは数値が1に近く、1を越えるほど税などの一般財源が多い。いわゆる財政力があるということになるわけですが、本町の財政力指数につきましては、平成16年度は0.316、経平成17年度、0.299、そして平成18年度は、0.317となりまして、ほぼ横ばいの状況であります。

次に、実質交際費比率について、申し上げます。

これは、平成18年度から、地方債の発行が許可制から協議制に制度改正されたことに伴いまして、新たな新たに導入された財政指標であり、起債制限比率に含まれない特別会計への繰出金のうち、公債費に充当される繰出金や、一部事務組合への負担金のうち、公債費に充当される負担金などを加えたもの。その団体の実質的な公債費負担としたものであります。

これによりまして、18.0以上、25.0未満が、起債発行に対して許可制となり、25.0%以上になりますと、起債発行において制限を受けるというふうになります。

幕別町の実質公債費率は、23.5となったところであります。

また、本町の起債制限比率は、平成16年度は13.2、平成17年度は13.6、平成18年度は15.2となっております。

本町におきましては、平成4年度以降、各種の大型事業実施に伴いまして、多額の起債を借入れしてきましたことから、平成18年度に、起債償還のピークを迎えておりまして、償還額が約29億円となっております。比率は15%を超えたという状況となっております。

これらの対応策といたしましては、起債借入れの抑制、また、借入れする場合には、できるだけ交付税措置がされる、優良な起債を借り入れる。

さらには、歳入の方で申し上げますと、自主財源の確保を基本におきながら、そして、住民サービスの低下にならないように、財政運営を行うということであろうと思っております。

次に、16ページをお開きください。

第12表、地方債の状況であります。ただいま申し上げました地方債の残高が、一覧表となっております。

表の一番下のK欄で、右から3列目が、地方債の総残高となりますが、差引現在高237億2,134万8,000円であります。

次に、17ページをお開きください。

17ページの(2)につきましては、この地方債の借入先別、利率別現在高の状況について、記載した表であります。

左の利率別内訳という欄がありますが、この中に、利率別に現在高を記載しておりますが、一番右の欄の5%超の現行計につきましては、合計が5億7,887万5,000円で、構成比にいたしますと、全体の

2.4%ということになります。

したがって、残りの97.6%が、5%以下の借入利率ということになっております。

これは、過去に行った高利率の銀行縁故債等の繰上償還、あるいは、近年の低金利ということによるものであります。

次に、18ページ、第13表、債務負担行為の状況をご覧いただきたいと思っております。

これも地方債と同様に、後年次に財政負担となってくるものであります。

19年度以降、支出予定額欄であります。うち一般財源というところで、債務負担の合計が22億187万2,000円となっております。

この債務負担の内容といたしましては、1番の物件の購入のうち、(1)の建造物の購入に係る債務負担といたしましては、教員住宅であります。

(2)のその他物件は、公社貸付牛にかかわる債務負担であります。

なお、一番大きなものは、3番目のその他にあります21億9,811万2,000円ですが、これは、公団営や国営などの土地改良事業にかかわる償還金。

これらの債務負担が主なものとなっております。

このほか、パークプラザ整備事業に対する補助金、あるいは、農業関係の利子補給金、債務負担などが、この数字には含まれております。

これにつきましても、地方債同様、今後の財政運営の中では、歳入負担の取扱いについて、十分留意していかなければならないものと考えております。

次に、19ページをご覧ください。

19ページでは、第14表としまして、各款における節ごとの決算額を載せてあります。

次、20ページ、第15表になりますが、団体等に対する各種負担金、補助金、交付金の一覧表としまして、次の21ページまで載せております。

その次、22ページからは、最近5カ年間に於ける款ごとの比較を一般会計から各特別会計について、それぞれ会計ごとに31ページまで掲載をしております。

それから、32ページからになりますけれども、平成18年度の主要な施策の成果としてまとめております。

33ページの議会活動以降、最終の114ページまで、各項目にわたる主な施策につきまして、具体的な数字を含め、掲載をしておりますので、ご参照いただきたいと思っております。

以上で、決算概要の説明を終わらせていただきます。

○委員長（牧野茂敏） 総括的な説明が終わりましたので、これに対する質疑がありましたら、お受けいたしたいと思っております。

○委員長（牧野茂敏） 中橋委員。

○1番（中橋友子） 総括質問、最終的にはいつも一般会計終わった最後にやらせていただいているのですが、これは前段にやっていいのですか。

それとも、今の説明に対する質問だけですか。

○委員長（牧野茂敏） 従来どおりです。

なければ、これより、認定第1号、平成18年度一般会計決算、1款議会費に入らせていただきます。

1款議会費の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（増子一馬） 1款議会費につきまして、ご説明を申し上げます。

90ページをお開きください。

1款議会費、1項議会費、予算現額1億2,174万1,000円に對しまして、支出済額1億2,069万6,471円であります。

議員報酬ほか、議会だよりの印刷費、会議録作成委託料等各種議会運営にかかわる経費であります。

なお、議会活動の内容につきましては、先ほどご説明させていただきました決算資料の33ページに

記載のとおりであります。

以上で、議会費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（牧野茂敏） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたしたいと思います。

（なしの声あり）

○委員長（牧野茂敏） 1款議会費につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、2款総務費に入らせていただきます。

総務費の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（増子一馬） 2款総務費につきまして、ご説明を申し上げます。

92ページをご覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、予算現額11億180万2,000円に対しまして、支出済額10億8,727万102円であります。

1目一般管理費の4節共催費及び7節賃金は、事務補助及び宿日直業務の臨時職員にかかわる費用であります。

11節需用費は、法令等追録代、参考図書、事務用消耗品及び庁舎にかかわる光熱水費が主なものであります。

12節役務費につきましては、郵便料、電話料が主なものであります。

13節委託料は、顧問弁護士委託料、広報配送委託料、それから、職員給与管理システム委託料などあります。

細節9、訴訟代理委託料につきましては、固定資産税評価額にかかわるしまむら裁判における顧問弁護士への委託料であります。

なお、顧問弁護士の相談実績につきましては、平成18年度は3件であります。

次のページをお開きください。

14節使用料及び賃借料、主なものは、複写機借上料などありますが、細節6の空気清浄機借上料につきましては、庁舎内の各階及び出先機関などの計13カ所に設置しているものであります。

18節備品購入費、細節2の例規管理システムにつきましては、条例などの改廃作業を行うためのパソコンシステムの導入に要した経費であります。

23節償還金利子及び割引料は、町の宅地の購入者の契約解除に伴う返還金であります。

2目広報公聴費の主なものにつきましては、需用費で、月1回発行の広報まくべつの印刷製本費が主たるものであります。

3目財政管理費、本目の主なものは、11節需用費の印刷製本費で、予算書の印刷製本費であります。

4目会計管理費は、出納室にかかわる経費で、次のページ、11節需用費は、決算書の印刷製本費。

12節役務費の細節15 派出業務取扱手数料は、役場庁舎2階出納室ある北洋銀行派出窓口にかかわる手数料であります。

5目一般財産管理費、本目は、主に中央会館及び旧緑資源公団などの管理費用であります。11節需用費、細節40の修繕料につきましては、庁舎窓ガラス補修が主なものであります。

13節の委託料は、役場庁舎等の管理委託料が主なものでありますが、細節11は、忠類地区のテレビ中継局の保守点検にかかわるものであります。

次のページになります。

28節の繰出金につきましては、公共用地取得特別会計への繰出金で、札内9号南道路用地取得事業の起債償還元金利子に対する繰出金であります。

次、6目近隣センター管理費、本目は、40カ所の近隣センターと、6カ所のコミセンの管理運営にかかわる経費であります。

13 節委託料では、主にコミセンにかかわる管理、警備の委託料であります。

15 節工事請負費の細節 1 水洗化工事につきましては、古舞近隣センター 1 カ所にかかわるものであります。

次のページ、19 節負担金補助及び交付金、細節 3、近隣センター運営交付金であります。40 カ所の近隣センターにかかわる運営交付金であります。

次に、7 目庁用車両管理費、本目は、福祉バス 3 台、集中管理による車両 31 台、町長公用車などにかかわる車両維持管理費用であります。

主なものにつきましては、11 節需用費の燃料費、それと、12 節役務費、自動車損害保険料であります。

13 節の委託料は、忠類地区の福祉バスにかかわる運行委託料であります。

8 目町営バス運行費、本目は、幕別駒島間運行にかかわる町営バスの委託料が主なものであります。

9 目町有林管理費、本目は、町有林の管理費用であります。次のページをお開きください。

15 節、細節 1 の町有林整備工事につきましては、下草刈 61.33 ヘクタール、除間伐 82.08 ヘクタール、樹高伐 13.60 ヘクタールを実施いたしております。

10 目町有林造成費、本目は、町有林の造成にかかわる費用であります。15 節工事請負費の細節 1 皆伐工事につきましては、8.36 ヘクタール、細節 2 造成工事は、一つには、地拵え 17.25 ヘクタール、それと植栽工事 20.29 ヘクタールを実施したものであります。

11 目企画費、本目は、企画室に係るものであります。19 節負担金補助及び交付金は、細節 5 十勝圏複合事務組合など広域行政に関連する経費、細節 12 は、国際パークゴルフ協会に対する交付金、細節 15 太陽光発電助成金は、住宅用発電システム導入に対する補助金であります。これは 1 件につき 15 万円を限度として補助するものであります。18 年度においては 4 件補助したものであります。

12 目支所出張所費、本目は、札内支所及び糠内、駒島各出張所にかかわる費用で、7 節賃金は、各出張所にかかわる臨時職員の賃金。次のページになりますが、そのほか、事務用経費が主なものとなっております。

13 目職員厚生費、本目は、職員の福利厚生及び研修にかかわるもので、9 節旅費は、職員研修計画に基づく各種研修旅費、12 節役務費は、職員健康管理のための各種健康診断手数料などが主なものであります。

14 目公平委員会費、本目は、公平委員会開催にかかわる経費であります。

次に、15 目交通防災費、本目は、交通安全対策、防犯対策及び災害対策にかかわる費用で、1 節報酬の交通安全指導員や防災会議委員にかかわる経費。

次のページをお開きください。

それから、7 節賃金の交通安全推進員の設置費用や、交通安全啓発関係消耗品などあります。

11 節需用費、細節 21 の防犯灯に要した電気料であります。

13 節委託料、細節 7 は、防災無線の保守点検委託料であります。これは忠類地区におきまして、本機が 2 基、街頭用が 3 基、一般住宅用 778 基に係るものであります。

15 節工事請負費では、防犯灯の新設 90 灯、器具更新 15 灯などに要した費用であります。

次に、16 目諸費、本目は、公区運営関係費や各種負担金及び補助で、ほかの課目に属さない経費の支出課目であります。

次のページをお開きください。

1 節報酬は、各種委員会委員の報酬であります。

19 節負担金補助及び交付金では、細節 3 十勝町村会に対する負担金。

細節 10 江陵高校の運営費に対する補助金。

細節 11 は、地方バス路線維持に対する補助金であります。

22 節保障補てん及び賠償金は、ごみ収集者がシャッターを破損させた賠償金であります。

24 節の投資及び出資金は、地域振興公社への出資金といたしまして、10 株を取得しております。

幕別町の持ち株総数は、605株となりまして、全体の37.81%の保有率となっております。

17目基金管理費、本目は、各種基金から生じる利息、あるいは、寄附金等をそれぞれの基金へ積み立てたものであります。

なお、各種基金の年度末残高につきましては、先ほど、決算書の最後のページに掲載をしているということであります。

18目電算管理費、本目は、電算処理業務にかかわるものであります。

11節の需用費では、納付書等各種電算関係用紙の印刷製本費であります。

次のページをお開きください。

13節の委託料は、電算機器及び業務用ソフトの保守点検委託料、細節12は、北海道電子自治体プラットフォームホームにかかわる維持管理経費であります。

14節は、光ファイバー用設備を仮設してある電柱などの借上料であります。

19目協働のまちづくり支援費であります。112公区にかかわる公区长報酬や、公区運営交付金及び協働のまちづくり支援事業にかかわる交付金が主なものであります。

20節扶助費の公区活動見舞金につきましては、公区活動中に発生をした怪我に対する見舞金2件分であります。

20目、総合諸費であります。忠類地域の振興策について協議をする地域住民会議委員報酬や、住民の相談業務、各種届出事務にかかわる費用及び庁舎運営に係る費用が主なものであります。

112ページになります。

19節負担金補助及び交付金につきましては、合併にかかわり、村名の変更に伴いまして、封筒、ゴム印、農産物ダンボールなどの書換え。本年度は、28件分に対する助成金であります。

21目近隣センター建設事業費につきましては、北栄町近隣センター建設にかかわる工事費ほかであります。

木造平屋建て、199.33平方メートル、用地買収1,956.5平方メートルであります。

22目電算統合システム整備事業費は、合併に伴う幕別町全体のネットワーク構築事業の2年目の整備であり、本年度は、主に札内地区のかかわる整備であります。

次のページをご覧ください。

15節から19節まで、地域イントラネット整備に要した工事費、備品、電柱強化経費であります。

2項町税費、予算現額1,621万7,000円に対しまして、支出済額1,552万1,524円であります。

1目の税務総務費、本目は、7節賃金の臨時職員賃金及び事務用経費が主なものであります。

19節負担金補助及び交付金の細節4十勝圏複合事務組合（滞納整理機構）につきましては、業務開始前年度の準備経費といたしまして、パソコンの滞納整理システム導入にかかわる経費などの幕別の負担分であります。

2目賦課徴収費、本目は、賦課徴収にかかわる費用で、12節、細節20コンビニ収納手数料につきましては、18年度から税使用料などをコンビニエンスストアで納付できるところであります。この平成18年度におきましては、1万708件の利用があり、それに伴う手数料を、北海道銀行が加入をしている地銀ネットワークに支払をしたものであります。

13節委託料では、価格評価システム及び収納管理システムの保守点検委託料、平成18年度の固定資産評価替えに伴います各種委託料であります。

次のページ。

14節では、価格評価管理システムの借上料、さらに、23節の過誤納還付金などが主なものであります。

次に、3項戸籍住民登録費、予算現額653万7,000円に対しまして、支出済額625万7,660円であります。

1目戸籍住民登録費、本目は、戸籍及び住民登録事務に係る経費であります。

13節委託料の住基ネットワークシステムにかかわる費用、14節使用料及び賃借料の戸籍電送機借上

料、さらに、住基ネットワークシステム機器借上料などが主なものであります。

4項選挙費、予算現額 656 万 8,000 円に対しまして、支出済額 471 万 1,450 円であります。

1目選挙管理委員会費、本目は、選挙管理委員会開催にかかわる費用であります。

次のページをご覧ください。

2目の知事・道議選挙費、本目は、平成 19 年 4 月 8 日執行の北海道知事・道議選挙にかかわる執行経費であります。

次に、5項統計調査費、予算現額 132 万 1,000 円に対しまして、支出済額 101 万 91 円であります。

1目統計調査費、本目は、1節報酬の事業所事業統計及び工業統計調査にかかわる調査員報酬など統計調査事務にかかわる費用が主なものであります。

次のページ、6項監査委員費、予算現額 250 万 6,000 円に対しまして、支出済額 241 万 4,060 円であります。

1目監査委員費、本目は、監査委員報酬及び監査業務にかかわる経費であります。

以上で、総務費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（牧野茂敏） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたしたいと思えます。

ありませんか。

中橋委員。

○1番（中橋友子） 何点かご質問させていただきます。

まず、ページ数では 95 ページ、一般管理費の中で、18 備品購入費、2、例規集管理システムを購入されております。

この大変高い、システムですので、どういう形のもが購入されていて、どんなふうにご利用されていくかということなのですが、こういったものの積算の基準といいますか、そういうものについて伺いたいと思えます。

同じように、電算システムにかかわりまして、ページ数では 111 ページ。

ここは、18 電算管理費で、委託料、総額で約、ここでは 1,000 万近くが決算として表示されております。

この電算機器等保守点検、内容が機器の保守点検であるとか、それから、ソフトの保守点検であるとか。また、委託料修正委託とずっと続くのですが、これらは毎年毎年このように計上されて使われてきているのですが、こういった管理に対する委託料の、どんなふうに行われていて、業者はどういうふうを選定されていて、委託をどんな形でやっているか。

積算基準などはどんなものを使われていて、どうしているのか、伺います。

それと、同じページの 19 協働のまちづくり支援の中に、公区費の運営がここに入っておりますので、公区運営にかかわってお伺いするのですが、例年問題にしてきているのですが、公区の加入数が年々減少しているということが、各公区で大変な問題になってきています。そのことが、地域自治活動の全員参加されないということでの支障を来すという問題もございまして、平成 18 年度においては、加入率がどうであったのか。そして、加入に当たってのどんな手立てをとって進めてこられたのか、お伺いいたします。

次に、117 ページ。

これも毎年聞いております 1、目では戸籍住民登録費の 13 の委託料、また、14 の使用料及び賃借料。住基ネットシステムにかかわりまして、この住基ネットシステムが、国の政策として、国の決めたこととして、うちのまちもやってきたわけですが、費用対効果で、毎年これだけの投資をしていても、なかなかその利用が増えない。

果たしてこれが必要なのかどうかということで、質問をさせていただいてきておりました。

平成 18 年度に当たっては、どんな実績であったのか、伺います。

それと、大変戻って申し訳ないのですが、ページ数では 95 ページ。

2目の広報公聴費にかかわりまして、今、広報誌の発行と、それから、住民に対する各行事であるとか説明会であるとかのお知らせの在り方についてお伺いするのですが、今、広報誌は1カ月に1回ということで発行されておりますが、お知らせ等、これはこれもまた、月1ということが多いと思うのです。

それで、例えば、合併のときの住民説明会のお知らせのときにも問題にしたことがあったのですが、開催日から住民にお知らせされるまでの期日が非常に短いということで、昨今も様々な地域で、工事建設にかかわる説明会であるとか、そういった点で、住民に対するお知らせが遅いという問題が生じております。

それで、こういった点にかかわりまして、どんなふうに取り組んでこられてきているのか、伺います。

○委員長（牧野茂敏） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 私の方から、まず第1点目の例規集管理システムのことについて、答弁させていただきます。

例規集管理システムにつきましては、従前、町の条例とか規則につきましては、もちろん電算管理されていたわけですが、機能的には、ワープロ的な程度ということでありました。

それにつきまして、このシステムは、それとは大幅に違っていて、条例改正等の事務につきまして、全職員が容易に取り組めるように開発されてシステムであります。

具体的に申し上げますと、条例改正でどの部分を改正したいのかという点につきまして、入力いたしますと、それにかかわる改正分、条例提案するときの改正分、それと、新旧対象表。それと、議決の後に、それらの改正内容は、現在の条例に溶け込ますという作業もあります。

そういうようなことが、全部システム上自動的に行われるという画期的なシステムでございます。

そういうものを導入するというので、その趣旨につきましては、これ、一般的にそういう法令実務につきましては、専門的な知識がいて、なかなか対応が難しい面がありますけれども、このシステムを導入したことによりまして、全職員が共通で事務を取り扱うことができる。省力化を図れる。

また、正確な事務をやれるというようなメリットがあるということで取り組んだものであります。

これにつきましては、平成19年の3月の議会におきまして、債務負担行為の議決を頂いております。

そのことで、債務負担行為の議決を頂いたのは、20年度から23年度までの分でございますけれども、予算的には、18年度から取り組んでおりまして、そして、その積算に当たりましては、これは先進的な取組をしている町村が全国的にあります。

そちらの先進的な取組をしている町村の事例を参考にいたしまして、本町で行いたい業務をよく精査し、その内容にかかわる経費を先進事例から学んで、こちらの方で金額を積算したものであります。

そして、業者につきましては、幾つかの業者に、プロポーザル方式で提案をしていただき、その中で、一番適切な業者を選定して、この事業に取り組んだということでございます。

○委員長（牧野茂敏） 企画室参事。

○企画室参（羽磨知成） 私の方から、公区運営の関係でございます。

加入率でございますが、平成18年度の加入率ですが、本年19年2月に調査いたしました。

結果といたしまして、総世帯数1万430世帯のうち、公区若しくは町内会に加入している世帯が9,487世帯でございます。

ほぼ、90から91%ということで、9%程度の方が未加入ということでございます。

平成17年、18年が、違う調査でございましたが、94%程度の加入率でございましたので、ここ数年でやはり落ちているという実態でございます。

この傾向につきましては、全国的な問題となっております。現在、総務省の方でも、地域コミュニティに関する調査検討会を設けて、調査研究しているところでございます。

本町におきましても、公区長会議等でこの問題が幾たびか取り上げられておりまして、転入の際には、公区制度ということがあることを、窓口にて周知しているのですが、なかなか公区には加入してもらえないというのが実態でございます。

他市町村の先進事例を見ますと、そういう公区若しくは町内会のメリットというものを掲げたパンフ

レットというのを配布しているところもあるようでございますので、こういうところを参考にしながら、新たな手立てを考えていかなければならないことは考えています。

先ほど申し上げた総務省の方の研究会の方は、本年中に最終的な報告書が出るようでございますので、その辺の内容も参考にいたしたいと考えております。

それから、広報誌の在り方でございます。

平成 15 年度から、月 1 回の発行にいたしました。

それまで、広報が月 1 回、お知らせ版が月 2 回ということでございます。

この月 1 回にした経緯と申しますのは、大体他市町村見ましても、月 1 回か 2 回、月 1 回もやっぱり半分以上あるかと思いますが、公区長会議等におきまして、なかなか配布の手間が大変だと。

やっぱり、前段申し上げました、コミュニティの関係もあると思いますが、そういう声もございまして、月 1 回の中でできないかどうかということを検討しました結果、月 1 回にいたしました。

公区長会議の方にも、月 1 回でどうだろうかということをご諮りしましたが、おおむね賛成ということでございました。

ただ、今、委員おっしゃりましたように、どうしても一月以上、お知らせの内容が一月先以上までなるということで。また、日にちが、月の頭の場合には、差し迫っているということで、このことにつきましては、月 1 回にする際に、各課に徹底周知したところなのですが、やはり、どうしても日程が後々になって決まってしまうということもありまして、現在でも苦慮しているというところは事実でございます。

当面、月 1 回といたしたいと思いますが、公区長会議等広くご意見を伺いながら、月 2 回の方法についても、検討はしていかなければならないものと考えております。

○委員長（牧野茂敏） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 私の方から、住基ネット関連の実績について、ご説明いたします。

はじめに、住基カードの発行の実績でございますが、平成 18 年度は 41 枚発行しておりまして、延べで 117 枚発行したものとなっております。

利用状況でございますが、このカードを利用いたしまして、ネットワークを利用いたしまして、他市町村で、幕別町の住民票等を発行したのが 3 件。逆に、他市町村の方が、幕別町で住民票を発行しているのが 12 件ございました。

また、さらに、インターネット上で確定申告などをする登録をなされた方が、町内で、18 年度 25 名の方がされております。

○委員長（牧野茂敏） 企画室副主幹。

○企画室副主幹（妹尾 真） 111 ページの電算関係の委託料につきまして、ご説明申し上げます。

電算関係機器の保守点検委託を行います業者の選定基準でございますけれども、機器の特質性及びソフトの特質性から、当該機器の保守能力を持っている製造関連業者及びソフトウェアの内容を熟知しているセットアップした業者、導入業者等の中から、その業務に行うにたける能力及び体制の整った業者を選定しているところでございます。

積算基準におきましては、ハードの部分の保守と申しますのは、壊れたときに速やかに直してもらおうという性質のものでございますけれども、この部分につきましては、対象となるハード機器の総額に対しまして、一定の率を掛けたものが、保守対象経費として計上しているところでございます。

それから、ソフトの部分につきましては、対象となるソフトの業務のプログラムの複雑と及び対象となる業務の内容の多い少ないに従いまして、一定の積算を行いながら、価格を決定しているところでございます。

なお、自ずと対象となる業者が狭められることがございますことから、電算関係の企業導入するときにおきましては、カードの保守費用及びソフトウェアの保守に想定される費用も勘案しながら、総合的に、負担の、総経費の少なくなる業者を選定していることから、今回の対象となる保守企業につきましても、少なくなる方向の業者を選定した結果、この金額で発注をいたしているところでございます。

○委員長（牧野茂敏） 質疑の途中でございますけども、この際、11時15分まで休憩をいたしたいと思
います。

11:02 休憩

11:15 再開

○委員長（牧野茂敏） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中橋委員。

○1番（中橋友子） それでは、再質問ですが、まず、例規集の管理システムの430万5,000円という決
算であります。管理だけで400万というのは少なくない金額だと思うのですよね。

お伺いしましたら、今までなかなか難しかった変更について、このシステムを導入することによって、
容易に全職員が取り組めることにできたということでもありますから、そのこと自体は非常に大事なこと
だろうなというふうに思います。

ただ、こういう投資でありますから、これはまた、聞きますと、平成20年から23年ということであ
りますが、ずっと更新されていくものなのでしょうか。

それとも、一度こういうふうに投資すれば、しばらくこれでもつというものなのかどうか。

それと、決算でありますから、どこの業者をお願いしているのかも、差し支えなければお伺いしたい
と思います。

それと、次、町内会の加入状況の問題です。

町内会というよりは、私どもの町内は、行政区、公区ということですから、行政の末端機関として位
置付けられている組織であります。

したがって、ここが90%、10%近く加入していないということは、それだけ地域住民の人たちに、
町内会を通して、お知らせをする。行政の方針を伝えるという。

あるいは、住民側から、行政に様々な意見などを挙げてくる。

そういうところが、停滞してくるというふうに思うのですよね。

これは、いろんな形で、国の機関も、それから、公区長の間でも論議をなされて、検討されてきてい
るというお答えでありましたが、しかし、年々低下の傾向には歯止めが止まっていないと。

そうすると、未加入の状況に対する、まず、行政の様々な、平たく言えばおしらせ広報などもそうで
すが、そういうものが、きちっと行き渡って、少なくとも、加入されていない人たちに、今の町として
取り組んでいることがわからないという状況はつくってはいけないと思うのですよね。

その辺の手立ては、以前はコンビニなどに広報誌なども置いてなどというお話もされていたことがあ
りますけれども、現時点では、どんなふうにされているのか。

全員に配られているのかどうかということですね。

それもお聞きしたいと思います。

それと、広報誌の関係であります。これは月1回発行の、月1回のお知らせで、問題がなければそ
れに私もこしたことはないと思うのです。

なかなか配るのも大変ということも、それは実際にそういう声も聞いておりますから。

しかし、必要なお知らせが、期限ぎりぎりに届けられる。あるいは、過ぎてしまったということは聞
いておりませんが、日程がつかないようなぎりぎりに、お知らせが入るのだということで、例えば、今
回、泉町の工事にかかわって、地域住民説明会、先月の末ですか。行われていた。これのお知らせも本
当にぎりぎりだったのですね。

これは、幕別町ではなくて、道か国の事業ではないかと思うのですが。

そういったことにかかわっても、やはりうちの町としては、きちっと目配せをして、遅れることのな
いようにしていかなければならない。

やはり、月1回ということになりますと、本当に住民の方がよっぽど気をつけていなかったら、前も

ってお知らせされている中身も、きちっとそれを覚えて参加していくというのが難しくなるのだらうと思うのですよね。

それで、月2回のお知らせの検討もされているということではありますが、一つは、地域特定のものについては、特別な回覧をまわすとか、あるいは、要するに、ぎりぎりになるよりは早い方がいいわけですから、その手前に引いたお知らせに心掛けるということは、まだまだ不足しているのではないかと思うのですよね。

その点についてはどうでしょうか。

住基ネットのかかわりではありますが、以前よりは利用が増えているように受け止めますが、しかし、全世帯1万を越える中で、まだこの数字ということは、決して多いというふうには思えません。

これまでも大変多額な投資をしてきておまして、今年度も同じですね。

それで、いつも問題にできていますセキュリティの関係では、昨年の決算のときには、北海道全体でそういう問題について、研究もし、取り組んでいくのだと。前進させていくのだということではありますが、それは実際にどのように行われてきているのか、伺います。

最後ではありますが、電算システムのことです。

委託の中身によって、それぞれ内容が変わってくるというのはわかるのですけれども、例えば、ソフトのプログラム、どんな積算基準でというところがなかなか見えなかったのですけれども、主にこの保守点検であるとか、プログラムの作成であるとかというのは、ほとんど人件費ではないかというふうに思うのですよね。

こういった人件費というのは、その職種といいますか、組むプログラムの内容によって、マネージャー的なプログラマーの方もいれば、そうではない技術のプログラマーの方もいるというようなことで、それぞれ単価が違ってきていますよね。

ここでは、そういうことを全部積み上げてやっていらっしゃると思うのですが、例えば、このソフトの場合でしたら、どんな技術者で、単価は幾ら決算されたのか、伺いたいと思います。

それと、こういう仕事は特殊なところだと思うのですよね。どこでもできませんから。

ずっと、うちも電算システム入れて長いのですが、業者というのは、固定されているのではないかというふうに思うのですが、そこはどうでしょうか。

○委員長（牧野茂敏） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） まず、第1点目の例規集の管理システムについて、お答えいたします。

まず、業者名につきましては、第一法規株式会社です。

18年度におけます430万5,000円の経費につきましては、初期投資にかかわる経費であります。

具体的に申し上げますと、このシステムのソフトの購入経費と、パソコンを3台同時に入れておりますので、それらの初期投資の経費ということになります。

それと、後年度のことですけれども、これにつきましては、保守管理を必要としますので、それにかかわる経費といたしましては、現時点では、年間大体150万円程度で推移すると思っております。

債務負担行為で議決を頂いているのは、23年度までですので、その間までにつきましては、この形で契約を結んでおりますので、これでいきます。

そして、その24年度以降、どうするかにつきましては、その間、このシステムを導入したことの効果をよく考えながら、更新するかどうかの可否につきましては、その時点で判断したいと考えております。

○委員長（牧野茂敏） 企画室参事。

○企画室参（羽磨知成） 公区町内会加入の問題でございますが、広報誌等が行き渡っているのかどうか。

又は、意見の吸い上げができていっているのかどうかということかと思っておりますけど、公区長さんの方には、その公区内に住んでいる方全員に、原則的には広報誌は配布してくださいよということをお願いはしてございます。

ただ、公区によっては、その中の30%が未加入というか、町内会に入っていないと

いう公区もありますし、大変、とてもでないけど手がまわりきらないという話もありました。

そういうことから、どうしても対応できない場合については、コンビニ又はコミセン等に入りしてりますので、そこから、必要な方は持って行ってくださいということで周知いたしましたし、本年の5月から、そういう手配になっております。

また、行政情報という点では、今、ホームページの方に広報誌もいつも掲載しておりますので、ホームページ若しくは携帯サイトからでも見られることになっておりますので、そちらの方で情報を収集している方もいらっしゃるのかなと考えております。

次に、広報誌の関係なのですが、月1回ということをやっているのですが、私どもの方には、直接的な問題があるというような、住民の方から声は聞いてはおりません。

ただ、私どもが発行している段階でも、例えば、月の6日と7日に、行事がある場合には、ちょっとこれは厳しいなどは考えております。

先ほども申し上げましたように、できるだけ先手先手で、各課各部に日程が決まり次第、載せるような指示はもう一度していきたいと考えております。

○委員長（牧野茂敏） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 住基ネットワークシステムのセキュリティの向上ということでございます。

昨年の決算委員会の中でお話しさせていただきましたとおり、市町村の方から、私どもも含めまして、セキュリティの向上と、さらには住民の皆さんが使いやすいような業務を増やしてほしいということ要望してまいりました。

その結果、昨年の12月から年金の事務にかかわりまして、現況届というのを、毎年出さなければならなかったものが、住民の方が登録することによって、一生手続が不要になるなどというようなふうに、業務が非常に増えたということと、もう1点、セキュリティにつきましては、これは財団法人地方自治情報センターというところが、国から委託を受けて、この運用をしているところなのですが、この情報センターが、チェックとセキュリティの向上というために、定期的にチェックを行うということと、さらに、防御システムの更新、常に新しい防御システムを入れ替えて、セキュリティの向上をするというようなことを、定期的に、年数度行うようになっております。

○委員長（牧野茂敏） 企画室副主幹。

○企画室副主幹（妹尾 真） 電算関係に関連いたします積算基準について、お答えいたします。

まず、プログラム修正等を行う場合の発注単価でございますが、業務を行う職員は、SEと言われて、システムエンジニアの略でございますけれども、対象業務につきまして、全体を見まして、関連のあるところを、齟齬のないように、設計を行ってから、実際に作成を行う、指示を行うというような業種のものの積算でございますが、ものによって違いますけど、日単価で、4万円から5万円ほどということで、積算が挙がってきております。

この部分につきましては、業務の中につきまして、各業者の管理経費、その他もろもろ。それから、後の保障等がございますので、通常の労務者を雇う単価とは、離れておりますけれども、そのような形で発注しております。

あと、労務の日数につきましては、行う内容等を勘案いたしまして、実際の業務量との関連が適切かどうかを判断いたしました上で、事業をいたしているところでございます。

それと、業者の固定傾向があるかどうかということでございますが、基本的には、当該のシステムを導入した業者でなければ、そのものを修正するということはできないというものでございますので、その部分につきましては、同じ業者でございますが、物によっては、違った業者でも同系統のものができる場合がありますこの部分の比較検討する中で、替えていく部分と、それから、システムが何年かの中で、少しずつ、5年10年使っていても更新時期がくるものですから、そのときに、更新の段階で、そういうような経費も含めて選定することによって、いたずらに固定するだとか、高くなるということのないように配慮しながら、システム運用に努めているところでございます。

○委員長（牧野茂敏） 中橋委員。

○1 番（中橋友子） 例規類集のところは大分わかりました。

しかし、毎年 120 万かかっていくということは、やはり、少なくない経費ですね。

平成 23 年に債務負担行為終了のときに次を考えられるということではありますが、やはり、投資したものが有効に、将来ともに活用される仕組みといえますか、方向性を持ってやっていくことが大事ではないかというふうに思います。

プロポーザル方式もとってやられたということではありますが、特殊でありますから、これは入札になるのでしょうか。何なのでしょう。

IT 関連というのは、なかなかどこでもここでも、後段の質問にもかかわってきますが、固定されたところに、固定したお金がどんどん入っていくという、つぎ込まれていくと。

町の方は、人件費は減るのだが、IT のお金だけはどんどん増えていくというような傾向が、この決算の中でも見受けられるものですから。

その点での改善が必要かと思ってお尋ねをいたしました。

ここでは、ちょっと飛びますが、今の電算管理のことにもかかわって、同じ思いでお尋ねするのですけれども。

今、お答えになった、例えばその人件費、日額で 4 万から 5 万円ですよ。一般の人工さんとは違いますよ。もちろんそれはそうだと思うのですが、幕別町で発注しているのは、この人工賃金も、今お答えいただいたのは、あくまでもそのプログラマーの、一番高い賃金、プロジェクトマネージャーの段階の日額単価が 4 万円ないし 5 万円だっているように思うのですよね。

これ、すべてこういう人たちが携わらなければならない仕事ということではないですよ。

つまり、先ほども言いましたが、その仕事をする上においては、プログラマーの方ももちろんいるのだけれども、一般のシステムエンジニアの方もいらっしゃるでしょうし、そのほかの方もいらっしゃる。

当然、そういう人たちの単価は、4 万なんかいかないですよ。

そういうものも全部積算されてやっているといると思うのですが、単価は、例えば、この事業の中で、それぞれどんな単価使われて出されているのでしょうか。

今回決算の中で出されているもので。

○委員長（牧野茂敏） 企画室副主幹。

○企画室副主幹（妹尾 真） まず、単価の部分の設定でございますけれども、プログラムを改修の中で直接的にものが発生してくるということは、制度改正その他のものですか、それから、幕別町側が新たな業務を行いたくて、一部の改造を行っていただきたいといったようなものが発生したときに、保守契約の枠を超えて、別途委託をするというものがほとんどでございますが、そういうときというのは、システム全体を判断した上で、設計を行った上で、最終的なプログラムの開発個数そのものは中に含まれるものが少ないということがございますので、基本的には、全体を統括で見ます設計者である SE の単価というものを採用しているところでございます。

○委員長（牧野茂敏） よろしいですね。

中橋委員。

○1 番（中橋友子） 結果的には、SE を採用するというふうになれば、結果的には一番高い積算でこういうものが発注されていくということではないのでしょうか。

私は、実態に合った発注ということを求めたのですけれども。

それは、全体を統括する。そこが一番だというのは、それはそうなのですが、しかし、この人工賃金みましたら、ものすごい差があるのですよね。

1 日 4 万から 5 万。これは大体、1 カ月の時間というのは 120 時間だかに決められているというふうに聞くのですが、すごい金額になってきますよね。

こういうものが、一番高いところで設定されるのではなくて、技術者段階のものであれば技術者の単価を採用する。

あるいは、単なるプログラマーであればプログラマーの単価で積算すると。そういうことを綿密にや

って積み上げたもので、きちっと発注されていくというのが、一番大事だと思うのですが、そのところがちょっと見えないのですね。

今のお答えでしたら、一番上のところでやっているのだよというふうに聞こえるのですけれども、どうなのでしょう。

○委員長（牧野茂敏） 企画室副主幹。

○企画室副主幹（妹尾 真） おっしゃりますとおり、プログラムだけを発注すれば、それはプログラマー単価ということで、物事が済む可能性はございますけれども、プログラムそのもの発注する内容のところまで精通しているかどうかといいますと、発注側といたしましては、残念ながらわからないという実態でございます。

ということでございますので、そこの中身を全体的に設計しなおさなければいけないと。

あとは、現実的に、プログラムの部分が、研修を受けたときに、どのぐらいの率かということになると、全体に占める割合が2割とか3割しかないということでございますので、その部分は、トータルとして、受け止めた中で、後は実際のプログラマーの人工賃を算定するときに、この部分のプログラムの部分が多いときにつきましては、全体の中で、設定数が、例えば、設定の中で、5日、6日となったとしても、それは少なくするように、単価の中で調整できる。全体の枠の中で、業者の方と調整する中で、できるだけ金額を抑えるような1件1件の交渉を行っていった結果でございますので、たまたま、用いた結果が、SEの部分の中で出ているということでございますが、いたずらに安い賃金の人間も全部含めて、高いままで納めているということではございませんので、ご了承いただきたいと思っております。

○委員長（牧野茂敏） 中橋委員。

○1番（中橋友子） これ、何というのですか。見積書というのですか。

ございますよね。

それ、資料として提出を求めたいと思うのですが、よろしいですか。委員長。

○委員長（牧野茂敏） 暫時休憩いたします。

11：36 休憩

11：36 再開

○委員長（牧野茂敏） 休憩を解いて、再開をいたします。

ただいま、見積書、資料提供したいということですが。

ただいま、中橋委員から資料要求がありました。このことについて、お諮りをいたしたいと思っております。

この資料提供について、本委員会として、要求することにご異議ございませんか。

（異議なしとの声あり）

○委員長（牧野茂敏） それでは、異議なしと認め、資料を請求することにいたします。

中橋委員。

○1番（中橋友子） ありがとうございます。

質問であります。この点につきましては、資料を頂いて、再度質問をさせていただきたいというふうに思うのですが、委員長、よろしいでしょうか。

ない中でやりとりしていても、なかなか見えてこないというのがあるものですから。

よろしいですか。

○委員長（牧野茂敏） ちょっと休憩させていただきます。

11：38 休憩

11：38 再開

○委員長（牧野茂敏） 再開いたします。

委員会の開会以内にはできるそうであります。

ただいま、留保させていただきたいということでございますので、そのようにさせていただきたいと思えます。

ほかに、質問ございませんか。

野原委員。

- 7番（野原恵子） 107 ページですが、交通防災費の需用費、7番、防災対策消費費ですが、これは更新するための決算だと思っておりますが、この消耗品はどのように対処しているのか、1点お聞きしたいと思えます。

この消耗品を使いまして、例えば、町内会の公区の防災訓練ですとか、そういうところに活用されているのか。

もし、されていなければ、そういう方法もあるのではないかと思っておりますが、どのように処理しているか、お聞きしたいと思えます。

もう1点、42の需用費の中の防災灯修繕料のところなのですが、これは修繕にかかっている費用だと思っておりますが、防災灯や何か、非常に虫や何かが入っていて、暗い場合があるのです。

清掃したらまだ使えるという防犯灯もあると思っておりますが、その点、2点についてお伺いいたします。

- 委員長（牧野茂敏） 町民課長。

- 町民課長（田村修一） はじめに、防災対策消耗品の関係でございますが、ご質問のとおり、賞味期限が切れる直前に処分します。

それに対して、新たに補充するために、ここで決算させていただいているところでございまして、その賞味期限の切れる直前に、今年度は、忠類中学校の防災訓練に切れるものを提供しております。

以前から、公区の防災訓練ですとか、あるいは十勝全体で水防訓練とかやっております。

その際に、町から提供して、一応、食べるものが主なので、賞味していただくというようなことを行っております。

それと、防犯灯の修繕ということでございます。

これは、オートスイッチって自動的についたり消えたりするスイッチですとか、電球の修理にかかっているものでございます。

全体で234件、これ、やっているものなのですが、掃除の関係については、ちょっと今まで余り聞いたことがなかったので、もし、公区の方からそういうご要望があれば、掃除についても対応していきたいというふうに考えております。

- 委員長（牧野茂敏） 野原委員。

- 7番（野原恵子） 賞味期限の切れる前に使用しているということは1点わかりました。一般質問の中で、確か芳滝議員の質問の中で、公区独自で行っている防災訓練は5カ所というふうに聞いております。

幕別全体で5カ所ということでは、これからどういう災害があるかどうかわからないというときには、5カ所というのは少ないのではないかと思っておりますね。

その点を、公区に自主的な判断に任せるのではなくて、もっと公区が防災訓練に取り組んでいくことが必要ではないかというふうに思えます。

公区では、計画は立てているけれども、実際に訓練をしているところは少ないと思うのですけれども、その住民の命や安全を守るという点では、もっと公区指導で防災訓練を行うという指導も大事ではないかと思うのですが、お答えいただきます。

それから、防犯灯の清掃ということでは、前回、あそこの葉山電気のところに、葉山電気の北側の方の道路なのですが、旭町から葉山の方に入って行く道路なのですが、あそこにも、防犯灯の中に虫がびっちり詰まっています、清掃していただきました。

その後、常時そのところきちっと見ていけば、同じ状況になるということがわかると思うのですよね。

ですから、きちっと点検していくことが必要ではないかと思えます。

その点、お聞きいたします。

○委員長（牧野茂敏） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 公区の防災訓練ということでございますけれども、先般の一般質問でお答えいたしましたとおり、町長がお答えいたしましたとおり、町では今、公区のそれぞれの公区に自主防災組織をつくっていただきたいということで、いろいろな形で支援協力しております。

当然、非常に重要なものと考えておりますので、これからも、まず、防災組織をつくっていただくこと。

防災組織をつくっていただけなくても、防災訓練をしていただきたいというようなことは、これからも常に努めてまいりたいというふうに考えております。

あと、防犯灯の関係でございますけれども、そういう実態あるところ、何度も虫が詰まるというようなところについては、常に点検するとともに、さらに器具がもし、隙間があるとか、器具自体が悪いのであれば、虫が入りづらいような器具に変えていくというようなことも、ちょっと現場を見て対処させていただきたいというふうに考えております。

○委員長（牧野茂敏） よろしいですか。

ほかに。

谷口委員。

○2番（谷口和弥） 私の方からは、115ページの電算総合システム整備事業について、質問させていただきたいというふうに思います。

この整備事業ですけれども、資料によりますと、2年間で約3億6,000万円のそういった事業になっておりますけれども、15節の工事請負費。それから、備品購入費ですね。

そういうことなわけですけれども、53カ所の公共施設に、光ケーブルが長さ75キロ、大変大きな事業を行われたわけです。

それで、この事業がどれぐらい利用されているか。そのことを町としてどういうふうに把握されているかを、お尋ねしたいことがまず1点と、それから、19節の負担金補助及び交付金になってきますけれども、電柱強化負担金。これも大変大きな額が計上されておりますけれども、これがどういう性格なものかということと、それから、これからもこういったような金額が経年的にかかっていくのかどうなのか。

この2点をお尋ねしたいというふうに思います。

○委員長（牧野茂敏） 企画室参事。

○企画室参（羽磨知成） イントラ事業、平成17年と18年の2カ年にわたって実施いたしました。

この目的といたしましたところは、高速の回線で結んで、インターネット技術を利用して、住民に行政情報の提供、また、情報の共有、そして、行政事務の効率化、迅速化を図ることが目的でございました。

事業内容の結果といたしまして、キヨスク端末をコミセン等に各9カ所配置いたしました。

ホームページシステムの購入、議会中継システムの購入、また、併せまして、電話交換機、IP対応ということで更新。自家発電装置も整備いたしました。

結果といたしまして、ホームページシステムの購入によりましては、これまで以上にきめ細かな情報の提供ができるようになったところであります。

具体的に申しますと、アクセシビリティに配慮したホームページの作成ができる。

また、図書館の蔵書検索、貸出し予約、各種申請書のダウンロード。

また、本年度中には、各種施公共施設の予約空き情報がわかるシステムを運用したいと考えております。

また、議会中継システムの導入によりまして、遠隔地においてもリアルタイムで議会の様子を把握できると。

また、過去の議会の様子についても、自分の好きなときに見ることができると。

また、公衆端末を設置したことによりまして、パソコン持っていない方でも、各コミセン等に行けば、

行政情報を取得できると。

また、学校におきましては、有害情報を除外するファイヤーウォールを一括管理いたしておりますので、健全な閲覧環境を提供することができるようになっております。

また、行政運営上につきましては、同時に均一の情報の共有と。また、文書のやり取りや、会議日程の調整、会議室予約、各種事務連絡など、通常の事務の効率化、迅速化が図られているところであります。

来年度、平成 20 年度から、財務決済システムも導入いたしたいと考えております。

どれぐらい利用されているかということで、IT 化に伴って、こういうものを数値、指標で出すというのは非常に難しいといわれております。

ちなみに、各コミセンとか公共施設に置いてありますキヨスク端末の利用時間で申し上げますと、例えば、多いところでは、札内南コミセンとか、トレセン、百年ホール、また、忠類の福寿等では、1 カ月当たりいたしますと、10 時間前後が利用されていると。

また、ホームページへの検索で申し上げますと、格段に数字は伸びております。

本町のホームページ平成 14 年度に開設いたしておりますが、平成 14 年度は、1 万 8,685 件でございました。

年々増えてまいりまして、これは利用者の環境も整ったことかと思えますけれども、平成 18 年で申し上げますと、13 万 4,000 件でございますので、その前の年が 8 万 3,000 件でございますので、60%ほど伸びているような状況でございます。

それから、電柱の強化負担金の関係でございますが、これにつきましては、まず結論から申し上げますと、1 年限り、18 年度限りで終わりでございます。

光ファイバーを北電の電柱に乗せることにより、既存の電柱が耐えられないと。負荷がかかりますので。新たに、耐えられないということで、その電柱を強化又は建て替えに要した費用を負担したものであります。

これは、原因者負担ということになっておりますので、本町の方で負担いたしました。

具体的に申し上げますと、電柱の強化建て替えて、136 本の工事を行っております。

ちなみに、工事費から現存の価格、それから、減価償却されていない部分は差し引いて、この金額になっております。

財源といたしましては、全額合併補助金で充当しております。

○委員長（牧野茂敏） 谷口委員。

○2 番（谷口和弥） 電柱強化負担金。これが今年度限りであるということと、それから、このイントラネットがどんなふうな利用ができるのか。それから、利用状況について、わかりました。

それで、やっぱり多いところの施設で、1 カ月に 10 時間というやっぱり利用料というのは、ちょっと少なすぎるのではないかなと。余りにも少なすぎるのではないかなというふうに思うわけです。

事業に見合わない利用量ではないかなと。

それで、今後、この利用を増やすに当たっては、どのような工夫を予定されているのか。

そのことをお尋ねしたいというふうに思います。

○委員長（牧野茂敏） 企画室参事。

○企画室参（羽磨知成） 利用される方が極めて限られているのかなということは感じております。

と申しますのは、自宅にパソコンがある方、また、携帯電話からアクセスできる方というのは、わざわざここに来なくても、アクセスできるという環境が、今、ほとんど整いつつあります。

そうなると、あと残っている方というのは、携帯をお持ちでない。使いこなせないと申しますか、高齢者の方、また、小学校、大体中学生でも持っていますので、子どもと高齢者というような範囲に限られてきますので、広報等の周知はもちろんのことでございますけれども、老人クラブ等も通じて、こういうことができるのですよということの周知に努めてまいりたいと考えております。

○委員長（牧野茂敏） 谷口委員。

○2番(谷口和弥) こういった声が、やはり、私たちのところにも寄せられてくるのです。

実際、その公共施設の現場に行き行って使いたいと。でも、使い方がわからない。そのことを、管理人の方にご指導いただきたいというふうに申し立てても、その管理人の方も、やはり、若い方ばかりではないのです、きちんと教えてあげられない。そんなようなこともあるような実態のようです。

ですから、家庭については、それから、携帯電話等については、これからもどんどん利用は伸びていくのしょうけども、その公共施設の場において、きちんと一般の市民が、家で使えない、携帯の使えない町民が使おうとしても、使いやすいような、そんな環境整備をしていただきたいなというふうに思います。

いかがでしょうか。

○委員長(牧野茂敏) 企画室参事。

○企画室参(羽磨知成) 恐らくおっしゃっているのは、コミセン等でのことかと思ます。

入れた当初に、一通りのご説明はしているのですが、なかなか1回では覚えきれない面もあると思ますし、細かな点までは至っていないというところで反省をいたしておりますので、もう一度、うまく指導できるように、私の方でも配慮してまいりたいと考えております。

○委員長(牧野茂敏) ほかに、質問、お持ちの方おられますか。

それでは、質疑の途中ですけれども、この際、1時まで休憩をいたします。

11:55 休憩

13:00 再開

○委員長(牧野茂敏) 休憩前に引き続き会議を開きます。

芳滝委員。

○13番(芳滝 仁) 2、3点お伺いしたいと思います。

102 ページ、企画費、19 節負担金補助及び交付金の細節 6、コミュニティ運動推進協議会補助金。

11 万 7,000 円の方であります、17 年度には、十勝コミュニティ運動の委員会ですか。そこに1 万円が出ていますのすけれども、これは町の事業で新しい事業なのか、また、内容がどういう内容なのか、お伺いしたいと思います。

ページ数 110 ページ、協働のまちづくり支援費、19 節負担金補助及び交付金のところで、一つは、細節 3 であります、公区運営費が、交付金が、確か 18 年度から増やされて、公区長の報酬が少し減りまして、運営費が増えたということになっておるかと思うのであります、その辺の公区に運営費を増やして、そして、その公区活動についての効果ですね。その公区長会議等で聞かれますところの効果につきまして、お伺いしたいと思います。

あと、細節 4 の協働のまちづくり支援事業交付金の 322 万なのすけれども、昨年より 20 万ほど増えております。

これは評価をしたいと思うのであります、内容につきまして、お伺いしたいと思います。

以上、3 点です。

○委員長(牧野茂敏) 企画室参事。

○企画室参(羽磨知成) 最初に、コミュニティ運動推進協議会の補助金 11 万 7,000 円についてでございます、これは忠類地域で活動しておりますコミュニティ運動推進協議会に対する補助金でございます。

17 年度までは、忠類の予算でしたが、18 年度から、合併になりましたので、そこに対する補助金がここに計上されているものでございます。

なお、この協議会につきましては、19 年度からは、本町に手づくりのまち推進委員会と統一された組織となっております。

次、公区運営費交付金の関係でございます。

ご発言にもありましたように、18年度合併に伴いまして、調整を図って、公区長報酬を総体的に減額いたしまして、公区運営費の方を増やしたという形になっております。

これの意図といたしましたところは、調整を図るということもそうなのですが、もう一つといたしまして、協働のまちづくり事業を推進するに当たりまして、公区自体にもそれなりの財源を手厚くいたしたいという考えから、こういう形にしました。

公区長さんの方からは、まことに有り難いことだというお話は何っております。

まだまだ協働のまちづくり支援事業の方が、行き渡っていない点もあろうかと思えますけども、周知を図ってまいりたいと思っております。

増額しましたことによりまして、ある程度の公区活動の活性化は図られているだろうというふうには思っております。

それから、協働のまちづくりの18年度の内容でございますが、平成17年度は96件でございましたが、平成18年度は、97件の事業が行われております。

ほぼ内容的には変わっておりませんが、17年度との比較におきましては、花の苗が平成17年度は18件でしたが、18年度は24件となっております、花によって町をきれいにしようという活動が広がっているものかと考えております。

反面、ごみネットで、飛散防止ネットの方が、17年21件に比べまして、18年度は8件。これは1回整備すれば、もうかなりもつものですから、こちらの方も件数こそ減っていますが、その輪は広がっているものと思っております。

ただ、期待いたしているのは、防災活動の方なのですが、こちらの方が、17年3件、18年2件というような推移でございますので、こちらの方も周知を図ってまいりたいと考えております。

○委員長（牧野茂敏） 芳滝委員。

○13番（芳滝 仁） 1点目の件は、わかりました。手づくりの町に、一緒になったということで、わかりました。

公区運営費が大分増えたのですけれども、今のご答弁で、活性化について効果があったというご返答でありますけれども、その運営費の、それこそ公区の中での使用されることにつきまして、協働のまちづくり支援事業に対して、そういう位置付けなのだよということが、私たちは聞いているのですけれども、なかなか公区の中で、そういう認識がまだ徹底されていないのでないかなと思います。

そういうことが徹底されていけば、運営費の使い方が、より有効な形で使われていくのでないかということで、より活性化していくことがあるのだろうというふうに思いますので、その辺の徹底をしていただきたいと思うところでございますが。

もう1点、協働のまちづくり支援事業のことに關しまして、件数は余り変わらないということで、特に目につきますのは、お花がきれいに、地域住民の協力でなっておるということは、美しくて喜ばしいことでありまして、うれしいなと思うのでありますが、1点、少し力を入れていただきたいと思っておりますのは、コミュニティの関係で、個人的にも大好きなのですが、盆踊りが地区によって廃止をされているところがあります。

札内地区では、2カ所ほど盆踊りがなくなりました。

そういういわゆるコミュニティの低下ということが、見受けられます。

防災のこともそうなのでありますが、一番協働のまちづくりで、基本に置かなければならないのが、コミュニティの形成であると踏まえているところでありまして、その辺のことにつきまして、公区長会議等で、どのようなお話をされているのか、ちょっと伺いたしたいと思います。

○委員長（牧野茂敏） 企画室参事。

○企画室参（羽磨知成） 公区運営費の増額の関係でございますが、委員おっしゃられましたように、公区長の間におきましては、当初、変更、改正したときには、そのようなことを申し上げたつもりなのですが、それ以降については、この改定の経緯についても、承知していない、ご理解いただけない公区長さんもおられるかと思っておりますので、11月の秋の地区別公区長会議、また、来年、5月に予定されて

おります公区長会議において、この辺のところもお話しさせていただきたいと思います。

それから、コミュニティの関係、今、札内地区、盆踊りが2件少なくなったという非常に残念なこと
とっております。

さっき、午前中の方でも申し上げましたが、このコミュニティの形成ということが、国の段階におい
ても大きな問題となっているところでございます。

先進事例もいろいろ紹介はされておりますので、そういう事例も公区長会議の中で紹介するような形
で、意識の啓発に努めてまいりたいと思います。

○委員長（牧野茂敏） ほかに。

永井委員。

○14番（永井繁樹） 2点お伺いいたします。

一つ目は、105ページにかかわりまして、職員厚生費の9節旅費の細節の3でございますが、決算資
料の中を見ますと、決算の39ページでございますが、職員厚生費の職員研修にかかわりまして、16年
から18年のこの参加人員の推移が出ておりますが、平成16年は110名、平成17年は193名、平成18
年、これにいつては、決算456人ということで、かなり人材的には参加率が高くなっているなというこ
とをお伺いできます。

これには、やはり、職員の関心の持てる研修を随分入れられたのだなというところで評価をするこ
ろであります。感心の持つメニューが多ければ、自然的に参加が多くなるということであれば、これ
はもう当然、今年度についても、そのような計画をもちろんされていると思いますから、期待をするこ
ろであります。この項目の中で、給与制度の改革研修というのがありますね。

これも参加率としては、一番高い97名ということで。

これはどういう目的で、どういう内容の研修をまずされたのか、お伺いをいたします。

それと、2点目ですけれども、107ページ、交通防災費の11節需用費の中の細節7にかかわりもあり
ますし、全般的な防災費におけるいろいろな対策ということでお聞きしますが、過日の一般質問の中
での備蓄等についての話は町長からお聞きしたのでわかりますが、その中に、なくてちょっと私が心配し
たのは、トイレにかかわっての対策なのですけれども、トイレには仮設的に置く簡易トイレと、凝固材
を使用した簡単に持ち運びができるトイレということで、いろんなタイプがありますが、我が町では、
避難所におけるトイレ対策というのはどのように考えられておられるのか。

今まで一度もお話が出てきておりませんので、決算の中でそういうことが対策として考えられていた
のか。

それらの内容について、お答えを頂きたいと思います。

○委員長（牧野茂敏） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 職員の研修にかかわりまして、給与制度の改革を行ったことに関して、私の方
からお答えさせていただきます。

これにつきましては、職員の給料制度が、平成18年度から抜本的に大改正が行われました。

その関係をもちまして、職員に、この給与制度がどのような内容で変わったのか。

それにつきましては、周知を図る。また、理解をしていただくということを目的に行ったものでありま
す。

その結果、職員につきましては、このように多数の参加があったということでもあります。

中身につきましては、8級制から6級制に変わったこと。

それと、昇給の幅につきましては、従前の1号俸が4分割にされたというような内容とか、また、給料
の置き換えがどのようにされているのか。

そういうようなことについて、詳細に説明をした研修内容であります。

○委員長（牧野茂敏） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 防災対策のトイレ対策について、お答えいたします。

現在、幕別町では、簡易トイレですとか、そういうものは用意しておりません。

これまでは、市町村間の防災協定で、何かあった場合は、道内の市町村から借りるということを前提にしておりました。

例えば、帯広市では、イベント用も兼ねまして、工事現場に置くような簡易トイレを390持っているということで、幾つかでも貸していただければということで話はしておりました。

ただ、十勝全体、そういうような被災した場合には、非常に困るというようなこともありまして、昨年、防災計画、見直し作業をやった段階では、リース会社に、建築現場用の簡易トイレがあるので、それを借りられないだろうかということで、リース会社との防災協定を締結することを検討している段階でありました。

もう1点、永井委員、先ほど言われました2種類のトイレがあるということで、簡易トイレ、既存の便槽、洋式の便槽が主なのですが、洋式の便槽に袋を入れて、凝固材を入れるというようなトイレが、今、出てきております。それも、価格的にも2,000円程度ということなので、それについて、今後、一定程度、最低限でありますけれども、一定程度揃えていったらどうかというふうに検討しているところでございます。

○委員長（牧野茂敏） 永井委員。

○14番（永井繁樹） まず、給与制度の改革研修について、お尋ねいたしますが、これは制度そのものの具体的な説明と理解を求めるための研修ということになりました。

それにかかわって、この研修が行われたときに、平行して私は行えばいいと思っているのですが、その行政内部、我が役場内部の、要するに、給与制度そのものですね。

これは、人事院勧告等によって、給料がこここのところずっと下がってきておりますけれども、給与にかかわる人事給与というのは、内部で検討されていくときに、当然、この説明会も含めて、研修会も含めて、今後、幕別町の人件費がどうなっていくのかということについて、並行してやるべき事項だと私は思っていますので。

これら研修に附属されて、内部の人事給与制度そのものですね。

その適切に職員の能力を評価できるとか、意欲がそそるような給与体系にしていくとかということでは、人事院勧告の状況に基づいていくと、どうしてもそれが私は今まで見受けられていないのです。

ですから、そんなことも含めて、こういった研修にかかわって、今後、給与制度そのもの、我が役場についてはどのような考えと方向性を持たれておられるか、お伺いをいたします。

それと、仮設トイレの件ですが、帯広市の話、私も承知しているところでございますが、帯広市は、既に業者との提携を進めていっているのですね。

それで、その情報は早くから役場も持たれていると思うのですが、幕別町に簡易トイレを持つ業者というのは、やはりおられると思います。

確認をしますと、そこにはまだお話は来ておりませんということですから、逆に、業者の方が心配されているというような状況がありますので、これにノーマルタイプとハンディタイプがございますから、やはり、うちのまちに必要な、避難所に必要な個数というのは、やはりこれは覚書でも何でもいいでしょうから、避難時にはもう契約をとっておくというのが基本だと思いますので。

帯広市に借りるとか、よそに借りるという状況では、多分、消化できないのだろうと思いますので、これは是非、考えていただきたいと思いますので、その辺の考え方を伺います。

それと、やはり、簡単な簡易トイレというのですか。要するに、凝固材のトイレ。これについても、トイレというのは、どうしても人間は物を食べたり飲んだりすれば、排泄しますから、食べ物と同じように備蓄量が確保できないといけないということで、いろんな会社があるようです。いろんな商品もございまして、これあたりは早急に業者等の分析もし、商品の分析もきちっとされて、やっぱり一番幕別町にとっていいもの。それで、リスクが少ないものということで、早急に検討される必要があると思いますが、その当たりの今後の考え方についてもお伺いいたします。

○委員長（牧野茂敏） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 単純な給与制度だけではありませんで、人事体系のこととか、そういうことに

つきましては大切なことだと思いますので、これからそういうことについては十分職員研修の場を設けていきたいと思っております。

○委員長（牧野茂敏） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 仮設トイレの件でございます。

永井委員言われましたとおり、建設業者で持っているところがあるというふうには、私伺っておりますが、実際に調査していないというのが実態でございます。

昨年、建設業協会と防災協定を結ばせていただきました。

それにつきましては、パトロールだとか、出動に関してでございますので、今後、その協定の中に盛り込んでトイレも貸していただけるかどうか。

その辺のところ、まず、数での調査ですとか、そういうところをさせていただきたいと思っております。

それと、後段の簡易トイレでございます。

これはやはり、先ほども申し上げましたが、価格もある程度低価格なので、一定程度は揃えていきたいというふうに考えております。

○委員長（牧野茂敏） 永井委員。

○14番（永井繁樹） 給与制度にかかわりましては、改革研修を通して、職員の方はそれぞれ理解を深めることだと思うのですけれども、それと並行して、是非、庁舎内にできたら、思うのですけれども、人事給与制度にかかわる検討委員会等の設置をされて、やはり、これは国の動向、人事院勧告も含めて、その動向と内部との検討が並行していかれて、かつ、それが職員に共通理解とされてやる気が損なわれないような、能力が開発されるような方向にいくためにはどうしてもそういった検討委員会をきちっと持つ必要があると思っております。

これは、今度の政策にかかわってくることでですから、答える部署で答えていただきたいのですが、そのように考えますか。

○委員長（牧野茂敏） 副町長。

○副町長（高橋平明） 人事、それから、給与制度に関しては、今、総務課長が答弁したような研修の中で幅広くというか、詳細に取り上げていく方向であります。

人事の検討委員会を立ち上げてはということでもありますけれども、給与制度、あるいは人事上のことに関して、検討委員会を立ち上げるのではなくて、現在、総務課の方で担当をしておりますし、あるいは、役場全体の、例えば、人事配置ですとか、機構改革に関して、現在、そういったものに関しての委員会を設置しております。

その中で、幅広く機構改革、町民に理解のしやすい役場の体制づくりというものを、今、検討しているところでもありますので、その中でも一緒にお話ししていきたいというふうに考えております。

○委員長（牧野茂敏） ほかにございませんか。

2款総務費につきましては、ほかに質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、3款民生費に入らせていただきます。

3款民生費の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 3款民生費の説明をさせていただきます。

122ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、予算現額13億8,209万1,000円に対しまして、支出済額は12億7,948万4,854円であります。

1目社会福祉総務費であります、1節報酬は、細節1の社会福祉委員報酬。

これは、民生委員、児童委員に委員をお願いしているものであります、62人分の報酬。

細節3は、障害者福祉計画策定委員15人に係る報酬であります。

9節旅費は、社会福祉委員に係る費用弁償が主なものであります。

11 節需用費は、戦没者追悼式の記念品等に要した費用であります。

参列者は 126 人であります。

13 節委託料は、細節 5 の障害者に係るデイサービス及び細節 6 は、ボランティア事業などに係る地域副詞ネットワーク事業委託料で、社会福祉協議会に委託をしているものであります。

細節 8 は、地域活動支援センター事業に係る委託料で、平成 18 年の 10 月から NPO 法人ひまわりの家ほか、池田町の 2 カ所の地域活動支援センターに委託をしているものであります。

細節 11 は、障害者に係る訪問入浴事業の委託料で、社会福祉法人幕別振興協会に委託したものであります。

細節 13 は、日中一時支援事業の委託料であります。NPO 法人ひまわりの家に委託をしたものであります。

19 節負担金補助及び交付金の細節 5 は、社会福祉協議会の運営費及び福祉団体に対して支援をしたものであります。

細節 6 は、小規模授産施設ひまわりの家の運営費を補助したもので、4 月から 9 月末までの運営に対する補助であります。

細節 9 は、社会福祉施設運営財団の支援費請求支払業務に要する負担金となっております。

124 ページになります。

20 節扶助費は、障害者に係る扶助が主なもので、細節 3 は、重度身体障害者の日常生活用具扶助。

細節 4、障害者の施設サービスに係る支援費及び細節 5 は、居宅サービスに係る支援費。

細節 6 は、身体障害者の補装具の扶助。

細節 7 は、身体障害者の厚生医療に係る扶助。

細節 9 は、人工透析患者の通院費扶助。

細節 10 は、及び細節の 11 もですが、忠類地域の重度心身障害者等の世帯に対する水道料及び下水道料を扶助したものであります。

細節の 12 は、進行性筋萎縮症者の療養給付等に要した費用であります。

21 節貸付金の細節 2 は、ウタリ住宅新築に係る資金を貸付けたものであります。

28 節繰出金は、国保特別会計への保険基盤安定分及び職員給与費分などに係る繰出金であります。

2 目の福祉医療費であります。この目につきましては、重度心身障害者及びひとり親家庭等の方々に対する医療費扶助及びその事務に係る費用であります。

平成 18 年度末の対象者数であります。重度心身障害者が 403 人、ひとり親家庭等が 769 人であり、ます。

20 節細節 1、重度心身障害者医療費扶助につきましては、前年度費で対象者は 1 名の減、額では 1.2% の減となっております。

細節の一人親家庭等につきましては、前年度費対象者が 110 人の増。額では約 10% の増となっております。

126 ページになります。

3 目の社会福祉施設費は、千住生活館の管理運営に要したもので、6 月から 8 月の夏季間につきましては週 3 回。それ以外の期間は週 2 回の入浴サービスを行っているほか、料理教室や各種会合に利用されております。

7 節の賃金は、千住生活館及び考古館の管理人賃金。

8 節報償費は、アイヌの人たちの生活相談に係る相談員謝礼であります。

4 名国民年金事務費は、国民年金事務に要した費用であります。

次に、5 目老人福祉費は、高齢者の方々の福祉全般に要する経費を計上したものであります。

なお、本町における平成 18 年度末の高齢者は、6,274 人で、高齢化率は 22.86% となりまして、対前年比では、0.66 ポイントの増となっております。

次に、128 ページになります。

8節の報償費は、細節2及び細節3の敬老祝金及び記念品に要した費用が主なものであります。

11節の需用費は、細節50の敬老会及び細節51の老人クラブ新年会に係る食料費が主なものとなっております。

次に、130ページになります。

13節委託料は、細節6の高齢者食の自立支援サービス。いわゆる訪問給食サービスや、細節7の外出支援サービス、細節10の生きがい活動支援通所事業、さらには、細節11の高齢者在宅介護支援事業などに要した費用で、社会福祉協議会に委託したものであります。

14節使用料の細節20は、アルコ236の使用料で、忠類地域の70歳以上の方が利用された使用料であります。

延べ人数は、4,530人となっております。

18節備品購入費は、緊急通報用電話機を購入したもので、購入台数は30台分であります。

19節負担金補助及び交付金の細節3は、老人クラブ連合会に活動費を補助したものであります。

細節6は、特別養護老人ホーム、札内寮の建設費補助分であります。

細節7及び8は、後期高齢者医療広域連合に係る負担金であります。

20節扶助費は、細節2の養護老人ホーム入所者に係る措置費、細節4の社会福祉法人が、介護サービス利用料を減免した場合の扶助費、細節5は、低所得者等が、訪問介護を利用した場合の町単独事業の扶助費などが主なものとなっております。

132ページになります。

28節の繰出金は、老人保健特別会計及び介護保険特別会計に対して、町の負担分を繰り出したものであります。

6目老人医療費は、北海道医療給付事業の補助を得て、65歳以上70歳未満の単身世帯又は高齢者世帯に属する方で、一定の要件を満たす方を対象に、本来、75歳からの老人保健と同様の医療給付を行うものであります。

平成18年度末の対象者は79人で、前年度比34人の減となっておりまして、額では8.7%の減となっております。

7目老人福祉センター管理費は、道センターの管理運営に要した費用であります。

4路線につき、2回ずつ福祉バスを運行いたしております。

センターの利用者数は、4万4,340人で、前年度比では、3,429人の増。率では8.4%の増となっております。

8目保健福祉センター管理費であります。道センターの管理運営に要した費用であります。

次に、134ページをお開きください。

9目の南幕別老人交流館管理費であります。糠内コミセンに併設しております同交流館の管理運営に要した費用であります。

交流館は原則として、毎週月曜日と金曜日に利用していただいております。

昨年、利用者は296人で、前年度比53.1%の減となっております。

10目ふれあいセンター福寿管理費であります。同センターの管理運営に要した費用であります。

次に、136ページをお開きください。

11目の介護支援費になりますが、次のページ、138ページをご覧いただきたいと思いますが、7節の賃金は、介護予防プラン作成に係る臨時職員の賃金、13節の委託料は、介護予防プラン作成を、介護支援事業所に委託した分の費用となっております。

18節の備品購入費は、介護予防プラン作成や、介護予防事業の給付管理に係る電算ソフトの購入及び機器の購入費用となっております。

次に、12目介護サービス事業費は、13節委託料が主なものでありますが、忠類地域のふれあいセンター福寿で実施しておりますデイサービス事業に係る委託料となっております。

13目東十勝障害認定審査会費は、十勝東部4町の幕別町、池田町、豊頃町、浦幌町で共同設置してお

ります障害程度区分認定審査会に要した費用であります。

140 ページをお開きください。

2 項児童福祉費、予算現額 8 億 792 万 7,000 円に対しまして、支出済額は、7 億 8,078 万 7,026 円であります。

1 目児童福祉総務費は、児童福祉に要した費用であります。

19 節負担金補助及び交付金の細節 3、子育て支援生活事業補助金は、2 歳未満の乳幼児を持つ子育て家庭の支援のため、指定ごみ袋の購入費助成に要した費用であります。

20 節扶助費の細節 1 の児童手当は、平成 18 年の 4 月から、支給対象年齢が拡大となりまして、小学校第 3 学年終了までであったものが、小学校終了までが支給対象となっております。

述べ児童数、2 万 9,895 人に給付したもので、前年度比、延べ 7,068 人の増、金額では、3,982 万円の増となっております。

細節 7 は、障害児の居宅支援費で、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイなどに要した費用であります。

2 目児童医療費は、就学前の乳幼児に対します医療費扶助及び事務費を支出したものであります。

平成 18 年度末対象者数は、1,568 人で、前年に比べ、22 人の減となっております。

20 節扶助費の細節 1、乳幼児医療費扶助は、前年度に比して、278 万 7,000 円の減、率では 5.3%の減となっております。

142 ページになります。

3 目常設保育所費は、幕別 1 カ所、札内 4 カ所の保育所の管理運営に要した費用であります。

7 節の賃金は、給食調理員及び臨時保育士の賃金が主なものであります。

11 節需用費は、各保育所の消耗品費及び光熱水費のほか、細節 60 の給食賄い材料費が主なものであります。

13 節委託料の細節 8、広域保育委託料は、帯広市へ一人、大樹町へ二人、更別村へ 4 人、合わせて、7 人の広域入所に係る委託料であります。

144 ページになります。

18 節備品購入費は、保育遊具を購入したものであります。

次の、4 目へき地保育所費は、忠類へき地保育所 1 カ所のほか、幕別地域 5 カ所のへき地保育所の管理運営に要した費用であります。

7 節賃金は、幕別地域 5 カ所、10 人の臨時保育士の賃金、11 節需用費は、同じく 5 カ所に係る教材用及び管理用消耗品のほか、光熱水費及びおやつなど、賄い材料費に要した費用が主なものとなっております。

なお、平成 18 年の 4 月当初の通所児童数は、52 人であります。

13 節委託料は、忠類へき地保育所の運営に係る委託料であります。

通所児童数は、67 人であります。

15 節工事請負費の細節 1、保育所水洗化工事は、古舞保育所に係るものであります。

146 ページになります。

5 目肢体不自由児通園訓練施設費は、十勝愛育園の管理運営に要した費用であります。

実通園者は 8 人で、延べ人数にしまして、376 人であります。

9 節旅費は、嘱託医師等の費用弁償に要した経費であります。

13 節の委託料につきましては、細節 8 の訓練士派遣委託料が主なものとなっております。

なお、平成 18 年度末をもって、施設を廃止いたしております。

148 ページになります。

6 目幼児ことばの教室費は、幕別町保健福祉センター内の幼児ことばの教室の運営及び大樹町の南十勝ことばの教室利用に要した費用であります。

なお、18 年度の保健福祉センター内への実通所者数は、63 人で、延べ人数にしましては、1,976 人で

あります。

南十勝ことばの教室への実通所者数は、10人で、延べ人数にしまして、264人です。

7目児童館費は、札内南、札内北、幕別南児童館の3館管理運営に要した費用です。

利用者は述べ2,721人です。

8目子育て支援センター費、次の150ページになりますが、町内2カ所の支援センターに係るもので、幕別地域におきましては、札内青葉保育所内に併設された子育て支援センターの運営及び忠類におきましては、忠類へき地保育所の子育て支援センターの運営委託に要した費用となっております。

利用実績は、幕別地域が6,025人で、前年度比2,507人の増、忠類地域は、379人で、前年度比128の増となっております。

9目保育所建設事業費は、栄保育所の移転に係る費用で、平成17年度予算から事業費を繰越建設したものであります。

3項災害救助費は、予算減額555万円にしまして、支出済額515万円です。

19節負担金補助及び交付金は、平成18年11月7日に発生したサロマ町竜巻災害により死亡された幕別町民に対して、災害弔慰金を支給したものであります。

20節扶助費は、火災見舞金として、全焼1件、半焼1件、計2件に支給したものであります。

以上で、民生費の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○委員長（牧野茂敏） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたしたいと思っております。

なお、議場が大変暑くなっておりますので、上着を脱がれる方は脱いでいただいて結構です。

それでは、質疑をお受けいたします。

増田委員。

○8番（増田武夫） 私の方から、何点かお聞かせ願いたいというふうに思います。

まず、122ページ、社会福祉総務費の中、13節の委託料などに関係にする問題であります。

昨年の4月から、障害者自立支援法が施行されまして、1割負担、応益負担の導入がなされたところでもあります。

10月からは、全面実施がされているわけでもあります。

ご承知のように、今までの支援費から障害者自立支援法によるものにかわるわけでもありますけれども、自治体の市町村が一元化して、身体、知的、精神の3部門に関するサービスの提供を行っていくと。こういうことでもあります。

一番、全国的に問題になっておりますように、1割負担の応益負担が、障害者などに及ぼす影響が一番大きいわけでもありますけれども、こうした制度改正、改定の中で、本町のひまわりの小規模作業書がどういうふうな形で、今後、生き残って障害者に対応していくかということが、本町では大きな課題であろうかというふうに思います。

そこで、この1割負担が導入されて、利用者の負担が大幅に増えたということで、利用者に与えた影響がどのようになっているかを、まずお伺いしたいわけですが、昨年のその6月の定例会でしたか、ひまわりに通所している人1名がやめたというようなお話もあったわけですが、その後、その1割負担がどのような影響を与えているか、お知らせ願いたいと思っております。

また、ひまわりの家が、NPO法人化する中で、今後も役割を担っていくわけでもありますけれども、そうした4月、10月の実施によって、スムーズな以降に至っているのか。

いろいろな支障が起きていないかどうか。その移行過程での問題が起こっていないかどうか、お聞きしておきたいというふうに思います。

次に、126ページ127ページの国民年金事務費についてでありますけれども、国が直接国民年金に掛金を徴収するようになって大分経つわけでありますけれども、昨年国会もにぎわっていますように、町民の年金の状況がきちっとされているかどうかというのは、町民の大きな関心事なわけでありませぬ。

そうした中で、新聞報道などで、本町で、住民の納付記録が一定廃棄されたというような問題もあったわけでありすけれども、その実態について、お聞かせ願いたいのと、それから、今、そうした納付記録が定かでない人たちの救う道として、いろいろなこのことがなされておまして、民間の委員会みたいなものもつくっているようでありすけれども、そうした納付記録に対する問い合わせや、相談というものがどの程度あったのか、お聞かせ願いたいというふうに思います。

続いて、130 ページ、131 ページの関係でありすけれども、130 ページの 19 節の負担金補助及び交付金などに関連してくるわけでありすけれども、国の政策で、療養型病床が大幅に削減されるという状況の中で、特別養護老人ホームの待機者、平成 18 年度も含めて、前後、どのような待機者の推移になっているのか、それをお聞かせ願いたいと思うわけでありすけれども、こうした情勢下の中で、待機者がこれからも増えることが予想されているわけでありすけれども、この平成 18 年度のそうした状況を踏まえて、これからどのように対処していこうとおられるか、お聞かせ願いたいと思います。

それから、同じページでありすけれども、20 節の扶助費などにも関係してくるわけでありすけれども、社会福祉法人が介護サービスの減免をした場合に、減免費を扶助するという、そういうことが行われているわけでありす。

資料の 57 ページなどにも出ておりますけれども、今現在は、平成 17 年 9 月以降は 4 分の 1 を助成するというようなことなわけでありすけれども、これが本町の場合は、社会福祉法人二ノ宮の助成するようになっているわけでありすけれども、こうした介護サービスを受けるのは、社会福祉法人だけで受けているわけではないというふうに理解しているわけでありすけれども、いろいろな事情で、医療法人でありすとか、それから、株式会社などが行うそうしたサービスを受けた場合の不公平感があると思っておりますが、そうした声が住民から出ていないのかどうか、その辺についてもお聞きしておきたいと思っております。

続きまして、141 ページの身体障害児補装具扶助、20 節の扶助費に当たるところだと思っておりますが、これが平成 17 年から 18 年に、43 件から 13 件にすごく減って、それに伴って、支出も 100 万ほど減っている状況でありすけれども、これはどういうことが原因していたのか、1 割負担導入が原因なのかどうか、その辺について、お聞きしておきたいと思っております。

それから、同じページの乳幼児扶助費、一番下の 20 節の扶助費の乳幼児医療費の扶助の関係でありすけれども、そろそろ道の、次の方針も決まってくるころと思っております。

そうした中で、度々問題になっております平成 18 年度、こうした形で 4,900 万ほど支出している中で、町長の方針としても、この課題というもの、子育て支援を含めたこうした課題というのは、最も大きな今後の課題だというふうに申されているのですが、道のその後の動きをキャッチしておられるかどうか、伺っておきたいというふうに思います。

次に、147 ページであります。

この 5 目の肢体不自由児の関係、愛育園の関係であります。

この年度で愛育園が閉鎖されて、帯広に引き継がれた形になっているわけでありす。

その後、帯広に引き継がれたこうした事業というものが、引継ぎその他でトラブルなくいっているのかどうか、お聞きしておきたいと思っておりますけれども、その中で、平成 18 年度、旭川からの医師の派遣、定期的な派遣でありすとか、旭川への母子による通所も行われたいたというふうに伺っているところでありすけれども、こうしたことも含めて、きちんと引き継がれているのかどうか。

この点についても伺っておきたいと思っております。

○委員長（牧野茂敏） 福祉課長。

○福祉課長（米川伸宜） 私の方から、1 点目と 2 点目と 7 点目について、お答えしたいと思います。

はじめに、障害者自立支援法の制度改正による負担の影響というご質問でございましたが、障害者自立支援法の施行から 1 年余り経過いたしまして、制度改正によって、様々な状況が明らかになっておりますので、国では、平成 20 年度までの 3 年間で、1,200 億円の特別対策予算を盛り込みまして、利用者負担の軽減などを図っております。

これによりまして、所得段階に応じた負担上限額の設置によりまして、低所得者や重度障害者など、

負担は低くなる仕組みとなっております、今回の対策によりまして、低所得者の負担上限は、4分の1に軽減されております。

その結果、平成19年4月1日現在で申し上げますと、居宅サービス利用者、89名のうち、62%に当たります55人がこの軽減措置の対象となっております、介護給付費等の軽減額の月額平均ですが、身体障害者で月額1万5,000円の減、知的障害者で7,000円の減、児童で2万3,000円の減となっております。

それから、施設サービスの方ですが、施設入所者87名のうち、25%の22人が軽減の対象となっております、これも負担上限額の平均月額で申し上げますと、1万3,600円から9,600円と下がりまして、およそ4,000円の減額となっております。

次、2点目の、ひまわりの家の今後の状況についてのご質問でございます。

ご質問にもありましたが、これも制度改正によりまして、NPO法人としての認可を、18年7月に取得いたしまして、幕別町手をつなぐ親に会が、今、ひまわりの運営しております。

平成19年度からは、国の個別給付事業も実施しております、生活介護と就労継続支援のサービスを実施して、報酬を得るようになっております。

そのほかに、町の委託事業であります地域活動支援センター事業も実施しております、実施してまだ半年余りということで、運営基盤が安定するのには、もう少し時間が必要になるのかなというふうに考えております。

それから、7点目かと思いますが、十勝愛育園のその後の引継ぎ状況ということでございますが、当時、制度改正の後、在園しておられました3名の方ですが、1名は帯広市在住の方の方で、帯広市が実施している事業で、今、通われております。

もう一人は、芽室町の方でございます、芽室町の保育園に通われながら、芽室町の公立病院などで支援を受けていると伺っております。

もう一方、清水町の方につきましては、ご主人の転勤で札幌に移動となっております。

それから、これまで十勝愛育園が、町が実施しておりました巡回療育相談でございますが、これにつきましては、帯広市がその後、引き継いでいただいております、9月の7日だったと思いますが、巡回療育相談が行われているところでございます。

○委員長（牧野茂敏） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 私の方から、127ページの年金の関係と、141ページの乳幼児医療費の関係について、ご説明させていただきます。

年金の記録の問題でございますが、最初に新聞報道、確か道新だったかと思いますが、幕別町、記録が残っていないという報道がありました、これは、紙の記録が残っていないという意味でございます、うちは、幕別町は昭和60年ごろですか。

住民票ですとか様々な記録を電算化いたしまして、コンピュータの中に、記録として全部移している。

ですから、磁気テープ、磁気媒体の中に記録が残っているということで、その際に紙の記録は、過去の部分は廃棄したということでございます。

ですから、その後の勝毎などで報道された際には、記録が残っている市町村ということで報道されているはずでございます。

年金の問い合わせの関係でございますけれども、町の窓口にも、これまでいらっしゃった方、約10名、あと、社会保険事務所にいらっしゃっている方が約20名いらっしゃるといふように伺っております。

その結果、社会保険事務所ですべてまとめまして、再度、幕別町に昔の記録がなかったかということ、問い合わせきているのが、社会保険事務所から30件来ております。

次に、乳幼児医療費助成事業の関係でございますが、道の方の方針は、今現在決まっていないというのが結論でございます。

実は道の方では、全市町村に対しまして、この先の8月14日付でアンケート調査を行っております。

その締切りが8月30日でございましたので、まだ集計作業は終わっていないということで、それを市町村の意見をもとに、今後の方針を決めたいということをございまして、まだ決まっていないという状況でございます。

○委員長（牧野茂敏） 保健課長。

○保健課長（久保雅昭） 私の方から、特養の療養型の廃止、それから、再編に伴う特養の待機者の推移。それから、待機者増が予想されるけどもというようなご質問でありますけれども、現在、特養、札内寮におきましては、現在、幕別町の方の待機者でありますけれども、92名の方がいらっしゃるという状況になっております。

療養型の廃止に伴いまして、待機者がますます増えていくのでないかというようなご質問であろうかなというふうに思いますけれども、現在、道の方で、地域ケア整備構想というものを、今、策定する作業を進めております。

これにつきましては、19年の末までに、構想がまとまる予定でありますけれども、その中で、今現在あります医療療養型、あるいは、介護療養型のこの病床区につきまして、どのように転換を図っているのかということで、それぞれのその利用型病床群の実際にあるところに、アンケート調査などを実施して、実際にもう既に転換をするという話をしているところもあるのかもしれないけれども、そういう中身を含めた中で、計画を立てるというふうに聞いております。

その中で、スムーズに今入っている方が、全部そちらの方に移行できれば問題のないことではありましようけれども、なかなかそれがうまくいかないということであれば、今度はその介護保険の第4期計画にも影響してくることなのだろうというふうに思っております。

利用型の病床区の中で、待機者が増えてくるということになれば、第4期の介護保険の事業計画のその参酌標準というものが、また、変わってきましようし、その中で、また、枠が増えるということも予想されるところでありますけれども、現段階では、まだその辺がはっきりしておりませんので、ちょっとこの辺ぐらいまでしたお答えはできませんが。

それから後、社会福祉法人減免の関係であります。

今現在、社会福祉法人が減免をすることに対して、助成をするという事業実施しておりますけれども、これは国の制度に基づいてやっているものでありますから、社会福祉法人のみが対象になっているということでありまして、そのことに対して、住民から不公平感が出ていないのかというご質問もありましたけれども、私どもの方には直接そういったことは来ておりませんということであります。

あと、社会福祉法人減免の内容としましては、施設に入っている場合、ショートステイ、あるいはデイサービス、それから、訪問介護というようなことありますけれども、たまたま幕別町にあります社会福祉法人に関しましては、いずれも訪問介護を実施していないことでもありますので、町の単独事業といたしまして、訪問介護の利用者扶助を行っているというような状況にあります。

○委員長（牧野茂敏） 障害福祉係長。

○障害福祉係長（伊藤憲彦） 私の方から、141ページでございます身体障害児補装具扶助について、ご説明申し上げます。

身体障害児補装具扶助につきましては、平成17年と平成18年度の決算の数字を比べますと、平成18年度につきましては、かなり落ち込んでおります。

これにつきましては、身体障害児の補装具扶助の中で、排泄管理支援用具として使われていました紙おむつに係るものが、平成18年の10月から、身体障害児の日常生活用具の扶助というふうに、対象品目が変わっております。

これによる大きな原因でありまして、利用者負担の増による利用の差し控えというふうには、担当としては把握しておりません。

○委員長（牧野茂敏） 質疑の途中でございますけれども、この際、14時10分まで休憩をいたしたいと思っております。

○委員長（牧野茂敏） 休憩前に引き続き会議を開きます。

増田委員。

○8番（増田武夫） 何点か再質問させていただきます。

まず一つ目は、123 ページの関係の障害者自立支援法に関する問題でありますけれども、国の方でも、全国からいろいろな意見が挙げられて、応益負担はやめるべきだという、そういう意見が相当挙がってきた関係もあって、1,200 億の特別予算を組んだわけでありまして、しかしながら、そうした、確かに前進ではありますし、負担が減ったということ、大いに歓迎すべきことではありますけれども、しかし、その1割負担の、今まで全然負担しなくてもよかった人たちが負担せざるを得ない状況というのは、今、一向に変わっていないわけでありまして。

そうした点での、本町のこれらを受けておられる方々に対する影響の面を、どのように押さえておられるのか、もう1回お願いしたいと思います。

次に、年金の関係ですけれども、社会保険事務所からも30件の問い合わせがあったというお話もありました。

こうした中で、そうした疑問を寄せられた窓口10名、社会保険事務所20名というような、そういう寄せられた方々は、疑問が解消されていっているのか。

依然としてその疑問として残り続けているのか。

その辺はどうなっているのか、お聞かせ願いたいのですが。

たまたま今回はこれだけの問い合わせだと思っておりますけれども、しかしながら、まだまだしっかりと検討しておられない人たちもいるのではないかというふうに思います。

そうした人たちに対する対処を、この窓口として、今後、どのような体制でやっていかれるのか。その辺も含めてお聞かせ願いたいと思います。

それから、131 ページの関係の特養の待機者の関係でありますけれども、本年度92名が札内寮の待機だというふうに、待機者として押さえておられるということではあります、札内寮にこの町内の人すべて札内寮に申し込んで待機の形になっているのか。

全体の待機者がこの数字と押さえていいのか。

その辺もお聞かせ願いたいのですが。

それと同時に、平成17年、16年などと比べて、どのようにその数字がなっているのか。

もしお聞かせいただければと思います。

それから、次に、131 ページの社会福祉法人にだけ助成する。国の制度がそういうふうになっているわけでありまして、しかしながら、こうしたものを利用しようとする人たちは、すべて社会福祉法人で受け入れられるような体制には今なっていないわけですね。

そうした中で、社会福祉協議会でありますとか、札内寮で行っているものに、申し込んでもそれに、そのサービスを受けることができずに、やむを得ず、帯広でありますとか、株式会社で行っているところに行かざるを得ない人もいるわけですね。

そうなりますと、非常にそこで不公平が生じることははっきりしていると思うのですよね。

そうした問題を解決するのに、帯広市では、社会福祉法人以外の法人が行うサービスの利用者負担軽減も、同じ条件の中で行っているのですよね。帯広市は。

それは、やはり利用者の公平性といいますか、利用者がどの施設を選択する。それが、自分の好きで選択する場合ばかりではないわけですね。

やむを得ずそこに行かなければならない人たちもいるわけですので。

是非とも、そうしたものは、きちっと救っていかれるように、どちらを選択する状況になっても、助成が、軽減策が受けられるようにしていくのが、自治体としては望ましい姿ではないかというふうに思

うわけですけれども、その点について、お伺いします。

以上、4点。

○委員長（牧野茂敏） 福祉課長。

○福祉課長（米川伸宜） 1点目の1割負担の導入によることの本町の影響はどのようなことかというご質問でございますが、先ほども申し上げましたが、国の特別対策によりまして、1割負担とは申しまして、実際の負担状況は1割とはなっていないという状況、国の方では示しておりまして、居宅サービスと通所サービスは平均で4%、入所サービスでは5%というふうに公表しております。

現在、町のサービス状況、需給状況に多少の増減はありますが、これが1割負担の導入による影響というふうには考えておりません。

それから、障害者自立支援法のサービス体系は大きく、自立支援給付と、それから、町が実施します地域生活支援事業に大きく分かれておりますが、この市町村が行う地域生活支援事業につきましては、市町村が負担率を設定することになっておりまして、ご承知のように、幕別町では1割負担ではなくて、5%にこれを軽減しておりますので、日常生活用具の給付事業、移動支援事業、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業につきましては、ほかのまちに比べて5%安い負担で提供しているところでございます。

○委員長（牧野茂敏） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 年金の関係でございます。

相談に来られた方の疑問が解決されたかどうかということでございますが、先ほど30件の問い合わせが、社会保険事務所から来たというお話をさせていただきましたが、これにつきましては、町の方では、昔の納付記録を調べまして、その方が、当時疑問を持っている時期、実際に納付されたのか。資格を持っていたのかと。そういう事実を調べて、再度、社会保険事務所に実態だけを報告する業務を行っておりますので。

その後、社会保険事務所では、それを参考にして、この方が資格があったのか。年金の給付を受けられるのかというのを、後日、ご本人に直接お伝えして説明するというところでございます。

ですから、この30名来た方、その後、結論が出たかということについては、まだ伺っておりません。

それと、今後の体制ということでございますが、現在、年金推進員専属の嘱託職員を雇用しております、その方を中心といたしまして、住民年金係の担当職員含めまして、今後も社会保険事務所と協力いたしまして、住民の方々の疑問に答えていきたいというふうに思っております。

○委員長（牧野茂敏） 保健課長。

○保健課長（久保雅昭） まず初めに、特養の関係でありますけれども、全体の待機者としては、全体の待機者の数字を直接最近お聞きしたことがないものですからあれなのですけれども、何年前に、札幌市内にお聞きしたところ、155名、幕別町以外、全体のやつで155名ということはお聞きしております。

ですから、今、もう少し増えている状況もあるのかなというふうには思いますけれども。

それから後、17年の2月末の数字でありますけれども、これが幕別町の待機者として66名。18年の2月に69名というような数字をなっております。

それから、社会福祉法人減免の関係でありますけれども、この社会福祉の減免、先ほども申し上げましたように、国の事業としてやっているものでありまして、社会福祉法人がその減免するに当たりまして、利用者負担の1%を超えた部分が対象ということになっておりまして、まず、その1%は社会福祉法人が減免した分、丸々負担をする。

それから、1%を超えた分について、減免されている分については、減免した分の半分を、また社会福祉法人が減免するという形になっております。

ですから、かなりの部分が、その社会福祉法人としても負担をしていただいて、やっているという中身なものですから、仮に社会福祉法人以外でもやるとなれば、やはり、国の政策として、ある程度そういった部分もないと、なかなか難しい部分もあるのかなという感じをしているところであります。

○委員長（牧野茂敏） 増田委員。

○8番(増田武夫) ちょっと数字は忘れてしまいましたが、今まで障害者自立支援の関係でいえば、今まで、今回1割負担導入され、減免だとか国の政策で、4%とかという負担になっているわけですが、今まで全く負担をしないでその施設利用をしたりしていた人たちが、ほとんどだというのが実態なのですよね。半分以上がそういう人たちだったのですよね。

それを考えますと、やはり減免したとかいろいろあったにしても、やはり収入の少ない人たちが、4%とか5%を負担していくのは、非常に大きな問題だというふうに思います。

私たちも、全体で国にもこうした応益負担をやめるようにということは、これからもやっていかなければならないわけですが、是非とも自治体の方でも、負担をすることなく、今までと同様なサービスが受けられるような、そういう方向で努力していただきたいと思います。

その点について、もう1回聞かせてください。

それから、特養の待機者の関係でありますけれども、札内寮として155名の待機者だということが、以前、お聞きになったというわけでありまして、幕別町に、札内寮としてほかのところから来た人も含めて155名ということだと思っておりますが、そうでなくて、わが町の中で、やはり待機者がどのくらいいるのかというような調査もして、そして、今、いろいろな計画を立てている最中だというふうにも聞いておりますので、やはりそういうところにも、現状をしっかりと把握して、反映していただきたいと思いますというふうに思うのですよね。

だから、そうした点で、特養の待機者、これだけ、札内寮だけでも本町の待機者が92名いるということですので、是非ともそういう人たちを解消するために、本町の中にも、札内寮の増床でいくのか。

もっと別な方法でいくのかは別にして、しっかりと対処していかなければならないというのが、この数字ではないかというふうに思います。

そうした点での、これからの取組、もう一度お聞かせ願いたいというふうに思います。

それから、社会福祉法人にだけ、減免の、国の方針でそういうことでなっているということの話ですが、確かに社会福祉法人以外の法人が及ぼす場合に、その法人にも負担が生じるということもあるとは思いますが、しかし、それでも自治体の側が援助してくるのであれば、やろうというところも出てくると思うのですよね。

そうしたことも期待して、帯広市では、こういう社会福祉法人以外の法人が行うサービスについても、助成をするということにしているわけですので。

やっぱりそういう公平性を保つために、自治体として積極的な手を打っていくということが、姿勢としてはどうしても必要になってくると。

これを、そうすることが、社会福祉法人以外の法人にも、減免していこうという姿勢が生まれてくるのだと思うのですよね。

だから、そういう措置を是非、返答していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長(牧野茂敏) 福祉課長。

○福祉課長(米川伸宜) 1割負担の影響の関係でございまして、ご承知のように、この制度、平成18年度から新しく改定になりまして、今年で2年目ということ。

来年、平成20年度には、市町村の障害福祉計画も見直しを行いまして、第2期計画を策定することとなります。

また、国の方でも、制度3年目には、平成20年度には、大幅な見直しを行うということも伝えられておりましたので、負担軽減につきまして、国の方に要望してまいりたいと思います。

○委員長(牧野茂敏) 保健課長。

○保健課長(久保雅昭) まず、特養の関係でありますけれども、今、お話ありましたように、きちっと幕別町で、どの程度の待機者がいるかというようなことについては、さらに把握に努めたいというふうに考えております。

それから、例えば、札内寮の増床とかというようなお話もありましてけれども、一般質問のときにもありましたように、現在、特別養護老人ホームについては、十勝の圏域で調整をされているということ

が、まずあります。

そのときにもお話ありましたように、枠としては、今現在は 12 床しか枠がないというような状況でありまして、ですから、今の状況としては、なかなか幕別町に建設をするというのは、非常に難しい状況にあるのかなというふうに思っています。

ただ、最初のときにお答えましたように、その療養型の再編の問題とか、いろんな問題が出てくる中で、第 4 期の介護保険事業計画の、その参酌標準というものが見直しをされて、それで、その枠が広がるというようなことがあれば、そういうときには検討することができるのかなというふうに考えています。

それから、社会福祉法人減免の関係については、なかなかこれ難しいことかなというふうに思いますけれども、まずは帯広がどのような方法でやっているのかという実態を、まず、お聞きしていきたいというふうに思っております。

○委員長（牧野茂敏） ほかにございませんか。

永井委員。

○14 番（永井繁樹） 123 ページの地域活動支援センターひまわりの家にかかわりまして、ご質問させていただきます。

昨年の 9 月の民生常任委員会の議事録をちょっと拝見させていただきましたところ、法人資格を取る前については、旧みどり保育所、これらを改造して使っていく方向で最初検討されていたようですが、それがその後、建物自体の作業所場所等とか手狭であるという理由等々によりまして、その考えがなくなっていったと。

それで現行ある建物の中で継続をしていくという形になったようですが、その中で一部手狭さもあるということで教員住宅等の空いている部分を有効活用してはというお話も出ていたようです。私が聞きたいのは、こういった状況の中で現行の施設でやるという中で、本来国の事業であった生活介護及び就労継続支援事業、それら二つを足して、さらに町の委託をする地域活動支援センターのあらゆる項目をやるという場合です、今の現行の建物で十分スペースが足りていくのか、将来的に大丈夫なのか。

聞くところによりますと、あそこは皆さんもお分かりのように学童保育が併設されておりますから、当然その手狭さもあって、町ではいろいろ検討されていたと思うのですが、そういう環境の中にあって現況の状況だという、どうしてもすっきりしない。

将来的に建物を含めてどのように考えられておられるのか。

その辺を現段階でわかっている範囲お答えを頂きたい。

○委員長（牧野茂敏） 福祉課長。

○福祉課長（米川伸宜） ひまわりの家の関係でございしますが、今、お話にありましたように、NPO 法人側とみどり保育所の利用について協議してまいりましたが、みどり保育所は総面積では 1.6 倍とかなり広くなるわけでございしますが、各保育室の面積が 3 分の 1 以下ということで車椅子の移動が困難だということで、当面は現在の場所で活動したいというお話を承っております。

それで教員住宅の空きスペースの関係、それから学童保育の関係もございしますので、教育委員会とも協議をさせていただいているところでございしますが、先日も NPO の理事長がみられましたが、正式にみどり保育所の利用については、有効利用が困難なので、今の現在の場所で活動をしたいということが理事会で決まったというふうに伺っております。

今後の町の支援方策等につきましては、今月下旬にもまた、役員側と打合せすることとなっておりますが、確かに作業スペース等は足りないということも伺っておりますので、今後、どのような支援ができるか協議してまいりたいと思います。

○委員長（牧野茂敏） 永井委員。

○14 番（永井繁樹） どのような支援ができるか協議ということは、これはこの問題が発生した時点ではもうわかっていることです。それでこれだけの時間が経っておりますから。

町側の施設計画というのがあると思うのです。それが十分、この NPO の法人の方に、私は伝わって

るのかなというのがちょっと疑問に思えるのです。将来的なことを考えれば、今のまま使えるはずもないですし、状況が変化していきますからね。その中で一部聞くところによると、法人自体でも内部留保をつくっていきたいようなお話も聞こえてきているのですけれども、そういう状況の中で、果たして町が活動支援センターを委託されて国の事業を二つやるという状況からいって、私は本来の機能を果たしていけるのか、少し心配なのですけれども。

その今ある施設の方向性を町が考えている部分があると思うのですけれども、そのことを全て相手方に情報提供をされて理解されているのか、この辺の説明はどうなっておりますか。

○委員長（牧野茂敏） 福祉課長。

○福祉課長（米川伸宜） 町の施設計画等の関係でございますが、ひまわりの家の役員側とは、正式には4回ぐらいでしょうか、定期的に打合せを行っておりますし、教育委員会も含めまして、その学童保育所の増改築計画のお話もしておりますし、必要な情報は提供しておりますが、もう少し時間を掛けて協議したいというNPO法人側の意向もございまして、ちょっと長引いていることをご理解いただきたいと思います。

○委員長（牧野茂敏） 永井委員。

○14番（永井繁樹） ご理解はできるのですけれども、町側の政策として、それをはっきりしないですよ。やはり空いた施設をきちっと育てていくのであれば、やっぱり早急に体制をはっきりしていかないと。

例えば、手狭になってからどうのこうの、学童保育の問題はどうのこうのということは、私はこれは計画性がはっきり読み取れないのです。この辺についてきちっとお答えできる方、おられませんか。

○委員長（牧野茂敏） 民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） ひまわりの家につきましては、NPO法人と協議を重ねてまいりました。

課長が申しますように、4回程度かけまして協議したわけですが、NPO法人としての自分たちがどのような活動をしていくべきかということまでが、まだ正式に話し合われていないということは場所が決まらないとできないということもありまして、それで協議が長引いているのですけれども。

まず、とりあえずは、このたび、みどり保育所の方ではできないということになりましたので、しからば、そこにおいては、できるものとしましては、今までの日中支援活動だとか、ショートステイまでできるようなスペースがあったものですから、そこでそのような形でNPO法人もそこだったらできるのかなということで協議を進めました。

ただし、先ほど申し上げましたように、場所がいかにも狭いということで、一つひとつの部屋が狭いということで、そこは無理だということで最近断念したということ。新たにどこかに求めるということになりましてまた難しいということで、またその中で現在の場所が市街地に近いと、買物だとか、そういうところも近いとかありまして、今のところがいいということになりました。

私たちが委託している部分につきましては、地域活動支援センターということで委託しております、その部分のスペースとしては今現在あります。

それと日中活動、一時活動支援事業のスペースについても、今一部やっていってできておりますので、その分のスペースとしてはあるのですけれども、新たな事業を展開するとなれば、例えば、先ほど申し上げましたショートステイのサービス、こういうことになるとはあその場所だけでは狭いということで、そういうことにつきましては、私たちも、できれば教員住宅が、場所が空けば、ショートステイの場所もできるとか、新たな事業が、NPO法人の活動主体ができるということを知ったものですから、今、教育委員会とも協議させてもらって、どこかスペースがないかということを探している。

また、NPO法人側としまして、今のところ、自分たちの体制として今やっている事業が十分というか、新たな事業にいけるまでの体制というのが、まだできていないということ、それは場所の関係もあるのですけれども、そういうようなこともありまして、そこら辺が場所の関係だとか、体制の関係などももう少し詰めていかないと詳細な活動ができていかないということなものですから、もう少しお時間をいただけたらと思っております。

○委員長（牧野茂敏） 永井委員。

○14番（永井繁樹） そうしますと、地域活動支援センターの業務内容と国の事業から移行される生活介護、それと就労継続支援については全く問題はないと、今の施設では。そういう今理解ができるのですね。将来的にそこで心配になるのは、学童保育と併設しているというところが、私はすごく気にしているのですが、併設施設ですから、当然どちらかが膨らめばどちらかが手狭になるわけですからね。

今の状態がいつまでも続くわけないと。学童保育については、それぞれ町の考えをもたれているはずですから。

では、学童保育についてはどういう方向性がある、今のこの活動支援センターの方向性が土地としては別の土地が見当たらないというところでしたら、これは今のところないということですから、将来的に、その土地がどこかで発生するという可能性も、私は可能性が薄いのではないかと思います。

そうすると、その施設そのものがどういう方向性に歩いていくのか。これは時間をかけてどうにかしようということよりは、早急に私は確立をしていかなければいけない事業内容だと思っているのですが、そのあたり、学童保育所との兼ね合いでどう考えるのでしょうか、そしたら。

○委員長（牧野茂敏） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 白人小学校の近くの学童保育所ですけども、ご存知のとおり、その近辺に学童保育所に適した建物というのがございません。

学童保育所を新たに建てるとなると、またそれなりの費用や負担もかかる。

そういった面で、今、教育委員会とも話しをさせていただいておりますけども、現状の活動の中では、今いう NPO の法人活動において、現状の活動では今の施設の中でやっていけるという判断がたっています。当然、NPO では新たな事業を考えていますので、その部分をどう、どの時点でいつ始めるかという部分も含めて、一緒に協議をさせていただいておりますけども、ショートステイとか、特にやりたいという話は私も伺っておりますけども、その部分の、今、場所も当然ないわけですけども、向こうの、要するに人手ですね。人的な配置も確保できるかということも、今、向こうの方でもまだ体制的に整わないという状態にあります。

そういった部分をあわせて、ただ、今の施設の中で近くにある教員住宅を利用してという、それは手法の一つだと思うのですが、それでも、何というのかな、そう長い年数を使えるような施設、もう相当経って古い建物ですので、これからも、活動、将来ずっと続けてなければならないということをお考えますと、やはり新たな施設をどこかに求めることが一番最良ではないかなというふうに考えております。これは学童を求めるのか、NPO の施設を求めるのかという両方の検討も含めて、今、現在行っているということをご理解いただきたいというふうに思います。

○委員長（牧野茂敏） よろしいですか。

永井委員。

○14番（永井繁樹） 今、ここで行政の考え方、十分わかっているのですが、これ、NPO 側の関係者が、私は一同に同じ理解になっていないと思います。

これは、向こうの問題だと思います。

しかし、情報提供がそれだけきちっとされているのかどうか。

今のお話聞くと、かなりわかりやすい情報ですよ。

ですから、その辺、これ、幕別町の障害福祉にかかわる拠点になる施設になっていくと思いますから、今後、やっぱり関係者等と、私は関係者に直接いろんなことを聞いているわけではないですが、かなりやっぱり不安定な状況で理解されている方もおりますし。

内部留保をつくるのに、自己負担が発生するというところで考えられている。それに対して理解を示さない状況もありますから。

そこまでいってしまいますのは何なのだろうなというところで、ちょっと私は気になっているものですが、今後、そういった建て替えも含めて適切な情報交換会をもっと頻繁にやられた方が、幕別町にとってはよろしいかと思うので、その辺を積極的にご検討ください。

○委員長（牧野茂敏） 答弁いますか。

そのほか。

堀川委員。

○5番（堀川貴庸） 141 ページ、児童福祉費の児童福祉総務費。

19 節負担金補助及び交付金の中の細節 3 番、子育て生活支援事業補助金について、質問したいと思います。

この事業については、説明資料の中でも、平成 18 年度から新しく始められたと。いろんな声の聞く形で、配慮によって事業がなされたというふうに理解しておりますけれども、この事業については、572 名の支給者数ということで説明がありますけれども、ごみ袋を助成されていると思いますけれども、その内容について、配布されている時期ですとか、どのように配布されているのかといった説明をお尋ねしたいと思います。

○委員長（牧野茂敏） 福祉課長。

○福祉課長（米川伸宜） 子育て生活支援事業のごみ袋購入費用の助成でございますが、18 年度、新たに始めた事業ということでございますので、18 年度につきましては、個別に周知するなり、広報等で周知いたしまして、皆さま方からの申請を受け付けて支給決定いたしております。

それから、その後、毎年、毎月、生まれます方には、出生届の窓口。転入される方も窓口で支給申請をしていただいております。

○委員長（牧野茂敏） 堀川委員。

○5番（堀川貴庸） 今、課長の答弁の中では、申請によって受け付けているということだったのですが、これは自動的にといいますか、家庭訪問する中で、もっとそれぞれの家庭の状況に応じて配布できないのかなというふうに思った点が一つと。

それから、申請によって配布するのでしょうかけれども、それが 1 年分なり 2 年分なりが一括されて配布されているというふうな声も届いておりますので、そうなりますと、母親にとっては、非常にごみ袋も計画立ててちょっと使いづらい。それでもって足りなくなるような声も聞いております。

もし、できるならば、そんなような声も勘案していただいて、配布される時期等を、1 年に、例えば、半年に 1 回ですとか、3 カ月に 1 回等、お母さん方にとっても使いやすい形で進められていただけないかな。検討していただけないかなと思うのですが、いかがですか。

○委員長（牧野茂敏） 福祉課長。

○福祉課長（米川伸宜） はじめに、新生児の訪問などの際を利用して、配布することができないかというご質問かと思いますが、この件については想定しておりませんでした。今後、内部でちょっと検討してみたいと思います。

それから、今、例えば、出生届出されて、2 年分ですね。240 枚を一括してお渡ししておりますが、これを分けて配布してはどうかということでございますが、事業協力店に依頼して、今、申請の窓口、お願いしておりますが、事務処理等がかなり煩雑になるとおられますので、その点はちょっと自宅の方で自己管理していただくことで考えていただきたいと思います。

○委員長（牧野茂敏） 堀川委員。

○5番（堀川貴庸） さすがに、2 年分を一括となると、本当にどっさりといいますか、使い勝手が、非常に母親にとっては難しいのかなと。

いろんな中で、子育てというと、消耗品がやはり多い時期でありますし、それを優先的に使用していくのでしょうかけれども、最後まで結局は足りなくなってしまうといったような現状になってしまう。

なかなか事務処理的に難しいということなのですが、これから、やはり子育ての母親の悩みの一つとして、いろんな機会、聞き取り調査などをしていただきたいと思いますというふうに思いますが、いろんな調査をするということは考えられますか。どうですか。

○委員長（牧野茂敏） 福祉課長。

○福祉課長（米川伸宜） この制度導入するに当たりまして、ごみ袋のサイズについても検討いたしまし

たが、10リットル入りの袋を月10枚とした根拠は、紙おむつの平均の使用実績で、0歳児と1歳児。それぞれ1日10枚ないし7枚使った場合、週に2回の搬出時に、ちょうどこの10リットル入りがいっぱいになるということで、計算したものでございまして、当然、紙おむつの普及率といたしますか、100%に近いものと思っておりますので、紙おむつ専用で、この袋は毎月消費されていくと思えますし、それ以外にも、申す少し大きい袋という声もあったわけですが、それについては、20リットルなり30リットルなり別に用意していただきたいと思えますし、今後、そういうことについて、調査してはどうかということでございまして、皆さま方のご意見を伺って、皆さまにとって利用しやすい制度となるように、考えていきたいと思えます。

○委員長（牧野茂敏） よろしいですか。

ほかにございせんか。

芳滝委員。

○13番（芳滝 仁） 128ページ、老人福祉費、11節需用費等で、毎年のように論議があります敬老会の件であります。

お祝い金は、今、幕別と忠類に格差があるのですが、それは合併協議の中で、必要にされているというふう聞いておるわけですが、敬老会につきまして、対象者が2,000人を越えて、そして、敬老見舞金が幕別で、80歳、87歳ですか。2回というふうな形になったときから、少し前年に比べて、出席者が減ってきておるようであります。

この間、私は幕別に出席できなくて、忠類の方に出席させていただいたのですけれども、まことに和やかな敬老会が催されてありました。

また、幕別の方たちは違うなと思って帰ってきたのでありますけれども、忠類の方でも出席者が半数にいかないというふうなことだそうであります。

今後のその敬老会、いわゆる敬老の形を表していく方法を、どのように考えであるのだろうかというふうなこと。少しお伺いしたいと思います。

ページ数が144ページ、4のへき地保育所費の13節委託料、忠類へき地保育所運営委託料等と、ページ数150ページ、子育て支援センター費の委託料、13節ですね。子育て支援センター委託料。これも忠類の関係だと思っておりますが、この委託されておるところ、私の推測では、一つの事業者と申しますか、どこに委託をされておろうかと思うのであります。

忠類さんの内容がわからないものでありますから、どういう業者に委託をされているのか、お聞かせ願いたいと思えます。

○委員長（牧野茂敏） 福祉課長。

○福祉課長（米川伸宜） 1点目の敬老祝い金並びに敬老会の今後の方法等ということでございまして、ご質問にもありましたが、合併に伴う経過措置といたしまして、現在、忠類地区の敬老会対象年齢を引き下げている最中でございまして、全員が本町と同じ77歳以上となるのは、来年度、平成20年度からとなります。

また、敬老祝い金の支給内容につきましても、3年間の経過措置によりまして、段階的に調整しておりますので、これが統一されるのは、平成21年度となりますので、忠類地区の経過措置が終了いたしません平成20年度までは、現行の開催方法並びに敬老祝い金の支給方法で継続していき、その後の見直しについては、これから、その後に向けて、関係者の皆さまのご意見伺いながら、検討してまいりたいと思っております。

○委員長（牧野茂敏） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（野坂正美） 忠類の保育所の委託の関係及び忠類子育て支援センターの委託の関係でありますけれども、委託先におきましては、忠類保育所運営委員会ということで、構成メンバーが8名でございまして。

委員長1名、副委員長1名、委員の方が4名、監査委員の方が2名ということで、8名体制となっております。

そちらの方に委託の方をお願いするところでもあります。

○委員長（牧野茂敏） 芳滝委員。

○13番（芳滝 仁） 敬老会の件でありますけれども、敬老の気持ちを表していくということが大切なことであろうかと思うのであります。出席率が減っております中で、例えば、今、食料が出ておりますけれども、お弁当だとか、頂くにつきましても、出席したものは、そのいただけると。

出席しないものは、何もあたらないと。

いろんなご都合で出席できない方がいらっしゃるわけなのですが、出席率が非常に低くなっていく中で、その表し方を変えていく方法を、相談されてはいいのではないかとこのように思うのであります。この間、忠類の方にお伺いいたしましたときに、敬老お祝い金につきまして、地域の商店街で使える、その地域通貨と申しますか、その、商品券を差し上げますと。

それで、できるだけ期限内に、それを使ってくださいというふうな、そういうお話がありまして、いいことだなと思って私は聞いておったのであります。

例えば、食糧費で300万近くかかって、そして、いろんな経費で200万近くかかるわけであります。

幕別の方だけでも、2,000人を越えていらっしゃる。数がいらっしゃって、端的にいいましたら、全員に2,000円ずつのそういうお祝い、敬老の方を表すというふうな、たかが2,000円ですけども、されど2,000円でありまして、本当にそういう形で、気持ちを表していくという、そういう気持ちに切り替えられたらどうかというふうなその思いがありまして、今後のその持ち方につきまして、お伺いしたわけであります。

これは、町長も何遍、もち方のついでに検討、相談をしているとおっしゃっていらっしゃって。

そのままでやったものでありますから、お伺いしたところでもあります。

そういうことも含めて、検討されるかどうか、一つお伺いしたいと思います。

忠類の運営委員会であります。私は幕別にいまして、内情がわからないわけでありまして、お尋ねを申し上げたわけでもありますけれども。

それは何か法人化されておる団体なのでありますでしょうか。

NPOであるとか、社会福祉法人があるとかという形の団体なのでありますでしょうか。

公的なものなのか、民的なものなのか。その辺のところを、どのように踏まえて委託をされていらっしゃるのだろうかと思うのであります。

○委員長（牧野茂敏） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） ご指名ですので、私から答弁させていただきますけれども、敬老会については各町村いろいろな在り方がありまして、近隣では音更町なんかは全然敬老会なんかは開催していないという状況であります。

ご案内のように、帯広市は大きく5地区かなんかの、いわゆるコミセン単位ぐらいで敬老会を実施しているわけですけども、それは市の主催ではなくて、その地域が主催をします。そして市はそこに補助金を出すというような形で敬老会が今まで継続されている。

実は私どももだんだん高齢者が増え、町が大きくなっていくから、そういう方式も一つの方法だなということで、一昨年でしたでしょうか、例の協働のまちづくりの支援事業を立ち上げるときに、公区長さん方の代表に実はその話もさせていただいたわけです。町内では今、ちょうど五つ、忠類が入りますから六つ、七つありますけれども、コミセン単位ぐらいで地域の皆さんに出ていただいて、地域主催の敬老会が一番身内といいますか、知り合いが集まるので和やかにできるのではないかとというようなことの話もさせていただいたのですけれども、中には、是非やりたいという公区長さんもおっしゃいましたけれども、全体的にはしばしばぱり町でやってもらうのがいいのではないかとというようなことで、実は終わっております。

そういったことも含めながら、私どもは将来このように、5割、全町的にいきますと4割を切るような出席状況となってきますと、やっぱりいろいろ問題もあるのだなというようなことで、引き続き、それらも含めながら検討をさせていただきたいというふうに思いますけれども、先ほど担当課長が答弁しま

したように、合併協議の約束事もありますので、来年、再来年ぐらいまでは何とか今の状況で進めざるを得ないのかなというふうに思っておりますので、引き続き、また、ご意見等を頂きながら協議を進めたいというふうに思っております。

○委員長（牧野茂敏） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（野坂正美） 忠類保育所運営委員会の団体の関係ですけども、現在は任意団体で運営を行っているところであります。

○委員長（牧野茂敏） 芳滝委員。

○13番（芳滝 仁） 敬老会につきましては了解いたしました。

任意団体ということでありまして、支援センターなんか非常に利用率が増えて、120何名ですか、増えて、非常に好評なんだろうなというふうに踏まえさせていただいておりますし、保育所も定員が70名で、66名ですか、定員近く利用されているというふうなことで、大変運営につきましては、立派な運営をされているのだらうなと思うわけでありまして。

いわゆる民営化、指定管理者を含めた、そういう見直しにつきましては、ほかの形で町から出入りをされている計画しているがあるわけでありまして、例えば、きちっとした団体で民営化というような今年でありましたら、公的な、いわゆる町に対する指定補助金は、もう二の舞であります、なくなっておりますから、それは出ないのではありませんけれども、いわゆる民間を主とした法人のところでありましたら、国からは補助金が出るわけでありまして。

そういうことがありますので、いわゆる、そういう形がとれるような、せつかく運営委員会というそういう、ある意味ではそういう役場から離れた方々がいらっしゃるわけでありまして、そういうその形を、きちっとした形をとって、責任体制もきちっとそのところとっていけるような、そういう方向性が出されないものだろうか。それの方が、もっと地域にとりまして安定した一つの保育並びに支援センターの業務が提供できるのではないかというふうに思うところでありますけど、どうでしょうか。

○委員長（牧野茂敏） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤清一） お答えいたしたいと思いますが、実は忠類の保育所の関係につきましては、もう十数年前から民間保育所にするべきなのか、いろいろな議論をしてきたことであります。

最終的には、保護者の皆さんといろいろ協議いたしまして、実は忠類の場合は、保育にかけない子ども、地域性がありまして、とりあえず保育所の入所を希望する者は全員受入れをしようというのが基本でございます。

したがって、常設の保育所にいたしますという、母親が働いていない場合、これは受け入れするのができないとか、いろいろ制約がございまして、そういうものを制約なしに全員が受け入れできるようにというような建前で、へき地所保育所ということで開設をしたところであります。

その中で、実は、当時村が、へき地保育所の補助金を頂いておりましたけれども、道からの指導によりまして、これは受皿がないとうまくないというような指導もございまして、そこで父兄の方とも相談をいたしまして、受皿として運営委員会をつくったということでございます。

実質、申し上げますと、直営の保育所といいますか、そういうような形になるのかな。形は、受皿は別になっておりますけれども、実質は直営の形と。

それから、常設の保育所ということも随分考えてきましたけれども、いかに保育料を安く、そして保育にかける、かけない関係なく、保護者の皆さんの希望で全員を受け入れするというようなことにすると、こういう形しかないのかなと。

それからもう一つ、経費の関係でいきますという、常設にして認可をとりますという、保母さんの賃金等においても、職員と同じような待遇にしなければならぬということになりますと、大変申し訳ない話になりますけれども、人件費なんかについては、大体83%~85%ぐらいの保母さんの給与になってしまうのかなというふうに考えていまして、そういう面では保母さんに申し訳ないと思っておりますけれども、ただ、運営委員会が運営しているといいながらも、実質は、内容は直営と同じような形というふうな状況でございます。

○委員長（牧野茂敏） よろしいですか。

ほかにありませんか。

なければ、3款民生費につきましては、ほかに質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、4款衛生費に入らせていただきます。

4款衛生費の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 4款衛生費の説明をさせていただきます。

152ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、予算減額4億9,242万9,000円に対しまして、支出済額、4億8,744万8,471円であります。

1目保健衛生総務費であります。1節報酬は、嘱託医師16人分の報酬。

8節報償費の細節3は、夜間等の救急診療に対する帯広医師会への謝礼であります。

9節の旅費は、嘱託医師の費用弁償が主なものであります。

13節委託料の細節6、妊婦一般健康診査委託料は、妊婦が妊娠前期と後期にそれぞれ実施する血液検査等について、自己負担なしで受けられるように委託をするものであります。

19節の細節3は、高等看護学院にかかる負担金。

細節の8は、日曜日の当番制診療にかかる交付金。

次の154ページになりますが、細節の11は公衆浴場確保にかかる補助金であります。

細節13妊婦検診助成金は、少子化対策の一環として、平成18年度から実施している助成事業で、安心して子どもを産むことができるよう検診費用を助成したものであります。

細節14の不妊治療費助成金につきましても、細節13と同様に少子化対策として実施したもので、4件分であります。

2目予防費は、感染症予防のための予防接種などに係る経費であります。

11節需用費は、細節70の医薬材旅費が主なものであります。

13節委託料は、結核検診、エキノコックス症検査の委託のほか、高齢者のインフルエンザ予防接種や麻疹、風疹などの予防接種に要した費用であります。

3目の保険特別対策費は、健康に関する啓発事業及び各種健康診査など、生活習慣病予防対策にかかる費用であります。

156ページになりますが、13節の委託料は、胃の検診や婦人科検診及び基本健康診査、乳がん検診、巡回ドック、人間ドック、スマイルドックなどの各種検診に要した費用であります。

4目診療所費、1節の報酬は、駒島、糠内、新和、古舞、日新の5カ所のへき地診療所の開設に係る費用で、開設日数は延べ184日、受診者数は704人であります。

158ページになります。

13節委託料は、細節5の忠類診療所及び、細節6の忠類歯科診療所にかかる管理運営委託であります。

18節の備品購入費は、忠類歯科診療所の診療器具の更新にかかるものが主なものであります。

5目環境衛生費は、省エネ推進にかかる費用及び、葬祭場や墓地の管理に係る費用が主なものであります。

1節の報酬は、省エネ普及指導員にかかるもので、指導回数3回分の報酬であります。

7節の賃金は、環境衛生業務に係る嘱託職員1人分の賃金。

11節需用費は、葬祭場に係る光熱費など。

13節委託料は、細節1の葬祭場管理委託料が主なものであります。

160ページになります。

15節の工事請負費、細節の1は、葬祭場の火葬炉を年次計画をもって補修しているものであります。

細節2は千住墓地にかかるもので、281区画を新たに造成し、平成18年の12月から貸付を開始して

おります。

17 節公有財産購入費は、千住墓地の用地を購入したものであります。

28 節の繰出金は、個別排水処理特別会計への繰出金であります。

6 目水道費は、十勝中部広域水道企業団に係る補助金、負担金及び出資金のほか、水道事業会計への補助金及び出資金、並びに簡易水道特別会計への繰出金となっております。

2 項清掃費、予算減額、4 億 1,979 万 5,000 円に対しまして、支出済額、4 億 1,700 万 7,952 円であります。

1 目の清掃総務費は、ごみの収集及び処理に要した費用などであります。

11 節の需用費であります、次の 163 ページ。

細節 30 の印刷製本費は、ごみカレンダー及びごみ袋の印刷作成に要した費用となっております。

12 節役務費の細節 15、公共施設等ごみ処理手数料は、町有各施設のごみ処理に要した費用であります。

細節 16 指定ごみ袋取扱手数料は、町内の取扱店 45 店舗への手数料であります。

13 節委託料、細節 5 ごみ収集委託料は、燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ及び資源ごみの収集に要した費用であります。

15 節工事請負費は、豊岡ごみ処理場を適正に閉鎖するための工事ではありますが、平成 18 年度で工事を完了しております。

19 節負担金補助及び交付金の細節 3 は、幕別地域のごみ処理に要した費用を、十勝環境複合事務組合に負担したものであります。

細節の 5 は、資源回収推進実践地区 67 の公区及び団体に協力金を交付したものであります。

細節 6 は、コンポスト 21 個、電動生ごみ処理機 28 体の購入に対し助成をしたものであります。

細節 9 は、忠類地域のごみを共同処理している南十勝複合事務組合に対する負担金であります。

以上で、衛生費の説明を終わらせて頂きます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（牧野茂敏） 説明が終わったところでありますけれども、この際、15 時 20 分まで休憩をいたします。

15：08 休憩

15：20 再開

○委員長（牧野茂敏） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

ありませんか。

増田委員。

○8 番（増田武夫） それでは、衛生費について、2 点ほどお伺いしておきたいと思えます。

152 ページの保健衛生費に関してでありますけれども、高齢化社会を向かえ、また、町民の健康をいかに保っていくかということは、最大の課題だというふうに思うわけですけれども、そうした中で、介護保険の業務、その他、町の保健福祉課なり、保健婦、保健師の役割が非常に大きくなってきている。そのように思うわけです。

やはりそうした中で、なかなか町民の願いに添えていく体制となっているのか。

もっと増員してしっかりと対応すべきではないかというのが感想なわけですけれども、しばらく前ですと、個別訪問によって、直接、高齢者や妊婦、障害者などの意見を聞きながら、いろいろな指導をし、健康なまちづくりに寄与していくという、そういう役割を果たすことができたというふうに思うわけですけれども、なかなかいろいろな、先ほども言いましたように、介護保険の業務でありますとか、そういう内部の仕事が非常に多くなってきて、町民の皆さんと話しますと、なかなか高齢者などは、保健師

さんの訪問を待っているというような高齢者もいるというふうにするわけでは

現在の状況ですね。

今年の春に、忠類の方から一人こちらに移動してきたというような状況もあるようでは

個別訪問その他の活動状況も含めて、教えていただきたいというふうにする

それから、161 ページの水道費でありますけれども・・・。

○委員長（牧野茂敏） 増田委員。

目と節を言っていたらと。

○8番（増田武夫） 160 ページの6目の水道費についてであります。

平成18年度、1日4,000立方メートルの水を買いますと。こういうことのように

お聞きしますと、平成16年には、年間51万1,000トン帯広などが加盟している、ピョウタンの滝の奥にあるダムから買うようになっているということになります。

これが1日に直すと1,400トンということになります。

お聞きしますと、猿別の水源を閉鎖するというようなこともあって、こういうことになるわけですが、この日量4,000トンと51万1,000トンを足しますと、年間197万1,000トンの量になるわけ

そうした中で、現在、どのくらいの使用料が、この使用されているのか。

実質的な使用料ですね。

それもお聞かせいただきたいと思っておりますけれども、こうした十勝中部広域水道企業団の負担金や補助金は、今後もこうした額で続いていくのかどうか。

その辺もお聞かせ願いたいと思っております。

○委員長（牧野茂敏） 保健課長。

○保健課長（久保雅昭） まず、保健師の関係でございますけれども、今年になりましてから、忠類から1名、保健師が来ていただきまして、増員となったところでありますけれども、保健師の業務が複雑多様化しておりまして、だんだん業務が増えているという中で、今年度、来年度の4月からありますけれども、また、保健師を採用していただけることになっておりますので、そういった中で、体制の充実を図っていただけるのかなというふうには考えております。

保健師の、まず、業務といたしましては、まず、家庭訪問をする事業。これ、妊産婦ですとか、新生児に対する訪問、あるいは、幼児訪問。

それから、あと、健康相談事業なども実施しておりまして、これは母子健康手帳の交付ですとか、幼児の巡回相談などを実施しております。

それからあと、健康教育事業といたしまして、パパママ教室みたいなこともやっておりますし、あと、それから、健康診査事業といたしまして、妊婦の検診にかかわること。

あるいは、3カ月、7カ月検診。1歳6カ月検診、3歳児検診。

それから、予防接種にかかわる事業。

それから、育児支援にかかわる事業として、赤ちゃんクラブの関係ですとか。

それから、健康教育事業などの実施もいたしておりますし、各種予防にかかわるスマイル検診などの実施なども行っております。

それから、がん検診とか、そういうものの事業も実施しております。

それから、あと、家庭訪問事業として、町内に居住する家族ということで、そういう事業の実施しておりますし、あとは、日曜診療の関係ですとか、そういう関係の事業もやっております。

それから、あと、保健師は介護保険の部門にも、保健師がいるわけではありますけれども、これについては、調査にかかわる、認定調査にかかわる事業ですとか、予防給付のケアプランの作成など、そういった業務が主なものであります。

○委員長（牧野茂敏） 水道課長。

○水道課長（橋本孝男） 現在の水道使用料の状況でありますけれども、現在、平成18年度につきまし

ては、年間 209 万 1,000 トンの使用状況となっております。

使用水量につきましては、今後も同様の水量で経緯をするものというふうに思っております。

それと併せまして、負担金についてでありますけれども、ただいま、十勝中部広域水道企業団に支払っております受水費につきましても、それぞれ構成団体等の使用状況にもよりますけれども、大きくは動かないと思っておりますけれども、若干見直しの中で、基本料金その他。今後、長期的には下がっていくものというふうに考えております。

額については、ただいま、まだ確定したものはございません。

○委員長（牧野茂敏） 増田委員。

○8番（増田武夫） まずは、保健師の活動でありますけれども、家庭訪問、それから、健康相談、妊婦の検診。こうしたことによって、町民は自分の健康についての関心も高まり、この健康なまちづくりに、こうした活動が大きく寄与していくのだというふうに思います。

そうした中に、新たに介護保険の仕事でありますとか、ケアプランなどが大きく課せられてきたのだというふうに思います。

やはり、そうした点からいけば、従来からあまり増えていないわけですから、当然、町民が望むような、お年寄りなどは保健師さんを持っているというような、そういう状況もあるわけなのですけれども、そういう活動がどうしてもおろそかといっちはなんですけれども、手薄になっていくと。

こういうことにならざるを得ないのではないかとというふうに思います。

保健師は、現在何人おられるのか。来年 1 名増やすということでもありますけれども、介護でありますとか、そういうケアプランで引取りに出るだとか、そういう業務にどのぐらい、何割ぐらいの時間を割かざるを得ないのか。

その辺についても教えていただきたいと思えます。

それから、水道の関係ですが、現在、209 万 1,000 トンと、こういうお話ですが、この中部十勝水道企業団との契約は、何トンまでになっているのか。

それもちょうと教えてください。

○委員長（牧野茂敏） 保健課長。

○保健課長（久保雅昭） 保健師の人数でありますけれども、全部で今、現在、12 名おります。

内訳といたしましては、忠類の福寿の方に 2 名、それから、幕別の保健福祉センターの方に、保健予防係に 6 名、それから、介護支援係に 4 名というような状況で、12 名という形になっております。

介護保険に係る業務、どのぐらいの分量というか、そういうご質問だったでしょうか。

であれば、介護支援係がこの業務に携わっておりまして、この 4 名でその業務に当たっているというような状況であります。

○委員長（牧野茂敏） 水道課長。

○水道課長（橋本孝男） ただいま質問のありました十勝中部広域水道企業団から、幕別町が取得しております責任水量につきましては、現在、1 万 300 トン。これは平成 16 年度に帯広市から 4,000 トン購入しました分含まして、現在、1 万 300 トン。

現在、猿別の浄水場が稼働しているということで、現在は 1 日 2,000 トンぐらいしか使われておりませんが、平成 20 年度から全量受水になりますことから、約 7,000 トン強の水量になるかと思われまます。

○委員長（牧野茂敏） 増田委員。

○8番（増田武夫） 介護保険が始まってから、大幅に保健師の数を増やしたという、そういう経緯があるのでしょうか。

やはり先ほども申し上げましたが、やはり保健師の方が、町民の中に入ってこられて、実際、町民と言葉を交わす中で、やはり町民の健康全体を引き上げていくという、そういう仕事がやはりこれからますます重要になってくるのではないかと。

最近、高齢化がますます進むという中で、そういう仕事が保健師に求められていくのではないかと

うふうに思いますけれども、来年1名増やすこの人数で、そういう要望にどの程度応えていかれるのか。その点をお聞かせ願いたいと思います。

それから、水道の関係は、1日7,000トンの金が、将来、3,300トンというものは、約7割ぐらいのことになると思うのですが、将来の人口がどんなふうになっていくかという推計をしながらいかなければならないのですが、その辺の将来の見通しですよね。

これが1万300トン、これは1日だと思えるのですが、1万300トンを持っていることによって、聞くところによりますと、水道料金の見直しもしなければならぬというような、見直しの検討に入るというようなお話も伺っているのですが、将来、そういう水道料に大きく影響してくることにもなってくると思うのですが、将来のその水の使い具合、予想ですか。

その辺もちょっとお聞かせ願いたい。

○委員長（牧野茂敏） 保健課長。

○保健課長（久保雅昭） 介護保険制度が始まって、そのときに保健師が増えたかというようなことでありますけれども、そのときに増えたというようなことはありません。

最近の採用の状況といたしましては、18年度に1名を増員をいたしまして、先ほど申し上げましたように、また、20年度に1名増員をされる予定であるというような状況であります。

増田委員のおっしゃられるように、その町民の中に入って、言葉を交わす。そういうことが大事だということは承知をしているわけでありまして、なかなかそれを全部やるということになりますと、相当な保健師の人数がいるだろうということもありまして、そういった中で、介護保険を、例えば、補完するサービスといたしまして、お元気ですか訪問ですとか、あるいは、その老人クラブが実施しております友愛活動ですとか。

それから、給食サービスを実施をして、安否を確認する。

それから、緊急システムなどによっても、安否を確認するというような状況でやっておりますので、そういったことを総合的に含めまして、その高齢者の、安心して暮らせるような状況にしていきたいなというふうに考えております。

○委員長（牧野茂敏） 水道課長。

○水道課長（橋本孝男） ただいま、ご質問のありました1万300トンの責任水量に対して、今現在、7,000トン。

残りこの後、どのような推移をするのかということでありまして、現状では、平成17年、18年と、16年度との比較の中では、若干使用水量が減少気味というような状況でございます。

これはかなり各家庭の電気機器につきまして、節水型の洗濯機等が普及してきたというようなことがありまして、人口が伸びている。あるいは、世帯数が伸びているにもかかわらず、使用水量が若干落ちる傾向にございますけれども、これもどこかで歯止めがかかるものというふうに思っております。

今、推計の中では、この先、現状維持のままというようなことで、今、考えているところでございます。

○委員長（牧野茂敏） 増田委員。

○8番（増田武夫） 保健師の方々にも、これからよろしく後活躍を願いたいというふうに思います。

7,000トン、現在使用の中で、だんだん減少してきていると。そうした中で、18年度、将来も7,000トンが大幅に上回っていくことがないような、そういうお話でありましたけれども、そうした中で、18年度に4,000トンの町を買い増しといいますか、増やしたわけですよね。

これは、ちょっと増やしすぎではないか。

将来、水道料が大幅に上がっていく一つの原因になってくるのではないかというふうに心配するわけですが、その辺に関してはいかがでしょうか。

○委員長（牧野茂敏） 水道課長。

○水道課長（橋本孝男） 平成16年度に責任水量4,000トン拡大したわけでありまして、当初の人口推計その他のいろいろな資料の中から、将来的には、その時点ではまだ、もう少し伸びるというふ

うに考えていたわけでありませぬけれども、ただ、その時点につきましては、先ほども申し上げましたように、節水型の電気機器が普及する。あるいは、それによって、使用水量が減少するというようなところまでは把握しきれていなかったというところもございます。

ただ、この後、どのような、気候にもよります。

暑い日が続けば使用トン数も多くなるというようなことでございますけれども、今しばらく様子を見させていただきたいというふうに思っております。

○委員長（牧野茂敏） よろしいですか。

中橋委員。

○1番（中橋友子） 保健婦さんの訪問のことで、もう少しお伺いしたいのですけれども、今、昨年も問題にいたしました、一人暮らしのお年寄りの方が孤独死されるというような問題も、今年もまた札内では年明け早々にあったのですけれども、だんだん高齢化社会になっていく中で、お年寄りだけで暮らしている方、あるいは、一人だけで暮らされる方、増えていっていると思うのですよね。

それで、今、課長がお話しされましたように、様々な事業を行われて、お元気ですか訪問ですか給食サービス、あるいは、緊急通報システムで補ってやっているのだということでもありますけれども。

私、介護保険事業が始まってから、保健婦さんの訪問活動というのは、具体的に低下してきているというふうに思うのですよね。

それで、こういった介護保険などで、救われているといったらちょっと表現正しくないかもしれませんが、そういうところにかかわっていらっしゃる方たちは、それなりのルートでもって、孤独な状況におかれていないというのはあるのですが、何も利用しないで、そして、一人暮らしされていて、高齢を迎えているという方もかなりいらっしゃると思うのです。

そういう人数なんかも掌握されていらっしゃるのでしょうか。

そして、そういうところに対するお元気ですか訪問。

ここの資料では、家庭訪問、成人病関係ということで、16年度実質38人、17年度は261人、18年度は73人というふうに、17年と18年と比べると、かなり減っているのですけれども、こういうところなんかも、やはり、ずっと一人暮らしの方たちが、長期にわたって、保健婦さんも誰も尋ねてこない。そのまま誰とも関係持たないで、ずっと、自ら出ていく分というのはあるでしょうけれども、そういう状況におかれていない人たちがいないかどうか。

この辺は、もっともときちと掌握されて、そして、訪問活動強化する必要があると思うのですけれども、実態について、どのように押さえていらっしゃいますでしょうか。

○委員長（牧野茂敏） 保健課長。

○保健課長（久保雅昭） 実態について、どのように承服をしているかということでありますけれども、今現在、高齢者の実態調査というのを実施をしている事情がございます、これは全員を対象にしてやるということはなかなか難しいのでありますけれども、75歳と80歳を対象にいたしました実態調査を毎年実施をいたしております。

これは、特別養護老人ホーム、札内寮と社会福祉協議会の方に委託をさせていただいて、そのような事業を実施しているわけですが、そんな中で、今言われたような方を掌握をいたしまして、その人たちが安心して暮らせるような形で、努めていきたいというふうに考えております。

○委員長（牧野茂敏） 中橋委員。

○1番（中橋友子） 75歳と80歳に限定されて実態調査されるということでもありますけれども、どこで線を引くかということがありますけれども、やはり私は必要とされる人たちが、全員調査の対象になるということが大事だと思うのですよね。

結局、これまでも孤独死されている方なんかは、お元気だから一人で暮らしていらっしゃるというのはあるのですけれども、しかし、高齢者ですから、いつ何時どんなことがあるかわからない。

結果として、一人で亡くなって、1週間も10日も発見されないという状況が、ここ何年か続いてきていますよね。

うちの町として、そういう実態というのはやっぱり悲しいことであって、つくってはならないと思うのですよね。

そういうところを拾おうと思ったら、こういった75歳だ80歳だって限定するのではなくて、今、高齢化率が20%越えて、5,000数百人になるのですか。65歳以上だと思うのですが。

世帯数に直すとそんな数ではないですよ。

限られた数が見えているわけですから、そこを全体に調査をして、お年寄り全体の実態を把握していくということは、大事なのではないのでしょうか。

また、それをしないと、前段申し上げたようなことに対する対応というのはできていかないのではないのでしょうか。

どうですか。

○委員長（牧野茂敏） 民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 高齢者ですとか、障害者の方々、いわゆる要援護者の方々に対する対応につきましては、現在、防災計画の中でも、災害にあったときや何かについてもどのように援護していくかということが言われておりまして、その名簿を作ったり、そういうことについて、今、これから進めていこうということ。

その方たちをどのように救っていこうか。マニュアルなんかも作っていこうということで、職員の中でそういう体制を作っていくことで、今、考えております。

また、今、民生委員さんのお力もお借りして、なるべくそういうお一人ぐらいの方を訪ねていただいて、そういう形もとっていきたいと思いますので、そんな形で、これからの体制整備に努めてきていると思いますので、ご理解を頂きたいと思います。

○委員長（牧野茂敏） 中橋委員。

○1番（中橋友子） 高齢化率というのは、どんどん上がっていくと思うのですよね。

今、町内会の中でも、ほとんどが高齢になっているという状況なんかもありまして、本当に防災ですとか、除雪ですとか、それから、急に病気になったときにどうするだとか。

町内会で緊急の連絡体制などもとったりして、そして、何とか、悲惨な状況を起こさないようにという動きも出てきています。

そういう中で、今、部長がおっしゃられるような、災害計画なども本当に大事なことだと思うのですよね。

こうなればなるほど、やはり対象となる年齢全体をきちっと掌握して、5年おきとかというのではなくて、ちょっとしつこいようですが、部分的にしかやられていないということでもありますから。

全体にきちっと調査をかけて、そして、それをいろんな訪問活動であるとか、防災計画であるとか、そういうところにきちっと反映させていくという、そのところが大事なのではないのでしょうか。

その前提条件として、幕別町の高齢者の状況を全体として掌握するという、その取組は、今のお答えの中ではなかなか見えていません。

そこはどうでしょうか。

それと、以前は確か、こういった介護保険制度ある前には、ヤクルトの配達をしまして、お元気ですかで一声掛けるとかということをやっていましたよね。

今は、今度、郵政省民営化になるから難しいのかもしれませんが、そういった方たちのご協力をお願いして、いろんな連絡体制もとるといようなこともやっていましたね。

でも、こういったことも、ヤクルトの方は事業を辞めてしまいましたし、それから、郵政の方も期待はできないというような状況もありますから、うちの町として、全体を掌握する体制と、それから、政策。両面が必要だと思いますが、どうでしょうか。

○委員長（牧野茂敏） 民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 今の名簿の関係でございますけれども、プライバシーの関係なんかで、私は載せていただきたくないという方もいらっしゃるのですけれども、その辺を粘り強く説得しまして、公区

などのご協力も得ないと、なかなか地域で支えていただくことできませんので、その名簿作成については、これから、公区、あるいは、の中でつくる。

あるいは、実際には災害対策本部の中でもつくりたいと思っておりますので、その中で、それを公区の中に活用していただく方法だとかも考えていきたいと思えます。

それと、ヤクルト訪問について、以前やっていたのですが、経費的にも莫大にかかってくるのか、そういうこともありまして、それはお元気ですか訪問という関係で、そちらの方でシフトしているという形もあります。

それから、先ほどちょっと申し忘れましたけれども、老人クラブの方々も、重要なクラブ員ということ。その体制も重要な、連合会も重要な位置にあると思えますので、その方々の横の連携ですとか、あるいは、協働のまちづくりの中でも、除雪支援ですとか、あるいは、公区の中でやった場合に、高齢者の方々の援護していただいた場合に出るという、そういう制度もありますので、そのような制度も活用していただいて、なるべく一人で寂しい思いしないような方を作っていきたいと考えております。

○委員長（牧野茂敏） よろしいですか。

中橋委員。

○1番（中橋友子） いろんなこと取り組まれるのですが、高齢者全員を対象にして、プラバシー云々ということですから、結局、臨まない人もいるけれども、対象は全員ですよということですね。

そこは確認させていただきたいと思えます。

そして、これはお元気ですか訪問やっているのですが、実績について、お答えいただけますか。

○委員長（牧野茂敏） 中橋委員。

○1番（中橋友子） 訪問の対象者が何人いて、月にどのくらい訪問されて、そのいろいろな声かけなどの運動をやってきた効果というのかなりなものがあると思うのです。

その実績について、伺いたいと思えます。

○委員長（牧野茂敏） 保健課長。

○保健課長（久保雅昭） お元気ですか訪問の関係ですけれども、30の方が登録をされておまして、年間延べ回数といたしまして758回という実績になっております。

○委員長（牧野茂敏） 中橋委員。

○1番（中橋友子） これは申込みがあった方だけを訪ねる仕組みなのですか。

それこそヤクルトの訪問なんかもそうだったのですけれども、一人暮らし、独居老人というふうに言ってきましたけれども、そういうご家庭を町側で掌握されてお訪ねをしていたという経過がありましたよね。そうではないのですか。

登録がなかったら、例えばそういう状況にあった人でも、お訪ねはしないということなのでしょうか。

それと、758回の30人でありまして、一人に25回ぐらいの訪問なのかなというふうに思いますが、そうすると、1カ月に直しますと2回程度訪ねられているということなのでしょうか。

○委員長（牧野茂敏） 保健課長。

○保健課長（久保雅昭） まず、回数につきましては、今のそのとおりでございます、お元気ですか訪問については月2回というようなことで実施しております。

それから申請というようなことですが、直接申請がある場合もありますし、あるいはケアマネージャーさんですとか民生委員さん、各方面からそういうような方があったときにいろいろご相談を頂いて、その中で町の方で出向いて行って登録をしていただくという形になっております。

○委員長（牧野茂敏） 中橋委員。

○1番（中橋友子） 月2回程度の訪問であれば、状況の把握は一定程度できるのかなというふうに思いますので、是非、これを地域の中ではずっと保健婦さんなんか来たことないよというような方が結構いらっしゃると思いますので、多分申請するということすら、どこまで理解されているのかなというふうに思うのですよね。

民生委員さんもそういう指導を徹底してやられているのであれば、こういうことも起きないのかなと

は思うのですが、その辺の指導の徹底と、必要とする人が全員受けられるような今後の取組を期待したいと思います。

○委員長（牧野茂敏） 答弁はよろしいですね。

○1番（中橋友子） あればよろしくをお願いします。

○委員長（牧野茂敏） 保健課長。

○保健課長（久保雅昭） 民生委員さんなどにつきましては、日ごろからそういう制度があることを周知をして、一生懸命やっただいていただいているものと思いますけれども、さらに、またお願いをしてまいりたいというふうに思っております。

○委員長（牧野茂敏） ほかに。

野原委員。

○7番（野原恵子） 153 ページ。

1目保健衛生総務費の13節委託料、6妊婦一般健康診査委託料と、155ページの19説負担金補助及び金及び交付金の13妊婦検診助成金。この二つですが、これにつきましては、資料の中に妊婦一般検診は前期と後期に分かれて2回行われているということが資料として出ております。前期は200人なのですが、後期が178人で22人少ないのですが、これはどういうことかちょっとお聞きしたいということと、それから、回数を2回ではなくて、もっと増やすということはできないのでしょうかということと、妊婦検診助成金というのは平成18年度から実施ということで、町で2,000円助成しているということなのですが、これも大変妊婦さんから喜ばれております。

統計から見ましても、検診をきちっとしている妊婦さんには、母子ともに健康に子供が生まれるということなのですが、検診をきちっとしていなければ、母子ともに異常が出たりとか、死亡が出たりとか、そういう状況があるということで、検診というのは非常に大事だと思います。

それで、その点についてお聞きしたいと思うのですが、妊婦検診の助成のところなのですが、1回につき2,000円、最大10回分助成するというのが皆さんにお知らせをしているところなのですが、出産後、これをきちっと清算するということなのですよ。

そうしますと、10回すれば2万円なのですが、これは10回分終わってから出ないと支払われないということで、若い方、お金がなくて検診もいけないのです。できれば1回、1回、清算してもらえるか、それか委任払いか、どちらかにしていただきたいという要望があるのですが、今後、どのような方向で考えていくかをお聞きしたいと思います。

それともう一点なのですが、157ページ。

3目の保健特別対策費の中の13節委託料、6の婦人科検診です。これは、婦人科検診の方は、2年に1回の検診になりました。

それで、この資料を見ましても、平成18年度は子宮がんも乳がんも検診される方が少なくなっております。

この婦人科検診は、毎年検診ですとか、ちょっと異常があった場合には半年に1回という、そういう状況もあるのですが、特に発症率の高い40歳から60歳代というところは毎年検診、そういう方向でいくことが健康な体でいられるのではないかと思います。その点についてお聞きしたいと思います。

○委員長（牧野茂敏） 保健課長。

○保健課長（久保雅昭） まず、153ページ、155ページにかかわって、まず153ページの委託料、細節6番、妊婦一般健康診査委託料の関係でありますけれども、これについては妊婦の健康診査を実施するに当たりまして、前期と後期に血液検査が実施をされるというような部分もありまして、それに対する委託料ということでもあります。

これにつきましては、妊娠をしたという届出がありまして、その時点で受診表をお渡しをするという仕組みになっております。

前期分と後期分合わせまして、なお、35歳以上については超音波検査の受診表というものも入る場合もありますけれども、そういった形で受診表をお渡しをいたしまして、それで受診をしていただく。

そうすると、それは無料で実施ができますよという内容のものであります。

人数が若干違っているという部分があるのですが、これにつきましては、妊娠をしたという時点でお渡しをするものですから、年度でのずれというようなものもありまして、若干ずれてはくるというようなことでの違いなどもあるのかなというふうに思っています。

それからあと、転出してしまって、生まれる前にどこかへ行ってしまったというような場合には、後期の分が使われなかったりとか、そういったケースもあるので、それで差がでてきているのではないかなというふうに考えております。

それから次のページの妊婦検診の助成金ということでもありますけれども、これについては、平成 18 年度から幕別町としては 1 回の検診につき、お話をしましたように、2,000 円で 10 回まで、2 万円までの助成をいたしますよということなのですが、これは町で単独といたしますか、そういう形でやっている事業なものですから、帯広の産婦人科の方となかなか償還払いという形がなかなか難しい面もあるのかなと思っております。

先ほどお話ししましたように、受診表方式という、前段で話したのは、これは国の政策としている部分もありますので、道が北海道の医師会と協定を結んで共通の単価でやっておりますので、そういった形が可能になっております。

今回、平成 18 年ですか、その交付税の中にある程度、その妊婦検診の分も含まれてくるというような話もありましたけれども、そういった中で、今後、北海道と道医師会の中でまた新たに協定を結んで受診表方式をさらに増やすという形もなってくるかと思われまので、そういったときにはうちもそれに合わせて、そうなれば、その分については自己負担をしなくてもいいという部分も出てきますので、そういった形で対応をしていきたいなというふうに思っております。

それから婦人科検診の関係でありますけれども、これは当然検診ですから、毎年やった方がいいということはもちろんなのでしょうけれども、厚生労働省の方から指針が出されておまして、2年に1回が、発見率ですとか、そういう死亡率だとかいろいろな面を勘案いたしまして、2年に1回、市町村はその体制を整備しなさいというふうなことで、それに基づきまして、2年に1回ということでやらせていただいておりますので、また、その婦人科検診については、以前は集団しかなくて日程的にも短い、どうしても来られない場合というのもありましたけれども、それについては個人検診という形で、帯広市の産婦人科などに、帯広医師会を通じて委託をしまして、乳がん検診の場合は4病院、それから、子宮がん検診のついては7つの病院と委託をしまして、これは通年で4月1日から3月31日の間、偶数年齢であればいつでも行って補助が受けられるという仕組みになっておりますので、そういった形で受診をしていただければなというふうに思っておりますので、ご理解を頂きたいというふうに思います。

○委員長（牧野茂敏） 野原委員。

○7番（野原恵子） まず、一つ目の一般検診の方ですが、道の方と医師会で共通の単価でしているのです、負担金はゼロということで、道の方もこの制度をこれから増やしていくという方向だというふうに私は押さえているのですが、その道の方はいつから増やすということを計画しているのか、それが今年度からそういう計画があるのであれば、すぐ増やしていくということも可能ではないかなと思うのですが、その点についてお伺いをいたします。

それと妊婦検診の助成なのですが、これは本当に若いお母さんたち、年配の方も中に入るのでしょうけれども、若いお母さん達にとっては本当に町独自の助成ということで喜ばれてはいるのですが、ただそのときに、月に1回なり、2週間に1回に行くときに、現金が手元にないとなかなか行きたくても行けないという状況が実際にあるということで、10回まとめてではなくて、その都度、その都度お金が返ってくる。そういう方法が取れないのだろうかということと、それから、生まれてから清算をするということであれば、途中で、例えば何らかの事情で子供を流産とか、そういう状況になったときにはどうなるのだろうか、そういう質問もあるのですが、その点についてお伺いをいたします。

それから婦人科検診なのですが、指針の方で2年に1回ということなのですが、実際に日常暮らしていく中では、不安を抱えながら生活をしていくということもあるのですね。

2年に1回で異常はないですよといわれましても、今は早期発見をすれば長生きできる時代にもなっています。

そういう点では、2年に1回ではなくて、町独自でも1年に1回助成していくとか、そういう方法は考えられないのかなというふうに思います。

それと個人検診というのは確かに周知をしているところなのですが、これも個人検診でも町では助成はしてくれるのですが、これは2年に1回ですよ。ですから、そのところをもっとこまめに検診ができるような手立てということが必要ではないかと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○委員長（牧野茂敏） 保健課長。

○保健課長（久保雅昭） まず、協定の関係ですけれども、これについては10月から協定されるのではないかなという情報もきております。

それから2,000円の助成を毎回、毎回というようなことなのですが、これは先ほど申し上げましたように、受診券方式になったときに、ただ、受診券方式もおそらく5回分だけという形になるのかなというふうには思っています。それとうちの補助との整合性をどういうふうに図っていくのかという部分もありますので、私どもとしましては、その体制を整えながら来年の4月にそういった方式も取り入れながら、今の補助制度をどういうふうにするのかということを検討していきたいなというふうに考えております。

それから婦人科検診ですけれども、毎年受けるのが望ましい、それはどの検診についてはそういうことだというふうに思います。

やはり私どもが何をよりどころにするかといいますと、やっぱり国が言っている指針に基づいて実施をする。

それから、例えば、毎年受けたいという方については、保健師の方からも、補助はありませんけれども、病院に行けば受けられますよとか、そういうことはお話しさせていただきますので、そういったことをご理解を頂きたいなというふうに思っております。

○委員長（牧野茂敏） 野原委員。

○7番（野原恵子） 今、10月から検討されるのではないかなと言われたのは、この一般検診の方ですね。

それと、普通の妊婦検診の助成の件でお答えいただけなかったかなと思うのですが、毎月毎月1回ごとに清算するという方法は考えられないのでしょうかということはお答えいただけなかったような気がするのですが、その点をお聞きしたいと思います。

それと婦人科検診ですが、実費で行くというのは、それは皆さんわかっているのです。

ただ、助成があるから検診を受けやすいという、そういう立場でお話しているわけで、その点でのお答えが返ってこなかったと思うのですが、お願いいたします。

○委員長（牧野茂敏） 保健課長。

○保健課長（久保雅昭） 2,000円の助成を毎回渡すということでしょうか。

これは、やはり実際に負担をしたものを確認をした中でなければ、例えば、助成をして、それを行かないということになってもあれですし、何て言ったらいいのでしょうか。毎回、領収書を持ってきて、その都度、清算をということですか。そうですか。

ただ、毎回となりますと、大体、幕別町の出生者数というのは、大体今200名を切れておりますけれども、百八十数名という方がいらして、これは内部的な部分もありますけれども、毎月やるとなりますと、先ほど保健師の業務のことをいろいろとお話がありましたけれども、ますます、その業務にした、何ていうのでしょうか、そういう部分もありまして。

ただ、1回でなくても、例えば、2回にするとか、そういう方向ができないのかということについては検討していきたいなというふうに思います。

子宮がん検診の助成で2年に1回ということ町単費でということでしょうか。

ただ、今、そのがん検診そのものが、今、既に町単費の状態でありまして、これは補助を頂いて実施しているものではございません。

2年に1回、町が単独で、どこの町村もそういう形でやられているということでもありますので、これを、またさらにやるということになると経費的にも倍かかるというような状況、経費だけで物事は語れないのしょうけれども、やはり国の指針に基づいた中で実施をさせていただきたいというふうに思っておりますので、ご理解を頂きたいというふうに思っております。

○委員長（牧野茂敏） 野原委員。

○7番（野原恵子） 妊婦検診の方は検討いただけるということだったのですが、婦人科検診のところなのですが、発症率の高い年代。40代から60代というのは発症率が高いのですが、そういう年代だけでも、毎年ということは考えられないのでしょうか。

その点について、お聞きいたします。

○委員長（牧野茂敏） 保健課長。

○保健課長（久保雅昭） 何回も繰り返しになりますけれども、助成としてはなかなか難しいのかなと思いますけれども、毎年受診できるように、また、病院の方に働きをかけて、そういうことも町民の皆さまに言って、そういう機会は設けていくという形で、助成のことについては、なかなか難しいのかなと思っておりますので、ご理解を頂きたいと思います。

○委員長（牧野茂敏） よろしいですね。

ほかに。

4款衛生費につきましては、質疑がないようでございますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、5款労働費に入らせていただきます。

5款労働費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（藤内和三） 5款労働費について、ご説明させていただきます。

164ページをお開き願いたいと思います。

5款労働費、1項労働諸費、予算現額1,769万円に対しまして、支出済額1,740万7,003円でございます。

1目労働諸費、本目につきましては、労働者にかかわる経費でございます。

19節負担金補助及び交付金は、援農協力会、季節労働者協議会、幕別地区連合会などへの補助金が主なものであります。

21節貸付金、勤労者福祉資金は、労働者の福利厚生を語るため、運用資金を労働金庫に預託をして貸し付けるものでございます。

平成18年度の貸付状況は1件となっております。

2目雇用対策費、本目につきましては、雇用対策にかかわる経費であります。7節賃金は、高校、大学等新卒者で、就職未内定者を期間を限定して、社会人としての基礎的な資質を身につけてもらうことを目的といたしまして、前期、後期合わせて4名を雇用した経費でございます。

13節委託料は、季節労働者の雇用対策として、街路の清掃等を実施したものであります。

以上で、労働費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（牧野茂敏） 説明がおわりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（牧野茂敏） 5款労働費につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、6款農林業費に入らせていただきます。

6款農林業費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（藤内和三） 6款農林業費について、ご説明申し上げます。

166 ページになります。

6 款農林業費、1 項農業費、予算現額 19 億 3,211 万 6,000 円に対しまして、支出済額 18 億 4,039 万 4,519 円でございます。

1 目農業委員会費。本目につきましては、幕別忠類両農業委員会委員の報酬及び事務局運営にかかわる経費が主なものであります。

2 目農業振興費。本目につきましては、農業振興にかかわる事務経費、各種補助金、負担金が主なものでございます。

13 節委託料、次ページの細節 7、農業振興地域整備計画策定委託料につきましては、忠類村との合併に伴い、忠類地域を含めた計画の全体見直しを行う必要性が生じたことから、基礎調査や見直しにかかわる資料の作成などを、外部委託したものであります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 10 につきましては、町内の農業関係機関及び団体で構成組織するゆとり未来 21 推進協議会に対する補助金。

細節 14 は、新規収納者に対する支援奨励金。

細節 15 ふるさと土づくり支援事業補助金は、堆肥購入、堆肥切り替えし、緑肥種子にかかわるものでございます。

細節 19、中産間地域と、直接支払交付金は、忠類地域にかかわるものでございます。

170 ページになりますが、細節 29、強い農業づくり事業補助金は、産地競争力の強化推進、新規収納にかかわる支援及び経営力の強化などに対する幕別町農協、幕別町農業振興公社、農業生産法人に対する補助金であります。

21 節貸付金、農業ゆとり未来総合資金貸付金でございます。

融資額は、前年比 3 倍強の額となっておりますが、品目横断経営安定対策導入に伴う新たな作物、たまねぎの育苗ハウス等設置にかかわる融資が、増額の要因となっております。

3 目農業試験圃場費、本目は試験圃の管理運営に要した経費でございます。

主な内容といたしましては、新規導入作物であります、玉ねぎの施肥試験を主体とした試験を実施いたしております。

4 目農業施設管理費、本目につきましては、農業担い手支援センター及び味覚工房にかかわる管理運営費でございます。

172 ページ、13 節委託料は、施設の清掃委託料が主なものでございます。

なお、味覚工房の平成 18 年度の利用状況は、1,582 人となっており、利用率は、前年比 10 ポイント増となっております。

5 目畜産業費、本目につきましては、畜産振興にかかわる経費であります。18 節備品購入費は、道農業開発公社から、貸付を受けておりました肉用雌牛 22 頭の購入代金の支払でございます。

19 節負担金補助保予備交付金は、乳牛検討、和牛政策改良、酪農ヘルパー組合などに対する補助金。

次のページになりますが、細節 23 は、飲用乳の消費低迷に伴う消費拡大運動といたしまして、町内の各イベント開催時に、PR などを行った慶事について、実行委員会に補助した経費でございます。

6 目畜産担い手育成総合整備事業費。本目は、生産性の高い酪農経営を図るため、草地造成改良整備。家畜保護施設用排水等の整備を行うもので、事業主体は、北海道農業開発公社、事業期間につきましては、平成 18 年度から 21 年度までの 4 年間。

参加農家は、忠類地域 42 戸となっております。

7 目町営牧場費、本目は牧場運営委員会委員報酬と幕別地区 1 カ所、忠類地区 4 カ所の町営牧場の管理運営に要した経費であります。

平成 18 年度の預託実績は乳用牛 957 頭、肉牛 74 頭、馬 59 頭、合わせまして 1,090 頭となっておりますが、ちなみに南勢牧場は 408 頭、忠類 4 つの牧場では 682 頭の内訳となっております。

176 ページ。

8 目農地費。本目は、国営、公団営、団体営事業等の償還金及び土地、改良施設の管理運営に要した

経費でございます。

次のページ、178 ページになりますが、13 節委託料は幕別ダム操作点検、上統内排水機場保守点検委託料が主なものでございます。

14 節使用料及び賃借料、細節 5 は、明渠排水路に堆積した土砂を除去するための重機を借り上げた経費。47 地区、約 11 キロメートル弱を実施したものでございます。

19 節負担金補助及び交付金、細節 3 国営営事業償還金は、幕別地区ほか 4 地区。

細節 4 は公団営事業、いわゆる東西線にかかわる事業償還金。

180 ページ。

細節 5 農業地排水改善対策事業補助金は、小規模な暗渠排水及び、支線明渠整備に対し補助した経費でございます。

28 節繰出金は、農業集落排水特別会計繰出金でございます。

9 目土地改良事業費。本目につきましては、土地改良事業費の負担金及び事務的な経費が主なものでございますが、19 節負担金補助及び交付金は、美川地区ほか 4 地区にかかわる道営畑総事業負担金、糠内農道整備事業負担金が主なものでございます。

2 項林業費。

予算現額 8,858 万 6,000 円に対しまして、支出済額 8,789 万 5,311 円でございます。

1 目林業総務費。本目は、林業振興にかかわる経費でございますが、182 ページ、7 節賃金及び 8 節報償費は、有害鳥獣対策にかかわる経費。

19 節負担金補助及び交付金、細節 11 から 13 までにつきましては、民有林振興にかかわる補助金であります。細節 11 は除間伐 63.84 ヘクタール。

細節 12 公費増林は 74.01 ヘクタール。

細節 13 地域活動支援交付金は、1,770.91 ヘクタールが対象面積となっております。

2 目育苗センター管理費。本目は忠類育苗センターの管理運営に要した経費でございますが、赤エゾマツ、トドマツの苗木の生産業務を幕別町森林組合に委託いたしました経費などが主なものでございます。

以上で、農林業費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（牧野茂敏） 説明が終わったところでありますけれども、この際、16 時 35 分まで休憩をいたします。

16：20 休憩

16：35 再開

○委員長（牧野茂敏） 休憩前に引き続き会議を開きます。

農林業費の説明が終わりましたので、質疑をお受けいたしたいと思います。

野原委員。

○7 番（野原恵子） 173 ページ、4 目農業施設管理費の 18 節備品購入費の施設備品のところで質問いたします。

ここは味覚工房の備品購入費の件だと思うのですが、今、味覚工房は農産物の加工ですとか、そういうところで非常に好評でして、農村婦人だけではなくて地域の婦人たちも多く利用しているという状況があります。

今、説明もありましたけど約 10%の増ということでお聞きしておりますけれども、この中で、今、味噌とか豆腐の手づくりというのが非常に好評なんですけれども、この中で窯の耐久年度が過ぎているのか、二つのうち一つ使えないという状況にあるということを知っています。

それで、こういう状況であるのであれば、利用が増えている中で更新をしてほしいという要望も一つ

出されております。

それで、この施設は、もともと農村の農閑期のときに農村婦人が農産物の加工とか、そういうところで研究とか、そういうところでスタートをしたとお聞きしているのですが、農閑期のときに農村婦人が利用したいときになかなか利用できないという状況があると聞いております。その改善を必要ではないかと思うのですが、その点1点お聞きしたいということと、それから、いろいろな婦人が利用するのですが、指導員はきちっと規則に基づいて使用するということを進めていくことが必要ではないか。というは、利用したいときに利用できないとか、空いているときにきちっと規則に基づいた使用の仕方をしているのか。そういうところに疑問があるという声もあるのですが、その点、どのような状況になっているかお聞きしたいと思います。

○委員長（牧野茂敏） 経済部参事。

○経済部参事（田井啓一） 野原委員のご質問にお答えします。

まず、備品購入費の関係でございますが、これは担い手支援センターの研修生の冷蔵庫及び洗濯機の備品を公社の方で購入いたしまして、研修生の皆さんに使っていただけるような形にするというような予算でございます。

したがって、これは味覚工房の予算は含まれておりません。

それと、ただいま、味噌、豆腐の関係で窯が一つしか使えないということでございますが、現在平成7年から味覚工房がつくられまして10年以上経過しているというような状況もございまして、機器の見直しにつきましては、本年度で計画をして、19年度で計画をしているところでございます。

近々窯の関係につきましても、機器の更新をする予定でございます。

なお、予算につきましては、コミュニティ補助金ということでの関係でございます。

また、利用の関係で窯を一つしか使えない形ということでございますが、利用の状況としましては1回に1グループ、4人から5人というのがほとんどでございます。

そうした中で、一つの窯で大豆20キロをゆでることができ、20キロで味噌ができ上がりますと、80キロから100キロ程度できるということでございます。

1グループの利用を考えますと、一つの窯で十分ではないかというようなこともございまして、また、年1回に限った利用を制限しているわけではございませんので、何回でもご利用いただければということもございまして。

また、冬期になかなか利用できないということがございます。それで、19年度からは施設の予約を2カ月前まで。

また、一月の利用を2回までということで利用者の皆さまにお願いをして、なるべく多くの方に使っていただけるような形にしたいということで運用をしているところでございます。

利用の状況につきまして、指導員ともいろいろ打合せをさせていただいているところです。そうした中で、指導委員の方からもいろいろな利用にあたっての問題点お聞きしている。先ほど野原議員がおっしゃられましたとおり、なかなか利用が使っていただけないのでどうしようかということでのことで、今年度から月2回にしたとか、そういったこともございます。

また、規則に基づいてということでございますが、一応、規則に基づいた形での利用していただくということでの指導を行っているところでございますが、不備な点がございましたら、遠慮なく農業振興担当の方に言っていただければということでございます。

○委員長（牧野茂敏） 野原委員。

○7番（野原恵子） 今、利用状況が大変多いということで、1カ月から2カ月前から申し込みをして利用するという状況になっているということですよ。

この点なのですが、確かに申し込んでするというのは大事だと思うのですが、おしなべて農村も市街の方も、おしなべて同じような状況で利用するという形になりますと、農村婦人の場合には農閑期に集中して利用したいという、そういう希望もあります。

そして農産物の付加価値という、そういうものも研究していくというところでは、1カ月に1回とか

2回とかでは、こう、何ていうのですか、高める研究というか、そういうこともなかなかできないのではないかと思うので、そういう対策も必要ではないかなというふうに思うのです。冬期間。農作業の忙しい時にはそういうことはできないのですが、農閑期の時に利用する時の対策ということも一つ必要ではないかなと思います。

それと窯の件なのですが、確かに1グループ、1回に100キロぐらいつくることができるということですよ。すると1世帯に1回で20キロぐらいということなのですが、やはりまとめて、この味噌というのは寝かしておくから一度にたくさんつくるのですよね。

そうしますと、二つ窯があるのであれば、2グループが1回で利用できるという状況もありまして、そういう点ではもう一つ増やしてほしいという希望もあります。そして使うときにも古いので、ガスの調整やなんかも気をつけて使わなければならないということもあったのですが、平成19年度、今年度で計画しているということでしたので、そこも早い時期に改善していただければなと思います。

それから指導員の件なのですが、何かありましたら遠慮なく言ってくださいということなのですが、なかなか言えないので規則に基づいた運営をきちっとしてほしいという、そういう要望でもありますので、していないということではありませんけれども、そういう点で不都合な点が2、3あるので、きちっと指導してほしいということなのです。

ですから、そこは話合いで運営規則に基づいた施設利用をしているかどうか、きちっと検証していただきたいと思いますが、その点いかがでしょうか。

○委員長（牧野茂敏） 経済部参事。

○経済部参事（田井啓一） まず、最初に農家の婦人の方が、特に農産物加工について研究をされたい、あるいはご試作をされたいということでございます。

そういった希望を具体的にお聞きしたのは、実は今回初めてでございます。

そういうことがあるのであれば、例えば一月の、そういった期間の設定をしまして、そういった時期に充てていただくとか、そういったご希望を、まず、そういうグループで言っていただいた中で検討してまいりたいと思います。

二つ目、窯の交換については早い時期ということでございますが、10月中には何とか整備をさせていただきたいというふうに考えております。

また、豆、味噌づくりの量ということでございますが、確かに長い間寝かせるということもございませぬけれども、味噌づくりの機器については、確かに窯は二つございませぬけれども、その豆を加工したりする機器というのは一つしかございませぬので、結局1グループの受入れをせざるを得ないと。1日で2グループを受け入れる場合につきましては、時間をずらして、ゆでる時間とかも、タイミング、漬す関係とかも変わってまいりますので、時間をずらしてご利用を頂いているような状況でございますので、そこら辺はご理解を頂きたいと思います。

三つ目の指導員、規則に基づいてということでございますが、不都合な点があるということでございますが、正直いって、具体的な内容を承知しておらない部分もございませぬので、それは具体的に私の方に言っていただければということでございます。

○委員長（牧野茂敏） 野原委員。

○7番（野原恵子） わかりました。

指導員の件については、個別に対応をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（牧野茂敏） ほかに。

中橋委員。

○1番（中橋友子） 2点だけなのですが、1点目はページ数では167ページ、農業委員会費の中で、19負担金補助金。マッピングシステムを導入されましてかなり経っているのですが、どの辺まで整理されているのかということと、それから、これをいつまでに完成させる予定で事業を取り組まれてきたのか伺います。

次に169ページ。

2目の農業振興の14新規就農支援事業。

これで、資料の中では平成18年度6名の方が就農されたというふう実績として載っております。

問題は、17年度6人、それから16年度は4人ということではありますが、この方たちがずっと継続されて営農を続けられているのかどうか。

それと昨今の農業情勢は品目横断的経営対策が何よりもそうなのですが、新規就農者にとっては、ますます厳しい状況に、農業政策になってきていると思うのです。

そういった点での就農した後の指導と支援について、どのようにやってこられているのか伺います。

○委員長（牧野茂敏） 経済部参事。

○経済部参事（田井啓一） まず、マッピングの件についてご説明を申し上げます。

マッピングのシステムにつきましては、平成14年度補助事業におきまして導入をしているところがございます。導入の内容といたしましては、農地基本台帳に基づくもの、それを地図情報と関連させたもの等がございますけれども、現在、農林課の方で進めております認定農業者の関係につきましては、それらに基づくデータは全て入力済みでございます。

また、認定農業者以外の者につきましては、既存で保存されておりました農地基本台帳に基づくデータのものを入力済みでございます。

なお、未整備の部分につきましては、補助関係が未整備の部分でございまして、南勢地区をエリアを小さく定めまして、その中で平成17年度から作付け情報等、入力をして、その入力にあたっての問題点を今、整理しているところでございます。

また、新規就農者に対する支援、現在6名ということでございます。

実はもう1名就農支援資金の対象者がございましたが、なかなか営農に苦勞されて、また、中身を申しますと、実は策定の方に自分の事業展開をシフトしていったというような状況もございまして、その方につきましては、平成19年度において離農されるということで話を伺っております。

牛の爪切りですね、そういった削蹄業、もともとそういった技術を持っておられる方がいらっしゃったのですが、肉牛のそういった飼育を含めて営農したいという当初の計画だったのですけれども、削蹄業の方に本業を持っていきたいということで、本年度で離農されると。

それ以外の方につきましては、就農支援資金6名の方、幕別4件、忠類2件の方について、就農支援資金を受けて順調に営農をされているものと思っております。

基本的には、就農後の指導につきましては、関係農協さんの方に指導を頂いているところでございまして、その就農の状況につきましては、北海道担い手支援センターとの絡みもございまして、公社としての引取り調査をした中で、順調に就農されているかという確認だけはさせていただいております。

○委員長（牧野茂敏） 中橋委員。

○1番（中橋友子） マッピングの方ですが、これは確か事業を導入されるときに幕別町の農地が、この一括の管理の中で、例えば、土地を動かす時、流動化対策などについても、きちっと掌握して狂いのない作業ができていくというようなことで、随分力を入れて取り組まれてきたというふうに認識しているのですよね。

それで、いつまでに終わるのかということにお答えがなかったもので、再度のお尋ねになるのですけれども、個人的なデータ、認定農業者が入りましたよと。

そして今、他の方の入力中ですよと。これはどのぐらい残っていらっしゃるのでしょうか。

それと、問題は圃場の関係で、きちっと実態にあった地図化といいますか、マッピング化なのですが、これも、これがきつと大変なんだと思うのですよね。

前にもお話ししましたが、土地の所有者が不明確なところがあったり、町有地なのか私有地なのかというようなところもあるやに聞いておまして、そういうところも整理されながら、基本的にはきちっと全部掌握されて、そして土地を動かされる時などは、問題なくいくようにするということが大事だと思うのですが、そういった作業を、いつまでに終わるのを目標に取り組んでいらっしゃるのか

ということと、それから今は遊休地というのはどのぐらいあるのでしょうか。

これも併せてお伺いいたします。

新規就農の方であります、削蹄というのがわかりました。ありがとうございます。

それで、この資料だけでも既に 16 人の方が新規就農に就いているということになります、これは支援されてきているということでもあります、全員が今、就農をし続けていらっしゃるのですね。

○委員長（牧野茂敏） 経済部参事。

○経済部参事（田井啓一） まず、マッピングの件でございますが、公社で取り扱っております保有合理化事業、その関係におきましては、地図情報におきまして、あるいは台帳情報におきましては、固定資産の台帳とも照合しながら、あるいは住基の台帳とも照合しながら、その確定については終わっております。

保有合理化事業におきましては、その対象農地に対して、誰が使っていただくことが営農上有利かというようなことでの利用調整改善の中で決定をし、新たな方に農地の利用を進めているというような状況でございます。

あと、新規就農者の関係でございますが、新規就農の扱いの中におきましては、農業後継者も新規就農の扱いとなります。新規参入者と合わせたものが新規就農者というような取扱いでございます。

そうした中で、それぞれ関係農協さんのご指導を頂きながら就農されているというふうに捉えております。

○委員長（牧野茂敏） 経済部長。

○経済部長（藤内和三） 前段、マッピングシステムの関係、言われますように、一部補助整備の関係については、今、担当参事がお答えしたとおりであります。今後の問題として、いつごろまでということでございますけれども、今、関係部課がその対応については協議しておりますし、ここ 2、3 年の間には詰めていく必要があるなど。

課題も実はあるというふうには私はお聞きしておりますので、なるべく早くできるようにやっていきたいなど。

それと、本町の遊休地の関係でございますけれども、公的な形の中で、農業委員会やなんかも含めて私はお聞きしているのですけれども、基本的には遊休地はないという報告を農水省の方には報告をされているということをお聞きいたしております。

○委員長（牧野茂敏） よろしいですか。

中橋委員。

○1 番（中橋友子） 遊休地は遊休地の規定があるのでしょうか、ただ、何年かつくられないというのをだけを見て遊休地というふうには言っていないのですね。そしたら。

そういう、何ていうのですか、基準の中では遊休地がないということなのかもしれませんが、私、この新しい農業政策の中では、結局、農地に価格補償の権利が農地に付くということなので、これから動いていくことを考えると鈍化するのではないかというふうには心配するわけですね。

結局、今の所有者に権限があるわけですから、渡せば、その権限が新しい人に行ってしまう。

また、新しい人はそれを貰わなかったら価格補償の対象にならないということでもありますから、そういう点の心配をすごく持つわけですが、きちっと幕別の農地が、耕作意欲のある方に次々に渡されていって、遊休地がなく、これからも生産につながっていく対策が必要だと思うのですが、その点はどうでしょうか。

それと、マッピング化は平成 14 年からですから、既に 4 年ですね。

あと、まだ 2、3 年ということでもありますから、早い力を入れた取組が必要だと思いますので、頑張ってください。

新規就農の方は、そうすると純然たる就農者といえますか、今、農家やっている方の後を継いでも就農者は就農者なのですが、うちの町が事業として、本州なり、来てくださって、そしてこの町で農業をするのだという、その純然たる就農者というのは何人いらして、その方はずっと継続的にやられて

るのかどうか。

いかがですか。

○委員長（牧野茂敏） 経済部参事。

○経済部参事（田井啓一） 新規参入者の関係でございますが、先ほど、要するに町の就農支援資金を受けている方が新規就農者扱いということで、現在、一応6名の方に町の補助をさせていただいているというような状況でございます。

幕別でいきますと、先ほども申し上げたと思ったのですが、幕別でいくと4人、忠類でいくと2人ということでございます。その6名が新規参入者扱いということでございます。

○委員長（牧野茂敏） 農業委員会事務局長。

○幕別農業委員会事務局長（飛田 栄） 遊休地の関係でございます。

先ほど経済部長の答弁にありましたように、一定の基準の中で遊休地ということになっております。

現在、幕別農業委員会管轄、さらには忠類の委員会管轄におきまして同様なのでございますけれど、一定の、言ってみれば1年から2年にかけて復興策の状況で、その農地が今後使われることがないというのが遊休農地というふうにされております。

現在、幕別も忠類も同じなのでございますけれど、地域を管轄しております農業委員さんがそれぞれの区域を担当しております。十分にそういった地区内の農地の状況を把握していただいて、もし、そういう農地があれば、農業委員会事務局等に集約をしながら、農政部会だとか、それから農業委員会全体の中でそういう遊休農地をどう対応していくかという取組をしておりますけれど、今のところ、大規模な遊休農地は見当たらないという状況にあります。

○委員長（牧野茂敏） もう一度、中橋委員。

○1番（中橋友子） 農地が動きづらくなることに対する対策はないのですか。

○委員長（牧野茂敏） 経済部長。

○経済部長（藤内和三） 私は一面では大きな課題だと思っております。

それについては、本町で、これは農協なんかも含めまして、担当者が一つの協議会もつくっております、その辺で、今後発生した場合の対応も含めて、どうあるべきか。

これは、今後の問題として十分検討していかなければならない。

それと、本年農業振興計画、幕別町独自の計画を策定中でございますけれども、今、申し上げたことも含めて、私は大きな課題だと思ってございますので、そういったことも計画の中にどういう形で含まれていくべきかも含めて、今後、対応をさせていただきたいなと思っております。

○委員長（牧野茂敏） ほかにございませんか。

第6款農林業費につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。各委員の皆さんにお諮りをしたいと思います。

本日の委員会は、第7款商工費の審査が終了まで行いたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

異議がないようですので、本日は第7款の審査が終了するまで行いたいと思っております。

説明委員の方におかれましても、よろしく願いをいたしたいと思っております。

次に、第7款商工費に入らせていただきます。

7款商工費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（藤内和三） 7款商工費についてご説明させていただきます。

186ページになります。

7款商工費、1項商工費、予算現額6億8,349万5,000円に対しまして、支出済額6億7,770万978円でございます。

1目商工総務費。本目は、商工行政にかかわる計上経費でございます。

2目商工振興費。本目につきましては、商工振興、中小企業融資にかかわる経費でございます。

19節負担金補助及び交付金、細節3につきましては、商工業の振興対策とパークプラザの維持管理に

対する商工会への補助。

細節4、5につきましては、中小企業融資に関わります保証料、利子補給に対します補助金でございます。

21節貸付金につきましては、中小企業融資のための原資を、町内各金融機関に預託するものでございまして、金融機関は預託金の3倍を融資枠としておりますが、18年度の融資実績は、221件、5億6,819万6,000円でございます。

3目消費者行政推進費。本目につきましては、消費者行政にかかわる経費でございますが、7節賃金は、選任の消費者生活相談員にかかわるものでございまして、平成18年度の相談件数は191件で、うち、クーリングオフが22件、斡旋解決が8件となっております。

4目観光費。本目は、観光及び物産にかかわる経費でございます。

188ページ、13節委託料は、忠類地区にかかわるアルコ236及び観光物産センターの指定管理者に対する委託料。

19節負担金補助及び交付金、細節5は、観光振興及び各種イベント実施にかかわる観光物産協会運営にかかわる補助金が主なものでございます。

5目スキー場管理費。本目は、明野ヶ丘スキー場、忠類、白銀代スキー場の管理運営に要した経費であります。190ページ、13節委託料、細節8リフト管理委託料は、明野ヶ丘スキー場にかかわるものでございます。

6目企業誘致対策費。本目につきましては、企業誘致にかかわる経費でございます。19節負担金補助及び交付金は、企業が事業所を新設、増設した場合に、固定資産税相当額を補助するものでございまして、平成18年度の実績は13社、うち3社は新規となっております。

7目道の駅建設事業費。本目は、道の駅忠類建設にかかわるもので、192ページ、15節工事請負費、18節備品購入費が主なものでございます。

以上で商工費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（牧野茂敏） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

堀川委員。

○5番（堀川貴庸） 1点だけ質問したいと思えます。

187ページ、2目の商工振興費、19節負担金補助及び交付金、細節4番、中小企業融資の保証料に関して質問したいと思えます。

決算資料の中で、先ほども経済部長の説明の中でもありましたが、平成15年度から徐々に制度融資の貸付実績を見ますと、貸付金額が徐々に減少している傾向にあると。

これは、いろいろと企業数の減少やいろいろな要因が考えられると思えますけれども、現状、どのように把握されておられますでしょうか。

○委員長（牧野茂敏） 商工観光課長。

○商工観光課長（八代芳雄） まず、企業の減少であるとかというのは、要因としてはあると思えますけれども、制度の範囲の中では間口は広げてはいますけれども、そういう結果としての、分母としての数字が減ってきているのではないかというふうにみて考えております。

○委員長（牧野茂敏） 堀川委員。

○5番（堀川貴庸） 実態といいますか、資金需要に関して、もう少し現況把握が必要なのではないかなというふうにも思うのですが、こういった保証付きの融資制度が始まって、今回、今年の3月の予算委員会でも質問した経緯がありましたけれども、確か4月1日から保証料の段階が、今まで一律だったものが9段階に分かれました。

これは、いろいろと企業の財務体質にも寄りますし、業種にもよるものと思えますけれども、この10月1日から、さらに制度改正が成されようとしているということをご存知でしょうか。

中身としては、貸し付ける金融機関の、今までは保証付だったものですから、もし、企業が倒産した

場合、保証協会が、その金融機関に100%給付していたのですね。

今度からは、いろいろなパターンがあろうかと思いますが、2割は金融機関が持ってくださいねといったような、確か制度になろうかと思うのです。

そういったことは、把握されていますか。

○委員長（牧野茂敏） 商工観光課長。

○商工観光課長（八代芳雄） 本年度、10月1日からの施行ということで、承知しております。

これにつきましては、おっしゃるとおり、金融機関にも負担を決めるということでの責任共有制度というようなことになっておまして、金融機関は、おおむね20%程度を負担するよということでの制度と理解しております。

○委員長（牧野茂敏） 堀川委員。

○5番（堀川貴庸） 重ねて質問したいと思いますが、もし、そういった責任共有制度といわれるような制度がこれからスタートするというふうになれば、今までは運転にしろ、設備の資金にしろ、保証付きであれば金融機関は貸せる企業に関しては融資ができた。

でも、今後は、その2割の負担が出るかもしれないと思うと、金融機関は少ししり込みをするのではないかと。

そもそも、この保証付きの融資制度が、保証料の9段階もそうなのですから、もともと企業の育成に、若干、反するのではないかなというふうには思うのですが、今回のような措置も、やや外れるような気もするのです。

これから12月の年末の資金需要に向けてですとか、それから10月1日から、また最低賃金が上がるかなと、あるいは石油の関係でいろいろな調達、仕入れコストが上昇しようとする中で、こういった資金が、もし借りられないと。金融機関さんのそれぞれのスタンスがあろうかと思いますが、そこに何らかの行政のフォローができないものかというふうにも思うのですが、どういうふうに思いますか。

○委員長（牧野茂敏） 商工観光課長。

○商工観光課長（八代芳雄） 確かに金融機関の方でそういった2割を負担するということになれば、金融機関としてのリスクがあるということは、そういう貸し渋りに対する要因としてはあろうかとは思いますが、従前もそうでしたけれども、町として振興のために協力を頂くということのスタンスは変えずに、また協議をしてまいりたいというふうに思っております。

実際に、そのリスクに対する、例えば、担保であるとか、保証人を立てるだとかという、何らかの手立てを金融機関が打ってくるとは思いますが、それらによって、2割分についての担保ができれば、従前のようなことが、貸付のことは進めていけるのではないかとというふうに思っております。

○委員長（牧野茂敏） 堀川委員。

○5番（堀川貴庸） 全ての企業の資金ニーズに金融機関さんが対応してくれるのであれば、こんな質問しないのですが、その懸念が、やはり僕も感じますし、金融機関さんの話もチラッと聞いてみますと、それぞれ先ほど申し上げましたようにスタンスがありますけれども、若干、差が出てくるのではないかとこのように言っていましたので、たまたま町内では3行金融機関さんがありますが、非常に地元に着しているところから全道規模のところまでありますので、これからも十分、連携を密にして企業の育成、振興に寄与していただきたいというふうに思いますけれども、いかがですか。

○委員長（牧野茂敏） 経済部長。

○経済部長（藤内和三） 今の課長の方からお答えしたとおり、いわゆる8割、2割。2割については、金融機関にリスクが生じる、そのことによって、商業人口に影響する。

これは私どもにとりましても、大変大きな問題だと思っています。

そういう意味では、町内の3金融機関に対しまして、こういった情報を頂いたと同時に、いわゆる、言葉悪いですが貸し渋りのないようお願いしたいと要請をしておりますし、このことについては、今後も私どもの立場で、金融機関に対しては強力に現行維持の形の中でやっていただけるように要

請をしてみたいと思います。

○委員長（牧野茂敏） よろしいですか。

ほかにありませんか。

中橋委員。

○1番（中橋友子） 商工振興費、同じページにかかわりましてお伺いたします。

資料に基づいてお伺いたしますが、79ページ、商工会の、今、市街化中心地の商業振興対策をどんなふうにとってこられて、これからどうしていくのかということでお尋ねしたいのですが、商工会の加入率は昨年から比べても40件減っております、どんどん会員数が減っている状況が、この資料の中にも表れています。

空き店舗などというの、実際、今幾つあるのか、そしてこれが全然解消されないような形でこの数年間推移してきているようにも思えます。

これは、幕別本町も、札内も同じ状況があると思いますが、その数字と、それから、支援に対する対策をどのようにしてこられたかということ、まず、伺いたしたいと思います。

○委員長（牧野茂敏） 商工観光課長。

○商工観光課長（八代芳雄） 商工会の会員数の減少ですけれども、商工会の情報の中でも減っているということ。あるいは、管内的な動きなども把握しながら、事務局レベルで協議をしているところです。

他町村では、会員の拡大のために、個別に回るだとかいうようなことも作業としているという町もあると聞いておりますので、そういった対策が取れないかどうかについて、今後、協議してみたいというふうに思っております。

支援についてですけれども、中心市街地の店を閉めているというものを再開するというのは、なかなか難しいことなのだというふうに思っています。

それで、そういった、なかなか直接の支援というのは、効果のあるものはなかなか打ち出せていないのが状況にあるかと思えます。

○委員長（牧野茂敏） 中橋委員。

○1番（中橋友子） 平成18年度に毎年行われている、毎年ではないですね。

事業者統計というのが出されまして、その数字を見ますと、幕別町の事業所というのは、統計上は1,075件になっているのです。

これはいろいろな事業の形態がありますから、全員が商工会に入るというふうにはならないとは思いますが、しかし、その事業者数からいっても会員は3分の1強というようなことでありまして、今、前段、ご質問もありました堀川委員の質問も、結局、この融資についても商工会の会員であることが条件で融資されていっていますよね。

そうしますと、こういった加入していない方が600件以上あるというふうになってきますと、自ずとその融資の制度も受けられないというようなことにもつながってきているのだと思うのです。

そして、制度そのものも段々受けづらくなってきているというような状況を見たときに、やはり町としての、これまでもいろいろな対策といたしますか、地域での話合いですとか、再開発計画ですとか、いろいろなことをやってきた事は承知の上で伺うのですが、さりとて今の状況を放置しておいていいのという問題になってくるのだと思うのです。

ですから、今、第5期総合計画も入っております、この点では、やはり特段の対策といたしますか、力を入れていくことをやっていかないと、こういった状況を打開するというふうにはならないというふうに思うのです。

それともう一つ、私は、やはりこれまでも分散型の開発をしないで、地域に集中した今の市街地を活性化する方法が大事だというふうに議会では繰り返し取り上げてきたのですが、度々問題になりますように、札内は帯広から入ってくると、すぐに空き店舗から始まっていくというような状況がありまして、それで、ここにはずっと全体の対策が必要だということと併せて、まだまだ町の考え方としては、その中心地について集約した対策をとるという考えは明確にされていらないと思いますよ。

依田の開発問題もいろいろな事情できっと止まっているのではないかというふうには思うのですが、町としては、それは、何というのですか。町の考え方として、そういう開発は今後、やっていかないのだということを表明しているわけでもありませんから、そういうことを思うと、もっともっと町としての今の市街地を活性化していく集中的な政策といいますか、そういうのも、この平成 18 年度の決算からみると必要だというふうに伺えるのですが、いかがでしょうか。

○委員長（牧野茂敏） 商工観光課長。

○商工観光課長（八代芳雄） まず、商工会の会員の減少ですけれども、今後、何とか増やせるように努力してみたいというふうに思います。

私ども、まだこの席について4カ月です。

研究しながら協議して、努力していきたいと思っております。

○委員長（牧野茂敏） 経済部長。

○経済部長（藤内和三） 今、課長の方から、商工会の会員の減少。これは、行政というよりは、商工会そのものが大きな課題として、これを受け止めていただいております。

会員の拡大。これは商工会の事務局も、非常に今真剣に考えられているなど私は思っています。

ただ、現状としては、なかなかその輪が広まっていかないという状況でございますので、それがなぜそういう形になっているのか。

それは商工会の事務局としても、今、検証中だと思いますし、今後に向けて、協力にやっていただかなければならない。

その中には、今、中橋委員言われますように、商工会だけの問題だけではなくて、町としても、それらを大いにかかわりを持たなければならないのかなと思っています。

ただ、中心市街地の問題。これはもう、過去、以前からも何回も幕別町本町地区。あるいは、札内町地区において、検討協議した経過がございます。

幕別地区においては、駅中心としたああいう形で、とりあえずは終わっています。

札内については、それ以上の話になっていません。

これは、それぞれ幕別地区、札内地区ともに、大きな私は一方では課題もあるのかなと思っています。

今後、これをどうしていくのか。

これはやはり、行政だけではなくて、やはり地元の商工会の会員の皆さんも含めて、いろいろお話を聞きながら、どういう形がいいのか。これは模索していかなければいけないし、余り長引かせていくという問題でもございません。

そういう意味では、第5期総合計画の中でも、重要な案件として、私どもも受け止めております。

具体的な答えが出るかどうか。これについては、ちょっとはっきりしたことは申し上げられませんが、いずれにいたしましても、町としては、これから商工会ともども一生懸命市街地の活性化に向けた対応していかなければならないという基本的な考え方は持っております。

○委員長（牧野茂敏） 中橋委員。

○1番（中橋友子） 基本的には、市街地の活性化に向けていかれるということでもありますから、これは課長が一人努力して会員を増やすということを私は求めて言っているではありませんので。

町の政策として、そういうことにつながるように、会員が増えていくようなつながるような対策が必要だということを思ってお尋ねをしたわけです。

それで、最後の一つ確認といいますか、今度、依田の開発につきましても、取り組んでいた事業者が、事業を続けられないという状況が春先にありまして、その後の経過ですね。町はその後どうかわかって、この事業はどうなっているのか。

これはもう、完全に事業としては成り立たないという状況になっているのかどうか。伺いたいと思います。

○委員長（牧野茂敏） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 市街地の活性化は大変重要な問題でありながら、長らく放置されている。

私も大変心苦しいものを持っております。

ただ、行政が何をやれば活性化につながるのか。

商工会は何を我々に求めて一緒にやっつけていこうか。

いろんなことを模索しながらも、なかなか方向性が出せないというのが現実なのだろうというふうに思います。

もちろん、商工会はより活性化する。市街地を活性化するために、住宅施策の必要性ですとか、いろんなことも言われておりますけども、私どももいつも商工会の皆さんにもお話をし、私どももまた、考えていかなければならない問題たくさんあるのだろうと思いますけども、なかなか厳しい社会情勢の中で、商工会の皆さんのご苦労も大変多いのだろうなという思いもしているところであります。

もちろん、私どもが何をやることによって、活性化につながるのかということは、これはもう引き続き、商工会とも協議をしていかなければならない問題であろうというふうに思います。

それから、依田の問題でありますけれども、これは前には開発事業者の方が、代表者ではありませんけれども、会社が倒産されているということで、おそらくそのまま終わってしまうのではないかなというような話もありました。

ただ、一部はまだまだそういうことではなくて、開発を進めたいという意向もあるようでありますし、現にそういった動きもあるようであります。

ただ、あそこの土地は、今、管財人が所有しておりますから、それらがそれぞれの、どこへ行くのか、もちろん入札になるのか、どういう形になるかわかりませんが、それらの方々の土地がどのように地権者が動くのか。

そして、動かされた後の地権者の皆さんが、今までと同じように、また、開発行為をしたいということなのか。

あるいは、それぞれ違う土地利用を図っていくということになるのか。

これらがまさに、地権者の皆さんの今後の動きだというふうに思っていますけども。

私どもとしては、前にも申し上げましたように、あの地域が、もともとはそういう開発をしたいというような意向の中での地域でありますから、全く計画が挙がってきたものを駄目だということではないのですけども。

ただ、今の状況では、まだ具体的にこういう計画だからという新たなものは、挙がってきておりませんので、今後の動向を私どもは見ていきたいというふうに思っています。

○委員長（牧野茂敏） 中橋委員。

○1番（中橋友子） 今のお答えで、なかなか厳しい状況にあるのかなと。

土地を動くというのは、そんな1カ月や2カ月でなかなか成しえることではありませんし、進出してこられる事業所にしても、今の経済状況掌握しながら、早い手を打ちながらやっていくというのが、業界の考え方であろうと思いますので。

そういうことを総合的にみると、難しいのかなというふうに思います。

ただ、私、町に求めたいのは、今、北海道がコンパクトシティというような形で、集約型。部長のお答えでは、そこにも力を入れるのだということではありますが、やっぱり、今、帯広もこの問題で随分二分したような状況も生まれているやに報道で押さえておりますけれども、この町として、長く歴史、今年で110年ということではありますが、幕別本町の市街地を中心にして、札内に広がり、それが今は忠類と合併して忠類もというような、大きくは三極ということなのだと思うのですよね。

だから、ここに本当に息を吹き込むような対策、いろいろ模索されているというふうに思うのですけれども、おっしゃられましたけれども、そういうことを本腰に入れてやっつけていかないと、新しい総合計画の中で、きちっと将来に向けて発展するような方向に結んでいくかどうかということ、結んでいかないとと思うのですよね。

この三極のところをきちっとしていくことをしないと。

もちろん、基盤には農業というものがあるのですが、私はそういう意味で、いろんな都市開発計画の

中で、様々な色分けをして、うちの町の将来的な開発というのも、もちろん議会にも相談を頂いて決めてきているわけですが、今の時点で、やっぱりその市街地に集中するのだと。新たな分散したようなことはしていかないのだというような方向性は、やっぱり持っていく必要があるのではないかというふうに思うのですよね。

だから、例えば、依田の方の開発にしても、沿道サービス型の商業用の地域であれば、それはもうさらに四極化、五極化していくというふうに思いませんが、そこをまた一つの市街地というふうに考えれば、分散していくわけですから。

今はそういう時期ではないと思うのですよ。

既存の商業地に、きちっと集約させるような、総合的な考え方をきちっと示すべきだと思いますが、この決算を通してと思いますが、どうですか。

○委員長（牧野茂敏） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども申し上げましたように、当然のことながら、幕別にしろ、札内にしろ、駅前を中心とした市街地の活性化というのは、幕別町の開発の中で、大変重要なことだというふうには思っております。

ただ、先ほど言いましたように、なかなかそれが具現化できる。活性化に向けての具体策がなかなか出ていないのも、これまた現実であります。

そして、一方では、当時は第2札内橋と言われましたけども、今の清流大橋が架橋に促進に当たっては、あの地域はそういう沿道サービスを中心とした商業的な開発をしていこうと。そういうことも現実にあったわけであります。

それらが、町がもちろん開発するということではないのですけれども、そういった開発者が出てきたときには、それは町としても、当然のことながら、その計画をみながら、町としての対応はこれ、していかなければならない問題でもあろうというふうに思いますけども。

今の段階で、すぐどうこうということには、もちろんなっておりませんが、合併も含めまして、いわゆる市街地が大きく三つになったと。

昔から、幕別、札内の二極化というのは、町の大きな課題でもあったわけでありまして、更に忠類を含めての三極化の中で、いつも申し上げるように、何とか均衡ある発展につながるような、私どももまちづくりをこれからも進めてまいりたいというふうに思っております。

○委員長（牧野茂敏） よろしいですね。

ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（牧野茂敏） 7款商工費につきましては、ほかに質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

なお、本日の委員会は、この程度とし、散会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（牧野茂敏） 異議なしと認めます。

したがって、本日の委員会はこれをもって閉じたいと思います。

なお、明日の委員会は、午前10時から開会いたします。

17:30 散会

平成18年度

各会計決算審査特別委員会会議録

- 1 日 時 平成19年 9月20日
開会 10時00分 閉会 17時37分
- 2 場 所 幕別町役場 5階議場
- 3 出 席 者
- ① 委 員 (18名)
- | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1 中橋友子 | 2 谷口和弥 | 3 斉藤喜志雄 | 4 藤原 孟 | 5 堀川貴庸 |
| 6 前川雅志 | 7 野原恵子 | 8 増田武夫 | 9 牧野茂敏 | 10 前川敏春 |
| 11 中野敏勝 | 12 乾 邦廣 | 13 芳滝 仁 | 14 永井繁樹 | 15 杉山晴夫 |
| 16 大野和政 | 17 杉坂達男 | 19 千葉幹雄 | | |
- ② 委員長 牧野茂敏
- ③ 説明員
- | | |
|--------------------------|------------------|
| 町 長 岡田和夫 | 副 町 長 高橋平明 |
| 副 町 長 遠藤清一 | 教 育 長 金子隆司 |
| 代表監査委員 市川富美男 | 会 計 管 理 者 管 好弘 |
| 総 務 部 長 増子一馬 | 経 済 部 長 藤内和三 |
| 民 生 部 長 新屋敷清志 | 企 画 室 長 佐藤昌親 |
| 建 設 部 長 高橋政雄 | 忠類総合支所長 川島廣美 |
| 札 内 支 所 長 熊谷直則 | 教 育 部 長 水谷幸雄 |
| 総 務 課 長 川瀬俊彦 | 企 画 室 参 事 羽磨知成 |
| 税 務 課 長 前川満博 | 糠内出張所長 中川輝彦 |
| 保 健 課 長 久保雅昭 | 町 民 課 長 田村修一 |
| 土 木 課 長 佐藤和良 | 都 市 計 画 課 長 田中光夫 |
| 施 設 課 長 古川耕一 | 車両センター所長 森 範康 |
| 水 道 課 長 橋本孝男 | 会 計 課 長 鎌田光洋 |
| 地 域 振 興 課 長 姉崎二三男 | 保 健 福 祉 課 長 野坂正美 |
| 経 済 課 長 飯田晴義 | 建 設 課 長 吉田隆一 |
| 監査委員事務局長 坂野松四郎 | 学 校 教 育 課 長 伊藤博明 |
| 生 涯 学 習 課 長 長谷 繁 | 図 書 館 長 平野利夫 |
| 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長 仲上雄治 | 教 育 課 長 中川正則 |
| 幕別消防署長 佐藤 勇 | |
| 議長 古川 稔 | 監査委員 助川順一 |
- ほか、関係係長及び係
- ④ 職務のため出席した議会事務局職員
- | | | |
|---------|---------|---------|
| 局長 堂前芳昭 | 課長 横山義嗣 | 係長 國安弘昭 |
|---------|---------|---------|
- 4 審査事件 平成18年度幕別町一般会計ほか9会計決算認定
- 5 審査結果 一般会計質疑
- 6 審査内容 別紙のとおり

決算審査特別委員長

議 事 の 経 過

(平成19年 9 月20日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○委員長（牧野茂敏） それでは、昨日に引き続き、決算審査特別委員会を開会いたします。

最初に、議会広報用の写真を撮りたいということですので、これを許したいと思います。

それでは、8款土木費に入らせていただきます。

8款土木費の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（高橋政雄） それでは、8款土木費につきまして、説明をいたします。

194 ページをお開きください。

8款土木費、1項土木管理費、予算現額2億8,695万3,000円、支出済額2億6,343万8,921円、不要額2,351万4,079円の主なものは、降雪量が少なかったことによります除雪経費の執行残であります。

1目土木総務費。本目は、車両センター事務所の管理経費及び臨時職員賃金等が主なものであります。

2目道路管理費。本目は、町道の維持管理に要した経費でありまして、町道の管理委託料及び除排雪機械借上料が主なものであります。

7節賃金は、忠類地域の維持管理に要した作業員賃金であります。

13節委託料のうち、細節1及び2の町道管理委託料は、幕別地域の年間を通した管理清掃等に要した経費であります。

細節5は、忠類地域の除雪業務の委託料、細節6は、札内駅のエレベーター保守点検委託料に要した経費であります。

196 ページへいきまして、14節使用料及び賃借料のうち、細節5は、除排雪機械51台分の借上料であります。

18節備品購入費は、幕別地域の除雪グレーダー及び忠類地域の除雪トラックの購入費用であります。

3目地籍調査費。本目は、地籍調査用事業に要した経費でありまして、事務的経費のほか、13節委託料の細節6につきましては、途別地域5.24平方キロメートル、途別及び古舞各一部の7.81キロ平方メートル、忠類地域白銀町及び忠類東方の一部地区5.14平方キロメートルの調査するための費用であります。

13節委託料の細節7については、土地の異動に伴い、地番図を修正するための費用であります。

次に、2項道路橋梁費、予算現額5億4,817万9,000円で、支出済額は、5億4,730万4,752円であります。

1目道路橋梁総務費。本目は、土木課所管の経常的な管理経費であり、198ページになりますが、7節賃金は、95カ所の樋門管理人の賃金であります。

13節委託料では、細節5は、合併に伴う路線等の変更など、道路台帳修正に係る委託料、細節6は、普通河川台帳の更新に係る業務委託料です。

14節使用料及び賃借料の道路用地借上料は、札内西和線など9件の用地借り上げに要する費用であります。

2目道路新設改良費。本目は、町道の改良舗装整備に要した経費であり、事務的経費のほか、13節の委託料では、町道の用地調査、工事設計など、25件の委託料であります。

若草団地道路1号調査委託料、十勝中央大橋舗装強化委託料などが主なものであります。

200 ページへいきまして、15節工事請負では、23件の道路事業を実施しておりまして、国庫補助事業で実施したものが、札内鉄道南沿線交通安全施設整備工事など4件。地方特定道路整備事業では、札内共栄通りなど12件、過疎対策事業債によりますのは、白銀団地3号道路改良事業など4件ほか町単事

業費であります。

202 ページへいきまして、17 節公有財産購入費では、札内 4 線宝町団地道路 3 号など、道路整備に伴う用地買収費が主なものであります。

19 節負担金補助及び交付金では、札内鉄道南沿線通りのアンダーパス上部区間を、北海道が施行することによる道路判断面の工事負担金であります。

22 節補償補てん及び賠償金につきましては、札内西大通り及び道道生花大樹線の流末水路等に係る水道管移設。立木補償などの補償費が主なものであります。

3 目道路維持費。本目は、土木課所管による町道維持補修に要した費用でありまして、14 節使用料及び賃借料は、中里地区ほか 5 地区の道路側溝土砂上げの機械借り上げの経費であります。

15 節工事請負費の細節 1 道路舗装補修工事は、豊岡高台線ほか 69 件の工事、細節 2 乳剤防塵処理工事は、千住線防塵処理工事ほか 2 件工事、細節 3 は、道路補修工事は、札内北大通り歩道補修工事は、札内北大通り歩道補修工事ほか、94 件の工事、細節 4 は、道路維持工事は、温泉北通り横断間清掃工事等 40 件の工事、細節 5 緊急整備工事は、稲志別線災害復旧工事のほか、22 件工事などが主なものであります。

4 目橋梁維持費。本目は、町管理の橋梁維持管理費でありまして、19 節負担金は、十勝中央大橋の管理者負担金であります。

以上が、土木費であります。道路事業の 18 年度の実績は、道路改良が 3,608.73 メートル、道路舗装につきましては、4,566.08 メートル、歩道整備につきましては、1,135.04 メートルあるとなっております。

次に、3 項都市計画費、予算現額 10 億 5,833 万 6,000 円で、支出済額は 9,490 万 5,260 円であります。

翌年度繰越額は、6,060 万 1,000 円となっております。

1 目都市計画総務費。本目は、都市計画に係る経費でありまして、都市計画審議会は 3 回開催しております。

204 ページへいきまして、13 節委託料、細節 5 は、幕別地区の踏切除却事業に関連する町道の調査、細節 6 は、札内地区の道路計画に係る交通量調査などに要した費用であります。

19 節負担金補助及び交付金につきましては、帯広圏広域都市計画協議会のほか、各種協議会などの負担金であります。

細節 9 は、北栄土地区画整理事業に対する工事及び公共施設管理者負担金であります。

28 節繰出金は、公共下水道会計への繰出金であります。

2 目都市環境管理費。本目は、公園及びパークゴルフ場などの管理及び施設補修に要した費用でありまして、206 ページへいきまして、13 節委託料は、細節 5 の公園清掃管理委託料が主なものであります。公園及びパークゴルフ場のほか、フラワーガーデン、果樹の管理に要した費用であります。

細節 6 は、さつき通り堤防緑地の草刈に要した経費、細節 7 は、依田公園浄化槽の管理に要した経費であります。

15 節工事請負費のうち、細節 1 は、25 カ所の公園の遊具補修、細節 2 は、トイレ・水のみ場・フェンス等の補修に要した経費であります。

16 節原材料費のうち、細節 1 は、パークゴルフ場の肥料・張り芝・花の苗などに要した費用であります。

次に、3 目街路事業費。本目は、街路事業に要した経費であり、事務的経費のほか、13 節委託料につきましては、北栄大通りなど、土地評価に要した費用でありまして、208 ページになりますが、15 節工事請負費については、幕別本通り五叉路より、錦町東 23 号踏み切り区間の 4 基の照明灯設置に要した費用であります。

なお、この費用の一部につきましては、幕別商工会に負担を頂いております。

17 節公有財産購入費につきましては、北栄大通りと、札内 9 号南通りの 12 件の用地買収に要した費

用でありまして、22節補償補てん及び賠償金につきましても、北栄大通り札内9号南通りの10件の物件補償に要した費用であります。

次に、4目公園建設費。本目は、公園建設事業に要した経費であります。

13節委託料につきましても、西町南公園に係る土地評価業務及び補償物件調査費用、17節公有財産購入費につきましても、西町南公園に係る用地買収費用、19節負担金補助及び交付金の細節3は、北栄土地区画整理場組合に対する近隣公園1カ所、街区公園2カ所の用地費の公共施設管理者負担金であります。

22節、保障補てん及び賠償金につきましても、西町南公園に係る4件の物件補償に要した費用であります。

なお、この1件につきましても、補償の工事が冬期となりましたことから、翌年度に実施になりましたことから、関連する補償費2,525万3,000円、用地買収費3,530万7,000円、事務費が4万1,000円と合わせて6,060万1,000円が、翌年度の繰越しとなったものであります。

次に、4項住宅費、予算現額2億4,956万9,000円で、支出済額2億4,903万928円であります。

1目住宅総務費、本目は、住宅関係事務の臨時職員及び嘱託職員の賃金と、事務的経費に要した費用であります。

210ページへいきまして、住宅管理費。本目は、町営住宅888戸、道営住宅317戸の維持管理及び修繕などに要した費用であります。

1節報酬につきましても、審議会2回の開催による報酬で、7節賃金は、町営住宅17人、道営住宅15人の管理人賃金であります。

11節需用費の細節40修繕件数は、町営が559件、道営が130件であります。

13節委託料は、道営若草団地及び道営十勝野団地6自治会に対する駐車場管理委託料であります。

15節工事請負費、主なものとしては、屋根の塗装、室内の改修などあります。

3目公営住宅建設事業費。本目は、公営住宅の建設、既存の解体並びに事業の事務提携費に要した費用であります。

13節委託料は、旭町東団地1棟12戸の建設に係る管理に要した費用であります。

15節工事請負費は、旭町東団地1棟12戸の建設、旭町北団地4棟16戸の解体などにかかった工事費であります。

212ページへいきまして、22節保障補てん及び賠償金につきましても、公営住宅の入居者14戸分の移転費用であります。

以上、8款土木費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（牧野茂敏） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

ありませんか。

増田委員。

○8番（増田武夫） 2点ほど、ちょっとお伺いしたいのですが、196ページの道路橋梁総務費の中に当たるとは思いますが、先ごろの台風で、9月7日の夜、大雨が降りました。

忠類でも海岸縁がすごく雨量が多かったわけです。

国道336号線のがけ崩れなどもあったということで、そちらの方に出向いてみたのですが、その際に上当縁川が、そう大きくない川ですけれども流れております。その際に、上当縁川に架かっている古いといえますか、現在町道なのですが、その橋が半壊したといえますか、通れなくなっているのがわかったわけなのですけれども、そういうことにかかわって、この地域の上当縁川の管理などについて、若干お伺いしたいと思うわけですけれども、この晩成地区に3戸の本町の町民がおられるわけですが、上当縁川については、6、7年に1回ほど水害が発生しまして、平成3年の年には300ミリぐらいの大雨が降ったときにも氾濫して、周囲の農地などに冠水したわけです。

そうした、度々氾濫するところですので、村の方ともいろいろ話合いが行われていたようであります

けれども、なかなか有効な管理方法が見つかっていなかったようでもあります。

この地域は、相保島開拓パイロット事業で行われて、私が議員になって間もないころにも上流の方が道路、畑地などが浸食されまして、そのときも直していただいて、その部分は、比較的今でも何でもないのであるのですが、そこに架かっている橋が、今回やられたと、そういうことで、その川の改修などについても心配を頂いていたと思うわけですが、残念ながら、今回、こういう被害が起こってしまったと。

その流された橋といいますか、その橋といってもそう立派なものではなくて、金属製の大きな土管ではなくて、金属製の波板トタンみたいになった大きなものが、ちょっと名前なんていうのかわからないのですが、できているところで、のみきれなかったというようなこともあったと思うのですが、そこでは牧草ロールが100個程、水に浸かって流されたと。

336号線の国道の下、今、国道のボックスカルバートでできたところのみ込んでいったのですが、下流でも牧草地に冠水しまして、ある家では7ヘクタールほど冠水したというようなこともありまして、その下のあれも大切なのですが、これの以前から話題になっていたところの地権者などとの話合いが、どんなふうに進められていたのか。

以前から川ざらいをしてほしいという要望もあったようでもありますけれども、残念ながら、今回、このような結果になったわけですが、その辺の経緯について、これからどういう対策をとっていかれるのかも含めてお伺いしておきたいと思っておりますが、1点。

それから206ページに当たりますけれども、公園の管理。

目で言いますと、都市環境管理費に当たる訳ですけれども、委託料などで、公園の清掃管理などが、13の委託料などで管理委託されたりしているわけではありますが、ナウマン公園のキャンプ場ではありません。

そのキャンプ場の利用は、夏場、大変、行って見ますと利用されているわけですが、そうした中で、住民の方々がよく聞かされるのは、そのキャンプ場に長期間、6カ月とか5カ月とか、長期間滞在して、そこを拠点にいろいろ活動している人が結構おられるのですが、結局、そこは、ただの水道を使い、ただのトイレを使って、そこに居住しているような形がみられるわけですが、やはり古株の方々が、そのキャンプ場を支配しているというような状況にもなって、新しい人が、たまたま来る人たちがなかなか入り込めないような事態もあるというようなことで、非常にキャンプ場としては、あまりよい使われ方ではないのではないかといいことをよく聞かされて、何か対策を立てるべきだという話を聞かされるのですけれども、それについてはどういう調査を、きちっと調査をしてみる必要があると思っておりますけれども、調査をされているかどうか、お聞きしたいと思います。

○委員長（牧野茂敏） 建設課長。

○建設課長（吉田隆一） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

まず、今回の台風被害の関係でございますけれども、2日間にわたりパトロールをいたしまして、それぞれの被害地を見てまわったわけでございますけれども、今のご指摘にありました上縁川といいます、相保島地区で、現在、管理されているものについては、一応、明渠というかたちなものでございますから、河川管理としては、今のところ行ってないのが現状でございます。

状況は、行って把握してきておりますけれども、その辺の対策については、今、言われた過去の経緯の協議の問題については、また別といたしまして、今後、その辺の状況について調査しながら、関係課との話を進めて、どのような形の整備が良いのかとか、確かカルバートボックスといたしまして、橋ではないはずなのです。蛇腹になった半円形というのですか、そういう関係になっていると思うのですけれども、やはり修復しますと、そのところが保護されることによって、次のカーブがいられるのか、そういうような状況になってきますので、川については出口まで、それぞれ補強すれば次のところが傷んでくるという状況もございまして、その辺のことも関係課と検討しながら対応させていただきたいなというふうに考えております。

また、次、公園の関係でございます。

ただいま、こういうお話を頂きましたように、現課の方については、いろいろな、直接的な苦情というのはございませんけれども、地域住民の方から利用者の方、支配的な関係だとか、そういうような話も、洗濯物の関係とか、いろいろな話は聞いてはいるのですが、それにつきましては8月の10日ですか、利用者数は一応30日、月末まで調査いたしまして、8月27日にやっと、連休当たりからまいりましたお客さんも、ふるさとに帰ったような状況でございまして、本当にキャンプというにはちょっと言い難いような状況もございます。

それと後、実態としては長期の方なものですから、洗濯機を持ってきて、発電機を持ってきて、水を自由に使っているというような状況もございます。

ただ、利用者の中では、それが使わせてもらうことによって、共存しているのだというような、いい環境もあるのですね。利用者からしますと。

はたから見たらちょっと不合理な点もあるのです。水を使っているとか、選択しているとかという状況がございまして、そこで利用されている方については、選択を長期であれするものですから、コインランドリーもないということになりますと、その方にお借りしながら、いろいろお世話になりながら、過ごしていると状況もございまして。

その辺、去年から公園管理させていただいたのですが、その辺につきましても調査をしながら、そして地域の実態の声も聞きながら。それと後、住民会議の方からも出ています有料化という問題ですか。そんなようなことも含めて、一つひとつ整理させていただきたいなというようなことで考えております。

○委員長（牧野茂敏） 増田委員。

○8番（増田武夫） 最初の相保島の地区の明渠という形だということ。

その農家の方も、これは建設課の仕事なのか、経済化の仕事なのかというようなことも言っていましたので、形としては明渠だというふうに思いますけれども。

カルバートというのですか。確かにそういう形のものだというふうに思いますけれども、しかし、その先に結構農地もありますし、やはり早い対応が必要だというふうにも思います。

先ほども言いましたように、6、7年に1回は水が浸かるのだというような話もされていますし、何らかのやはり対策は、どうしても必要でないか。

今回、牧草のロールも100個程水に浸かって、流されていったのもあって、回収するのに大変だというようなこともあります。

そして、なかなか国道の下というのは、湿地の地帯で、余り勾配もないために、なかなか、ただ単に川の深く掘り下げただけでは、この水がはけていけないということもありますし、非常に対応は大変だというふうに思いますけれども、地権者の方々ともよく相談されて、早い対応をお願いしたいというふうに思います。

そういう状況があるので、住民としても行政の側とは、ときどき接触を持っていたようでもありますけれども、なかなか有効な手が打たれていないということもありますので、是非、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、2番目のキャンプ場の関係ですけれども、実態も若干調べておられるようではございますけれども、やはり多くの、当初の目的は、そこに何か月も滞在してもらうような目的ではなかったはずだと思うのですよね。

やっぱり多くの人たちが、そこで1日、2日のキャンプを楽しんでいただくというようなことが、本来の在り方だというふうに思います。

忠類のその場所で、そういうことが起こっているかどうかはわかりませんが、そういう形で内地から来て、そこを拠点に商売をしているとか、いろいろな、例えば、買い付けをして、本州に送るといような、そういう商売をしているといようなこともあるようですので。

住民の方も、非常に、そういうことをたくさん利用してもらうことには、いいことだということがあるのですが、前段でも申し上げましたようなそういう形で、そこで長期に生活をしているという

ことになる、なかなか問題が多いのではないかとこのように思いますので、その辺、しっかりと調査をしながら、対応していただきたいなと思いますけれども、もう1回お願いします。

○委員長（牧野茂敏） 建設課長。

○建設課長（吉田隆一） ただいま、ご意見を頂きましたこと、十分に意に用い、今後とも、住民対応等させていただきたいなと思いますけれども。

先ほど、ちょっとお話ありました、国道の下の関係につきましても、あそこ、当縁川という川が河口に向かっておりまして、その要するに河川の水が増しますと、全部農地に冠水するような、要するに、牧場側の方が低い形になっているものですから、それにつきましても、従来から産業課の方でも、河口を重機で切ったりとか、そういうようなことを繰り返しているのですけれども、やはり面積的にも非常に広いというようなこともございまして、いろいろ難しい面はあるのですけれども、今言われましたように、関係住民ともいろいろ協議させていただきながら、今後、進めさせていただきたいなというようなことで考えております。

また、公園につきましても、同じようなことございますけれども、今後、そのいろんな問題を一つひとつ整理しながら対応させていただきたいなというようなことで考えておりますので、よろしくお願いたします。

○委員長（牧野茂敏） よろしいですね。

ほかに。

中橋委員。

○1番（中橋友子） ページ数では209ページになります。

公園建設費にかかわりまして、19節負担金補助金の3、札内西緑化重点地区公共施設管理者負担金。

この内容と、それから、22、補償にかかわりましての1、公園事業物件移転補償費ですね。

かなりの金額であります、まず、この内容について、ご説明ください。

○委員長（牧野茂敏） 都市計画課長。

○都市計画課長（田中光夫） 公園建設費、19節の3番でございますけど、管理者負担金2,100万円でございますが、内容といたしましては、公区画各整理事業区域につきましても、31.9ヘクタールでございますけれども、面積にいたしますと31万8,687.75平米ということになります。

これのうちの法定といいますか、確保する面積というのは3%ということでございますので、それについては、区画整理としては9,560.63平米を確保いたします。

それに対して、近隣公園と街区公園におきまして、ここで計画している公有面積が1万5,761.26平米でございます。その差6,200.63平米につきましても、これが管理者負担金となります。

これについて、平成17年度と18年度、この2,100万でございますけれども、合わせまして5,000万円ということで負担金を払っております。

それについては、内容といたしましては、管理者負担金といたしましては、6,200.63平米に対し、その金額ということで5,000万円ということになります。それを2,900万円、18年度につきましても、2,100万円ということで負担をしているところでございます。

それと、22節の6,179万6,650円の内訳でございますけれども、これについては西町南公園に該当する物件の補償に要した費用でございます。

○委員長（牧野茂敏） 中橋委員。

○1番（中橋友子） この事業は、隣接します北栄町の区画整理事業に伴いまして、それに合わせて、その前につくられておりました西町の団地の公園であるとか道路であるとかの変更が生じまして、それを北栄町と併せた形の全体の都市計画作りに持って行って、そのことによって移転補償なども発生したというふうに理解をしていたのですが、それは間違いないでしょうか。

それで、この事業が始まりましてかなり経っているのですが、いまだに、特に西町地域の住民の方たちには、この区画整理事業はなかなか理解できないという声をいまだに聞いております。といいますのは、基本的な考え方としてお伺いしておきたいのですけれども、幕別町のまちづくりの在り方として、

新しい住宅地などを造成する場合に、古い、それ以前にできていたところに、基本的には先にできたところに併せた形で建設事業が進められるというのが一番自然な流れだと思うのですよね。

しかし、今回の場合ですと、北栄町の新しい造成団地に併せた形で、逆に古い地域の西町が変更を求められていくというような、そういう流れになっているのではないかというふうに思うのです。

ですから、もともと住んでいた方たちが、なぜ利用していた公園が変えられてしまうのかとか、北栄町に移ってしまうのかとか、いろいろあります。道路の面でもあります。

今までは、余り大型など入ってこなかったのですが、あそこの区画整理によりまして、随分、通行車両の内容にも変更が生じてきているということも聞いています。

そういうふうなことを思うと、今回の事業の進め方として、私は北栄町に合わせた形で西町の方を新たに変更したというふうに受け止めるのですが、その点はいかがでしょうか。

○委員長（牧野茂敏） 都市計画課長。

○都市計画課長（田中光夫） 先ほどの、まず管理者負担金につきましては、あくまでも地区内の公園でございます。それによって管理者負担金が発生するというところでございます。

22節の補償金につきましては、これは区画整理事業区域内ではなく、区画整理事業区域内から伸びていくような北栄大通りが国道に接続する関係で、前々より西町南公園ございましたけれども、これはどちらかという、南北に長方形の形の公園でございました。

これに対して街路を整備することによりまして、それをまた南北に区域が変更されるということで、非常に使いづらい公園になるということもございまして、地域の人たちとよく十分に話し合った結果、少し西側のところに移設するという形で公園整備をすることになりました。

そのために、そこの土地に求めること。併せて物件補償ということで発生したということもございまして、西町地区に含めまして、その理解は十分されているというふうに思っております。

○委員長（牧野茂敏） 中橋委員。

○1番（中橋友子） その道路の設置の仕方が公園をかなり削って、ただでさえ長方形だったものを、さらにそういうふうにしてしまう。

ですから、その道路をそこに設置しなければならなかったのかということにもなってくるのだと思うのですよね。

これは、もう既に過ぎてしまっています事業でありますから、私は、それを今、もとに戻してどうのこうの、そんなことは全然ないのですが、まちづくりの在り方としては、ずっと奥地の開発なんかもすることは当然想定されて、最初のまちづくり手掛けられるのでしょから、国道から始まって、その隣接するところに町ができれば、それから奥に行くときには、その流れに沿った形で奥も開発するというのが一番理想じゃないかと思うのです。

それが、なかなか今回、そういかなかったところに、課長は十分、住民の方との理解を得たということで、私も町内会の会長さんであるとか、いろいろな方たちが何度もお話をなされて、最終的に決まっていた経過を聞いております。

しかし、それでも今なお、その地域からはそういった、例えば、移転補償についても、こんなところに道路を付けなかったら、この経費も要らなかったのではないのですかというような形で、これはかなりの金額ですから、6,000万円って。

そういうことも、よく考えられたとは思いますが、住民側にとって、無駄だと思われぬ。そして、既存の住宅地と整合性のあるような新しい住宅地の建設計画を持つというような点では、やはり今回、かなり無理があったのではないかというふうに思うのですが、どうですか。

○委員長（牧野茂敏） 都市計画課長。

○都市計画課長（田中光夫） ご質問では、区画整理の側からの話ということでございますけれど、町としての懸案といたしまして、ここの6号道路、3線道路でございますけれども、これが国道に対して、非常に斜めに交差されているという形で、非常に国道の交差点が非常に危険な交差点となっているということもございます。

これの解消も図らなければならないということは常に懸案ではあったわけでございますけれども、それを、今回の区画整理事業と合わせてやったというような形になってございます。

ですから、国道の交差点の安全、交通安全のためにも、これは必要な事業であろうというふうに考えております。

○委員長（牧野茂敏） 中橋委員。

○1番（中橋友子） なかなかそういった全体像について、もっと住民周知が必要なのかなというふうには思います。

安全性を考えられて、既存のところに手を加えられるということも、承知でくるというふうに思うのですが。

例えば、そういうふうに関、安全性を考えられてということではありますが、これはちょっと例えばずれますけれども、この間事故があったような場所についても、あれも考えられて国道との取付けをなるべく直角になるようにというふうにしていますが、しかし、そこだけしても、その後は全く国道の北側は改良されてないと。

ですから、なかなか全体として、安全のためにやっているというのがみえづらい途中経過なのでしょうか。

見えづらい、今、その現状にあります。

そういうことが、住民の方たちから疑問の声が挙がる原因になっているのだと思うのですよね。

ですから、将来計画も含めて、そういうこともきちっと周知する努力が必要だと考えますが、いかがですか。

○委員長（牧野茂敏） 建設部長。

○建設部長（高橋政雄） 市街地整備に関して、道路網がどうあるべきかというお話かと思えますけれども。

都市計画の場合、将来20年を見据えた道路計画をし、市街地の拡大も計画を進めていくということになっておりますが、50年代に札内北北栄区画整理事業ということで、国道沿線が整備になったと。

その後、20年以上経過して、さらには南の方に、北栄地区に開発を進めていくべきだろうということで、時間的な経過もあって、一番最初、50年代からその街路計画をもっている幹線も確かにありました。

今、ご指摘ありましたみずほ通りなどは、その50年代から整備をしていくという計画があつて、整備がされたところでございますけれども、北栄大通りは、その後、その地権者の方々が組合を設立されて、市街地整備を図っていきたいということの中で、新たな道路網として、団地的には2,000人も団地ができるわけでございますから、それを国道にアクセスする道路としては、今現在、18メートルの道路でございますけれども、国道へアクセスする道路として、新たに計画を持たなければいけないということが出てきまして、先ほど、西町の南を、1回、区画整理終わったところでございますけれども、そこにも新たに道路を組まなければいけないという経過がございました。

そのときに、公園のところをどうしても通らざるを得ないような道路網になったということでございますので、長い目、40年なりの計画をもって、本来はやるべきなのでしょうけれども、その小さい30ヘクタールぐらいですと、そのときそのときで、将来に向けた道路網もやっていかなければならないということでございます。

それで、手戻りの部分になることも、これは長い中での都市基盤整備でございますので、なるべく後戻りにならないような計画を、さらに都市計画としては持っていかなければならないのでございますけれども、その辺は、住民周知も踏まえて、今後はこうなっていく予想ということで、新たに都市計画マスタープランというのも、そういう長い長期に亘った計画を持っていくという意味でのプランを立てるといふものでございますので、今後はその辺に努めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（牧野茂敏） 中橋委員。

○1番（中橋友子） そのところに尽きるのだと思うのです。

ですから、泉町の新しい方の住宅団地が開発されて、お家が建てられて。

そして、10年も経たずに拡幅の計画があつて、その家が壊される。

今回、西町でも同じようなことがあったのですよね。

西町の方が件数は少なかったと思いますが、築 10 年足らずで、やはりこの事業のために家を壊さなければならない。

そういうようなことで、住んでいらっしゃる方も非常に残念でしょうし、本当にはたから見たら、何と無駄なことを。そのぐらいのこと、もっと長期計画の中で示せないのだろうかというふうに、単純に思うわけです。

そこには、いろんな都市計画法上の住民に伝えられる計画の、何ていうのですか、ここまでいかなかったら伝えられないとかいろいろあると思うので、難しい面はあると思いますが、長期に基づいた、これからは札幌地域では宅地開発というのはまだまだ農地などの空いているところありますので、是非、その点では意を用いて、住民に理解をいただける方で取り組んでいただきたいと思います。

○委員長（牧野茂敏） 答弁いりませんね。

ほかに。

（なしの声あり）

○委員長（牧野茂敏） ほかに質疑がないようですので、8 款土木費については、以上をもって終了させていただきます。

次に、9 款消防費に入らせていただきます。

9 款消防費の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（増子一馬） 9 款消防費につきまして、ご説明申し上げます。

214 ページをご覧ください。

9 款消防費、1 項消防費、予算現額 6 億 3,166 万 5,000 円に対しまして、支出済額 5 億 8,980 万 8,850 円であります。

1 目の常備消防費は、東十勝消防事務組合分担金で、消防議会及び消防本部職員人件費等の共通経費並びに、幕別消防署職員の人件費、交際費などにかかわる費用であります。

2 目非常備消防費は、非常備消防団員の報酬や、消防団の運営交付金等、通常団費といわれる経費の分担金であります。

3 目水防費は、災害に対応するべく計上した経費であります。11 節需用費は、油処理にかかわる消耗品の購入があったところであります。

以上で、消防費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（牧野茂敏） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（牧野茂敏） 質疑がないようですので、9 款消防費につきまして、以上をもって終了させていただきます。

次に、10 款教育費に入らせていただきます。

10 款教育費の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（水谷幸雄） 10 款教育費につきまして、ご説明を申し上げます。

決算書の 216 ページをお開きいただきたいと思います。

1 項教育総務費につきましては、教育に関する管理運営及び事務に要した費用であります。予算現額 3 億 6,874 万 8,000 円に対しまして、支出済額 3 億 6,358 万 6,746 円であります。

1 目教育委員会費は、教育委員 4 名の報酬、費用弁償、交際費などに要した費用であります。

2 目事務局費は、教育委員会事務局の管理運営及び事務並びに臨時職員等の共済費、さらには各種負担金などあります。

1 節報酬、細節 3 学校在り方検討会委員報酬につきましては、小規模小学校の適正配置や適正規模、

札内地域の通学区などにつきまして14名の委員を委嘱し、2部会に分けて審議したものであります。

7節賃金、細節4の嘱託職員賃金であります。教育課程の編成や学校指導訪問などに、指導助言の役割を果たす学校教育推進アドバイザー1名分の賃金であります。

8節報償費は、文化・スポーツで、優秀な成績、あるいは功労があった団体や個人に対して表彰を行いました。

次、218ページの19節負担金補助及び交付金、細節3の十勝圏複合事務組合負担金につきましては、十勝教育研修センターの運営費分。細節9の教育振興会交付金は、児童生徒の文化スポーツ活動の支援や教職員の研修費用などを教育振興会に交付いたしました。

次、3目教育財産費は、学校及び教職員住宅等の維持管理に要した費用であります。11節需用費、細節40の修繕料は、校舎内外、教職員住宅などの修繕に要したものであります。

13節委託料は、学校設備に係る保守点検であります。主なものといたしましては、220ページになりますが、細節10耐震診断委託料として、札内中学校校舎の2次診断を実施いたしました。

15節工事請負費、細節2の小中学校整備工事につきましては、札内南小、校舎屋根塗装、札内東中、ガラス改修、忠類中、体育館屋根改修工事などが主なものであります。

17節公有財産購入費、細節1の学校共済住宅譲渡代につきましては、公立学校共済組合の資金で建設した教員住宅であります。その資金返済を譲渡代として毎年、分割払しているものであります。

次、4目スクールバス管理費。本目は、スクールバス直営2路線と委託11路線の運行に要した経費であります。

13節の委託料ですが、平成18年度につきましては、13路線のうち11路線を5つの業者に委託をいたしました。

18節備品購入費は、忠類地区のスクールバス1台を更新しています。

222ページをお開きください。

5目国際化教育推進事業費。本目は、国際交流員2名の賃金、共済費等に要した経費であります。国際交流員は平成18年度から合併により、学校教育化と総合支所の教育課にそれぞれ1名配置されておりまして、火曜日から金曜日までは、各中学校5校を順番で訪問し、英語担当の教諭とのチームティーチングで英語指導を行っております。

また、月曜日は、希望によって、幼稚園や保育所、あるいは小学校などの訪問も実施しているところでもあります。

次に、6目学校給食センター管理費であります。学校給食センターの管理運営及び給食調理に要した費用であります。平成18年度の給食センターの稼働日数は、幕別で年間208日、忠類で206日でありました。

次、224ページ、下段になります。

2項小学校費は、小学校10校の管理、教育振興に要した経費であります。予算現額1億8,629万8,000円に対しまして、支出済額1億8,135万2,771円であります。

1目の学校管理費、7節賃金は、学校事務補助委員と小学校1年生30人を越える学級に対する教育活動指導助手配置に要した経費であります。

次、226ページ。

11節需用費は、主に学校で使用するコピー用紙などの消耗品や光熱水費と、印刷製本費では、町村合併により新たに社会科副読本1,200冊を作成いたしました。

13節委託料は、学校用務員などの管理委託と、学校の清掃や校舎の機械整備の委託に要した経費であります。

次、228ページをお開きください。

2目の教育振興費、14節使用料及び賃借料は、幕別小と札内北小に係るコンピューターのリースに要した経費。

18節備品購入費は、教育機器、図書などの購入に要した経費であります。

なお、平成 16 年度に札幌南小に購入したパソコン 42 台の北海道市町村備考資金組合に対する償還金も、この費目から支出をしております。

19 節、負担金補助及び交付金の生きる力を育む創意ある教育かつ支援事業と、地域教育連携支援事業は、各小学校で取り組んでおります、特色ある授業に対する交付金であります。

20 節扶助費は、就学援助に要した費用であります。

次、3 項中学校費。本項は、中学校 5 校の管理、教育振興に要した経費であります。予算現額 1 億 4,074 万 7,000 円に對しまして、支出済額 1 億 3,668 万 2,495 円であります。

1 目の学校管理費、7 節賃金は、学校補助員と心の教室相談員、そして特別支援教育の体制づくりを進めるためのコーディネーター推進員の配置に要したものであります。

11 節需用費は、学校の光熱水費と現在中学校において進めている学校図書管理運営の電算化に係る消耗品に要した費用が主なものであります。

230 ページ、13 節委託料、学校の用務員などの管理委託と学校の清掃や校舎の機械整備の委託に要した経費。

18 節は、一般の備品購入費ですが、主なものとしましては、三カ年実施計画に基づいた、札幌東中学校に可動式机、椅子、120 組を購入しています。

2 目教育振興費、14 節使用料及び賃借料は、忠類中学校を除く 4 校のコンピューターのリースに要した経費であります。

18 節備品購入費は、教育機器、図書などの購入に要した経費であります。

232 ページの上段になります。

19 節負担金補助及び交付金のうちですけれども、小学校同様、生きる力を育む教育活動支援事業と地域教育連携支援事業の交付金等に要した経費が主なものであります。

20 節扶助費は、就学援助に要した費用であります。

次、4 項幼稚園費。本項は、わかば幼稚園の管理、教育振興に要した経費であります。予算現額 2,900 万 1,000 円に對しまして、支出済額 2,857 万 2,075 円あります。

1 目幼稚園管理費。7 節賃金は、障害児の対応として雇用した臨時職員 4 名と代替職員 2 名の賃金と、嘱託職員である園長の賃金であります。

13 節委託料は、幼稚園管理委託に要した経費であります。

続きまして 234 ページ。

2 目教育振興費、20 節は、公立及び私立幼稚園就園奨励費に要した経費であります。これは保護者の負担軽減のために入園料、保育料の一部を所得階層に応じて補助する事業で、補助対象園児数は 198 人でした。

19 節負担金補助及び交付金は、前段の幼稚園就園奨励費に該当しない私立幼稚園の保護者に対して、入園料、保育料を補助するもので、入園料 7,000 円の補助 77 名に、保育料、月額 4,000 円の補助を 29 名に行っております。

次、5 項社会教育費は、生涯学習に要する費用であります。予算現額 2 億 9,136 万 1,000 円に對しまして、支出済額 2 億 7,914 万 3,186 円あります。

1 目の社会教育総務費は、社会教育委員 15 名の報酬のほか、各種団体に対する補助金などあります。

9 節旅費の細節 3 特別旅費は、中学生海外研修と中学生国内研修の引率者分であります。

また、19 節負担金補助及び交付金の細節 8、中学生国内研修 3 名分、細節 9 は、中学生、高校生海外研修 18 名分の参加に要した補助金であります。

次、236 ページ。

2 目公民館費。本目は、糠内、駒島の両公民館及び、少年自然の家、まなびやの管理・運営に、さらに関係団体の支援に要した費用であります。

8 節報償費、細節 1 は、しらかば大学の各種講座・講演会等の講師謝礼であります。

3目保健体育は、体育指導員12名の報酬のほか、全道、全国大会参加奨励金、体育施設の管理運営並びに体育団体に対する補助金などであります。

8節報償費の細節3、全道、全国大会参加奨励金ですが、60件で315名に交付いたしました。次に、238ページ。

15節工事請負費は、運動公園や球場の内部整備工事でありまして、外野の芝生と内野のグラウンドに段差が生じたため、修復工事を実施したものであります。

次、240ページをお開きください。

4目青少年育成費。本目は、主に学童保育所5カ所の管理運営に要した費用であります。

なお、学童保育所の開設日数は294日で、学童数は212人であります。

19節負担金補助、細節6上尾市子供会交流事業補助金は、上尾市子供会と幕別町子供会忠類支部との交流事業に対する補助金であります。

5目町民会館費。本目は町民会館及び福祉センターの管理運営に要した費用であります。

次、242ページ。

6目郷土館費は、文化財審議委員5名の報酬。ふるさと館及び考古館の管理運営に要した費用であります。

7節賃金、細節2臨時職員賃金では、平成18年度から郷土文化研究員1名を配置し、ふるさと館及び考古館の資料研究整理を行っているところであります。

次、244ページ。

7目ナウマン象記念館管理費は、主に記念館の管理運営に要した費用であります。

7節賃金、細節4嘱託職員賃金は、平成18年度から生涯学習アドバイザー1名を配置し、臨時職員1名と、2名体制で記念館の受付、清掃、管理業務を行っております。

次246ページ。

15節工事請負費は、外壁補修工事といたしまして、塗装、防水工事、コンクリート欠損補修などを行いました。

8目スポーツセンター管理費。本目は、農業者トレーニングセンター及び札内スポーツセンターの管理運営に要した費用であります。

248ページをお開きください。

15節工事請負費は、農業者トレーニングセンターにオストメイト用トイレを設置したものであります。

18節備品購入費は、札内スポーツセンターにトレーニング機器のエアロバイク1台と、農業者トレーニングセンターのトレーニング室に監視用カメラ1台を更新したものであります。

次、9目図書館管理費。本目は、図書館の管理運営に係る経費であります。

7節賃金につきましては、臨時司書5名、及びBM運転手1名、臨時職員1名分の経費であります。

11節需用費、細節3新聞購読料。新聞等購読料が主なものでありますが、新聞14誌と雑誌等の経費であります。

250ページです。

18節備品購入費であります。一般図書と児童図書、そして映像資料等の購入費であります。

19節負担金補助及び交付金。細節6図書館事業委員活動交付金は、町民文芸誌「幕別」の印刷費が主であります。

10目百年記念ホール管理費。本目は、百年記念ホールの管理運営に要するものでありますが、8節報償費は、15の講座、大小7の講演会、学校芸術鑑賞などを開催しておりまして、それに伴う謝礼であります。

次、252ページ。

13節の委託料は、細節2の清掃委託と細節6の舞台器機等操作に要した経費が主なものであります。

次に254ページ。

18 節備品購入費の舞台用メインアンプですが、ホール用を4台を更新しております。

19 節負担金補助及び交付金、細節4の町民芸術劇場交付金では、芸術劇場の事業として9回の公演を実施いたしまして、多くの町民の方々に音楽や演劇などをお楽しみ頂いたところであります。

以上、教育費のご説明をさせていただきました。

よろしくご審議の程、お願いを申し上げます。

○委員長（牧野茂敏） 説明が終わったところでありますけれども、この際、11時15分まで休憩をいたしたいと思います。

11:02 休憩

11:15 再開

○委員長（牧野茂敏） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

10 款教育費の説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

前川雅志委員。

○6番（前川雅志） 238 ページ、13 節委託料、11、12、13 のことについて、お伺いをしたいと思います。

この陸上競技場芝管理委託料、野球場芝管理委託料、運動公園管理委託料についてであります。この管理の内容と価格についての積算の根拠をお伺いしたいと思います。

○委員長（牧野茂敏） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷 繁） 運動公園の施設管理の件です。

まず、大きいのは野球場、陸上競技場、その芝刈りです。陸上競技場ですとフィールド部分、それから野球場ですと外野部分なのですが、その芝刈りであります。

まず、野球場の方なのですが、一番大きなその外野部の芝刈りなのですが、年間63回作業に入っております。

それから陸上競技場のフィールドの方ですが、55回となっております。

これが基礎数値となりまして、機械費ですとか、人件費の方に反映してまいります。

それからあと、資材費として、特に芝、冬枯れだとかを防止するための殺菌剤ですとか、そういった資材費。それから、日常のごみの始末といいますか、いろいろなものが飛んできたり、あるいは置いていかれたりするようなものの清掃までを含んでおります。

それともう一つが、運動公園全体の管理費といたしまして、ビル管理会社の方に野球場、陸上競技場、それから冬場のスケート管理等の委託までを含んで、建物、施設の、先ほど申し上げました芝管理以外の部分の管理委託をしております。

○委員長（牧野茂敏） 前川委員。

○6番（前川雅志） それらの陸上競技場、野球場を含めて運動公園の管理に、約1,600万円のお金がかかって、現状の施設の維持がされているという理解をしたところなのですが、先般の議決を頂きました債務負担行為補正ということで、お持ちかどうかわかりませんが、追加された件に運動公園・野球場維持管理業務委託料と、運動公園陸上競技場維持管理業務委託料という2つの事業がありまして、これまでこの3つやられていた事業を2つに集約したということの理解でよろしいのでしょうか。

○委員長（牧野茂敏） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷 繁） 2つに集約ということではなくて、先般の債務負担の議決をお願いした部分は、機械の使用を伴う管理ということで、平成20年度から5年間の分です。

委託に当たっては、委託先の準備ですとかございますでしょうから、今般の議会で、その準備期間を見込んで早めに債務負担の議決を頂いたということでもあります。本数が減ったということではありません。

○委員長（牧野茂敏） 前川雅志委員。

○6番（前川雅志） ということは、運動公園の野球場維持管理業務というのと、陸上競技場芝管理委託

料というのが同じ事業であるというふうに理解をさせてもらってよろしいのでしょうか。

○委員長（牧野茂敏） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷 繁） そのとおりでございます。

○委員長（牧野茂敏） 前川雅志委員。

○6番（前川雅志） そうしますと、陸上競技場の芝管理だけでお話をさせていただきますと、去年は651万円年間にかかっておりまして、先般の債務負担行為の限度額ということで補正された金額は、5年間で1,937万5,000円という数字になっております。去年までの金額が適正な金額であるというならば、650万円に5を掛けますと、3,000万円以上の予算が必要になってくるのではないかと思いますので、どうしてこういう金額になったのでしょうか。

○委員長（牧野茂敏） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷 繁） まず、施設の経緯から、ちょっとお話しさせていただきます。

陸上競技場が平成9年に完成です。

それから野球場につきましては、平成11年度完成ということで、おおよそ、運動公園が新しい施設というのは、この約10年ぐらい、業務委託の実績といたしますか、ございます。

今回、新たな5年間の債務負担についてご審議いただくに当たりまして、その積算をもう一度改めてやり直しました。

この10年間というのは、10年というか、開設当初は、当時としては管内ではトップクラス。帯広の野球場、陸上競技場に次ぐ規模であり、施設のグレードであったかと思えます。当時、おそらくそういったかなり高度な整備水準というのを求めて積算したように思われます。

この10年間の使用実績ですとか、そういった利用実態等々勘案いたしまして、そこまで高度な整備水準を求めなくてもよいのではないだろうか。

ただ、支障があるような省力化とか、そういった意味ではございません。

その中身なのですけれども、一つは積算方式、これをほかの公園管理業務なんかと同じような積算方式でみていきました。

つまり、機械費でいえば、機械の部分は損料で見ていくと、そんなようなふうに中身も見直しております。積算方式、それから作業の中身です。そういったことを見直しまして、それが、例えば、機械費でいいますと、当初は特殊な機械を作業水準の中に求めておりました。それを今回、公園管理と同じような機械でみていくことによりまして、その部分が下がってまいります。

そこで作業効率が上がりますので、人件費なんかにも跳ね返ってまいります。

そういったことで、人件費、資材費、資材費に関しましても、かなりグレードの高い殺菌剤だとか、そういったものを見込んでおりましたけれども、そういったものもごく一般的なもの、しかも実際の価格だとかも全部調べさせていただきまして、全般にわたって見直しました。結果、人件費、資材費、機械費とも大幅に下がったというような中身であります。

○委員長（牧野茂敏） よろしいですか。

前川委員。

○6番（前川雅志） コストは大幅に下がるということではありますが、これまでどおりの管理というか、グラウンドの状況をつくっていくということだと理解をさせていただきますが、今の時点でそういう結論に出ているということは、今年の予算なんかにも繁栄されていくべきだったのではないかというふうに思うのですが、予算を見る限りそうっていないと思っておりますが、そういったところは、いかがでしょうか。

○委員長（牧野茂敏） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷 繁） ご指摘のように、確かに5年間の契約途中であっても、見直すべきだったかもしれません。それは私どもの手落ちだと思います。

私も、毎月のように業務委託の報告書、検収書に判をつけております。そういった部分の責任は感じております。

○委員長（牧野茂敏） 答弁の途中でありますけれども、決算に関する質問ではございませんので、に限りてさせていただきますと思います。

積算はいいのですか。

続けていただきます。

教育部長。

○教育部長（水谷幸雄） 運動公園の関係ですけれども、私が着任してから、どうも芝刈り代が高いぞという声がちょくちょくお聞きしておりました。今回の契約期間が切れてしまうということもありまして、私の方から見直しをしてみようというお話をさせていただいて、担当から資料を挙げてもらいました。

忠類ではちょっと考えられないくらい、言葉悪いのですけれども、随分、まてすぎるなというような感じを持ちましたので、今回は日数も落とし、それから肥料代もピンからキリまでありますので、これも落とし、機械代も指定していたのをやめて、能率が高くてグレードの低い機械にいたしました。

先ほどの説明のとおり、償却期間も見直しました。

そういう結果、5年で2,000万円近くも違うといったような結果になって、今まで何をやっていたのだということになりかねないという話はしていたのですけれども、今回、全てグレードを落として5年間やってみようということで始まったのですが、今度の5年間、ちょっと心配な部分がございます。

どうなるかわからない部分がありますけれども、こういう事情ですので、今後は、このようなことがないように留意しながら適性に管理をしてみたい。

どうかご理解くださいますよう、お願い申し上げます。

○委員長（牧野茂敏） よろしいですか。ほかに。

中橋委員。

○1番（中橋友子） それでは何点かにわたってお尋ねをいたします。

まず、219ページの2目事務局費の中で負担金補助金19の11のいじめ問題対策委員会に交付金10万円を払われております。

いじめ問題に取り組まれてきているのだと思いますが、本町におけますこの取組の結果のいじめの実態、あるいは変化だとか、内容にいろいろな状況が生まれているのではないかと思います、その点のご説明を求めたいと思います。

次、221ページ。

3目教育財産の13委託料の10、耐震診断委託であります。

ずっと耐震化の診断を取り組んでこられておりましたが、ご説明いただきましたように、平成17年度は札内中学校の2次診断が終わったということでありましたが、その後予備審を受けて、また改めて計画を立てて進めていくということでありました。

そこで、今回の決算を通して、どこまで進んだのか、耐震化率は何パーセントで、その後の計画にどうつながっているのか伺います。

次、222ページ。

学校給食にかかわりまして、6目です。ここのどの節かということにちょっと当てはまらないのですが、給食の献立のことでお伺いしたいのですけれども、昨今、給食の献立につきましては、アレルギーの子供たちに対する対応の取組が進み出しているように聞いております。

本町では、その点ではどのように位置付けられてきたのか伺います。

228ページ。

これは中学校の校区割のことでお尋ねしたいのですが、厳密には217ページの先ほど小学校のところの事務局費の報償費で、学校の在り方検討会議が開かれていて、校区の線引きのことも話し合われているということなので、両方に被ってくるかなというふうに思うのですが、現在、札内の北小学校におかれまして、札内小中学校と、それから東中学校に両方に通学が可能ということで、基本的には自由な選択というふうに聞いております。

その結果、それぞれの子供さん、全体で何人いて、どちらに何人通われたのか。学校の全体のバランスといますか、そういう点で問題が生じてきていないのかどうか伺います。

次、231 ページの2目教育振興費の18 備品購入費の1、義務教育教材費であります。これは資料を見せていただきますと、平成17年から比べましたら、小学校、中学校ともに増額となっています。

しかし、まだ十分ではないということがありまして、特に義務教育といますか、クラブ活動の吹奏楽、ここの機材です。楽器です。これがなかなか十分に揃わないという札内での声を聞いておりまして、こういう点ではどんなふうに整備計画を持たれて取り組んでこられたのか伺います。

最後であります。238 ページ、保健体育。

その前の公民館、あるいは、そのあとの公共施設全体にかかわってくるのですが、禁煙を求める声がずっと広がってきているのですが、こういった教育委員会にかかわって、公共施設の中で、分煙なども進めてきていると思いますが、禁煙に対する取組についても伺います。

○委員長（牧野茂敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤博明） まずはじめに、はじめの問題でございます。

いじめ問題の教育委員会に交付金を交付しておりますが、実態といたしましては、これまでも毎年、文部科学省の調査、それから昨年は、北海道教育委員会の調査がございました。

しかし、その内容につきましては、公表することは差し控えさせていただきたいと思っております。

実際に、私どもの対応としましては、特定がなかなかできなというケースというのがございますので、特定できたといいましょうか、特定できそうな場合には、当然、学校の先生、それから保護者も巻き込んで、相手方の保護者も巻き込んだ中でお話しをしていくという実体がございます。

また、特定できない場合には、やはり日ごろの担任から見た学校での活動について、よく見守っていくということで努めております。

次に耐震診断でございますけれども、昨年、札内中学校の2次診断を行いまして、その中で札内中学校のちょうど生徒玄関の棟が体力があるという結果が出ましたので、現在は、耐震化率は、53棟あるうちの30棟が耐震化があるということから、56.6%という状況でございます。

来年に向けまして、札内中学校につきましては、今年ですね。

実施設計を行いまして、来年、耐震化工事を進めてまいりたいと思っておりますけれども、今後につきましても、優先度調査の結果に基づきまして、町長部局と協議をさせていただきながら、順次進めてまいりたいと考えております。

学校在り方検討会にも関係いたしますけれども、通学区域の見直しの関係を在り方検討会に諮問いたしまして、答申を頂きましたが、現状の数字をご報告いたします。

札内北小学校から区域外就学の許可を13年から始めました。

13年に、本来は東中なのですが、札中に行かれた方は13年は4名です。14年が1名。この辺は少ないのですが、急に15年から38名、16年が16名、17年が25名、18年が24名、19年が58名で、19年に関しましては、東中に行かれた生徒が22名ということで、中橋委員がおっしゃったように、私たちもこのように自由に選択できる状態を、このまま続けていくこととなりますと、学校の中において教室の確保、それから人事管理、あるいは1年生は4学級、2年生は3学級、3年生は3学級というようなこともありますので、学校運営上もなかなか難しい面もございまして、それらは昨年来、協議いただきました、学校在り方検討会の答申をもとに、今後、今予定しておりますのは、とりあえず小学校のPTAに、今後について、在り方検討会の内容をお示しをして、議会が終わった10月ぐらいから、地域に入ってお話をしていきたいと考えております。

最後、私たちも頭が大変痛い問題でして、義務教育教材です。

吹奏楽の楽器につきましては、不足というか、数は充足していても古い状況にあるものがあるということは、十分承知はしております。

ですから、毎年、学校からの要望調査を元に、買い足し、更新ということをしているわけですが、学校は学校の中の事情で限られた予算ということをご承知いただいておりますので、今回は、楽器

ではなくて、別な備品をとというようなこともありまして、なかなか思い切った充足状況に至っていないという実態はございます。

○委員長（牧野茂敏） 生涯課長。

○生涯学習課長（長谷 繁） タバコについてです。

まず、基本的に分煙ということ、私どもの社会教育施設に限らず、全てに公共施設、まだこれが、どこをどうするかと細かなところまでは、どの施設はどうするという、そういう細かなところまではきていないのですが、ただ、私どもの現場の判断として、例えば、百年ホールの2階大ホールのところにあった喫煙場所は撤去いたしました。

やっぱり、抜けが悪くて、講演のときに一度にたくさんの人が吸うような場所となってしまいますので、どうしてもまわりに煙が残ってしまうということで、百年ホールだけは、まずは撤去をさせていただきました。

それから、町民会館ですと、中のは、まだ集煙機というのはおいてあるのですけれども、少しでも分散させたいということで、外に灰皿を置くようにいたしました。

体育館なんかも準じそんなふうにしてまいりたいと思います。

あと、抜けの悪いところは、潔く撤去をしたいと思います。

○委員長（牧野茂敏） 給食センター所長。

○学校給食センター所長（仲上雄治） アレルギー対策について、説明させていただきます。

これは、幕別と忠類給食センター共通でございます。

現在、給食センターでは、アレルギーの児童生徒に代替給食を行っておりません。

これにつきましては、代替給食を行う場合、独立した状態での調理場、あるいは、スペース、人等が必要ということで、現状ではできないということでございます。

それで、現在行っていることにつきましては、アレルギーの申出があった子。保護者からですすね。につきまして、学校を通しまして、給食だよりというのを毎月つくっておりますが、その中で、そのアレルギー物質が、いついつの給食に含まれていますよと。そのようなことを、例えば、卵のアレルギーの子につきましては、いつの給食に卵が入っていますというようなことを、事前に保護者に連絡いたしまして、その保護者の方で判断してもらっています。

そういう形をとっております。

○委員長（牧野茂敏） 中橋委員。

○1番（中橋友子） それでは、再質問ですが、まず、いじめ問題の方なのですが、細かい中身はお知らせできないと。

これは、もちろん、いじめを克服していく立場から、守秘といいますか、保護されているということだと思いますので。

ただ、いじめの傾向というのもどんどん変わってきているのではないかと思いますよね。

そういうのもきちっと分析されていると思うのですが、最近では、このところは、やはり、携帯ですとかパソコンですとか、そういったメールを使ってのいじめ。

あるいは、どれがどんどん見えない形で進行して行って、エスカレートして行って、そして、命に及ぶようなことというのが、非常に多く耳にするのですけれども、こういった傾向がここでも出ているのかどうか。その問題対策委員会の中で、そういう実態はあるのかどうか。個別にどうこうではないですよ。そういうことがあるのであれば、あると思うのですが、そういうことに対する特別な手立てをとってこられてきているのかどうか。その辺も伺いたいと思います。

二つ目の、耐震化の方ですが、昨年の決算では54.7%、一部玄関のところ耐えうるということで、56.6%。

ポイントとしては若干上がったということになるのですが、問題は幕別全部の小学区、中学校が、いつ耐震診断が全部終わって、そして、対策にとられていくのかと。

ここが大事だと思うのですよね。

ですから、5段階評価の予備審も含めまして、そこまで入ったと思いますので、その次の段階に、平成18年度は入っていたと思うのです。

17年度で予備審でしたので。

その取組の中身についても、ご説明いただきたいと思います。

あと、校区割の方なのですけれども、改めて数字を聞きまして、ちょっと驚きました。

もともとここのなぜその北小学校が、札内中学校に通うことも可能になったのかと。

本来は東中だったのだけれど。

それは、そもそも校区の割り方が、地域的な均衡性に欠けておまして、鉄道沿線を境に南北に割ったという経過があったものですから、ですから、西町の一番帯広よりの方が、東中学校に通わなければならないというような子供たちにも負担もかけるというような、距離的な問題もあって、私自身も見直しを求めて、議会でも取り上げさせていただいてきた結果があるのですよね。

ただ、それは自由選択ということまでは想定しなかったのですが、当時、文科省の方針の中で、自由選択のちょうど方針が出されたときでありましたから、子供たちが好きな学校という。希望する学校を選択して、そこに通えるのだという方針とちょうどダブった年度だったものですから、こういう方法をとられたと思うのですけれど。

でも、やはり地元の公立の中学校でありますから、私はやはり、一定程度の線引きというのは必要だろうというふうに思うのですね。

一度こういうふうに自由になってしまってもとに戻すというふうになると、兄弟の関係、友達の関係、様々な問題も出てくるかと思えます。

そこで、線引きとして、一定程度柔軟性を持ちながらも、カチッと引いてしまうというふうになると、また、その前段言ったような弊害が出てくると思いますので、ある程度の柔軟性、直線で引いてしまうのではなくて、ここの地域といった、町内会になるのでしょうか。

そういう距離的な問題なども含めて、柔軟性を持った上で一定の線引き向かう必要があるというふうに思いますが、その点のお考えはどうでしょうか。

教材費にかかわりましては、学校って高いのですよね、

だから、本当にご苦労されているのだと思うのですが、古いものもある。充足はしているということでもありますが、非常に各学校、幕別も、それから、札中も東も。ちょっと糠内もちょっとわかりませんけれども、どの学校も随分この吹奏楽には力を入れられて、かなりの部員さんもいらして、足りないときには、小学校から借りたり、江陵高校から借りたりということも聞くのですよね。

少なくとも、そういう状況だけは、何とか解消できたらいいのではないかって。

借りるということは、相手が使っていたら、貸してもらえないことになりますので、その辺ぐらいまでの充足はやっていく必要があるのではないかなと思えますが、どうでしょうか。

それから、禁煙です。

禁煙は、その本当にいさぎよくっておっしゃいましたけれども、文化施設、体育施設の健康維持だとか、そういうために通ってこられている施設においては、やっぱり本当にいさぎよさが必要だなというふうに思いますし。

たばこを吸われる方の権限もあるというふうには思うのですが、使用する期間というのは一定期間限られておりますので、その限られた時間。朝から晩までということではないと思いますので、施設側が禁止しても、利用する人の時間というのは限られているというふうに思いますので、こういった施設は、最終的には、全面禁煙というのが大事かなというふうに思いますが、どうでしょうか。

それから、学校給食ですが、アレルギーの方たちの、何人通っていらっしゃるのか。

実態調査はされていますでしょうか。

○委員長（牧野茂敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤博明） はじめにじめの問題でございます。

確かに、新聞等でも報道されていますように、メールを使いたいじめもあるやに聞いております。

実際に、18年度では、どのようなことをしたかということをちょっとご説明いたします。

各家庭に、いじめ問題対策委員会だよりという、かわら版と称しまして、文字ばかりでちょっと読みづらいのですが、その中で、我が子のいじめの気づくためのチェック表ですとか、あるいは、先生方に対して指導の事例集。

それから、いじめ相談窓口というのを、町内では幾つか設けて、いじめ相談というふうに謳ってはおりませんが、いわゆる何でも相談ですね。

不登校の方もいらっしゃいますから。

そういう相談窓口の一覧というようなのを載せたかわら版を作成して配布しております。

なかなか特効薬というのはございませんで、先般の議会でもご質問いただきましたけども、子供の権利条例などもそうですけれども、そういうようなもの、制定過程を通じて、お互いにお互いを思いやる心を育てられたらいいなと思っております。

耐震化でございますけれども、18年度は、札内中学校の第2次診断としまして、具体的にどの部分にどのような補強をするか。

私もちょっと建築の専門的なことになると、余り得手ではないのですが、どこの部分にどのような補修・補強をするかというようなものを、第2次診断の中で行いました。

ですから、それを受けて、今年の実設計計を行っておりますが、札内中学校は、耐震化工事と併せまして、もう築35年近く経っておりますので、リニューアル。大規模に改造しようということで、そちらの実設計計も合わせて、今、学校のご意見も頂きながら、しているところでございます。

それで、今後の段階、次の段階ですね。

これは確かに現在の建築基準法施行令に基づきますと、耐震力が不足しているということになるわけですが、なかなかその昨今の財政状況からいって、直ちに全ての学校に着手できるという状況にないという点は、今までもご答弁させていただいておりますので、今後、札内中学校は、19年に実設計計して、20年、21年と大規模改造する予定ですので、教育委員会としましては、引き続き次の学校に着手してまいりたいと考えておりますが、これも町の財政状況がございますので、そちらと十分調整させていただきながら、進めてまいりたいと思います。

通学区域の問題ですけれども、これは現実に、中橋委員がおっしゃったような意見というのを地域の方から頂いております。

そのことがもとで、昨年来、在り方検討会を設けたわけですが、在り方検討会の中におきましては、具体的に現在のJRで引いている線を国道にすべきだということもまで、はっきりとした答申は頂いておりません。

しかし、私たちも、このように入学してくる子供が、実態としては、やっぱり各学年、今回ですと80人ぐらいいますかね。

そうなりますと、リーダー的な存在のお子さんが、俺札内行くわといたら、ではぼくもといって動いているケースというのは、これは実際にそうです。そうあるようです。

通学区域の許可要綱の中には、必ずしも全員を、北小に通っている全員を自由に選択していいとは書いてはあつたわけではないのですが、なかなか線が引きづらい、交通安全と、それから、通学距離の問題ということがあつて、結果的には、自由選択性ということになっておりますので、この辺も10月以降に父兄の方々とお話をする際に、基本線として、こういう、ここで答えを言うわけにはいきませんが、こういうことでどうでしょうかと。

それで、当然、お姉ちゃん、お兄ちゃんに通っている間については、経過措置を設けて、柔軟に対応できるようにということは考えております。

次は、楽器につきましては、実際に借りてきているというのは聞いております。

それから、ある校長先生などは、ハイエナのように、中札内の高等学校がなくなりますよね。

そちらで使っていた楽器をもらいにいったという方もいらっしゃいます、学校は学校で、大変苦労されております。

それで、数は確かにあるのですが、古いものですから、いわゆる音がいい音ですね。

それと、使い方が、使うのに苦労しているという実態がありまして、そこら辺は、限られた予算ではありますけれども、なるべくご要望に沿えるような形で対処してまいりたいと思っております。

○委員長（牧野茂敏） 総務部長。

○総務部長（増子一馬） 私の方からは、公共施設における禁煙の問題について、若干ご説明申し上げたいと思います。

今、社会教育施設の関係でご質問があったわけでありまして、これについては、過去からいろんな論議がされておまして、役場庁舎内なども、喫煙コーナーを設けるということで、機械も設置をさせていただいて、今、現状に至っているということでもありますけれども、これ、役場庁舎あるいは教育委員会事務所等々、職員が勤務をしている施設もあります。

そのほかには、コミセンですとか、近隣センター、職員が常駐しないような施設。これもあるわけですね。

それで、町としてもなかなか最終的な方向を見出すまでには至っていないわけでもありますけれども、施設によっては、完全分煙ができる施設によっては、そういう措置も考えながら、片や完全分煙をすることが難しいだろうと。この施設については。

そういうものについては、禁煙をすると。完全禁煙をするというようなことも、今後、検討しながら、そういう方向で進めてまいる必要があるだろうというふうに思っておりますので、もう少々お時間をいただければということで、お願いをしたいと思います。

○委員長（牧野茂敏） 給食センター所長。

○学校給食センター所長（仲上雄治） アレルギーの調査についてですが、給食センターとしては、しっかりしたものは行っておりません。

ただ、今現在、学校を通じて連絡いただいているアレルギーのお子さまにつきましては、小学生4名、中学生が2名、以上の6名です。

○委員長（牧野茂敏） 中橋委員。

○1番（中橋友子） いじめの問題で、お便りを出して、その呼びかけも含めて取り組まれていることは理解をいたしました。

私、ちょっとしつこいようなのですが、いじめの傾向として、段々変わってきているというところを、是非くみ取っていただきたいなど。

今までの、もちろん今までも目に見えないじめというのは少ないのですが、本当にこういったインターネットだとか携帯のメールだとかということになっていって、非常にわかりづらい中で、深刻な状況になっていくということが増えてきている。

だから、そういう状況であるわけですから、こういった対策を練られるところでは、それを我が町にはないぞということではなくて、そういう傾向にあることを念頭に置かれて、対策をとられるということが大事ではないかなというふうに思います。

それと、耐震もわかりました。

これは、本当に国の方の予算措置というのが、ほとんどないに等しいような状況なものですから、なかなかきちっと予算の関係を見ていくと、難しいということも理解いたします。

しかし、避難場所になっているところでもありますから、ほかよりも優先に取り組むということは大事ではないかと思えます。

それと、学校区域ですが、自由選択ではなかったのですね。

ここまできてしまうと、自由選択になっているというふうに受け止めていたのですが、私はやはり、鉄道での分け方ではなくて、札内の町というのは、西帯広から入り口、帯広になりまして、ずっとこの白人小学校のところまでが一つのエリアになっていくのですけれども、学校は西端と東端なのですよ。

そうすると、当然、この西端、東端を軸にして、南北に割るとというのが自然ではないかと思うのです。

ところが、今までは、端にありながらも、沿線で割っていたから、先ほど言ったような遠距離の通学というのも生まれてしまったということになるかと思しますので、是非、そういった提案も、多分、考え方は持って相談されていると思うのですが、そういったことも含んで、早期の対処を求めたいと思います。

備品のことはわかりました。

かなりその学校でこの分野に力を入れているという、そういった今の状況もありますので、できる限りの支援といいますか、充足を求めたいと思います。

それと、禁煙のことですが、これは本当に今の部長がお答えになったのは、職員もいるのだよと。朝から晩までいるのだよということなのだろうと思うのです。

たばこを吸われる方の権利といいますか。それも否定するものではありません。

ただ、これが問題になりだした背景には、やはり体に有害だということから始まって、これも世界的な傾向ですよ。禁煙というのは。

そういう流れになってきている以上は、やはり放置はできない。

もちろん、放置するとはおっしゃっていませんからね。

完全分煙というのができれば一番いいと思うのですが、そうすると、その今のよう単なる浄化のための機械を置くだけでは、これは全然駄目なのですよね。

先ほど、課長がおっしゃってられましたけど、百年記念ホールなんかは、あってももうどんどんまわってくるというのがありまして、だから、そのちょっとした小手先でお茶を濁すようなやり方ではもう駄目だということをはっきりしているのですよね。

そうすると、一定の費用もかけて、完全分煙となると、経費もかかると思うのです。

そうすると、きちっとその方向をもって、年次計画とかもっていかないと、対処はできないというふうに思うのですよね。

ですから、今はそこまで踏み込む時期にきていると思いますけど、いかがでしょうか。

最後に、アレルギー関係なのですけれども、これはうちの給食のやり方は、センター方式で一括してつくっているの、なかなか個別には難しいという、最初のご答弁でありましたけど、今、6人の方がいらっしゃるということで、これからは全体には増えていくのだろうなというふうに思うのですよね。

それで、できることから、やはり、取り組むということが大事ではないかと思うのですよね。

帯広では、例えば、牛乳のアレルギーのことは、子供さんについては、今回からお茶に取り替えるとか、そういうふうなできることから手立てを取り出したというふうに聞いています。

それで、やはりこれは、何ていうのでしょうか。そのアレルギーを持った子供さんが学校に行って、できればみんなと一緒に同じ給食を頂きたいのだけれども、どうしてもそれができないという大変な困難な状況にあるわけですね。

ですから、そういった子供たちに対する、その手立て。これは親の問題だとかということではなくて、その受け入れる学校、あるいは、その給食を提供する行政として考えてやっぱり手立てをとる必要があるのだというふうに思うのですよね。

それが、かなり進んできているのが芽室町でありますし、帯広も今回そのようにやり出したということもありますので、是非、そういったことも研究されて、うちの町の手立てをとっていく方向に向かっていただきたいと思います。いかがですか。

○委員長（牧野茂敏） 教育部長。

○教育部長（水谷幸雄） まず、いじめの関係でありますけども、非常にいじめのその傾向がわかりづらくて、深刻になってきているというお話を頂きました。

これらの話は、いじめ問題対策委員会というのがありますし、相談窓口もありますので、私ども、そういう話も承っております。

ただ、うちの方ではまだ事例がない、把握していないということで、そういった事態は聞いておりませんが、今後、そういった形になってきております。

いずれにしましても、いじめ問題対策委員会、それから、相談窓口、それらが私どもと連携しながら、今後、進めていきたいなというふうに思っております。

それから、通学区域の関係の関係ですけれども、これは鉄道がいいのではないかというお話がありましたけれども、恐らく、北小を自由選択にしたとき・・・。

(発言する者あり)

これは、よろしいですね。それから、給食のアレルギー対策のことですけれども、アレルギーの傾向としては、今、子供たちが6人いると言いましたけれども、長いも、乳製品、たまご、魚貝類、こういったものについてのアレルギーだというふうに伺っております、給食センターではその分把握しておりますので、連絡をとりながら対応しているのが実態であります。

ただ、委員がおっしゃいました牛乳をお茶に変えるという発想は私ども持っておりませんでしたので、その分については、できるかなというふうに思っております。今後検討していきたいというふうに思っております。

○委員長(牧野茂敏) 総務部長。

○総務部長(増子一馬) たばこの喫煙の関係でございますけれども、過去にも、先ほど申し上げましたように、例えば、役場庁舎であれば、職員が常駐しているということということで、庁舎内を完全に禁煙をするとすると、ちょっと心配されるのが、帯広市役所あたりで、新聞報道もありましたように、職員が外でたばこを吸うようなことになりかねないという心配。

これは住民の方からも、どうなのだろうと。やっぱりご批判も受ける可能性もあるというようなことで、私ども苦慮しているわけですが、今も町のホームページ、掲示板にも、禁煙についてのご提言など、あるわけであります。

先ほども申し上げましたが、いずれにしても完全分煙をする必要がある施設ということ考えますと、そこに一定のスペース、そして、その排煙関係の設備の取付けができるのかどうか。

こういったことも、当然考えなければなりません。

中橋委員言われるように、当然、それについては、予算も伴うということもございます。

予算も伴うということもありますけれども、これについては、完全に分煙できる施設については早急に検討して、予算についても内部で検討したいと。

そして、完全にそういう分煙ができないような施設。これについては、なるべく早い時期に、完全に禁煙をするという方向で、検討をしまいたいというふうに考えております。

○委員長(牧野茂敏) よろしいですか。

質疑の途中ですけれども、この際、1時まで休憩をいたします。

13時まで休憩をいたします。

ほかに意見をお持ちの方、おられましたら。

(なしの声あり)

○委員長(牧野茂敏) それでは、休憩とさせていただきます。

12:03 休憩

13:00 再開

○委員長(牧野茂敏) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議場内が暑くなっておりますので、どうぞ上着を脱がれる方は脱いでいただいて結構でございます。

それでは、教育費の質疑をお受けいたします。

斉藤委員。

○3番(斉藤喜志雄) 216ページの事務局費、7の賃金にかかわって、1点、お伺いをいたします。

嘱託職員賃金で学校教育アドバイザーという形で、この賃金がもらえたと思っておりますが、本年度の予算の中ではこれがもられていないけれども、それはもう学校アドバイザーなる制度そのものが、委員会の

中で必要なしというふうに心得ていただけるのかどうか。そのあたりについて、お伺いをしたい。

それから、もう1点お願いします。

236 ページ、保健体育費の中の8番報償費。マスコミ報道等で知る限りではありますけれども、私はこの幕別町内の児童生徒が非常にいろんな種目で活躍をされ、たくさんの子供たちが全道大会や全国大会へと駒を進めていると、そういうふうに理解をしているところですが、その割には、この奨励費が、私の経験上からいうと少ないというふうに思っているのですが、恐らく、これは奨励金の支給の基準が何かおありなのだろうというふうに思いますので、その部分にかかわって、お尋ねをしたい、そういうふうに思います。

よろしくお願いします。

○委員長（牧野茂敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤博明） 一つ目の事務局費の中の嘱託職員賃金、これはおっしゃいましたように、学校教育課の中に、嘱託職員として、主に学校教育にかかわる学校の教育課程の編成届というのが学校からあがってきますけれども、それらの内容の精査ですとか、あるいは、教職員に対する指導ですとかを主に担っていただいております。

確かに、19年度には予算措置はしておりませんが、これらにつきましては、今まで、主に退職された教員の方、主にといいますか、退職された教員の方にその席を担っていただいていたわけですが、これらについては、今までの中で、私たちも事務の進め方というのを学ばせて頂いた上で、今年度については、職員で対応できるのではないかということから、予算は措置していないところでございます。

○委員長（牧野茂敏） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷 繁） 全道大会、全国大会への参加奨励補助のご質問です。

過去に何回かにわたって見直しはしてきております。

それで、平成18年度の見直しにおいて、半額助成ということに変えさせていただきました。

この間の経緯なのですが、一番多い年で約750万、単年度で、総額ですけれども、小学生、中学生合わせてそれだけの補助をした年がありました。

今回、18年度に開設するに当たって、いろんな観点から見ていきました。

一つは、まずそういったスポーツ活動に対する参加というのが、任意であると。

子供たちの、まずは何をしたいかということから始まるわけですが。

結局、全ての児童生徒にその受益の範囲が及ばないのではないかと。

要するに、そういう活動をしない子供たちには、当然ですが、関係のない施策になってしまいます。

とはいえ、やっぱりスポーツ振興の立場で、町の方も何らかの手立てを続けたいという、この姿勢は変わるものではありません。

そこで、管内のいろんな実態もお聞きをいたしました。

かなり手厚く助成をしているところもあります。

あるいは、逆に本当に定額、何泊、その大会に参加するために何泊しようが定額という町もございます。

いろんな水準があります。

幕別の場合には、かかった場合の半分助成と。

子供たちがせっかく、個人種目であれば、自分が、指導者の力がありますけれども、一生懸命頑張った成果です。

団体競技であれば、みんなで一緒に頑張ったと。

そういうことに対する、やっぱり町も若干ではあっても手立てをしたい。

そこで、保護者、それと町がかかる費用を半分にしませうということで、半額助成ということになります。

率に対して、正しい割合というのは、私もないとは思いますが。

しかし、今申し上げましたような経緯から、半分ずつ出し合って、さあ頑張っておいでと、こんなような姿勢で制度を変えさせていただきました。

○委員長（牧野茂敏） 齊藤委員。

○3番（齊藤喜志雄） 再質問させていただきたいと思いますが、最初にその学校教育アドバイザーの関係でありますけども、委員会の職員の中で対応できるということであれば、それはそれで結構だというふうに思いますが、私は、この教育改革が進行する中、とりわけ、教育の質が問われているときに、私は、委員会の中に、その専門家がないというのは、本当に本町の教育を高めるために、その判断が正しいのか、非常に疑問に思っております。

とりわけ、新年度から恐らく、置く置かないは別問題ですよ。置く置かないは別問題にして、教育委員会の中に、指導主事をと国の方の施策が盛り込まれているはずですよ。

ご案内のとおりだと思います。

だとするならば、なぜ国がそこまであれしているかというところは、僕はやっぱり、それぞれならでは教育であったり、創意ある教育活動を、教育現場の中でしっかり保証し、指導し、教育課程に間違いのないようにという、そこを求めて、今までは、全道で言えば、14支庁の中に指導主事をおいて、そこが肩代わりをしていたものを、現場のそれぞれの教育委員会の中において下さいということ、国が言っている趣旨を、僕はしっかり受け止めるべきではないかなというふうに思っております。

そういう意味では、私は指導主事ということになったら正規の職員になりますから、これは非常にまた、財源的には大変だと思います。

そういう意味でいうと、嘱託の身分でも経験豊かな方を配置することは、新年度に向けて必要ではないかと。こんなふうに考えますが、その思いについて、お聞きをしたい。

それから、二つ目の報償費のかかわりについて、申し上げます。

再質問させていただきます。

任意の活動だからと言われてしまえば、それまでなのです。

しかし、中学校教育においては、中学校教育に、おそらくこれは小学校と中学校の基準違っているというふうに私は理解しておりますが、中学校でいえば、教育課程の中に位置付けられた活動である。

必ずしも、スポーツ活動だけではなくて、文化活動、例えば、吹奏楽。吹奏楽が全道大会も全国大会もあります。

そういったものも含めて、いわゆる奨励費の基準というのが、僕は、それから、学校5日制になって、地域の受皿づくりも含めて論議がされてきた経緯から考えれば、このところは、見直しを図るのは多いに結構だけれども、その見直しはどうやって子供たちの活動に、あるいは、地域の指導者の人たちの活動に報いる条件整備をするかというところでの見直しは必要であったにしても、財政ありきを先に立って、半額にしていくというのは、時代の流れから考えて、私は必ずしもこのところは、また理解できないところでもあります。

とりわけ、少年団活動は、学校規模によって、若干違うとしても、中学校の部活動の加入率は90%以上を超えている。

したがって、任意といいつつも、教育課程に位置付けられていることもあって、必ずしも実態としては任意ではない。

そのところも踏まえると、今一度見直しが私は必要でないか。

このように考えているのです。

その辺のお考えも併せてお聞きをしたいと。

○委員長（牧野茂敏） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷 繁） すいみません。順番が逆になりますが、先に大会参加の方をお答えいたします。

確かに、再三にわたって財政当局の要請があったことは事実です。

ただ、それだけをもって半額にしたということではありません。

というのは、やっぱり今、おっしゃった中で、どのぐらいの割合で子供たちが参加しているのか。それも、もちろん私どもわかっておりますけども、やはり、一方で、それは好きでやるのだよね。好きでやっているのだよね。そのことに、あたかも公費出張のごとく、全額出るってどうなのっていう意見も、私この仕事についていたら、再三聞かされたのも事実であります。

もちろんそういうご意見の中で、全廃せよとかそうおっしゃっているわけではありません。

保護者負担を求めるべきではないの。そういう意味でのご意見でした。

そういったいろんな意見というのを合わせて、やはり私どもとしては判断したつもりです。

保障ではなくて、助成といえることであります。

それと、あと条件整備ということで申し上げますと、上の大会への参加というのは結果です。

そこへ行くまでには、ふだんのトレーニング、これは指導者含めて、いろんな活動があります。

その活動の場を、町としては午前中、ご質問もございましたけども、体育施設の整備ですね。

場の整備ということに、そちらにももちろん力を入れていかなければなりませんし、従いまして、限られた条件の、お金の面でいえば、借りられた中で、よりいい環境をつくっていかうという姿勢には、変わりはありませんので、ご理解を頂きたいと思います。

それと、全体の金額が、近年なぜ増えたかということなのですが、いろんな団体で、これは種目によっては違うのですが、大会数そのものが、昔に比べたら相当増えているのです。

特にスポンサーシップの大会ですとか、そういったものが極端に増えております。

種目によって、参加助成が極端に偏るということもございます。

そうすると、特定のところということ。表面上はなってしまう。

そこで、繰り返しになりますけども、保護者と町の半分ずつ出し合って応援しようと、こういう姿勢であります。

○委員長（牧野茂敏） 教育部長。

○教育部長（水谷幸雄） それから、学校教育アドバイザーの関係であります。

確か、これは平成 13 年度あたりからお願いをして学校教育アドバイザーを設置したという経過があります。

仕事については、学校長、あるいは管理職等へのアドバイス、教職員のアドバイス。それから、教育課程の編成の指導。それから、事業実数の確認等いろいろあったのですが、昨年度、財政の方から相談ありまして、何とか人件費を削減してもらえないかという話があったときに検討いたしました。

学校教育アドバイザーだけではなくて、図書館にもアドバイザーいたのですけれども、図書館のアドバイザーと学校教育アドバイザー、それから、事務補助員を学校に派遣していたのですが、この方のカットもありました。

そういう形で、平成 19 年度につきましては、スタートしていたところですけども、特に学校教育アドバイザーにつきましては、私ども本当に必要だなという感じは実感は持っております。

特に私にその仕事がどっとまいりましたので、非常に苦慮しているところですけども、特に学習指導要領の関係、あるいは、教育課程、それから、事業実数の関係、専門的になってきますと、私ども事務屋ではどうしようもない場面ございます。

それから、校長へのアドバイス。これらについても、学校教育アドバイザーにつきましては、是非必要だなという感じは持っております。

したがって、来年度につきましては、教育基本法も改正され、関連三法も改善されたときに、指導主事の設置というのできるよという法律も、今回改められました。

それから、教育委員会の広域でもいいのではないかなというようなことも提言されております。

従いまして、今、検討しておりますのは、東部 4 町、いわゆる広域で、その指導主事を設置したらどうだということで、教育長の方々に、ご相談いただいている、検討中であると、こういうことを申し添えておきたいと思っております。

どうかよろしく願いをいたしたいと思っております。

それから、全道、全国大会の参加奨励費でありますけれども、スポーツ振興の姿勢は、幕別町は変えておりません。

ただ、課長が申し上げたとおり、保護者と行政との半額助成といいますか、受益者負担といいますか、そういう協働のまちづくりの意思からも、そういう意識をもってもらうことは必要だということで、18年度に改正したばかりであります。

前回、確か増田委員からもご指摘があったかと思えますけれども、当分の間、このままさせていただきたいというふうに思っております。

○委員長（牧野茂敏） 齊藤委員。

○3番（齊藤喜志雄） 何回もやったらしつこいよといわれるかもかもしれませんけれども、学校教育アドバイザーのかかわりについては、東部4町で共に負担し合っということですが、僕はこういうこの本当に矢継ぎ早に教育の中身が変わっていく。

かつては10年1サイクルといわれた学習指導要領のあれが、5年なんていう極めて短縮される状況の中で、現場の意見をしっかり吸収していくというためには、僕は余り広域にわたらなくても、いつでも現場へ飛んでいける人間が自分の教育委員会の中で抱えていることが必要。そして、その悩みに答えられることが大事だと思っています。

おそらくこれから非常に、新年度から教育課程の編成にかかわって、現場の先生方、管理職を含め苦労されると。

そういう意味でいうと、東部4町で4人抱えるならいいですよ。だけど、そうとは決してならないでしょう。

恐らく、先ほど来言われている財源論から言えば。

となれば、変わるものがあれば、別に何もそのところは、道教委や文科省から云々ということはないはずですから。

したがって、そういう趣旨でいったら、財政的にもそう負担のかからないところで復活するように、是非、お取り組みを頂きたいものだなというふうに思っております。

長くなるので、もう一つ、今の全道大会の関係で、少しお願いをしておきたいのですが、小学校については、全道大会に行くのに、スクールバスの利用は不可となっているように私は理解をしております。

間違いだったら後ほどご指摘ください。

そうすると、例えば、種目によっては、野球、一例挙げます。

野球については、これは例えば、宿舎と球場との間に、すぐ横にあるなんていうことにはなり得ません。

そうすると、かなりな道具を持ちながら、あるいは、着替えをしなければいけないと。現場へ着いてからの。

バスの中で着替えたり等々を含めて、僕はスクールバスは種目によって、弾力的な、全部がスクールバスを使いなさいなんていう野暮なことは言いませんから。

スクールバスの弾力的な運用について、是非ご検討を頂きたい。

こんなふうに思っております。

併せて、18年にやったのだから、検討しないではなくて、やってみて駄目だったら、改めるという、そういうやっぱり基本的なスタンスは、是非教育委員会の中で持っていていただきたいと思っているのです。

これはお願いですから、答えいりません。

是非、よろしく願いをいたします。

○委員長（牧野茂敏） 答弁はよろしいですね。

教育費につきましては、ほかに質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、11款公債費、12款職員費、13款予備費に入らせていただきます。

11 款公債費、12 款職員費、13 款予備費の説明を一括して求めます。

総務部長。

○総務部長（増子一馬） 11 款公債費につきまして、ご説明を申し上げます。

256 ページを開きください。

11 款公債費、1 項公債費、予算現額 29 億 4,803 万 9,000 円に対しまして、支出済額 29 億 4,014 万 9,797 円であります。

1 目元金は、借入れいたしました起債の償還元金であります。

2 目利子は、借入れいたしました起債の償還の利子と、一時借入金の借入利息であります。

なお、一時借入金につきましては、出納閉鎖期間までの延べ 5 件 13 億円の借入れ実行に係る利子であります。

3 目公債諸費は、起債償還にかかわる支払手数料であります。

次、258 ページをご覧ください。

12 款職員給与費について、ご説明申し上げます。

12 款職員費、1 項職員給与費、予算現額 21 億 8,463 万円に対しまして、支出済額 21 億 8,044 万 4,963 円であります。

1 目職員給与費では、特別職を含め、224 人の一般会計から支弁する職員の人件費等で、給料、職員手当、共済費が主なものであります。

7 節の賃金は、臨時職員のうち、常雇職員にかかわる賃金であります。

19 節負担金補助及び交付金は、福祉協会への負担金であります。

次のページをご覧ください。

13 款予備費につきまして、ご説明いたします。

13 款予備費、1 項予備費、予算現額 500 万円に対しまして、支出はありません。

以上で、11 款公債費、12 款職員費、13 款予備費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（牧野茂敏） 説明が終わりましたので、一括して質疑をお受けいたします。

増田委員。

○8 番（増田武夫） 11 款の公債費、256 ページの関係でお伺いしたいと思います。

昨年から実質公債費比率が発表になったわけであります。

昨年 21.5%ということで、これがピークだと。そういう話も伺ったところであります。

しかしながら、今年度 2%上がって 23.5 になったと。こういうことで、算定の基準が若干変わったというようなことで、上がる要素もあるのだということは言われているのですが、しかしながら、昨年は広尾がトップで二十三点何パーセントだった。広尾が今年は下がったわけでありましてけれども、そういう形で、これは必ずしも上がったままどんどんいくということではないというふうに思いますけれども、しかしながら、この実質公債費比率というのは、我々忠類地域の住民は、合併に際して、こういう数値は知らされていなかったわけであります。

一般会計の比較だけでも、若干幕別町の方が高い数字だったということは承知していたわけでありましてけれども、この数字が必ずしも、財政の硬直化といいますか、財政状況が、夕張のような形になっていく。即そういう数字でないことは承知しているのですが、しかしながら、この数字が新聞紙上で、去年発表されたときに、住民は非常に驚いたわけであります。

その数字がさらに今年は上がったということであります。

こうしたこの公債費に支払われるお金というものが、将来どうなっていくかということが、去年、今年、17 年、18 年と上がったという関係もあって、地域の住民は非常に心配しているところであります。

その点からしまして、将来の見通しですか。どういう 17 年、18 年と経過する中で、これから、来年からどういうふうになっていくのか。

そういう予測される数字を持っているのであれば、示していただきたいというふうに思います。

今年の発表では、十勝管内で6町がこの数字を20%上回る数字になっているということで、これは総括の中でも出てくる問題かと思えますけれども、国が三位一体の改革などで、地方に譲与する形を強めるわけでありまして、しかし、我々のような町村にとって、とるべき税源がないというような問題もありまして、ますます大変な状況が生まれてくると思えます。

そうした中で、この実質公債費比率などが、将来どういうこの展開になっていくと予想しておられるかをお聞きしたいと思います。

○委員長（牧野茂敏） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 実質公債費比率につきましては、18年度から新たに導入された財政指標であります。

このことにつきましては、従前、起債につきましては、許可制度であったものが、18年度から制度改正があり、協議制に移ったことに関係しております。

協議制に移ったということから、実質公債費比率という指標で判断されるということになっております。

基本的に、18%を越えた場合については、協議団体ではなくて、許可団体になるということでもあります。

そして、さらに25%を越えた場合につきましては、起債を借りるにおきまして、制限を受けるということでもあります。

これにつきましては、従前の許可制のときには、起債制限比率をもって、その辺の判断がされたところでもありますけれども、18年度からの制度改正によりまして、今後は、実質公債費比率でもって、起債の取扱いについては判断されるということになっているものであります。

続きまして、幕別町の実質公債費の数字的な推計ということではありますけれども、私の方で、現時点で推計している数値について、申し上げたいと思えます。

これは3カ年平均で出すこととなりますので、3カ年平均での数字ということで捉えていただきたいと思えますが、平成18年度におきましては23.5、19年度は23.3、20年度は22.9、21年度は21.7というような形で、少しずつ下がっていくのではないかなというふうに推計しているところであります。

そのためには、起債の借入れ等につきましても、なるべく抑制した形で財政運営をしていくことが慣用だというふうに心得ているところであります。

○委員長（牧野茂敏） 増田委員。

○8番（増田武夫） こうした推計を見ましても、相当後年度まで厳しい状況が続くということでもあります。

そうした点を、考慮しますと、これからの起債の在り方といいますか、そういうものも相当慎重にしていかなければならないのではないかと。

合併しまして、特例債などがこれから起債の大きな部分を占めていくわけでありまして、9割の7割が、後年度に地方交付税で見られるといいましても、やはり借金としての部分もあるわけで、そうした点では、合併町村によっては、なるべく特例債は借りないように努力するのだというような表明をしているところもあるわけでありまして。

そうした点では、今後の合併特例債を初めとする起債の在り方も、この数字を見ると、相当慎重にしていかなければならないというふうに思えますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○委員長（牧野茂敏） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 起債の借入れにつきましては、基本的には慎重に取り扱わなければならないという考えは同じであります。

ただし、いろいろな建設事業をやる場合におきましては、起債本来の役割というものもあります。

これは、例えば、施設を建てる場合、これは、その期間だけ住民の方が利益を受けるのではなくて、後年度、他世代にわたって利益を受けるわけでありまして、そういう世代間の公平の原則というようなことありまして、起債を適用させて借りていくという面も起債の一面としてはあると思えます。

それと、起債を借りるに当たりましては、なるべく交付税措置の高いもの、有利なもの、そういうものを活用することによって、実質的には補助金に近いような財源措置の意味合いもありますことから、そういうものも、有利なものについては活用していく。

そして、そうでないものについては、なるべく使わない。そういうようなことで、借入総額としてはなるべく抑制する方向で財政は考えていきますけれども、起債には、先ほど申し上げましたようなそういう世代間の公平の原則もあるというようなことにもご理解を頂きたいと思います。

○委員長（牧野茂敏） 増田委員。

○8番（増田武夫） その考え方は、なるべく有利なものというものということでは、特例債なんかは有利な方に入るのではないかと思うのですが、いずれにしても、これから箱物、その他、つくっていく際には、やはり本当に費用対効果の大きい住民の望むものが優先されて、建設又は設備されていくように、是非努力していただきたいというふうに思いますけれども、今年度、例えば、パークゴルフ場のその証明、その他も、やはりもっと費用対効果などを慎重にしなければならない。

これは一つの例でありますけれども、是非、そういう形で今後やっていっていただきたいというふうに思います。

○委員長（牧野茂敏） 答弁ありますか。

ほかに。

ほかに質疑がないようですので、11款公債費、12款職員費、13款予備費につきましては、以上をもって終了させていただきます。

ここで、昨日、2款総務費の審査において、中橋委員より質問があり、保留としておりました電算管理費の件について、企画室より補足する答弁の申出がありますので、これを許します。

企画室参事。

○企画室参事（羽磨知成） 昨日の中橋委員のご質問に対する私どもの答弁の中で、説明不足、又は、当を得ていなかったところもあったようでございますので、改めまして、ご説明をさせていただきたいと思っております。

決算書の110ページ、18目電算管理費の13節委託料についてであります。

本委託料についてであります。細節5の電算機器等保守点検委託料と、細節6の業務用ソフト保守点検委託料につきましては、合併に伴います電算統合により、平成17年度に導入いたしました電算システムに係ります保守点検が主なものであります。

新システムの導入の決定に当たりましては、プロポーザル方式をとりまして、参加5社の機器、システムの使用、使いやすさなどのほか、購入価格、そして、購入後の保守点検費も含めた総合評価により、事業者を決定いたしましたところであります。

その際の機器及びソフトの保守点検の要する価格につきましては、5社ともに各機器ごと、各システムごとに1式幾らというような見積りでありました。

いわゆる電算機器システム関係の保守点検の価格が、それぞれの機器、システムとのパッケージのようになっているものでありますので、こういうことが、まず通例であるということをご理解いただきたいと思います。

また、その価格が適正であるかどうかにつきましては、他社との比較において判断することになりますが、前段申し上げましたように、導入後の保守点検費用も含めて、総合評価を行った結果として導入先を決定いたしておりますので、適正であるものと考えているところでございます。

細節ごとにご説明いたしますが、細節5の電算機器等保守点検委託料につきましては、メイン機器でありますサーバー類22台、大型プリンター読取機などの周辺機器16台、計38台の保守点検料で、265万116円。

新システム導入前の旧オフィスコンピュータですね。旧オフコンの保守点検料が112万4,550円となっております。

細節6の業務用ソフトの保守点検委託料につきましては、通常の保守に加えまして、制度改正や利便

性向上のためのバージョンアップを追加費用なしに導入するための委託料でありまして、37 のシステムが対象となっております。

細節 7 の町税等パンチ委託料につきましては、課税処理のための企業支払報告書等のパンチ入力をするための委託料であります。

18 年度の処理件数は、2 万 5,563 件でありました。

細節 8 のプログラム修正委託料につきましては、ソフト保守のアップデートの対象とならない新規プログラムの開発。

また、幕別町独自の仕様変更に対応するためのプログラム修正に要した経費であります。

この際には、システムエンジニア、いわゆる SE の労務単価として、4 万円から 5 万円の範囲で適用いたしております。

18 年度は給与システムの変更など 3 件の修正を行ったところであります。

細節 9 の地理情報システム保守点検委託料につきましては、忠類地域で運用しております地理情報システムにかかわるものでありまして、対象はサーバーが 1 台、システムソフトが 1 本であります。

細節 10 の産業廃棄物処理委託料につきましては、旧システムのオフコン、各種機器の廃棄に係る委託料でありまして、機器が 2,870 キロ、バッテリー 48.6 キロの処理に要した費用であります。

細節 11 の北海道電子自治体プラットフォーム運用委託料につきましては、北海道と道内 119 市町村が参加して運用いたしております北海道電子自治体共同運用システムの保守運用経費であります。

以上で説明を終わらせていただきますが、今後も、導入時はもちろんでございますが、導入後の維持管理にも十分意を用いてまいりたいと考えております。

以上で補足説明とさせていただきます。

○委員長（牧野茂敏） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 中橋委員に対しましては、私の方からも、昨日の答弁の中で不十分な点があったことについて、お詫びを申し上げたいというふうに思っております。

今、担当の参事から説明をさせていただきましたけれども、今後とも経費の削減に努めることはもちろん重大な使命でありますので、委託契約あるいは積算に当たって、十分に精査、あるいは、留意を繰り返しながら、ことの処理に当たりたいというふうに考えておりますので、どうぞご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（牧野茂敏） 中橋委員。

○1 番（中橋友子） 昨日、お尋ねをいたしまして、この全体の電算にかかわる 1,000 万近い決算が、どういう形で使われているのかというのが、なかなか見えなかったものですから。

しかも、電算でありますから、背景としては、人件費の要素が多いのだろうという思いから、いろいろお尋ねさせていただいておりました。

ただいまご説明いただきまして、例えば、5 番である保守点検にかかわる機器の保守点検は、実際にサーバーのお金であるとか、プリンターのお金であるとかということが積み上げられて、しかも、多分人権にかかわるものは、導入のとき、平成 17 年のときに、きちっと確認すべきことであったのだろうなというふうに、自分も思いました。

そんなわけで、全体のその背景が見えてまいりましたので、私、昨日、そのところが見えなかったものですから、見積書の要求も頂きまして、委員長に諮っていただいて、皆様のご協力も頂いたところだったのですが、そういった内容であれば、そのことは必要がないというふうに思いますので、資料の提供は取り下げさせていただきたいと思います。

それと、プログラムの、ここで私が昨日疑問に思った点が入っているのは、8 番のプログラムの修正委託だけであったわけですね。

ここで、今もご説明では、幕別町が独自に組み立てていかなければならないもの。

こういったものは、専門性を要求するというのもありまして、それで、プロジェクトマネージャーの 4 万から、昨日のお話ですと 5 万ということでありました。

この点でも、私は全体の、この変更だから、どの技術者というのが、自分の方ではなかなか見えませんが、多分、特殊なものについては、一番単価の高いところで、設定されているのだろうというふうに思うのです。

それで、ちょっとくどいようなのですが、この点では、職種にあった人件費の制定と申しますか、基準がありまして、昨日も申し上げましたけれども、その必要の度合いによってかかわってくる専門家の技術の度合いというのが変わってくるわけですから、その度合いに合わせた予算の執行と申しますか、決算につながっていくようなことに、これからも意を用いていただきたいというふうに思うのです。

その1点だけお答えを頂いて、終わりたいと思います。

○委員長（牧野茂敏） 企画室長。

○企画室長（佐藤昌親） ただいまのプログラムのおよそ30万の修正の関係につきまして、先ほど説明ありましたように、幕別町独自のプログラムを修正するというふうにお願ひしたいと。

もちろん、そのプログラムの委託、内容を変更する際には、それに合った、例えば、SEの方が必要であるのか。それ以外の方でも十分対応できるのか。

結果として、私どもは同じサービスでもより安い価格でサービスを提供してもらいたいという考えに変わりありませんので、今後もそのように意を用いて、業者ともその辺のことについては十分お願ひし、私どもも申し入れたいというふうに思います。

○委員長（牧野茂敏） よろしいですか。

ただいま、中橋委員より、昨日、資料の提出を求めたことについて、資料は提出しなくてもよろしいとのことでありますので、資料の提出は求めないということに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（牧野茂敏） 異議なしと認めます。

したがって、資料請求は取消しといたします。

以上をもちまして、歳出1款議会費から13款予備費までの審査が終わりましたので、引き続いて、一般会計歳入に入らせていただきます。

歳入の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（増子一馬） 歳入の説明を申し上げたいと思います。

13ページをお開きいただきたいと思ひます。

1款町税、1項町民税、調定額10億7,197万7,580円に対しまして、収入済額9億9,605万8,754円であります。

不納欠損額につきましては、152件で、482万8,248円。

収入未済額は、7,109万578円であります。

収納率にいたしまして、92.92%で、前年度と比較いたしますと、0.25ポイントの減であります。

1目個人であります、現年課税分の調定額は、8億5,389万3,792円で、前年度対比、2,850万3,346円の増となっております。

前年度との比較では、増額となっておりますが、税制改正の増加は多少ありましたものの、給与収入の減少や農業所得の減少などあったところであります。

2目法人であります、現年課税分の調定額は、1億5,255万4,300円で、前年度に比較して、1,490万4,600円の増となっております。

依然として道内経済に景気回復の兆しが見えず、厳しい環境にありますけれども、一部企業に回復にお傾向が表れているということもあります。

若干の増となったところであります。

なお、町民税の現年課税分のみは、収納実績を申し上げますと、個人の収納率では、98.13%で、前年度費0.6ポイントの減。

また、法人につきましては、収納率99.10%で、前年比0.27ポイントの減となっております。

2項固定資産税、調定額 12 億 355 万 3,566 円に対しまして、収入済額 10 億 5,701 万 6,953 円であり
ます。

不納欠損額が 80 件で、1,175 万 2,600 円。

収入未済額は 1 億 3,478 万 4,013 円であります。

収納率にいたしまして、87.82%、前年比 2.15 ポイントの増であります。

1 目固定資産税は、現年課税分の調定額では、10 億 5,813 万 1,200 円で、前年より 2,228 万 2,200
円の増となっております。

平成 18 年度は、札幌地区など新築住宅の増加分はあるものの、評価替えの年でありまして、実質的
には若干の減という状況であります。

なお、現年課税分のみでの収納率を申し上げますと、97.51%で、前年対比 1.05 ポイントの増となっ
ております。

現年の増額の主な要因であります。大型遊技場施設の 하나가、競売により売却をされ、その施設の
固定資産税が収入されたことによるものであります。

2 目国有資産等所在市町村交付金、調定額、収入済額とも同額の 1,703 万 8,900 円で、前年対比 56
万 1,500 円の増となっております。

この交付金は、道営住宅、あるいは、幕別高校用地などにかかわる固定資産税相当分が、国や道から
交付されるものであります。

3 項軽自動車税、調定額 4,705 万 3,300 円に対しまして、収入済額 4,267 万 7,500 円と。

不納欠損額は 65 件分で、26 万 5,200 円。

収入未済額は 411 万 600 円であります。

現年課税分の収納率は、96.79%で、前年比 0.33 ポイントの増となっております。

4 項町たばこ税、調定額 1 億 6,478 万 8,362 円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年比、調定額で 951 万 4,199 円の増であります。これは平成 18 年 7 月にたばこ税が改定されま
したことによる増加でありまして、実際には喫煙率の低下から、本数では 43 万 1,000 本の減になっ
ております。

5 項入湯税、調定額 1,603 万 4,420 円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年対比では、449 万 230 円の増であります。増額の要因は、アルコ 236 の分が前年度が合併後の
2 カ月分のみ収入でありましたが、本年度は 1 年分が計上されたこと。それと併せまして、既存ホテル
改修後の宿泊客の増加によるものであります。

6 項特別土地保有税、調定額 545 万 60 円に対しまして、収入済額はありませんでした。

不納欠損額は 36 件で、94 万 2,280 円。

収入未済額は 450 万 7,780 円あります。

この特別土地保有税につきましては、平成 15 年度の税制改正によりまして、新たな課税を行わな
くなったことから、現年課税分の調定額がなかったものであります。

なお、滞納繰越分につきましては、大半が道外の方ということもありまして、収納に苦慮している状
況であります。これらのほとんどの物件につきましては、差押え、参加差押えをしております。

しかしながら、資産価値等の関係から、費用対効果を考えますと、競売手続に踏み切れないというの
が現状であります。

なお、不納欠損の 36 件につきましては、時効に伴うものであります。

17 ページをご覧ください。

2 款地方譲与税、1 項所得譲与税、調定額 1 億 9,257 万 3,265 円に対しまして、収入済額も同額であ
ります。

所得譲与税につきましては、国の三位一体の改革により、所得税の一部を所得譲与税として交付され
たものであります。

2 項自動車重量譲与税、調定額 2 億 7,760 万 9,000 円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額で3,400万9,000円の増。率で14.0%の増であります。

3項地方道路譲与税、調定額9,553万3,000円に對しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額にしまして、1,046万9,000円の増、率で12.3%の増であります。

次、19ページであります。

3款利子割交付金、1項利子割交付金、調定額1,050万9,000円に對しまして、同額の収入済みであります。

前年度対比、金額にして348万3,000円の減であります。率にしますと24.5%の減であります。

次に、21ページをお開きください。

4款配当割交付金、1項配当割交付金、調定額578万円、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額にして228万3,000円の増、率で65.3%の増であります。

配当割交付金につきましては、平成15年度税制改正により、新たに創設されたものであります、道に納入された配当割額に相当するうちの3分の2が交付されたものであります。

次のページをお開きください。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金、調定額432万3,000円、収入済額も同額であります。

前年度対比で、金額にして48万5,000円の減、率で10.1%の減であります。

株式等譲渡所得割交付金につきましても、先ほどの配当割交付金同様、平成15年度の税制改正により、新たに創設されたものであり、道に納入された所得割に相当する額の3分の2が交付されたものであります。

次、25ページをお開きください。

6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、調定額2億4,672万7,000円に對しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額にして2,894万5,000円の増、率で13.3%の増であります。

平成9年度の地方消費税創設によりまして、1%の地方消費税の2分の1を市町村に交付されるものであります、人口規模、住居者数等を基準に交付されているところであります。

27ページ、次のページをお開きください。

7款ゴルフ場利用税交付金、1項ゴルフ場利用税交付金、調定額3,017万6,384円に對しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額にして312万9,084円の減、率で9.4%の減であります。

札内川河川敷ゴルフ場利用者数につきましては、3万1,031人で、前年度と比較しまして1,338人の減、帯広国際ゴルフ場利用者数、年間3万7,540人で、こちらも3,126人の減と、利用者数の減が主な要因であります。

29ページをお開きください。

8款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金、調定額1億960万1,000円に對しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額にして899万4,000円の増、率で8.9%の増であります。

次のページになります。

9款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1項国有提供施設等所在市町村助成交付金、調定額20万円に對しまして、収入額も同額であります。

前年度も同額であります。

次のページをお願いします。

10款地方特例交付金、1項地方特例交付金、調定額6,498万9,000円に對しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額にしまして、1,841万3,000円の減、率で2.1%の減であります。

これは平成11年度の税制改正による恒久的な減税に伴いまして、地方税の減収分の一部が補てんさ

れているものであります。

次、35ページをお開きください。

11 款地方交付税、1 項地方交付税、調定額 60 億 1,421 万 5,000 円に対しまして、収入済額も同額であります。

旧忠類村との分の合算により、平成 17 年度との比較におきましては、普通交付税で 2 億 2,380 万 2,000 円、3.9%の減となりましたが、特別交付税では、7,603 万 1,000 円、18.6%の増となったところであります。

次、37ページをお開きください。

12 款交通安全対策特別交付金、1 億交通安全対策特別交付金、調定額 721 万 6,000 円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比 65 万 9,000 円の増、率で 10.1%の増であります。

次のページをお願いします。

13 款分担金及び負担金、1 項分担金、調定額 5,970 万 6,441 円に対しまして、収入済額 5,459 万 106 円、収入未済額 511 万 6,355 円であります。

農業基盤整備事業等にかかわる受益者負担金分担金であります。

2 項負担金、調定額 1 億 3,545 万 7,373 円に対しまして、収入済額 1 億 792 万 1,998 円。

不納欠損額 368 万 300 円、収入未済額 2,385 万 5,075 円であります。

1 目民生費負担金は、老人福祉施設入所者の措置費及び常設保育所保育料が主なものであります。

不納欠損は、老人福祉施設措置費が 1 件、保育料が 30 件であります。

次、41ページをお開きください。

14 款使用料及び手数料、1 項使用料、調定額 2 億 7,897 万 1,387 円に対しまして、収入済額 2 億 6,636 万 8,434 円、不納欠損額 87 万 5,327 円、収入未済額 1,172 万 7,626 円であります。

各種施設等の使用料及びへき地保育所保育料、公営住宅使用料などが主なものであります。

不納欠損につきましては、6 目土木使用料の 4 節、公営住宅使用料で 10 件、及び、次のページになりますが、7 目教育使用料、2 節の幼稚園使用料で 1 件であります。

また、収入未済額の主なものは、41 ページになりますが、4 目農林業使用料の細節 1 入牧料、6 目土木使用料の公営住宅使用料。

43 ページをご覧ください。

それから、同じく収入未済額では、7 目の教育使用料の学童保育料であります。

2 項手数料、調定額 9,078 万 1,165 円に対しまして、同額収入済みであります。

本項は、1 目総務手数料の戸籍住民票や、諸証明にかかわる手数料。

2 目民生手数料の介護支援、介護サービスの手数料、3 目衛生手数料のごみ処理手数料や、次のページをご覧ください。

4 目土木手数料の建築確認関係手数料が主なものであります。

次、47 ページになります。

15 款国庫支出金、1 項国庫負担金、調定額 2 億 1,994 万 4,657 円に対しまして、収入済額も同額であります。

主なものは、1 目民生費負担金の国民健康保険基盤安定費、障害者保護費、児童手当にかかわる負担金、2 目衛生費負担金では、保険事業負担金が主なものであります。

2 項国庫補助金、調定額 4 億 8,003 万 2,269 円に対しまして、収入済額も同額であります。

主なものといたしましては、1 目総務費補助金では、合併推進体制整備費、地域インターネット基盤整備事業。

2 目民生費補助金では、障害者にかかわる各種支援事業及び、次のページになりますが、2 節児童福祉費補助金、細節 3 番、社会福祉施設等整備費補助金。これはさかえ保育所建設事業に係る補助金、これらが主なものであります。

3目土木費補助金、主には道路整備事業、交通安全施設整備事業、公営住宅建替事業などによる補助金であります。

4目教育費補助金につきましては、小学校及び中学校の就学援助費や、次のページになりますが、幼稚園の就園奨励費に係る国庫補助金が主なものであります。

3項国庫委託金、調定額 889 万 3,389 円に対しまして、収入済額も同額であります。

1目の総務費委託金では、外国人登録事務、2目の民生費委託金では、基礎年金事務や特別児童扶養手当義務。

3目農林業費委託金は、国営土地改良事業など、国の委託事業にかかわる委託金であります。

次、53 ページをお開きください。

16 款道支出金、1 項道負担金、調定額 2 億 7,380 万 5,380 円に対しまして、収入済額も同額であります。

1目民生費負担金及び2目衛生費負担金につきましては、先ほど、国庫負担金で説明をいたしました負担金と同様で、国と道それぞれの負担割合に基づく道の負担分ということになります。

3目農林業費負担金につきましては、1節農業費負担金の農業委員会職員設置費に係る道負担金が主なものとなっております。

4目土木費負担金につきましては、地籍調査事業、道営住宅に係る道負担金となっております。

2項道補助金、調定額 2 億 804 万 1,641 円に対しまして、収入済額も同額であります。

1目民生費補助金は、各種福祉事業及び介護予防等の事業に係る道補助金であります。

次のページになりますが、2節の児童福祉費補助金では、乳幼児医療費、子育て支援センター事業などにかかわる補助金等であります。

2目の農林業費補助金は、農林業関係事業に対する補助金であります。次のページ、1節農業費補助金の細節7の中山間地域等直接支払事業、細節9強い農業づくり事業などが主なものであります。

2節畜産業費補助金は、細節4の畜産担い手育成総合整備事業道補助金など。

3節土地改良事業費は、細節1の道営土地改良事業。

4節の林業費は、各種造林事業及び森づくり事業関係の補助金が主なものとなっております。

次のページ、4目教育費補助金は、社会教育費補助金の放課後児童対策事業にかかわる補助金であります。

3項道委託金、調定額 3,964 万 4,357 円に対しまして、収入済額も同額であります。

1目総務費委託金では、2節の町税費委託金の道民税徴収事業。

4節選挙費委託金の知事・道議選挙費が主なものとなっております。

2目農林業費委託金では、2節土地改良事業委託金の、農業農村整備事業用地取得業務委託。

それから、3目土木費委託金では、1節の細節1樋門管理業務委託金。

次のページになりますが、2節の細節1都市計画関連委託金などが主なものとなっております。

次に、63 ページをご覧ください。

17 款財産収入、1 項財産運用収入、調定額 2,584 万 4,445 円に対しまして、収入済額 2,565 万 1,845 円。

不納欠損 1 万 800 円、収入未済額 18 万 1,800 円であります。

1目財産貸付収入は、土地及び建物の貸付収入であります。

不納欠損につきましては、教員住宅の貸付料が 1 件、収入未済額については、同じく教員住宅と職員住宅の貸付料であります。

2目利子及び配当金は、各種基金等の利子収入などあります。

2項財産売払収入、調定額 1 億 59 万 2,357 円に対しまして、収入済額 9,104 万 9,307 円、収入未済額 954 万 3,050 円あります。

1目不動産売払収入は、皆伐、除間伐材の売払収入及び土地の売払収入では、忠類地区の宅地分譲 5 件分の売却収入となっております。

2目物品売払収入は、主に苗木などの物品売払にかかわる収入であります。

次、65ページになります。

18款寄附金、1項寄附金、調定額410万6,500円に対しまして、同額収入済額であります。

2目総務費寄附金では、札内側ゴルフ場利用者からのまちづくり基金への寄附金が主なものであります。

次、67ページになります。

19款繰入金、1項基金繰入金、調定額6億7,762万4,000円に対しまして、同額収入済額であります。

1目減債基金繰入金は、財源対策債等の償還に充当するため、減債基金から繰入れをし、各会計の公債費の支出に充てたものであります。

2目財政調整基金繰入金は、財源補てんをするために、財政調整基金からの方から、4億4,852万2,000円を繰入れしたものであります。

3目まちづくり基金繰入金は、河川緑化事業及び簡易水道にかかわる公債費見合い分に充当するために、まちづくり基金から繰入れしたものであります。

次、69ページをお願いします。

20款繰越金、1項繰越金、調定額9,919万5,074円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度からの繰越金であります。

71ページをお願いします。

21款諸収入、1項延滞金加算金及び料、調定額41万4,378円に対しまして、収入済額も同額であります。

2項町預金利子、調定額9万1,629円に対しまして、収入済額も同額であります。

3項貸付金元利収入、調定額4億1,551万2,752円に対しまして、収入済額も同額であります。

各種貸付金の返済による収入であります。

73ページをご覧ください。

4項受託事業収入であります。

調定額1億1,669万556円に対しまして、収入済額も同額であります。

主なものは、1目の農林業費受託事業収入で、畜産担い手育成総合整備事業にかかわる収入であります。

次のページをお願いします。

5項雑入、調定額3億3,851万4,594円に対しまして、収入済額3億3,168万6,940円、不納欠損額47万2,398円、収入未済額は635万5,256円であります。

なお、不納欠損額につきましては、3節の学校給食費18件分、収入未済額も同じく学校給食費にかかわるものが主たるものであります。

4目雑入は、1節の職員給与費負担金から、81ページの6節国保会計特会負担金まで、ほかの課目に属さない収入であります。

次、飛びまして、83ページをご覧くださいと思います。

22款町債、1項町債、調定額29億6,720万円に対しまして、収入済額も同額であります。

1目の総務債から、87ページまで渡りまして、11目の民生債まで、各種事業に充当するための起債の借入れをしたものであります。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（牧野茂敏） 説明が終わったところでありまして、この際、14時20分まで休憩といたします。

14:10 休憩

14:20 再開

○委員長（牧野茂敏） 休憩前に引き続き会議を開きます。

歳入の説明が終わりましたので、質疑をお受けいたしたいと思います。

前川敏春委員。

○10番（前川敏春） 1点だけちょっとお聞きをしたいことがあるわけでありまして、固定資産税の徴収の中で、今まさに酪農家の遊休のタワーサイロがあるわけでありまして、これについても、昨今かなり離農したり、また、自然風化して、また、自分で取り壊したりなんかして、棟数自体は減ってきているのでないかなというふうに思います。

その中で、約10年近く、ほとんど、今、酪農家の方のタワーサイロについては、利用実態がないわけでありまして。

そんな中で、今まさにこの固定資産税として徴収されているわけでありまして、この件に関しまして、今後の対応と、それと、今、税務課の方に、その税金をかからないようにするためにはどの程度壊したらいいのかという、そういう問い合わせの件数があるのではないかなというふうに思います。

その件数があれば、お聞かせを頂きたい。

それと、あと、とりあえずその2点だけ。

それと、サイロの、今、実質の数、棟数というのはわからないでしょうね。

それと、課税されている総額、金額についても、これもわからないと思います、恐らく。

先ほどの2点だけ、ちょっとお聞きをさせていただきたいと思います。

○委員長（牧野茂敏） 税務課長。

○税務課長（前川満博） タワーサイロのことについてでありますけれども、これから対応という、今、お話でありましたけれども、このタワーサイロについて、総務省においても遊休サイロであっても固定資産税の対象となるという見解を示しております、幕別町におきましても、これに従いまして、税の公平性ということからも、今現在も課税していると。

これについては、市街地でも、遊休の住宅もありまして、それらも課税の対象となっているということでありまして、タワーサイロについても、遊休、実際に使われていなくても、課税の対象というような形で、今現在進んでおります。

それと、実際にタワーサイロについては、例えば、屋根に穴が開いている、壁に穴が開いていると。実際にその建物として使用するには不向きだと。建物の用を成していないというものについては、もう、当然、これ、非課税というような形で取り扱っているのですが、問い合わせということになりますと、最近は一時期私が税務課行く前は、何件かそういうのがあったかというふうにお聞きしているのですが、実際には今のところ、そういう問い合わせというのは、私の在任中の記憶ではないというふうに聞いております。

それと、棟数と金額とわかればということでありまして、平成18年度のタワーサイロの棟数、課税対象の棟数なのですが、156棟ございまして、内訳は、幕別地区で99棟、それから、忠類地区で57棟課税対象のタワーサイロがございます。

税額では、378万7,200円であります。

○委員長（牧野茂敏） 前川委員。

○10番（前川敏春） ありがとうございます。

ただ、私、何でもかんでも、ここで質問いたしますということなのですが、実際に、今、本当にこの酪農家の人たちは大変な思いで搾乳、牛乳生産をしているわけですね。

大変今年当たりから生産枠、そしてまた、コストが飼料、穀物の急騰による穀物高、そして、原油高の中で、大変厳しい現実があるわけです。

そんな中で、町としても、来年度から農地・水・環境向上対策事業ですか。これがスタートするわけでありまして、これは本当にかんがりの地域が参加されるという形の中で、すばらしい活力ある、また、すばらしい地域づくりがこれから期待できるものというふうに私も思っております。

そういうような中で、ただ、国の規定の中で無理だというお話でありますけれども、ただ、角度を変えながら、その環境、果たして、そしてまた、今の経過、これはお互い共通点がたくさんあると思います。

そういう中で、町としてそういう形の中で、一つの条例などをつくって、その中の対策費の中で支援をしていくという形は私はとれるのではないかなというふうに考えております。

ただ、そのまま放置をしておきますと、本当に自然風化といいますか、屋根が落ちたり、本当にみすばらしい状態になっていく。

ただ放置をしておきますと、ただそこに少し助成といいますか、免税をしますと、幾らかでもそれぞれの方が管理といいますか、ある程度手当をしていただいて、またいい環境、景観にもなってくるのだろうというふうに思います。

また、そういう中でおきましても、幕別というのは南北に長いわけでありますから、観光面におきましても、やっぱり飛行場から降りて、忠類にバスが通る幹線でも、そういう景観、そういうものの環境、そういうものが、これから本当に大事になってくるのだろうというふうに思います。

そんな中で、これについての考えを聞かせていただきたいというふうに思います。

○委員長（牧野茂敏） 税務課長。

○税務課長（前川満博） 今、前川委員がおっしゃいました景観だとかそういう環境の面からというお話でございます。

税については、先ほどお話ししましたとおり、なかなかこういう制度上、非課税というような取扱いはなかなか難しいところがございますけれども、今、お話しされたようなことについては、それぞれ、環境、景観、それぞれ担当部署、庁舎の中にもございますので、そこら辺の部署とも相談しながら、実際にそういうことができるのかどうか。そこら辺、他の部署と相談しながら、そこら辺、どのような形がとれるのか、進めていけるものであれば、進めていきたいなというふうに思っております。

○委員長（牧野茂敏） よろしいですか。

前川委員。

○10番（前川敏春） 大体わかりました。

それで、早急に、確実に実行できるような施策を打ち出していきたいと思っております。

以上で終わります。

○委員長（牧野茂敏） ほかに。

ほかに質疑がないようですので、一般会計歳入につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、一般会計の歳入歳出にかかわります総括質問をお受けいたします。

中橋委員。

○1番（中橋友子） 2点について、お尋ねいたします。

1点目は、先ほども公債費のところでありました。幕別町の財政状況であります、大変厳しい状況になっておりまして、十勝の中では一番比率の高い町になってしまいました。

2%の前年度比から比べて増額ということですが、私、この原因の一つに、ちょうど平成18年というのは三位一体改革が行われて、2004年、5年、6年ですか、ちょうど3年なのですね。

この三位一体改革による税源委譲の影響が、やはりこの財政の硬直化にも表れたのではないかと思うのですが、そこでまず、三位一体のときに言われました、一つには、国の負担金補助金の見直し。これは下がっていくということですが、少なくされて、その分は、地方譲与税で別にこれは増えると。

その差額について、それでも足りない分については、地方交付税で見るとのことです。それが、実際の金額はどうであったのかということをお聞きしたいと思います。

それと二つ目なのですが、これも昨年の決算のときに伺いました。

このところの町民の暮らしは非常に厳しくなっていて、格差が開く格差社会というふうに言われてきました。

それで、前年と比べて、暮らし、収入の状況はどうであったのか。年金の階層別、又は給与の階層別でお示しいただきましたが、今回も、是非示していただきたいと思います。

○委員長（牧野茂敏） 暫時休憩いたします。

14：32 休憩

14：34 再開

○委員長（牧野茂敏） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 税源の関係でありますけども、所得譲与税につきましては、国から暫定的な措置といたしまして、16年度から18年度までの3年間。これは税源委譲が所得譲与税の形で、町の方に入ってきております。

16年度につきましては約4,000万、17年度につきましては9,100万円、18年度につきましては1億9,000万円ぐらいということでありまして、ただ、町の財政上は、これらにつきましては、交付税上は同額が計算して収入に算定されますので、交付税上は特に増減ということに関しましては、何も町にメリットはないということになります。

○委員長（牧野茂敏） 税務課長。

○税務課長（前川満博） 年金給与者の所得階層別の人員でありますけども、とりあえず、全課税者という形で、給与だけという分け方というのは、ちょっと今手元に資料がございませんけども、年金給与者全課税者分という形の階層でお答えしますと、0円から100万円が6,518人、100万円から200万円3,811人、200万円から300万円が3,058人、300万円から400万円2,313人、400万円から500万円1,340人、それから、500万以上が2,395人でございます。

それと、年金収入だけという形で、60歳以上、こちらの数字でございますと、0円から100万円、これが2,912人、100万円から160万円816人、160万円から200万円219人、200万円から300万円619人、300万円から400万円が308人、400万円から500万円が12人、500万円以上は0人で、合計4,886人でございます。

○委員長（牧野茂敏） 中橋委員。

○1番（中橋友子） はじめの三位一体改革によるうちの町の財政の影響ということでお尋ねしたのですけれども、今、地方譲与税として、3年間の支給された金額を教えていただいたのですけれども、この三位一体改革というのは、地方に対する分担金や負担金は極力減らしていくということに変わって、その新たに地方譲与税で出しますよと。

しかし、それでも足りない場合には交付税でみると、こういうことではなかったですか。

こういうその関連があって、お尋ねしたのですけれども。

結果として、交付税のことにつきましては、一般質問等でずっと論議をさせていただいてきまして、これが非常に減額になって厳しい状況になっているということは、理解したのです。

そのほかの国とのかかわりの財源について、減額になってきているのではないかというふうに思うものですから、それで、うちの財政に与える影響は大きかったのではないのか。

そのことが、結果としては公債費比率などもこうやって、借金の金額が多くてということなのですが、こういうことにも影響してこなかったのかというふうに考えたものですから、お尋ねしたのです。

どうでしょうか。

○委員長（牧野茂敏） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） おっしゃるように、国の方につきましては、補助金等の削減をしたものにつきましては、例えば、一般財源化していったら、交付税の単位費用の中に含まれていくとか、そういう措置もしておりますし、このように、暫定的な措置として、町村に税源が完全に委譲される前の段階では、譲与税の形で町村に対して補てんをして、その分町村が財源的に急迫しないような措置がとられている

ということでありませう。

○委員長（牧野茂敏） 中橋委員。

○1番（中橋友子） そうしますと、今もそれは続いている、そのことに対する影響はなかったのだというふうには押さえてよろしいのでしょうか。

○委員長（牧野茂敏） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） おおむねそのとおりだと思います。

○委員長（牧野茂敏） 中橋委員。

○1番（中橋友子） そうしますと、私、単純に平成17年度の決算と18年度の決算の決算資料に基づいて、例えば、分担金負担金がどうであったかというふうにはみますと、17年度の分担金・負担金というのは、3億3,000万円以上が起債されているのですが、今年度は1億6,000万程度になっているのですよね。

そうすると、この数字見ただけでは、ここではもう既に1億6,000万ほど収入が減ったのだというふうには思ったわけですね。

一方、例えば、地方譲与税なんかみますと、これは増えているのですよね。

しかし、増え方は、分担金・負担金の減額分、1億6,000万には及ばず、1億を切った増え方しかしていません。

そうなってくると、結果としてうちの町は厳しい状況に追い込まれているのではないかというふうには見たのですね。

いろいろそのところが、交付税できちっと措置されるというような、これまでのやりとりがあったものから。

では、交付税では増えてきたのかということになると、そこも増えないということになると、仕組み上、段々厳しくなっていくを得ない。

ただ、これは、それが妥当なのかどうかということの一つ伺いたいと思います。

○委員長（牧野茂敏） 総務部長。

○総務部長（増子一馬） 今、中橋委員の方からは、三位一体の改革に伴う、その町の財政に対する影響ということなのだと思うのですが、細かいその数値の精査は私どもしておりませんでした。

ただ、言えますことは、先ほど言われましたように、例えば、国庫補助金、これが各種補助金としては削減をして、別な形で国は市町村、都道府県に交付するという形。一つには交付金ということもあるでしょう。

あるいは、その交付金もなくなって、先ほど、総務課長が言ったような、交付税の中に、単位費用の中に、その補助金減った分を組み入れて交付税を措置しますよと。いろいろな形態がございます。

それから、分担金負担金のお話も出ましたけども、これは事業に伴う受益者負担が原則でありますから、これは直接今の三位一体改革の中で、地方に財源措置が逆にどうされるかということはないものだというふうには考えています。

あと、譲与税の関係ですけども、これについても、譲与税になって、国から地方に配分されるものと。

あるいは、地方税の中で、税の中に直接課税の中で、地方税分として扱われる歳入として増える部分。これもあります。

ですから、単純に比較検討というのはできていない状況ではありますが、ただ、言えるのは、先ほどお話ありました実質公債費比率にどう影響するかということをお考えすると、その実質公債比率を計算する計算式であります。これは平たく言うと、その当該年度に起債を借りた、返す元利償還する分。これを分子におきまして、分母に標準税収入。それと普通交付税、足したものが分母になるという、平たく言えばそういう計算です。

その標準税収入というのは、交付税でも使われるわけですがけれども、これは町税が1年間に幾ら収入されて、そのうち、例えば、徴収率の問題別にしまして、75%分は標準税収入として、収入として見込みますよ。

これは、普通交付税を計算する際に、基準財政需要額が、この町幾らかかるのだという経費の積算をして、そこから入るべき収入が、幾らあなたのところに入るから、その分を差し引いた残り不足する財源を普通交付税で交付しましょうという流れからいくと、その当然、税にも影響する。

それから、交付税の算定にも影響してくる。

そして、もう一つ言えば、元利償還金の中にも、普通交付税で算入される元利償還金が発生する時点で、その当該年度に、普通交付税でその部分は補てんしましょうという起債もあるわけですね。

それらも分子分母から引くとかっていろいろ計算されるということを考えますと、かなりの影響があるのだらうというふうに思っております。

町としては、さっきの実質公債比率の問題については、これ、普通交付税がまず一番大きい。昨日、私もお話ししましたように、収入の中で、構成比の中で38%ほど交付税が占めているということからいきましても、普通交付税がどういう制度になるかということは非常に大きい影響がある。

そして、それは、先ほど申し上げましたように、国庫補助金からの影響もある税との収入との関係もある。

そして、元利償還金とのかかわりもあるというようなことからいくと、非常に交付税という制度が大きな要因になるということは認識をしております。

ただ、町としては、交付税自体は、これは財源を分けますと、自主財源と依存財源というグループ分けができますが、普通交付税は、あくまでも依存財源、国や道が中身を精査して、決定して、市町村に配る。

自主財源というのは、まさしく町税ですとか、使用料ですとか、町が独自に設定して収入を得られるという財源。こういう財源が二つ大きくわけてありますが、その普通交付税というのは、あくまでも依存財源という範疇のものであります。

町長の一般質問に対するご答弁の中にも、いろいろ出ておりますが、今現段階で、その普通交付税の制度の在り方。これについて、事業費補正からどう変わったとか、元利償還金がこういう扱いになったと、いろんな制度が毎年のように改正されるわけでありますが、私どもとしては、当然、合併もそうですけれども、それ以外に、いかなれば、財政健全化のためのいろんな努力、公債費の繰上償還や何かをやっているわけですから。

これらが、交付税に、言うなれば、私の町でやっているような手法が、きちっと反映されるような制度の中身に、お願いをしたいということは、我々事務担当レベルでも十勝支庁、北海道にお願いもしておりますし、町長も北海道庁などにも、こういう制度の矛盾がありますよと。

これはどうなのだということも言っているという状況であります。

ですから、今後も、その交付税という一番比重の大きい制度の在り方について、私たちとしても、さらに支庁や道に強く働きかけてまいりたいというふうには思っております。

○委員長（牧野茂敏） 中橋委員。

○1番（中橋友子） 国の財政の在り方が、細かく細かく、大きく打ち出しながら、様々なところで変えてくるというようなことがあって、そういう中で、健全な財政を運営しようとする上の困難というのがあるのだと思うのですよね。

この財政問題、うちの町が借金は多いよと、借金も返しているけど、公債費比率も高いよということは、今始まったことではなくて、昨年もその前もずっとそうでした。

必ず出されてきたのは、その平成8年ですか、一度に公共投資やったのだと。その借金のつけが大きいから、だからこうなっていると。

それで、頑張っても繰上償還もする。経費も抑える。そのことによって、その比率は下がっていくといえますか、健全に向けていくのだということでありました。

ずっとそれも期待しながらやりとりして、ずっとここまで来たのですけれども、毎年ふたを開ければ公債費比率は上がっていくと。何が足りないのだということにやっぱりなりますよね。

それをみたときに、もう一面で、その国の財政措置の在り方に、私はやっぱり大きなその要因がある

のではないかというふうに思ってお尋ねしたわけですが、一番交付税について、それが一番影響出るといのはそれはもう十分わかります。

一番見えるところで、これが数字でもはっきりしていますし、多いか少ないかで全体の影響に、4割近く与えてくるわけです。

それはそのとおりだと思います。

ただ、私は、ここで今、行財政改革などにも取り組んでいまして、本当に疑問に思うことは、頑張っても頑張ってもそういうふうの結果として数字は良くなりません。

したがって、なおやっぱり行革に向かわざるを得ないというような、こういう状況に追い込まれているのだと思うのですよね。

今、町民の方の収入状況聞きましたら、教えていただいた数字を見ると、やっぱり去年よりは収入下がっているのですよね。

悪くなっている。

そう思うと、やっぱり住民負担の転嫁というのは避けていかななくてはならない。

そうすると、今、部長おっしゃられるように、国に対してどう働きかけていくか。そのところにかかってくるのだらうというふうに思うのですけれど。

度々お願いしてきたということ、聞きましたけれども、その本当にこれはうちの町だけではなくて、夕張だけではなくて、もう全道、うちは今回の公債費比率でも、全道の中から見ましたら、24番目でしたか。180の中の24番目ですから非常に高いのですよね。

でも、その上のところの人たちも、同じような思い。あと、すぐ下に浦幌がついていますし、また、清水町とかもありますけれど、同じだと思うのですよね。

その辺は、連携した国に対する強力な働きかけが必要だと思いますが、どうですか。

○委員長（牧野茂敏） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほど来、公債費比率がなかなか下がらないということで、私自身も大変申し訳なく思っております。

今なお、230億余りの地方債の残高を抱えているわけでありまして、私、町長になったときに、二百二十何億の地方債の残高だ。

これ、順調に回避してきて、200億切ったなど。ちょっと喜んでいたのでございますけれども、合併がありました。

そして、合併債による増。そして、びっくりするように、この平成18年度は、返す元金24億で、借りる公債費が29億。そのうちの7億が、実は、前からお話ししました国営事業の償還金に充てるために7億を借りたということになるわけです。

これは借りた方が、今後の財政運営からいくと、有利であるということで、借入れをしたわけです。

今まではこの制度がなかったものですから、5%の利息を払って、国営事業の償還を、15年、20年の償還をやってきたと。

それを一括支払うときに、2%台の起債を借りて、今後15年、20年で起債を払っていく。その方が有利だと。それを国も認めたものですから、7億も借りて、7億もボンと国営事業の方を償還してしまっただ。

ところが、起債の方では、それらが残るということで。

今年あたりでいきますと、そういう特殊要件がありませんから、元金24億を払う中で、借り入れるのが16億ぐらい。

しかも、このうち合併の基金に積立て4億なんかがきますと、実質建設事業に充当する公債費というのは、もう10億前後であります。

それからいくと、順調にいけば、毎年7億から10億ぐらい元金が減っていくという計算になってくるわけでありまして。

ただ、もちろん、どんな事情があつて、借入れをしなければならぬようなもの出てくるかもしれま

せんけども、今の予定では、合併債も含めて、建設事業には 10 億前後の公債費を充てていこうということですから、間違いなく 6 億、7 億、あるいは、10 億ぐらい減っていく。

それが 230 億ですから、あと 2、3 年すれば、何とか 200 億を切るのではないかと。

ただ、公債費比率、もう一つつらいのは、先ほど来言っていますように、分母と分子の関係の、出て行く方が決まっているのですが、入ってくる財源が減っていくものですから、率が下がらないという面があります。

それと、制度改正で、昔は起債制限比率でしたから、借りている起債だけの計算だったのですが、今は先ほどの商工費にありましたけども、パークプラザ建てるときに、商工会が起債を借りたと。

その起債を町が補助して返している。

その補助金も、その対象になる。

債務負担の部分になる。

特養がデイサービスやるのに増築した部分も、町が補助すれば、それも起債の償還に入るということで。

いわゆる、こんなこと言ったら怒られるのかもしれませんが、夕張あたりが問題になったように、第 3 セクター当たりがいっぱい借金しているものが、市財政に大きく影響した。

そのことも含めて、いわゆる実質公債費比率を出すというようなことがあったものですから。

いきなりこの二十何パーセントもいって、しかも今回は、交付税が 3 億近くマイナスになったものですから、また比率が上がったというようなことで。

こんなことは、もう私ども続くことではもちろんないと思うのですが、現に今、19 年度予算は先ほど申しあげましたように、間違いなく十数億の借入れで、24 億払っているわけですから。

何とかもうしばし、私どもも厳しい情勢にありますけども、我慢しながら、よりよい方向で頑張らせていただきたいと、そういうふうに思っておりますので、引き続き効率的な財政運営、あるいは、起債の借入れについても、最大限留意をしながら対応してまいりたいというふうに思っています。

○委員長（牧野茂敏） よろしいですか。

ほかに。

ないようですので、総括質問につきましては、以上をもって終了させていただきます。

これで、一般会計の審査を終了させていただきます。

これより、特別会計の審査に入らせていただきます。

審査の方法につきましては、歳入歳出一括して説明を受けまして、質疑も同じく一括してお受けいたします。

最初に、認定第 2 号、平成 18 年度幕別町国民健康保険特別会計決算の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 平成 18 年度幕別町国民健康保険特別会計決算につきまして、説明申し上げます。

3 ページをお開きください。

3 ページ、歳入は、1 款の国民健康保険税から 9 款の諸収入まで、合計いたしまして、歳入合計、予算現額 29 億 1,958 万 8,000 円に対しまして、調定額 32 億 2,871 万 9,280 円、収入済額 29 億 791 万 7,500 円となっております。

次に、歳出であります、5 ページをお開きください。

5 ページの歳出は、1 款総務費から 10 款の予備費まで、合計いたしまして、予算現額 29 億 1,958 万 8,000 円に対しまして、支出済額 28 億 2,999 万 4,051 円となっております。

欄外にありますように、歳入と歳出を差引きいたしまして、残額 7,792 万 3,449 円を生じたところがあります。

ここで、決算の概要について、若干申し上げたいと思います。

昨年度、平成 17 年度の決算書の額につきましては、忠類村との合併後の額、2 月以降の額をもって

計算されておりまして、合併前の数値は含まれておりません。

したがって、平成 18 年度決算書との比較。つまり、決算書同士を比較いたしましても、実際の増減は出てこないこととなります。

なお、別冊の方で配布しております決算資料の中で、主要な施策の成果におきましては、旧忠類村の合併前と合併後を合わせた平成 17 年度 1 年を通じた数値を掲載しまして、比較できるようにしております。

以下、説明、比較増減につきましては、この 1 年を通じた数値の比較で申し上げたいと思います。

まず、歳出では、2 款の保険給付費が、被保険者数の増などにより、前年に比して増となったこと。

また、5 款の共同事業拠出金の中では新たに保険財政共同安定化事業が創設されたことなどによりまして、歳出総額では、前年度に比しまして 2 億 2,900 万円、8.8%の増となっております。

一方、歳入では、3 款の療養給付費交付金が、退職被保険者に係る医療費の増に伴い、増となったこと。

5 款でも、新たに保険財政共同安定化事業交付金が交付されたこと。

また、7 款では、前年度に引き続き、基盤安定基金繰入金保険者支援分が収入できたということ。

さらに、国及び道からの調整交付金が増となったことなどによりまして、歳入の増額では、前年度に比しまして、2 億 3,250 万円、約 8.7%の増となったところであります。

それでは、歳入歳出に事項別明細について、説明をいたします。

はじめに、歳出から説明をいたします。

27 ページをお開きください。

27 ページ、歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、予算現額 5,842 万 4,000 円に対しまして、支出済額 5,766 万 3,052 円であります。

1 目の一般管理費は、国保事務に携わります一般職職員の人件費のほか、国保事業全般に係る事務経費を支出したものであります。

2 目の連合会負担金は、医療費の審査支払業務を委託しております北海道国保連合会及び道連合会の十勝支部の運営費に係る負担金であります。

2 項徴税费、予算現額、1,775 万 4,000 円に対しまして、支出済額 537 万 1,671 円、繰越明許費として 1,207 万 5,000 円を平成 19 年度に繰り越しております。

29 ページになります。

1 目の賦課徴収費は、国保税の賦課徴収及び納税推進に要した費用であります。

19 節負担金補助及び交付金は、十勝圏複合事務組合負担金は、滞納整理機構準備経費に係る負担金となっております。

3 項運営協議会費、予算現額 54 万 4,000 円に対しまして、支出済額 37 万 1,910 円であります。

1 目運営協議会費、本目は国保運営協議会費、本目は、国保運営協議会委員 12 名の報酬及び費用弁償などに要した費用であります。

31 ページになります。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、予算現額 16 億 7,973 万 5,000 円に対しまして、支出済額 16 億 4,018 万 9,421 円あります。

1 目の一般被保険者療養給付費は、一般被保険者の医療機関受診に対する診療報酬の支払に係るものであります。

一人当たりの給付額は、15 万 5,653 円で、前年度比では 6.0%の増となっております。

2 目の退職被保険者等療養給付費は、退職被保険者とその被扶養者の診療報酬の支払に係るものであります。

一人当たりの給付額は、28 万 9,663 円で、1%の減となっております。

3 目の一般被保険者療養費及び 4 目の退職被保険者等療養費は、治療に要するサポーターなどの補装具購入や、柔道整復師などの施術などを受けた場合などに対する現金給付に係るものであります。

5目審査支払手数料は、診療報酬明細書の資格審査及び医療費の支払等の事務に要した費用であります。

2項高額療養費、予算現額1億5,600万円に対しまして、支出済額1億4,635万4,781円であります。

1目一般被保険者高額療養費の一人当たりの給付額は、1万5,050円で、前年度比8.5%の増、2目退職被保険者等高額療養費の一人当たり給付額は、2万3,279円で、前年度比では2.9%の減となっております。

3項移送費、予算現額20万円に対しまして、支出はありませんでした。

次に33ページをお開き下さい。

4項出産育児諸費、予算現額2,025万円に対しまして、支出済額1,595万円であります。

出産育児一時金であります。4月から9月末までは、1件当たり30万円でありましたけれども、10月からは35万円となりました。

計49件分の支出であります。

前年度に比しまして、5件の減となっております。

5項葬祭諸費、予算現額220万円に対しまして、支出済額158万円であります。

被保険者の死亡に際しまして、1万円を給付するものであります。158件分の支出で、前年度に比しまして、28件の減となっております。

次に、35ページをお開きください。

3款老人保健拠出金、1項老人保健拠出金、予算現額5億8,838万3,000円に対しまして、支出済額5億8,838万1,721円であります。

1目老人保健医療費拠出金は、国民健康保険被保険者のうち、老人保健制度で医療を受けられた方の医療費に係る保険者負担分で、社会保険診療報酬支払基金へ拠出するものであります。

2目老人保健事務費拠出金は、これらの業務に関する事務処理に要する費用の拠出金であります。

次に、37ページをお開きください。

4款介護納付金、1項介護納付金、予算現額1億6,722万8,000円に対しまして、支出済額1億6,722万7,380円であります。

介護保険制度の財源の一部として、40歳から64歳までの国保被保険者に係る介護保険第2号被保険者としての保険料負担分を社会保険診療報酬支払基金へ納付するものであります。

次に、39ページをお開きください。

5款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、予算現額1億9,652万8,000円に対しまして、支出済額1億8,625万6,415円であります。

1目高額医療費拠出金は、高額医療費の発生による財政運営の負担を緩和するために、国保連合会が実施主体となりまして行う、再保険事業に、全道の市町村が拠出をしているものであります。

1件80万円以上の高額医療費が対象となっております。

一つ飛びまして、3目保険財政共同安定化事業拠出金は、1目同様国保連が実施主体となつて行う高額医療費に係る再保険事業で、これにつきましては、1件30万円を越え、80万円までの高額医療費が対象となっております。

次に、41ページになります。

6款保健事業費、1項保健事業費、予算減額922万3,000円に対しまして、支出済額863万2,368円であります。

本項は、被保険者の健康の保持、増進を目的とする事業の実施に係る経費を支出したものであります。

11節の需用費の印刷製本費は、健康づくりのための啓蒙等のパンフレットや、医療費通知書封筒などの印刷経費であります。

12節の役務費は、年6回の医療費通知に係る郵便料であります。

19節は、インフルエンザ予防接種及び基本検診などに係る国保特会負担分であります。

43ページになります。

7 款基金積立金、1 項基金積立金、予算現額 7,000 円に対しまして、支出済額も同額の 7,000 円であります。

次に、45 ページになります。

8 款公債費、1 項公債費、予算現額 5 万円に対しまして、支出はありませんでした。

47 ページをお開きください。

9 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、予算現額 1,246 万 2,000 円に対しまして、支出済額 1,140 万 8,332 円であります。

1 目の一般被保険者保健税還付金は、35 件分の支出であります。

2 目退職被保険者等保健税還付金は、支出がありませんでした。

3 目償還金は、平成 17 年度の一般被保険者の医療費の確定に伴う療養給付費国庫負担金の清算還付金であります。

2 項貸付金、予算現額 60 万円に対しまして、支出済額も同額であります。

幕別町社会福祉協議会が有する社会福祉金庫への貸付けをしたものであります。

49 ページになります。

10 款予備費、1 項予備費、予算現額 1,000 万円に対しまして、支出はありませんでした。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入につきまして、説明をいたします。

7 ページをお開きください。

7 ページ、1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税、調定額 12 億 5,336 万 8,549 円に対しまして、収入済額 9 億 3,686 万 2,350 円、不納欠損は 272 件で 2,254 万 7,366 円、収入未済額は 2 億 9,395 万 8,833 円となっております。

国税の収納率であります。1 目の一般被保険者分につきましては、1 節医療給付費分、現年課税分につきましては、93.65%で、前年度に比較して 0.14 ポイントの増となっております。

3 節の介護納付金分現年度課税分につきましては、93.43%で、0.94 ポイントの減となっております。

これら現年課税分のみを合計いたしますと、93.63%となり、前年度比 0.07 ポイントの増となっております。

2 目の退職被保険者分につきましては、1 節医療給付費分現年課税分が 99.16%で、0.13 ポイントの減。

3 節の介護納付金分、現年課税分が 98.79%で、0.36 ポイントの増となりまして、これら現年分合計では、99.14%となりまして、前年度と比較しますと、0.11 ポイントの減となっております。

なお、一般被保険者分及び退職被保険者分の総体での現年課税分につきましては、94.61%となりまして、前年を 0.11 ポイント上回りまして、4 年連続で 94%台を確保することができたところであります。

次に、9 ページをお開きください。

2 款国庫支出金、1 項国庫負担金、調定額、収入済額とも同額の 6 億 2,657 万 3,909 円で、前年度に比して 1.9%の減であります。

1 目療養給付費等負担金は、一般被保険者に係る療養給付費等及び老人保健拠出金並びに介護納付金に係る国の定率負担分であります。

2 目高額医療費共同事業負担金は、高額医療費共同事業の拠出金に対する国の定率 4 分の 1 の負担分であります。

2 項国庫補助金、調定額、収入済額とも同額の 1 億 4,339 万 7,000 円で、前年度に比べまして、55.4%の大幅な増であります。

1 目は、市町村間の財政力格差を埋めるための財政調整交付金であります。

2 目は、後期高齢者医療制度創設準備のための補助金で、平成 19 年度に繰越しをしているものであります。

次に、11 ページをお開きください。

3 款療養給付費等交付金、1 項療養給付費等交付金、調定額、収入済額とも同額の 5 億 4,302 万 1,966 円であります。

本項は、退職被保険者等の療養給付費及び老人保健拠出金などの財源として、社会保険診療報酬支払基金より交付されたものでありますが、現年度分では、被保険者の増によりまして、療養給付費の増などによりまして、前年度に比べまして、12.1%の増となったものであります。

13 ページになります。

4 款道支出金、1 項道負担金、調定額、収入済額とも同額の、1,307 万 9,460 円であります。

国庫負担金と同様に、高額医療費共同事業の拠出金に対する北海道の定率 4 分の 1 の負担分でありま

す。

2 項道補助金、調定額、収入済額とも同額の 1 億 1,644 万円であります。

1 目は、三位一体の改革により、平成 17 年度から新たに創設されました北海道調整交付金でありまして、国民健康保険事業における都道府県の役割、責任を強化するために、都道府県負担が導入されたものでありまして、国の調整交付金同様、市町村間の財政力格差を埋めるための交付金となっております。

前年度比では、26.9%の増となっております。

15 ページになります。

5 款共同事業交付金、1 項共同事業交付金、調定額、収入済額とも同額の 1 億 6,798 万 5,921 円であり

ます。

1 目は、全道の市町村国保保険者の拠出金と、国の補助金とを財源としまして、一般被保険者の高額医療費の発生状況に応じて交付されたものであります。

1 件 80 万円以上の高額療養費に係るものであります。

前年度に比べまして、7.0%の減となっております。

2 目は、1 目同様高額医療費に係る事業で、1 件 30 万円を超え、80 万円までの高額医療費が対象とな

っております。

平成 18 年度からの事業となっております、皆増となっております。

17 ページをお開きください。

6 款財産収入、1 項財産運用収入であります、基金積立に係る利子であります。

19 ページになります。

7 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額、収入済額とも同額の 2 億 7,052 万 902 円で、前年度に比し

て 4.3%の増となっております。

1 目一般会計繰入金、1 節保健基盤安定繰入金保健税軽減分は、低所得者の方に対して行った国税税の減額相当分を一般会計から繰り入れたものであります。

2 節の保健基盤安定繰入金保険者支援分は、低所得者を多く抱える保険者を支援し、中間所得者層を中心

に、保険税負担を軽減するため繰り入れたものであります。

3 節の職員給与等繰入金は、国保事務に携わります職員の人件費と、一般管理費に係ります事務費などを繰り入れたものであります。

4 節出産育児一時金繰入金は、出産育児一時金として給付する 1 件 30 万円、昨年 10 月からは 35 万円となり

ましたが、そのうちの 3 分の 2 を一般会計から繰り入れたものであります。

5 節財政安定化支援事業繰入金は、保険者の生命に帰することのできない事情による国保財政の負担増に対しまして、一定額を繰り入れるものでありまして、普通交付税の基準財政需要額算定の中で決定

されるものであります。

6 節その他一般会計繰入金は、一般会計で実施しております乳幼児医療費助成制度などの福祉医療の実施に伴う波及増医療費の保険者負担分を繰り入れたものであります。

2 項基金繰入金、調定額、収入済額とも同額の 2,700 万円であります。

国民健康保険基金からの繰入金であります。

21 ページになります。

8 款繰越金、1 項繰越金、調定額、収入済額とも同額の 5,441 万 5,016 円で、平成 17 年度からの繰越金であります。

23 ページになります。

9 款諸収入、1 項延滞金及び料金は、調定額、収入済額とも同額の 78 万 5,340 円で、一般被保険者国保税の延滞金 63 件に係るものであります。

2 項預金利子、調定額、収入済額ともありません。

3 項貸付金元利収入、調定額、収入済額とも 60 万円であります。

幕別町社会福祉協議会に対する貸付金の返済金元金収入であります。

4 項雑入、調定額 1,152 万 4,961 円に対しまして、収入済額 722 万 9,380 円、収入未済額は 428 万 2,554 円であります。

2 目一般被保険者第三者納付金は、交通事故により生じた保険給付費の支出に対しまして、損害賠償金として、加害者から支払を受けたものであります。

3 件分となっております。

4 目一般被保険者返納金は、転出や社保加入により、幕別町の国民健康保険の資格を喪失した後に、幕別町の国民健康保険被保険者として受診した場合に、当該保険者からの返納をしていただくものであります。この返納金 19 件分を調定したものであります。そのうちの 3 件につきましては、転出後に居所不明となりまして、不納欠損処分を行っております。

なお、3 件 1 万 8,312 円が収入未済額となっております。

5 目退職被保険者等返納金は、一般被保険者と同様の理由で返納していただくものであります。調定額、収入済額とも 8 万 8,095 円であります。

25 ページをお開きください。

6 目保険医療機関返還金は、医療機関の不正請求などにより返還金が生じたもので、3 件 620 万 8,840 円を調定し、そのうち 2 件、426 万 4,242 円が未収となっております。

7 目雑入は、超高額な医療費に係る共同事業に伴う交付金として、国保連から 29 万 2,345 円が交付されたものであります。

以上で、国民健康保険特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（牧野茂敏） 説明が終わったところでございますが、この際、15 時 30 分まで休憩をいたします。

15 : 15 休憩

15 : 30 再開

○委員長（牧野茂敏） 休憩前に引き続き会議を開きます。

国民健康保険特別会計の説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

野原委員。

○7 番（野原恵子） 今、説明を聞きましたが、この中で、国保の決算の中での滞納状況について、お聞きしたいと思います。

今、本当に町民の生活状況も、先ほどの収入状況などもお聞きした中でも明らかのように、収入が大変低くなっているという状況が明らかになりました。

国保は今まで農業者や自営業者中心の保険でしたけれども、段々無職の方ですとか、失業者や不安定雇用の労働者が入る国民健康保険制度に段々変わってきております。

そういう中で、この幕別町の国保の加入者の中で、滞納されている方々、どういう収入状況になって

いるのか、1点お聞きしたいと思います。

階層別でお願いいたします。

○委員長（牧野茂敏） 税務課長。

○税務課長（前川満博） 国保加入者の所得階層別の未納件数でございますけども、0円から100万円未満の方273世帯です。100万円から200万円未満の世帯181世帯でございます。200万円から300万円未満、こちらが90世帯でございます。300万円から400万円未満38世帯です。400万円から500万円未満12世帯です。500万円以上が8世帯。合計で602世帯でございます。

○委員長（牧野茂敏） 野原委員。

○7番（野原恵子） この状況を見ますと、昨年から比べましても約43世帯滞納が増えているという状況なのですが、こういう方々に対して、滞納したくてしているという状況ではないと思うのですが、手立てはどのように行ってきたのかお聞きしたいと思います。

それと、資格証明書ですとか、短期保険証、この発行状況はどのような状況になっているか、お聞きいたします。

○委員長（牧野茂敏） 税務課長。

○税務課長（前川満博） 滞納されている方の手立てということでございますけども、滞納されている方とは、納税相談ですね。

一応、督促、催告、電話などで特例はいたしますけども、その中でまだ連絡がない、あるいは、納付されてないという方については、税務課の方と納税相談をして、その中で納入誓約書を頂くなり何なり、そういうような形で少しでも国保税のお支払を頂くよう、滞納者の方とお話しをしているということでございます。

○委員長（牧野茂敏） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 短期被保険者証と資格証明書の発行状況でございますが、これは平成19年の6月1日、18年度の会計が出納閉鎖した直後の数字でございますが、短期被保険者証については129世帯。

ただ、居所不明の世帯が1世帯ありますので、実質128世帯に交付しております。

資格証明書につきましては、28世帯、居所不明世帯が10世帯ございまして、実質18世帯に交付しております。

○委員長（牧野茂敏） 野原委員。

○7番（野原恵子） 納税相談されたということですが、この中で何件ぐらい納税相談があったのかをお聞きしたいと思います。

それによって、どういう状況で納付する状況になったのか。

そして、ここに資格証明書世帯が28世帯、そのうち10世帯が住所不明ということなのですが、その18世帯に対してどういう対処をしてきたか、お聞きしたいと思います。

○委員長（牧野茂敏） 税務課長。

○税務課長（前川満博） 納税相談の件数ということでございますけども、国保の納税相談。それと、税の方も重複して滞納されている方というのは結構おまして、国保税だけということではありませんので、そこら辺の区分けというのは、正確には分けておりませんが、納税相談については200件ほどしてございます。

○委員長（牧野茂敏） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 資格証明書を発行いたしました18世帯の方々に対しましては、まず最初に、資格証明書を交付しますよということを予告させていただきます。

もし特別な事情があって納入できない方は、申し入れてくださいということを連絡差し上げております。

当初、これは平成18年の10月1日現在なのですがけれども、その際に措置の予告をした際は、44世帯の方々に対しまして予告をしたところでございますが、結果的に何も申出、納税相談にいらっしやっ

いないという方、結果的に接触相談ができなかったという方が 18 世帯残ったという状況でございます。

○委員長（牧野茂敏） 野原委員。

○7番（野原恵子） 法定減免もあると思うのですが、そういう処置も行った後に納税できないという、そういう状況だということですね。

接触できなかったということですが、毎年同じような質問をしているのですが、そういう中で、本当に町民の生活というのはますます困難な状況になっているのですね。

それで、生活の仕方も多様になってきております。

早い時間ですとか、遅い時間ですとか、そういう多様な対応の仕方も大事だと思います。

それと、子供のいる世帯、こういうところでは、本当にきめ細やかな対応をしていかなければならないと思います。

修学旅行とか、そういうところに保険証を持っていかなければなりませんし、そういうところの対応がどうだったのかということもお聞きしたいのですが、法定減免もどのぐらいの方が法定減免を受けているかということもお聞きしたいと思います。

そして、この保険証の問題では、特別の事情のある方からは、保険証を取り上げないという、そういうことも今きちっと対処していく中の一つの重要な部分だと思っております。

国は特別な事情ということには、5つ定められておりますが、災害、盗難ですとか、病気ですとか、失業ですとか。そういうところも国は特別な事情として、こういうところには保険証を交付するというふうにしているのですが、そのほかに、特別な事情といたしまして、これは自治体独自で特別な事情を定めることもできるということに、国会答弁や何かではされているのですが、幕別町独自として、その特別な事情、国が定めている特別な事情のほかに、定めているのかどうか。その点をお聞きしたいと思います。

○委員長（牧野茂敏） 町民課長。

○町民課長（田村修一） まず最初に、法定軽減の世帯数でございます。

平成 18 年度、法定軽減をした世帯は、これは医療分に限ってちょっと件数お話させていただきますけれども、7割、5割、2割の方全部合わせまして、2,656 世帯の方。全世帯の 48%に該当する方、法定軽減しております。

もちろん、先ほど申し上げました 18 世帯の中にも、法定軽減受けていられる方がほとんどでございます。

この資格証明書を発行している世帯に対しましてでございますけれども、子供のいる世帯、老人のいる世帯、こういう世帯の方々に対しては発行しておりません。

特別な事情を市町村でも定められるということでございますけれども、幕別町では、特にそういう基準的なもの、一律な基準的なものは定めておりません。

あくまでも皆さま方の個々の世帯の生活状況、そういうものをお伺いして、減免するという考えに立っております。

先ほど、資格証明書の措置の予告をしたのが 44 世帯と。そういう方に何か事情があれば申し出てくださということでも申し入れていただいた方につきましては、16 世帯ですか。

全ての方に対しまして、家庭の事情個々にお伺いして、そして資格証明書の発行は取りやめて、短期でございますけれども、短期被保険者証ということで、常時持ち歩ける保険者証をお渡ししているという状況でございますので、ご理解ください。

○委員長（牧野茂敏） 野原委員。

○7番（野原恵子） きめ細やかな対応されているというお答えでしたけれども、例えば、こういう方がいらっしやったのですが、勤務時間が非常に長いと。

お昼休みは一定で長いのですが、朝 5 時半ぐらいに出て行って、帰ってくるのが夜の 8 時ぐらい。

そして、お昼は時間はあるのだけれども、その役場の担当の方となかなか接触することができない。

そういうことでは、本当に勤務時間外に対応していただくということも大事ではないかなと思うので

すよね。

そういう方にお会いいたしまして、国保税を滞納しているというので、今は分割で払うこともできるし、相談すれば、保険証も交付していただくことができるのだという対応の中で、納めるようになったという事例もあるのです。

ですから、そういう点では、もっと細やかな対応、18世帯ですから、そういうところの生活状況を掴むということも大事ではないかと思うのです。

そういう中での対応をしていけば、納めるという手立てもとれるのではないかと思うのですよね。

それで、役場に納めなければならないというふうな、一途にそう思っている方もまだ中にはいらっしゃるのですね。

多様な方法で納めることができるのだということも、対処していくという中では、滞納をもう少し少なくする。

そして、短期保険証ではなくて、資格証明証ではなくて、そういうことも改善していけるのではないかというふうに、1点思います。

それと、今、こういう状況の中で、経済状況が本当に大変なときに、町独自の特別な手立てということも必要ではないかと思うのですが、今、そういうのがないとおっしゃったのですが、そういう点はいかがでしょうか。

○委員長（牧野茂敏） 町民課長。

○町民課長（田村修一） はじめに、前段の収めやすいのをもっときめ細やかにということですが、これまでこの18世帯の方に対しましては、税務課の方で夜、ご訪問したり、さらにはご案内して、休日に納税相談やりますので来てくださいということで、年に何度も役場の方でご案内していたのですが、結果的にお会いできないというような方々ばかりです。

決して、さらに細かくといえ、さらにもう夜の12時までとか、いろんな時間帯にやるということになると思うのですが、今、9時ぐらいまでは、夜、職員残ってお待ちしているという状況でございます。

そういう中で、18世帯の方、連絡とれなかったという方でございます。

納付の仕方につきましても、昨年からはコンビニ納付というものができましたので、休みの日でも、暇なとき、コンビニ、24時間やっていますので、そういう時間にも納めていただけるようにと。

いずれにしても、そういうのもお会いできて、ご相談できればそういう話もできるのですけれども、なかなかそういうこと、電話かけてもいらっしゃるのかいらっしゃらないのかわからない状況だというような方々が18世帯ということなので、状況、ご理解いただきたいというふうに思います。

それと、一定の基準ということでございますが、これは先ほど申し上げましたが、例えば、所得で100万円以下だったら、該当すれば、減免するとか、そういうような基準を設けるということは、私は適当ではないと思っております。と申しますのは、これは国の方で、法律の解釈に関する一問一答集出しております。その中で、一律の所得基準や何かに基づいて行うことは適当ではないと。むしろ、違法と考えられるというふうに示しております。

そういうこともありまして、私どもはあくまでも皆さま方の家庭の状況をそれぞれお話し個々にお伺いしまして、そしてその中で判断していきたいというふうに考えております。

○委員長（牧野茂敏） 野原委員。

○7番（野原恵子） お答えはわかりました。

けれども、今、確かに働き方の問題もあって納められないという状況もあるのですけれども、一番の問題は、国保税が高くて払えないという、そういう部分もあるのです。

本当に、今、決算ですからあれなのですけど、今年に入ってますます納められないという方が多数聞くのですよね。住民税上がりましたから。

それに付随して国保税も上がっています。

そういう中では、確かに自治体だけでは対応できない部分は重々わかります。

国がこの国保税に関する負担金を下げてきているという部分もあるので、本当に町も大変だという部分はわかりますけれども、住民の暮らしからみても、本当に今聞きましたけれども、200万円以下の滞納が増えていますし、ますます200万円以下の収入の方も増えてきています。

そういう中では病気がしたときには安心して病院に行きたい。

そういうことは願っているわけですから、国のきちっと意見を求めていくと同時に、町独自でも手立てを行っていくことが必要ではないかと思っておりますので、その点だけお聞きいたします。

○委員長（牧野茂敏） 民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 今、担当課長の方からいろいろお話しさせていただいているところでありますけれども、確かに負担が重くなってきていることは確かだと思っておりますので、負担が重くなりすぎないようなことについては、今後、私たちも検討していかなければならないと思っておりますし、国に対しても要望するべきところについては、町村会等を通じてやっていきたいということで考えています。

○委員長（牧野茂敏） よろしいですね。

ほかに。

（なしの声あり）

○委員長（牧野茂敏） ほかに質疑がないようでございますので、国民健康保険特別会計につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、認定第3号、平成18年度幕別町老人保健特別会計決算の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 平成18年度幕別町老人保健特別会計歳入歳出決算につきまして、説明申し上げます。

52ページをお開きください。

52ページ、歳入であります。1款支払基金交付金から6款諸収入まで、予算現額合計29億4,867万3,000円に対しまして、調定額合計27億8,464万4,365円で、収入済額は27億5,894万1,539円となっております。

次に、54ページをお開きください。

54ページ歳出は、1款総務費から4款予備費まで、予算現額合計29億4,867万3,000円に対しまして、支出済額27億9,071万207円となっております。

欄外にありますように、歳入と歳出を差引きましたところ、不足額3,176万8,668円がそろいましたことから、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づきまして、平成19年5月31日に専決処分によりまして、平成19年度補正予算に繰上充用金を計上しまして、不足額の3,176万8,668円を支出したものであります。

次に、歳入歳出事項別明細について、説明申し上げます。

はじめに、歳出からご説明します。

68ページをご覧ください。

なお、国保会計と同様、前年度との比較につきましては、旧忠類村分の合併前と合併後は、合算しまして、1年を通した額で比較をしていきたいと思っております。

68ページ、歳出1款総務費、1項総務管理費、予算現額1,282万円に対しまして、支出済額1,215万3,088円であります。

1目一般管理費は、一般職職員の人件費と事務経費であります。

70ページをお開きください。

2款医療諸費、1項医療諸費、予算現額29億945万3,000円に対しまして、支出済額27億5,499万265円あります。

前年度に比較いたしますと、約7,350万円、2.6%の減となっております。

1目医療給付費は、医療機関における受診に対する診療報酬の支払に係るものであります。

制度改革によりまして、老人保健医療需給対象者数が減少しておりますことから、前年度比では2.4%

の減となっております。

2目医療支給費は、柔道整復師による施術や補装具購入費に係る現金給付に係るものであります。一人当たり支給額は1万2,108円で、前年度比では11.1%の減となっております。

3目の審査支払手数料は、国保連合会及び支払基金へ支払う審査支払事務手数料であります。診療件数の減少に伴いまして、4.0%の減となっております。

72ページ。

3款諸支出金、1項償還金及び還付金、予算現額2,356万7,000円に対しまして、支出済額は2,356万6,854円であります。

前年度の医療費と、審査支払手数料の確定に伴う支払基金交付金の精算還付金であります。

74ページになります。

4款予備費、1項予備費、当初予算300万円ではありますが、16万7,000円を支払基金交付金精算還付金へ充用しております。

次に、歳入について説明いたします。

56ページをお開きください。

56ページ、歳入1款支払基金交付金、1項支払基金交付金、調定額、収入済額とも同額で、14億8,774万4,659円であります。

1目医療費交付金は、国保、健保組合、共済組合など、各医療保険者から拠出された老人保健拠出金が、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、歳出2款の医療諸費の定率負担分が、平成18年度の医療費の見込額に対して交付されたものであります。

2目につきましては、医療費の審査支払手数料相当額が支払基金から交付されたものであります。58ページになります。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、調定額、収入済額とも同額の8億819万9,850円であります。医療費の見込みに対して、国の定率負担が交付されたものであります。

また、2節の過年度につきましては、前年度分の実績確定に伴い、交付されたものであります。60ページになります。

3款道支出金、1項道負担金、調定額、収入済額とも同額の2億1,104万9,226円であります。医療費の見込みに対しまして、道の定率負担が交付されたものであります。

また、2節の過年度分につきましては、前年度分の実績確定に伴い交付されたものであります。62ページになります。

4款繰入金、1項他会計繰入金、調定額、収入済額とも2億2,001万4,000円であります。

老人医療費の町負担分ではありますが、老人医療費に係る国・道・町の公費負担分の6分の1を一般会計から繰り入れるものであります。

64ページになります。

5款繰越金、1項繰越金、調定額、収入済額とも2,513万8,502万円であります。

66ページになります。

6款諸収入、1項預金利子、調定、収入ともありません。

2項雑入、調定額3,249万8,128円に対しまして、収入済額は679万5,302円であります。

1目第三者納付金はありませんでした。

2目返納金は、受給者の自己負担割合の変更に係る返納金2件5万3,075円であります。

3目は、医療機関の不正請求などにより、返還金が生じたもので、3件3,244万5,053円を調定したものであります。2件2,570万2,826円が未収となっております。

以上で、老人保健特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（牧野茂敏） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

ありませんか。

(なしの声あり)

○委員長（牧野茂敏） 質疑がないようでございますので、老人保健特別会計につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、認定第4号、平成18年度幕別町介護保険特別会計決算の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 平成18年度介護保険特別会計歳入歳出決算につきまして、説明申し上げます。

はじめに、平成18年度分の介護保険の状況につきまして、若干説明申し上げます。

平成18年度末における第1号被保険者は、6,248人で、前年度に比べますと200人の増、率にしまして3.3%の増となっております。

また、要介護認定の状況であります。平成18年度末における要支援1から要介護5までの認定を受けている方は978人で、前年度より一人減となっております。

ほぼ同数であります。

65歳以上の高齢者人口に対します要介護認定者の割合なのですが、15.00%となりまして、前年度比では0.42%の減となっております。

次に、サービスの概要につきまして、申し上げます。

はじめに、居宅サービス費についてであります。約1億6,900万円の減となりまして、率にしまして約33%の減となっております。

減となりましたのは、グループホームが地域密着型サービスということに変更になったことによるものであります。

なお、グループホーム分を含めると、約4,600万円の増となり、率にしますと、9%の増となります。

これに対しまして、施設サービスにつきましては、前年度約1億1,700万円の減、率では19%の減となっております。

平成17年度10月1日から、食費・居住費が原則本人負担となったこと。

さらには、施設入所者数の減。これは主に療養型病床群に入所されていた方の減少などによります。

なお、食費、居住費負担については、負担が重くならないように新たに創設された特定入所者介護サービス費として、約4,700万円を給付したところであります。

これら介護保険会計の総額では、前年度とほぼ同額となっているところであります。

それでは、77ページをお開きください。

77ページ、歳入は1款保険料から10款諸収入まで、予算現額合計13億4,972万3,000円に対しまして、調定額合計では13億2,348万7,829円で、収入済額は13億1,777万2,129円となっております。

次に、79ページになります。

79ページ、歳出は、1款総務費から6款地域支援事業費まで、予算現額合計13億4,972万3,000円に対しまして、支出済額12億9,195万973円となっております。

欄外にありますように、歳入と歳出を差引きいたしまして、残額2,582万1,156円が生じております。

次に、歳入歳出事項別明細につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、歳出につきまして、説明申し上げます。

101ページをお開きください。

101ページ歳出、1款総務費、1項総務管理費、予算現額2,065万円に対しまして、支出済額1,793万2,149円であります。

翌年度繰越分として、231万円の繰越明許費があります。

1目一般管理費は、一般職職員の二人分の人件費のほか、介護保険事業全般に係る事務経費を支出したものであります。

2項徴収費、予算現額61万8,000円に対しまして、支出済額56万2,237円であります。

本項は、保険料の賦課徴収に要した経費であります。

103 ページになります。

3 項介護認定審査会費、予算減額 2,222 万 8,000 円に対しまして、支出済額 2,155 万 7,239 円であります。

1 目の東十勝介護認定審査会費は、介護認定審査会の委員報酬、費用弁償など認定審査委員会の運営に係る費用をはじめ、審査会を担当いたします職員 1 名の人件費及び臨時職員 1 名の賃金などに要した経費であります。

105 ページになります。

2 目認定調査等費は、12 節役務費、細節 15 の主治医意見書作成手数料で、要介護認定を申請されました被保険者に係る主治医の意見書作成手数料に要した経費が主なものであります。

4 項介護保険運営等協議会費、予算現額 18 万 4,000 円に対しまして、支出済額 13 万 8,765 円であります。

本項は、介護保険運営等協議会開催に係る委員報酬及び費用弁償に要した経費であります。

107 ページをお開きください。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等費、予算現額 11 億 3,023 万 5,000 円に対しまして、支出済額 10 億 9,203 万 166 円であります。

この項は、要介護 1 から 5 までに認定されたいわゆる要介護者に係る保険給付費であります。1 目の居宅介護サービス給付費は、ホームヘルプサービスやデイサービス、訪問看護など、在宅に係る介護サービスに係る保険給付費であります。

2 目施設介護サービス給付費は、特別養護老人ホームや老人保健施設、さらには療養型病床郡などの施設に入所、又は入院された保険給付費であります。

3 目居宅介護福祉用具購入費は、入浴又は排泄などの用に供する福祉用具の購入に係る保険給付費であります。

4 目居宅介護住宅改修費は、手すりの取付け、床段差の解消など、住宅改修に係る保険給付費であります。

5 目居宅介護サービス計画給付費は、居宅介護サービス計画、いわゆるケアプランの作成に係る保険給付費であります。

6 目地域密着型介護サービス等費は、認知症対応型共同生活介護、いわゆる認知症高齢者グループホームのサービスに係る保険給付費であります。

2 項介護予防サービス等諸費、予算現額 6,007 万 6,000 円に対しまして、支出済額 5,003 万 8,051 円であります。

この項は、要支援 1 及び 2 のものに係るサービス費用であります。

1 目の介護予防サービス給付費は、居宅サービスに区分されるもののうち、認知症高齢者グループホームのサービスを除く保険給付費であります。

2 目介護予防福祉用具購入費は、福祉用具購入に係る保険給付費であります。

109 ページになります。

109 ページ、3 目介護予防住宅改修費は、住宅改修に係る保険給付費であります。

4 目介護予防サービス計画給付費は、介護予防サービス計画、いわゆるケアプランの作成に係る保険給付費であります。

3 項その他諸費、予算現額 188 万 1,000 円に対しまして、支出済額 149 万 570 円であります。

1 目審査支払手数料は、国保連から介護サービスを提供した事業者へ払う介護報酬の審査と、その支払に関する手数料であります。

4 項高額介護サービス等費、予算現額 2,823 万 3,000 円に対しまして、支出済額 2,597 万 2,129 円であります。

1 目の高額介護サービス費は、要介護 1 から 5 のものに支給しました高額介護サービス費でありま

す。

2目高額介護予防サービス費は、要支援1及び2の者に支給しました高額介護サービス費であります。

5項市町村特別給付費、予算現額20万円に対しまして、支出済額7万9,113円であります。

1目市町村特別給付費は、介護保険の給付費から除かれた入浴補助用具のバスマットの購入費を給付したものであります。

6項特定入所者介護サービス等費、予算現額5,045万7,000円に対しまして、支出済額4,769万7,850円であります。

1目の特定入所者介護サービス費は、平成17年10月1日から、食費、居住費が原則自己負担となりましたけれども、所得の低い方に対しては、基準費用額と負担限度額との差額を補足給付として支給したものであります。

要介護者に係るものであります。

次に111ページになります。

2目特例特定入所者介護サービス費につきましては、支給対象者がおりませんでした。

3目特定入所者介護予防サービス費は、1目と同じサービスで、要支援に認定された方に対して支給したものであります。

4目特例特定入所者介護予防サービス費につきましては、支給対象者はおりませんでした。

113ページをお開きください。

3款財政安定化基金拠出金、1項財政安定化基金拠出金、予算現額127万6,000円に対しまして、支出済額127万5,191円であります。

本項は、市町村の介護保険財政の安定化に資するため、都道府県に設置された基金に対して拠出をするものであります。

115ページになります。

4款基金積立金、1項基金積立金、予算現額1,000円に対しまして、支出はありません。

117ページになります。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、予算現額1,974万8,000円に対しまして、支出済額1,972万8,988円であります。

1目第1号被保険者保険料還付金については、17年度還付未済金でありまして、17件に対し、還付をしたものであります。

2目の償還金は、平成17年度の保険給付費の確定に伴いまして、国及び道に支払基金、それから、支払基金に返還したものであります。

119ページになります。

119ページ、6款地域支援事業費、1項介護予防事業費、予算現額254万8,000円に対しまして、支出済額238万7,197円であります。

1目介護予防特定高齢者施策事業費は、要支援又は要介護になる恐れのある方で、いわゆる特定高齢者と言っておりますが、これらの方々に対する介護予防事業実施に係る費用となっております。

2目介護予防一般高齢者施策事業費は、一般高齢者の方の介護予防講座実施などに係る資料作成費が主なものであります。

2項包括的支援事業任意事業費、予算現額1,138万8,000円に対しまして、支出済額1,106万1,328円であります。

1目介護予防ケアマネジメント事業費は、特定高齢者のプラン作成に係る費用であります。

2目総合相談事業費は、相談窓口として必要なパンフレットなどの購入などに係る費用であります。

121ページになります。

3目包括的継続的ケアマネジメント支援事業費は、介護支援専門員の広報支援等に係る主任ケアマネージャーの研修や、継続的なケアマネジメントを行うためのシステム改修に係る費用が主なもので

あります。

4目包括的支援事業窓口業務委託事業費は、包括的支援事業費としての相談窓口業務の委託に係る費用であります。

5目地域包括支援センター運営協議会費は、介護保険運営協議会と同時開催のために支出はありませんでした。

6目任意事業費は、成年後見制度の研修に係る講師謝礼及び高齢者世話付住宅、いわゆるシルバーハウジングの生活援助員の派遣に係る委託料が主なものであります。

123 ページになります。

7目地域包括支援センター運営費は、介護予防業務や相談業務などの地域包括支援センターを運営する職員1名の人件費であります。

以上が歳出であります。

続きまして、歳入の説明をいたします。

81 ページをお開きください。

81 ページ、歳入1款保険料、1項介護保険料、調定額2億4,295万4,800円に対しまして、収入済額2億3,723万9,100円、不納欠損額は9件で12万1,300円、収入未済額は559万4,400円となっております。

1目第1号被保険者保険料のうち、1節の現年度分につきましては、調定額2億3,728万800円に対しまして、収入済額2億3,547万9,000円で、収入未済額は180万1,800円となっております。

収納率は99.24%で、前年度に比較しまして0.79ポイントの増となっております。

滞納繰越分につきましては、調定額567万4,000円に対しまして、収入済額176万100円で、不納欠損額は9件12万1,300円、収入未済額は379万2,600円となっております。

次に、83 ページになります。

2款分担金及び負担金、1項負担金、調定額727万4,000円で、収入済額も同額であります。

東十勝介護認定審査会に要する池田町、豊頃町、浦幌町の3町からの共同設置負担金であります。

85 ページになります。

3款使用料及び手数料、1項手数料、調定額5万2,300円で、収入済額も同額であります。

1目は、個人情報保護条例によります情報公開請求に係る手数料。

2目は、高齢者世話付住宅、いわゆるシルバーハウジングの生活援助に係る手数料であります。

87 ページをお開きください。

4款国庫支出金、1項国庫負担金、調定額2億2,873万8,000円で、収入済額も同額であります。

1目介護給付費国庫負担金の1節現年度分は、国が負担することとされております介護給付費で、定率の20%分であります。

ただし、施設サービス費及び特定入所者介護サービス等費につきましては、15%の負担を頂いております。

2項国庫補助金、調定額7,719万4,185円で、収入済額も同額であります。

1目の調整交付金は、国や市町村間の介護保険の財政力の格差を調整するために行う交付金でありませけれども、平成18年度の交付割合は5.99%となっております。

2目及び3目の地域支援事業交付金は、平成18年度から新設されました地域支援事業、いわゆる介護保険給付事業とは別に、要介護者にならないように、予防するために行われる事業に対する国の交付金であります。

2目介護予防事業につきましては25%。

3目につきましては40.5%が交付されております。

4目の介護保険事務処理システム改修事業補助金は、現在、介護保険料につきましては、特別徴収、年金天引きを行っておりますけれども、医療制度改正に伴いまして、後期高齢者医療保険料も一緒に年金から天引きすることとなりましたことから、このシステムにつきましても、改修をするためのもので

あります。

なお、実施につきましては、平成 19 年度に繰越明許として繰り越ししております。

89 ページ。

5 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、調定額 3 億 6,999 万 5,000 円で、収入済額も同額であります。

1 目の介護給付費支払基金交付金は、40 歳から 64 歳までのいわゆる第 2 号被保険者の負担金であります。

社会保険診療報酬支払基金から交付されますけれども、介護給付費の定率 31%分となっております。

2 目地域支援事業支払基金交付金は、介護予防事業実施に伴う交付金であります。

91 ページ、6 款道支出金、1 項道負担金、調定額 1 億 7,910 万 1,003 円で、収入済額も同額であります。

道が負担するとされております介護給付費の定率、12.5%分であります。

ただし、施設サービス費につきましては、17.5%負担していただいております。

2 項道補助金、調定額 260 万 4,092 円で、収入済額も同額であります。

1 目及び 2 目の地域支援事業交付金は、先ほどの国庫補助金と同様に、平成 18 年度に新設されました地域支援事業、いわゆる介護保険給付費とは別に、要介護者にならないよう、予防するために行われる事業に対する道の交付金であります。

1 目は 12.5%、2 目は 20.25%分を頂いております。

93 ページ、7 款財産収入、1 項財産運用収入、調定額 2,169 円で、収入済額も同額であります。

介護給付費準備基金から生じた利子であります。

95 ページになります。

8 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額 1 億 8,884 万 8,497 円で、収入済額も同額であります。

1 目一般会計繰入金、1 節介護給付費繰入金につきましては、町が負担することとされております介護給付費の定率 12.5%分であります。

4 節及び 5 節、地域支援事業繰入金は、事業費の 20.25%分であります。

7 節介護保険システム繰入金は、国庫補助金でもご説明いたしました医療制度改正に伴う一般会計からの繰入金であります。

2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金、調定、収入ともありません。

97 ページをお開きください。

9 款繰越金、1 項繰越金、調定額 2,666 万 6,283 円で、収入済額も同額であります。

99 ページをお開きください。

10 款諸収入、1 項延滞金加算金及び科料は、調定、収入ともありません。

2 項の預金利子も、調定、収入ともありません。

3 項の雑入は、調定額 5 万 7,500 円で、収入済額も同額であります。このうち、3 目の返納金は、本来、社会保険庁に返すべき保険料を、相続人に返還したため、相続人から返還していただいたものであります。

4 目の雑入は、生活保護で、第 2 号被保険者の認定調査費につきまして、5 件分を道の方から頂いているものであります。

以上で、介護保険特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（牧野茂敏） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

増田委員。

○8 番（増田武夫） 介護保険の関係でありますけれども、平成 17 年の 10 月に住居費や食費が原則自己負担になって、18 年の 4 月からは、新予防給付への移行ということで、要支援 1 とか 2 とかつくられまして、いろいろその時点でもお話ししてきたところですが、利用者の認定者の立場に立った認定

作業も及ぼしてきたところであります。

この改定によりまして、そうした予防介護ということで、大きくそちらの方にシフトされたということが、新たな問題を生んでいるわけでありまして。

また、生活援助の大幅削減も行われまして、自分でやるのが基本だということで、いろいろな問題がここでも起こってきているわけでありまして。

福祉用具の貸しはがしといわれていますけれども、福祉用具が借りられなくなるなどのことも起こってまいりました。

そうした非常に、平成 18 年度は困難な状況を抱えた中での事業だったわけでありましてけれども、1 点、毎年お聞きしているのですけれども、階層別の滞納者数、これ、毎年の推移を追っていきたいと思いますので、これをお知らせ願いたいのが一つ。

それからもう一つは、先日もお話し申し上げましたけれども、療養型病床が廃止されてきているということで、それに伴って、札内寮については、92 人の待機者だというお話を伺いました。

昨年が 74 人でしたので、これも増えているようであります。

そのほかの施設の待機者ですね。

わかっているものがありましたら、お知らせいただきたいと思えます。

そうした待機者数の増加も、当然考えられるわけでありまして。

もう一つ、先ほどもお話ししました要支援 1、2 などに振り向けられた人が、介護ベッドでありますとか、車椅子、これを返してもらおうという、そういうことが起こったわけでありましてけれども、貸付数の変化というのがどんなふうになったか。

それもお聞きしたいと思えます。

○委員長（牧野茂敏） 保健課長。

○保健課長（久保雅昭） まず 1 点目の階層別の滞納者の状況ということでありますけれども、まず、第 1 段階につきましては、滞納者の方が 9 名、それから、第 2 段階につきましては 28 名、第 3 段階が 9 名、第 4 段階が 17 名、第 5 段階が 23 名、第 6 段階が 12 名、計 98 名という状況になっております。

それから、療養型の廃止の関係に伴っての待機者の関係ということでありますけれども、札内寮については 92 名ということでありますけれども、老健あかしやさんの場合につきましては、37 名というような状況になっております。

それから、ベッドの、要支援 1、2 のベッドの関係でありますけれども、ちょっとそのベッドの状況がどういうふうになったという数字がちょっと今手元にないものでありますので、ちょっとお示しできないのですけれども、このベッド、車椅子に関しましては、18 年のその改正のときに、軽度の方については利用できないということが打ち出されました。

19 年の 4 月に、また改正がありまして、車椅子、ベッドについても、特に医師が必要と認めた場合、さらに、サービス計画などを通じて、本当に必要だということが認められればそれはいいですよということになりました。

その方については、19 年 4 月になりましてから、現在、5 名の方が利用されているという状況になっておりまして、内訳としましては、車椅子の方が 3 名、それから、電動ベッドを借りている方が 2 名というような状況となっております。

○委員長（牧野茂敏） 増田委員。

○8 番（増田武夫） 所得階層別の滞納状況、お聞きしたのですが、昨年の数字よりは大幅減っているんですね。

これがどういうところにあるのか。一生懸命納めてもらうように努力した点にあるのか。

去年は合計 216 人という数字だったわけですが、これが 98 になった。

この点について、どういう変化があったのか。

そちらで押さえている点をお知らせいただきたいのですが。

もう一つの待機者の問題ですけれども、町内にあるこの二つの施設の待機者、札内寮は 74 から 92 に

増えた。

老健あかしやは23から37人増えたということで、増加傾向というのは顕著なものがあるというふうに思うわけですね。

この介護保険制度も、やはり保険料払って頂くことによって、その自由にいろんなサービスを選択できますよと。

そして、家族の介護の大変さから開放するのだと。そういう謳い文句で始まったわけなのですね。

ところが、そして、そのことを実現するためには、様々なサービスの提供に努力する必要があるわけなのですね。

これは強制的に掛金を、年金者なんかからは、取り上げるといったら変ですけども、納めてもらうわけですし、そうした点では、保険者は町ですから、町としては、保険料を払ってもらうわけですから、その本来提供されるべきサービスは、やはり万度に提供されるようにしていかなかったら、これは詐欺みたいなものでありまして、民間の保険で、今、いろいろな問題になっていますけれども、保険料払わなかったとかいろいろな問題になっている事例もありますけれども、やはりそういうように保険というものは、こういうサービスがあるから保険料をとると、こういうことが本来のあれで、これは自治体だからといって、それがサービス提供できなくても免除されるというようなものではないのではないかと、いうふうに思うのですよね。

だから、そういう点では、待機者がどんどん増えていくと。

これは、この傾向というのは、療養型ベッドがますます減っていく、経年的に減らされていくわけですから、これは相当今後も増えていかざるを得ない。

そうした点で、昨日もちょっと議論したわけですけども、とにかく枠がないということで、例えば、特別養護老人ホームなどの建設には、非常に消極的な姿勢だと。

それ、確かに国の姿勢としては枠がないかもしれないけれども、やはり計画としてはしっかりとそういうものをつくっていくのだと。

つくっていかなかったら、こういう保険者としての責任が果たせないのだということに、この思いをいたすのであれば、やはり次の計画にはしっかりと立てて、国にも要求していこうという、そういう姿勢がどうしても必要だと思うのですよね。

そういうことをしていかないと、国の腰も上がらないということだというふうに思うのですよね。

だから、そうした点で、保険者としての義務を果たすために、新しい計画ではしっかりとその対処していただきたいと。そのように思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（牧野茂敏） 保健課長。

○保健課長（久保雅昭） まず、滞納の状況で、17年度より18年度が大幅に改善をされたということでありますけれども、担当の職員も努力した結果であろうとは思いますが、ただ、もう一つの理由としては、たまたまその平成17年度に、18年度の大幅な改正があったり、その介護保険の事業計画の策定など、様々な要因がありまして、その十分な徴収体制がとれなかったということもこれは事実であります。

ですから、そういった部分も含めて、その分を18年度分になりましてから、一生懸命やらせていただきまして、被保険者の方からもご理解いただきながら、お支払いを頂いたというような状況であります。

それから、待機者が増えていくというその問題でありますけれども、昨日もお話しさせていただいた部分もありますけれども、今現在、療養型病床郡が再編をするということで、それは、主に老健施設ですとか、そういうことが始めのうちはそう言われておりました。

だけれども、いろんな条件が緩和をされまして、医療法人であっても、例えば、特養の営業といえますか、行うことができるとか、いろいろな条件が緩和をされまして、そういった中で、道がそれぞれのそういう病床群の施設のあるところに対して、そのアンケート調査をして、どのように移行していくかというようなことになっていきまして、それが今ある病床群が全てそういう形で変わっていけば、一番

理想的だというふうに思っておりますし、それが変わっていかない部分もあるのだと。廃止したままで終わるのだということであれば、それは介護難民といった形にもなりかねないわけですがけれども、その部分が足りない部分については、今度は第4期の介護保険事業計画に、先ほどまで、その枠がないというお話があるのですけれども、今現在は確かに特養の枠というのは、十勝圏域としては12床しか枠が残っていない状態ではあるのです。

ただ、その療養型病床郡の道で策定する地域整備計画構想ですね。これが作成された段階で、第4期の介護保険事業計画をどのようにするかという、その国から示される参酌標準が変わってきて、その枠が増えるということもあり得るのかなというふうに思っています。

ですから、まずはその地域整備構想の中身を見なければ、枠がない中で、計画に載せるということは、これはやっぱり計画をつくった段階で、支庁なり道なりに、これは見せるわけですから。枠がないから、これは計画に載せられないということにもなりますので。

その枠ができたときには、そういうことも検討していかなければならないと思うのですけれども、先ほど言いましたように、その地域整備計画構想ですね。

まずは、これの19年の末までに策定をするというようなことを言っておりますので、まずはそれを見たいというふうに考えております。

○委員長（牧野茂敏） 増田委員。

○8番（増田武夫） その滞納者の関係ですけれども、確かにそういう時期であって、216人という数字が出てきたのですけれども、しかし、その前の年と比べたら、その前の年は77人で、それから比べれば、98人と増えているわけなのですよ。

いろいろな、国保であろうと、いろいろな収納では、本当に収入が減っているのは明らかでありますし、そうした点で、この滞納されておられる方、例えば、第1段階、第2段階などの方にしてみたら、大変なことだと思うのですが、第1段階では、一昨年は、その前の年は5人の者が、平成16年5人だったものが7人になっているとか、非常にそういう人たちにとっては大変な問題だと思いますので、是非ともそういう人たちに対する減免なり何なりの措置を、町として考えるべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

それから、待機者がどんどん増えていくという問題が、大きくこれから問題になっていくと思うのですよね。

計画の中に枠がないのだから、道の方で入れるなどといった場合もあるかもしれませんが、しかしながら、そういう姿勢でやっぱり最初は入れていくというようなことにしていかないと、これはそういう保険者としての責任を果たすということにはなっていないのではないかとこのように思います。

待機者がどんどん増えていくという、そういう現実の中で、待機期間がまた問題だと思うのですよね。待機期間がどれだけあって、これだけの待機者が増えているのか。

これが申し込んだ人、すぐ92人というわけにはいかないの、待機者の待機期間はどのくらいなのか、調査したあれがありましたら、お知らせください。

○委員長（牧野茂敏） 保健課長。

○保健課長（久保雅昭） まず、減免の関係でありますけれども、これは何度もお話をさせていただいている部分でもありますけれども、18年度の税制改正に伴いまして、介護保険料についても段階を増やした。

従来の5段階から6段階にしましたと。

旧2段階と言われるものが、今までが、その基準額が0.75であったものが、新しい制度では、年金収入80万以下の方については、基準額の0.5にしましたよと。

これを、もし制度が改正されなかったとすれば、その80万以下の人たちであっても、月額が3万100円になったということでもあります。

しかしながら、その国の制度改正によりまして、基準額が0.5になったことによって、それが2万100

円になったということでありまして、それはその方たちにとっては、1万円軽減をされたというような状況になっておりますので、これは国の制度として、軽減が図られたということで、ご理解を頂きたいなというふうに思っております。

それから、待機者の期間の関係でありますけれども、まず、老健の場合につきましては、37人ということでありまして、ほとんどの場合、大体2週間から3週間ぐらいで入りできるということでありまして。

中には、その老健の場合は待っている場所、要するに、在宅で待っている方。それか、あるいは病院で待っている方。

同じ老健で待っている方という、いろいろなパターンがあるのですけれども、老健で待っている方は、まだ老健に入っていられる間は、それはまず問題はないのですけれども、その、特にその在宅なんかの倍ですと、通常、2、3週間で入れるというふうに、あかしやさんの方からお聞きしておりますので、これについては、そう問題なく、老健について入っているのかなというふうに思っています。

それからあと、特養の関係でありますけれども、92人ということで、非常に人数が多くなってきたということありますけれども、ただ、これは療養病床群が削減されるとか廃止されるというようなこともあって、まずは申込みをしておこうというようなこともあるのかなというふうに思うのです。

といいますのは、実際にその内訳としまして、その病院に入院されていて、待機しているという方が、例えば、17年の2月のときには、病院で4人の方だったのです。

内訳をお聞きしたところ。

それが、現在は、病院で待機しているという方は20人というような状況になっておりますので、だから、何かすごく数字がいきなり増えてきているというような状況に見えるのですけれども、そういったことも影響しているのではないかなというふうに分析をしております。

92人の内訳を申し上げますと、老健で待っている方が24名、それから、病院が20名いらっしゃいます。

グループホームが14名おります。

それから、在宅が34名という、そういう内訳になっております。

ですから、病院ですとか老健ですとか、グループホームという部分については、今すぐ入らないと本当に困っているのだという状況ではないのかなというふうに思っております。

在宅の方の34名については、困っている方もいらっしゃる。

中には、この分析をしますと、本当に軽度の方でも申込みをしているという部分もありますし、そういうことを考えると、全部が困っている人だということではないということでありまして。

それと、特養に関しては、重複して申込みをできるということもありますから、札幌の特養に申込みをしながら、帯広のあちこちの特養にも申込みしているという場合もあるのかなと。

ですから、個人の名前はこれは教えていただけませんので、はっきりわかりませんが、重複の申込みはあるということはお聞きをしておりますので、そんなような状況になっているのかなというふうに思います。

○委員長（牧野茂敏） 増田委員。

○8番（増田武夫） 待機期間がどのくらいあるかという、これも非常によく調査していただきたいのですが、早く手立てをとらないと、亡くなってしまうというような、そういう場面も出てくるわけなので、すよね。

今、病院から20人というお話でしたが、病院はもう、今、どこも期間来たら出る出るということで、大変なのですよね。

そして、次の病院を探したくても、受け入れるところがなくて、行き場がないというそういう状況が今の国の医療政策の中で出てきているのだということもよくお考え頂きたいというふうに思うのですよね。

だから、そうした点で、保険者としての責任と、先ほども言ったのですが、是非とも責任を果たすた

めに頑張ってもらいたいというふうに思います。

今、特養の待機期間というお話を聞いたのですが、実際は掘んでいないということによろしいのですか。

○委員長（牧野茂敏） 保健課長。

○保健課長（久保雅昭） すみません。特養の待機期間については、以前お聞きをしてきましたところ、本当に何と申しましょうか、今入らないと大変だという方については、すぐ入れる場合もありますし、長い方でも2年3年待つ方もいらっしゃるというような状況をお聞きしております。

ただ、どちらにしても、その特養の枠が120床ありまして、その中に全部埋まっているわけですから、それはどなたかがどう、何て言ったらいいかあれですけども、空きが出なければ入れないということもありますので、そういった部分で待たれるという部分もあるかと思えます。

ですから、早い場合でしたら、1、2カ月、長い場合には2、3年というようなことで、以前にお聞きしたことがあります。

○委員長（牧野茂敏） 増田委員。

○8番（増田武夫） その辺、やはり先ほども言いましたけれども、介護保険は町が保険者としてやっているものでありますし、町民がどういう状態に置かれて待機しているのか。

その辺もしっかりと調べる必要があると思うのですよね。

だから、その辺も頑張っていたきたいと思えますし、やはり、計画その他も心を入れてやっていていただきたいなど、そのように思います。

○委員長（牧野茂敏） 答弁いいですね。

ほかにありますか。

（なしの声あり）

○委員長（牧野茂敏） 質疑がないようですので、介護保険特別会計につきましては、以上をもって終了させていただきます。

この際、16時45分まで休憩をいたします。

16：35 休憩

16：45 再開

○委員長（牧野茂敏） 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長としてお願いがあります。時間を延長してでも終了まで終わらせたいと思えますけども、よろしゅうございますか。

（はしの声あり）

○委員長（牧野茂敏） それでは、認定第5号、平成18年度幕別町簡易水道特別会計決算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（高橋政雄） 平成18年度幕別町簡易水道特別会計決算について、説明いたします。

126ページをお開きください。

歳入は、1款分担金及び負担金から7款町債までの予算総額5億1,260万3,000円に対しまして、調定総額4億8,559万5,589円、収入済額4億8,524万1,803円であります。

128ページへいきまして、歳出は、1款水道費と2款予備費の予算総額5億1,260万3,000円に対しまして、支出済額4億8,493万7,801円となります。

歳入歳出差引残額につきましては、30万4,002円であります。

それでは、歳入歳出事項別明細についてご説明いたしますので、歳出から申し上げます。

144ページをお開きください。

1款水道費、1項水道事業費、予算現額5億1,250万3,000円で、支出済額は4億8,493万7,801円

であります。

1 目一般管理費、本目は、簡易水道施設の維持管理及び整備に係る経費で、担当職員 2 名分の人件費のほか、配水管布設に係る経費や起債の償還金などが主なものであります。

146 ページへいきまして、13 節の委託料は、各施設の管理委託業務のほか、幕別簡水配水管調査設計業務と変更申請認可申請書作成業務などであります。

15 節工事請負費では、細節 1 は検定満了量水器取替工事、176 カ所分、細節 3 は、明倫浄水場送水施設及びポンプの設置工事、細節 4 は、駒畠簡水舗装復旧工事、細節 5 は、幕別簡水配水管の造形及び雨水地区解消のための配水管布設工事であります。

16 節原材料費、細節 2 は、検定満了量水器 176 戸分の費用であります。

150 ページへいきまして、2 款予備費、1 項予備費、予算現額 10 万円で、支出済額は 0 円であります。次に、歳入についてであります。

130 ページをお開きください。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、予算額 1,000 円に対しまして、収入額は 0 円であります。

132 ページへいきまして、2 款使用料・手数料、1 項使用料、調定額 7,773 万 1,818 円に対しまして、収入済額は 7,737 万 8,032 円であります。

駒畠ほか 4 地区 1,104 戸分の使用料と滞納繰越分で、元年度分の収納率につきましては、99.67%であります。

2 項手数料、調定額 26 万 4,000 円に対しまして、同額収入で設計手数料であります。

134 ページへいきまして、3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、調定額 2,747 万 4,000 円に対しまして、同額収入でありまして、簡易水道事業費補助金であります。

2 項簡易水道管理費補助金、調定額 37 万円に対しまして、同額収入でありまして、合併に伴います補助金であります。

136 ページへいきまして、4 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額 1 億 1,142 万 7,000 円に対しまして、同額収入でありまして、一般会計繰入金であります。

138 ページへいきまして、5 款繰越金、1 項繰越金、調定額 328 万 5,273 円に対しまして、同額収入で前年度繰越金であります。

140 ページへいきまして、6 款諸収入、1 項消費税還付金、調定額 986 万 7,836 円に対しまして、同額収入であります。

2 項雑入、調定額 4 万 5,662 円に対しまして、同額収入であります。

142 ページへいきまして、7 款町債、1 項町債、調定額 2 億 5,250 万円に対しまして、同額収入で、幕別簡易施設整備事業債などあります。

以上で、簡易水道特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いします。

○委員長（牧野茂敏） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（牧野茂敏） 質疑がないようですので、簡易水道特別会計につきましては、以上をもって終了させていただきます。

認定第 6 号、平成 18 年度幕別町公共下水道特別会計決算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（高橋政雄） 平成 18 年度幕別町公共下水道特別会計決算について、説明いたします。

153 ページをお開きください。

歳入は、1 款分担金及び負担金から 7 款町債までの予算総額 15 億 6,058 万 6,000 円に対しまして、調定総額 15 億 7,228 万 9,338 円、収入済額は 15 億 5,711 万 8,383 円であります。

155 ページへいきまして、歳出は 1 款総務費から 4 款予備費までの予算総額 15 億 6,058 万 6,000 円に対しまして、支出済額 15 億 5,689 万 4,223 円となります。

歳入歳出差引残額は22万4,160円であります。

それでは、歳入歳出事項別明細について、ご説明をいたします。

歳出から申し上げますので、171ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、予算現額6,881万3,000円で、支出済額は6,871万3,217円であり
ます。

1目一般管理費、本目は、下水道施設の管理に要した経費で、担当職員1名分の人件費のほか、19
節の負担金補助及び交付金の細節6は、十勝環境複合事務組合負担金、細節7は、下水道使用料収納業
務等負担金、21節は、貸付金は、水洗便所改造等資金貸付金であります。

175ページへいきまして、2款事業費、1項下水道施設費、予算現額は4億9,325万7,000円で、支
出済額は4億9,296万8,719円であります。

1目下水道建設費、本目は、下水道施設の整備に要した経費であり、担当職員3名の人件費のほか、
13節委託料では、汚水排水の整備に係る調査設計委託料のほか、下水道台帳作成委託料及び浄化センタ
ー更新設計委託料であります。

15節工事請負では、雨水、汚水排水の整備に係る工事のほか、処理場の電気設備等更新工事であり
ます。

19節負担金補助及び交付金では、十勝川流域下水道の建設事業に対する負担金が主なものであり
ます。

177ページへいきまして、2項下水道管理費、予算現額8,932万5,000円で、支出済額は8,615万1,652
円であります。

1目浄化センター管理費、本目は、幕別処理区の浄化センターの維持管理経費であり、年間処理量は
69万7,181トンで、前年度より5万1,774トンの増であります。

2目札内中継ポンプ場管理費、本目は、札内処理区の中継ポンプ場の維持管理経費であり、年間の圧
送量は141万8,124トンで、前年度より2万7,034トンの増であります。

3目管渠維持管理費、本目は、雨水排水ポンプ場、汚水管路、マンホール、汚水枡の維持管理に要し
た経費であります。

179ページへいきまして、15節工事請負費では、汚水管補修、公共枡、マンホール補修など、38カ所
の補修を行ったものであります。

181ページへいきまして、3款公債費、1項公債費、予算現額は9億909万1,000円で、支出済額は
9億906万635円であります。

ここは起債償還の元金利子でありまして、1目は元金、2目は利子、3目は公債諸費であります。

183ページへいきまして、4款予備費、1項予備費、予算現額10万円で、支出済額は0円であり
ます。次に、歳入についてであります。

157ページをお開きください。

1款分担金及び負担金、1項負担金、調定額801万1,080円に対しまして、収入済額は648万2,040
円、収入未済額は119万6,700円であります。

1目都市計画負担金は、公共下水道の受益者負担金であります。

元年分の収納率は100%であります。

159ページへいきまして、2款使用料及び手数料、1項使用料、調定額2億8,587万732円に対しま
して、収入済額は2億7,222万8,817円で、収入未済額は1,307万2,177円であります。

元年分の収納率は98.52%であります。

次に、161ページへいきまして、3款国庫支出金、1項国庫補助金、調定額2億円に対しまして、同
額収入であります。

下水道建設国庫補助金であり、補助率は2分の1であります。

次に、163ページへいきまして、4款繰入金、1項他会計繰入金、調定額5億1,903万3,000円に対
しまして、同額収入で一般会計繰入金であります。

165 ページへいきます。

5 款繰越金、1 項繰越金、調定額 627 万 6,298 円に対しまして、同額収入で前年度繰越金であります。

167 ページへいきまして、6 款諸収入、1 項貸付金利元利収入、調定額 500 万円に対しまして、同額収入であります。

ここでは、水洗化改造資金貸付金の元金収入であります。

2 項雑入、調定額 2,829 万 8,228 円に対しまして、同額収入で、下水道間の移設補償費であります。

169 ページへいきまして、7 款町債、1 項町債、調定額 5 億 1,980 万円に対しまして、同額収入で、1 目は公共下水道及び十勝川流域下水道の建設事業債。

2 目は資本費平準化債であります。

3 目は、下水道事業債であります。

4 目は、公営企業借換債であります。

以上で、公共下水道特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（牧野茂敏） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（牧野茂敏） 公共下水道特別会計につきましても、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、認定第 7 号、平成 18 年度幕別町公共用地取得特別会計決算の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（増子一馬） 186 ページをお開きください。

平成 18 年度幕別町公共用地取得特別会計決算について、ご説明申し上げます。

歳入 1 款繰入金、2 款繰越金、歳入合計で、調定額 3,774 万 9,788 円、同額収入済であります。

次のページ、188 ページ。

歳出 1 款公債費、2 款予備費、歳出合計、予算現額 3,774 万 5,000 円、支出済額 3,764 万 4,070 円であります。

歳入歳出差引残高 10 万 5,718 円であります。

194 ページをお開きください。

事項別明細書歳出であります。

1 款公債費、1 項公債費、予算減額 3,764 万 5,000 円に対しまして、支出済額 3,764 万 4,070 円であります。

1 目元金は、平成 11 年度に、札内 9 号南通街路整備事業の用地取得及び移転補償のために借入れをした公共用地先行取得債の起債償還元金であります。

据置期間が、平成 16 年度で終わり、17 年度から元金の償還が始まったものであります。

2 目利子は、起債償還利子であります。

196 ページをお開きください。

2 款予備費、1 項予備費、予算現額 10 万円に対しまして、支出はありません。

以上で歳出の説明を終わります。

次に、歳入であります。190 ページをお開きください。

歳入 1 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額 3,764 万 5,000 円に対しまして、収入済額も同額であります。

起債償還元金及び利子に充当するための一般会計からの繰入金であります。

192 ページをお開きください。

2 款繰越金、1 項繰越金、調定額 10 万 4,788 円に対しまして、収入済額も同額であります。

以上で、公共用地取得特別会計の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（牧野茂敏） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（牧野茂敏） 公共用地取得特別会計につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、認定第8号、平成18年度幕別町個別排水処理特別会計決算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（高橋政雄） 平成18年度幕別町個別排水処理特別会計決算について、説明いたします。

199ページをお開きください。

歳入は、1款分担金及び負担金から6款町債までの予算総額1億8,131万5,000円に対しまして、調定総額1億8,129万9,982円、収入済額は1億8,116万3,782円であります。

201ページへいきまして、歳出は1款総務費から4款予備費までの予算総額1億8,131万5,000円に対しまして、支出済額1億7,999万1,966円となり、歳入歳出差引残額は117万1,816円であります。

それでは、歳入歳出事項別明細について、説明いたしますので、歳出から申し上げます。

215ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、予算現額は505万6,000円で、支出済額は471万7,915円であります。

1目一般管理費、本目は、個別排水処理施設による水洗化の普及に要する経費であり、本年度は14機分の設置補助金を交付しております。

217ページへいきまして、2款事業費、1項排水処理施設費、予算現額1億692万3,000円で、支出済額は1億664万2,245円であります。

1目排水処理建設費、本目は、排水処理施設建設に要する経費であり、本年分は41機分の施設整備工事を行っております。

2項排水処理管理費、予算現額3,492万1,000円で、支出済額は3,431万9,272円であります。

1目排水処理施設管理費、本目は、排水処理施設の維持管理に要する経費でありまして、13節委託料は、18年度分建設分も含め、520機分の維持管理を行ったものであります。

219ページへいきまして、3款公債費、1項公債費、予算現額3,431万5,000円で、支出済額は3,431万2,534円であります。

ここでは、起債償還の元金及び利子にかかわる費用でありまして、1目は元金、2目は利子であります。

221ページへいきまして、4款予備費、1項予備費、予算現額10万円で支出済額は0円であります。

次に、歳入についてであります。

203ページをお開きください。

1款分担金及び負担金、1項分担金、調定額532万円に対しまして、同額収入であります。

内容は、受益者分担金、41戸分であります。

205ページへいきまして、2款使用料及び手数料、1項使用料、調定額1,874万3,700円に対しまして、収入済額は1,860万7,500円であります。

内容は、排水処理施設520戸分の使用料であります。

207ページへいきまして、3款繰入金、1項他会計繰入金、調定額6,104万4,000円に対しまして、同額収入で一般会計繰入金であります。

290ページへいきまして、4款繰越金、1項繰越金、調定額244万4,990円に対しまして、同額収入で、前年度繰越金であります。

211ページへいきまして、5款諸収入、1項貸付金元利収入、調定額400万円に対しまして、同額収入で、水洗便所改造資金貸付金元金収入であります。

2項消費税還付金、調定額404万7,292円に対しまして、同額収入で、消費税還付金であります。

213ページへいきまして、6款町債、1項町債、調定額8,570万円に対しまして、同額収入でありまして、1目は排水処理施設整備に伴うものであります。

以上で、個別排水処理特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（牧野茂敏） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（牧野茂敏） 質疑がないようですので、個別排水処理特別会計につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、認定第9号、平成18年度幕別町農業集落排水特別会計決算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（高橋政雄） 平成18年度幕別町農業集落排水特別会計決算について、説明いたします。

224 ページをお開きください。

歳入は、1 款使用料・手数料から4 款繰越金までの予算総額1 億675 万7,000 円に對しまして、調定総額1 億677 万8,169 円で、収入済額は1 億673 万5,049 円であります。

226 ページへいきまして、歳出は1 款総務費から4 款予備費までの予算総額1 億675 万7,000 円に對し、支出済額は1 億606 万8,246 円となります。

歳入歳出差引残額は、66 万6,803 円であります。

それでは、歳入歳出事項別明細について、ご説明をいたします。

歳出から申し上げます。

236 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、予算現額44 万3,000 円で、支出済額は27 万7,462 円であります。

1 目一般管理費、本目は、農業集落排水施設に係る水洗化の普及及び消費税の納付に要する経費であり、本年は水洗便所改造等資金貸付金利子補給費補助金を1 件分行っております。

238 ページへいきまして、2 款事業費、1 項排水処理施設費、予算現額32 万3,000 円で、支出済額は30 万5,344 円であります。

1 目排水処理建設費、本目は、排水処理施設建設に要する経費で、農業集落排水事業に係る事務的経費のほか、本年は施設建設時の起債償還に係る基金利子の積立てを行っております。

2 項排水処理管理費、予算現額3,207 万5,000 円で、支出済額は3,167 万424 円であります。

1 目排水処理管理費、本目は、農業集落排水処理施設の維持管理に要する経費であり、年間処理量は、11 万7,972 トンで、前年より2,515 トンの増であります。

2 目排水処理施設管渠維持管理費、本目は、既に整備をいたしました污水管渠、マンホール、污水枡の維持管理に要した経費であります。

240 ページへいきまして、工事請負費では、公共枡、マンホール周辺の舗装など、18 カ所の補修を行ったものであります。

242 ページへいきまして、3 款公債費、1 項公債費、予算現額7,381 万6,000 円で、支出済額は7,381 万5,016 円であります。

ここでは、起債償還の元金及び利子に係る費用であります。

1 目は元金、2 目は利子であります。

244 ページへいきまして、4 款予備費、1 項予備費、予算現額10 万円で、支出済額は0 円であります。

次に、歳入についてであります。

228 ページをお開きください。

1 款使用料及び手数料、1 項使用料、調定額1,445 万6,960 円に對しまして、収入済額は1,441 万3,840 円であります。

元年分の収納率は99.70%であります。

忠類地域の農業集落排水施設507 戸分の使用料収入であります。

230 ページへいきまして、2 款財産収入、1 項財産運用収入、調定額5 万8,384 円に對しまして、同額収入であります。

農業集落排水事業償還基金利子であります。

232 ページへいきまして、3 款繰入金、1 項基金繰入金、調定額 340 万 1,762 円に対しまして、同額収入で、農業集落排水事業償還基金繰入金であります。

2 項他会計繰入金、調定額 8,811 万 8,000 円に対しまして、同額収入で、一般会計繰入金であります。

234 ページへいきまして、4 款繰越金、1 項繰越金、調定額 74 万 3,063 円に対しまして、同額収入で、前年度の繰越金であります。

以上で、農業集落排水特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（牧野茂敏） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（牧野茂敏） 質疑がないようですので、農業集落排水特別会計につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、認定第 10 号、平成 18 年度幕別町水道事業会計決算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（高橋政雄） 決算説明の前に、9 月 15 日に発生いたしました幕別町本町地区での断水事故の方向について、若干時間を頂いて説明させていただきたいと思っております。

9 月 15 日の夜、9 時ごろでございますけれども、幕別町の本町地区において、断水事故が発生いたしました。

事故の内容につきましては、猿別浄水場から本町地区に給水しております配水本管が、猿別地区を経由して、本町に来ているわけでございますけれども、その幕別運動公園の野球場の裏と、斉藤砂利さんとの間、現在、帯広土木現業所による立体交差の事業が進めておりまして、その事故のその現場の中で、その本管による土砂が流れて、水道本管も流れたとうことでございます。

原因としましては、1 週間前の台風の大雨によるものと、地盤が緩んでいたため、その先ほどの立体交差の事業のよう壁部分と、配水本管がかなり近いところにありましたことから、土砂くずれとともに、配水本管も破損がされたというところでございます。

断水区域につきましては、本町地区の旭町と幸町の一部を完全断水に至らなかったものの、断水世帯につきましては、先ほどの残りにつきましては 1,533 戸の中で断水が発生したものであります。

復旧時につきましては、3 時間半後の夜中でございますけれども、1 時ごろまで断水をしたのでございますけど、その間、実は猿別橋を経由してくるものと、国道 38 号線を通ってくる配水管と、両方、バイパス経由になっておりまして、その猿別ではなくて、止若橋を通ってきたものに切り替えて断水の解消に当たったというところでございまして、その断水が解消されたのは、翌夜中の 1 時でございます。約 3 時間半の断水で終わったという結果でございます。

ただ、断水において、水道管の中に空気が入ってということがありまして、かなり白く濁ったという苦情などがかなり寄せられましたけれども、その間、町の広報車による内容を説明しながら対策に当たっていたところでございます。

現場の復旧でございますけれども、翌朝の 8 時ごろには、土木現業所さんの発注されている業者さん。あるいは、町の業者さんとも一緒になって復旧をし、完全復旧に至ったところでございます。

なお、現在、その原因等については、帯広土木現業所さんとも協議をしながら、結果なども詰めているところでありまして、今後の広報につきましても、今後、協議をさせていただくという経過になっているところでございます。

以上が、今までの経過を報告させていただきました。

それでは、平成 18 年度の幕別町水道事業会計の決算について、ご説明をいたします。

251 ページをお開きください。

平成 18 年度幕別町水道事業会計損益計算書であります。下から 3 行目の段になりますけれども、平成 18 年度の当年度純損失は、8,947 万 7,161 円となり、前年度の繰越欠損金 5 億 6,794 万 5,044 円を合

わせまして、当年度未処理欠損金は、6億5,742万2,205円となったところであります。

次に、257ページをお開きください。

平成18年度幕別水道事業報告書であります。

総括事項であります。経常収益においては、5億1,833万4,000円で、前年度4億6,641万円に比べ、5,192万4,000円、11.1%の増であります。

その主な要因は、7月から検針日を変更したことに伴いまして、年間調定日数が20日間多くなり、385日分の調定となったことによるものであります。

経常費用においては、6億781万2,000円で、前年度5億8,015万6,000円に比べ、2,765万6,000円の増であります。

その主なものは、修繕料の増、原価償却費の増によるものであります。

有収率につきましては、漏水調査の継続実施と漏水8カ所を修理し、前年度と同率の86.5%となっております。

今後とも、漏水の早期発見、周囲に万全を期してまいりたいと考えております。

事業といたしましては、計量法に基づく量水器取替、1,013件を行ったほか、配水本管の布設6,116.7メートルの布設工事を行ったところであります。

次に、261ページをお開きください。

平成18年度幕別町水道事業会計の収益費用明細書であります。

金額は、消費税抜き額となっております。

はじめに、収入であります。

1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益、4億5,181万2,839円であります。

これは、8,178戸の水道使用料であります。

なお、収納率は97.82%であります。

3目その他営業収益は、978万6,509円あります。

これは、加入負担金が主なものであります。

2項営業外収益、2目他会計補助金は、高料金対策に伴う一般会計補助金であります。

7目雑収益は、1,836万8,603円あります。

これは、下水道使用料に係る収納業務負担金であります。

次に、支出であります。

1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び上水費、2億318万8,162円あります。

ここでは、浄水場の管理運営に係る経費でありまして、主なものといたしましては、職員1名分の人件費、13節委託料は、浄水場の管理費委託料、18節動力費は電気料、29節受水費は、十勝中部広域水道企業団からの受水費用でありまして、18年度は62万7,376トンを受水しております。

2目配水及び給水費、2,583万3,264円で、主なものといたしましては、職員1名分の人件費。

13節委託料は、水道台帳水洗業務と上水道漏水調査業務であります。

263ページへいきまして、16節修繕料は、配水管の漏水修理であります。

5目総係費、3,620万254円ありますが、主に職員2名分に係ります人件費。

13節委託料は、検診業務に係る費用であります。

6目原価償却費、2億3,035万1,997円は、有形無形固定資産に係る原価償却費であります。

7目資産減耗費、2,848万9,668円。これは配水管の布設替等により、固定資産を除却した費用であります。

2項営業外費用、1目支払利息、8,264万7,234円は、企業債の償還利息であります。

265ページへいきまして、平成18年度幕別町水道事業資本収支明細書であります。

収入であります。1款資本的収入、1項企業債、1目企業債、1億7,720万円あります。

これは、配水管布設及び第3次拡張事業に係ります企業債の借入金であります。

3項出資金、1目負担区分に基づく出資金、7,779万1,000円は、平成16年度から始まりました3次

拡張事業に係ります一般会計からの出資金であります。

4項補助金、1目国庫補助金、7,779万1,000円は、第3次拡張事業に係る補助金であります。

6項負担金、1目負担金、5,208万5,767円は、水道管移設に係ります工事請負金であります。

266ページへいきまして、1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水管整備費、1億5,867万2,794円の主なものは、札内鉄道南沿線通りほか6路線、1,103.9メートルの配水管布設及び布設替えに係ります費用であります。

2目営業設備費、2,446万4,280円であります。検定満了量水器の購入及び取替えに係ります費用であります。

20目第3次拡張事業費は、2億2,711万5,357円は、職員1名に係る人件費のほか、事業実施に伴う委託料と工事請負費が主なものであります。

4項企業債償還金、1目企業債償還金、9,618万1,972円は、企業債の元金に係ります償還金であります。

以上、平成18年度幕別町水道事業会計決算について、ご説明をさせていただきました。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（牧野茂敏） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

杉山委員。

○15番（杉山晴夫） 1点だけお尋ねをしたいと思います。

この事業会計の決算に対する監査員の意見書を見ますと、結びのところで、使用料金の充足率も74.3%となっており、当該年度を含めて累積欠損金も増大しており、このような状況が今後も続く予想されるので、料金改定が必要な時期に来ていると思われる云々というふうに結んでおりますが、料金改定をすると、町民の負担が増えるわけでございますので、増額改定はしていただかない方がいいと思いますが、このことについては、前年度の監査意見書にもこのようなことが記載されているように記憶しております。

それで、この事業について、今後の在り方について、お尋ねをいたしたいと思います。

○委員長（牧野茂敏） 水道課長。

○水道課長（橋本孝男） 最初に、収納率について、七十数パーセントでありましたけれども、実は平成18年度7月に、検針日の変更に伴いまして、7月20日だったのを、10日に変更したことによりまして、最後の2月分が、平成18年度3月までに入らなかったということがございまして、収納率が下がっておりますけれども、去年と同じ状況で率を計算しますと、約97.82%という状況になってございます。

それと、決算状況についてでありますけれども、今年度も赤字が8,900万、累積欠損金もかなりの金額に、6億5,700万という数字になっておりまして、このままでは、会計が維持できないような状況になってございます。

このまま欠損金が膨らんでまいりますと、配水管40年、耐用年数過ぎたときの方針時の建設資金が不足するというようなこと。

あるいは、運転資金もあと数年で底をつくような状況等も発生してまいります。

今後、さらに平成20年度につきましては、全量受水に伴う経費等も出てまいりますことから、今年度使用料等審議会を開催をさせていただきまして、その中で、改定率等につきまして、協議をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（牧野茂敏） 増田委員。

○8番（増田武夫） 今、料金改定の話も出されたわけなのですが、平成18年度における収納率が97.82%ということでありまして、この年度における滞納状況でありますけれども、以前お伺いした点で言えば、滞納したら水道を止めますよという、その催告といえますか、その件数、それから、実際に給水停止に至った件数など。

それから、滞納者の数などをお知らせ願いたいと思います。

○委員長（牧野茂敏） 水道課長。

○水道課長（橋本孝男） 滞納状況でございますけれども、過年度分使用料の滞納者といたしまして、総数で288件の滞納者がございます。

それと、給水停止の状況でありますけれども、平成17年度が55件の給水停止、平成18年度が66件の給水停止ということで、現状、給水停止を継続しているところもございまして、数件ございまして、いずれも生活実態のないところというふうには押さえております。

○委員長（牧野茂敏） 増田委員。

○8番（増田武夫） 給水停止が11件ほど増えているようでありますけれども、以前にも申し上げたところでありますけれども、滞納者の経済状況の調査なども、今後していただいて、滞納せざるを得ない人々に対する対策も立てていく必要があるのではないかと思いますけれども、そうした実態調査はしておられるのかどうか、お聞きしておきたいと思っております。

○委員長（牧野茂敏） 水道課長。

○水道課長（橋本孝男） 滞納者が段々増えてまいりまして、必ず給水停止に至るまでには、できるだけ本人と接触を図ろうということで、電話もしますし、夜間も訪問しているわけでありまして、例えば、居留守を使って出てくれない。

その状況も説明してもらえない。

どうみても生活能力があるというような判断をされる方も実際にはいらっしゃいます。

その中で、できる限り、生活状況、支払いできないような状況をお聞かせいただければ、これは給水停止には至らずに済むものだというふうに思っております。

○委員長（牧野茂敏） 増田委員。

○8番（増田武夫） 今後、そうした点、滞納者などの経済状況などにも十分配慮して、給水に当たっていただきたい。

今の経済状況の中で、今後、先ほどの話にもありましたように、料金改定をしていくということになれば、そうした状況というのがさらに拡大されていくことも予想されるわけで、そうした点では、何らかの対策を講ずる必要がどうしても出てくるというふうに思うのです。

そうした点で、我々もどのような対策をすべきかというような提案もこれからしていきたいと思っておりますけれども、実態調査がまず第1でないかと思っております。

実態調査をしっかりと行っていただきたいと思っております。

○委員長（牧野茂敏） 答弁はよろしいですね。

ほかに質疑がないようですので、水道事業会計につきましては、以上をもって終了させていただきます。

これで、特別会計の審査を終了させていただきます。

以上をもって、全会計の審査を終了いたします。

[認定]

○委員長（牧野茂敏） これより、採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第1号、平成18年度幕別町一般会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○委員長（牧野茂敏） 異議がありますので、起立により採決をいたします。

本件は、原案のとおり認定することに、賛成の方の起立を願います。

（賛成者起立）

○委員長（牧野茂敏） 起立、多数であります。

したがって、平成18年度幕別町一般会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第2号、平成18年度幕別町国民健康保険特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議ありの声あり)

○委員長(牧野茂敏) 異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり認定することに、賛成の方の起立を願います。

(賛成者起立)

○委員長(牧野茂敏) 起立、多数であります。

したがって、平成18年度幕別町国民健康保険特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第3号、平成18年度幕別町老人保健特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(牧野茂敏) 異議なしと認めます。

したがって、平成18年度幕別町老人保健特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

お諮りいたします。

認定第4号、平成18年度幕別町介護保険特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議ありの声あり)

○委員長(牧野茂敏) 異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり認定することに、賛成の方の起立を願います。

(賛成者起立)

○委員長(牧野茂敏) 起立、多数であります。

したがって、平成18年度幕別町介護保険特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第5号、平成18年度幕別町簡易水道特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(牧野茂敏) 異議なしと認めます。

したがって、平成18年度幕別町簡易水道特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第6号、平成18年度幕別町公共下水道特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(牧野茂敏) 異議なしと認めます。

したがって、平成18年度幕別町公共下水道特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第7号、平成18年度幕別町公共用地取得特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長（牧野茂敏） 異議なしと認めます。

したがって、平成 18 年度幕別町公共用地取得特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第 8 号、平成 18 年度幕別町個別排水処理特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（牧野茂敏） 異議なしと認めます。

したがって、平成 18 年度幕別町個別排水処理特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第 9 号、平成 18 年度幕別町農業集落排水特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（牧野茂敏） 異議なしと認めます。

したがって、平成 18 年度幕別町農業集落排水特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第 10 号、平成 18 年度幕別町水道事業会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（牧野茂敏） 異議なしと認めます。

したがって、平成 18 年度幕別町水道事業会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上をもって、本特別委員会に付託されました、平成 18 年度幕別町各会計決算、認定第 1 号から認定第 10 号までの 10 議件の審査をすべて終了いたしました。

審査終了あたり、一言お礼を申し上げます。

各委員におかれましては、2 日間にわたる審査に際し、終始熱心に審査を頂きましたことを、心からお礼を申し上げます。

また、理事者並びに説明員におかれましても、審査の円滑な運営にご協力を頂きましたことに厚くお礼を申し上げます。

不慣れな委員長でありましたが、皆さまのお陰をもちまして、無事審査を終了することができました。

委員長として、心から感謝を申し上げます。

誠にありがとうございました。

これもちまして、平成 18 年度幕別町各会計決算審査特別委員会を閉会いたします。

17 : 37 閉会